

令和 7 年（2025 年）第 3 回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和 7 年（2025 年）3 月 24 日

枚 方 市 教 育 委 員 会

令和 7 年（2025年）第 3 回 枚方市教育委員会 定 例 会 議 案 書

案 件 名		
日程 1	報告第69号	臨時代理事項の報告について （１）議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）の意思決定について
日程 2	報告第70号	臨時代理事項の報告について （１）議会の議決事項（枚方市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について）の意思決定について
日程 3	報告第71号	臨時代理事項の報告について （１）教育委員会表彰の実施について
日程 4	報告第72号	臨時代理事項の報告について （１）令和 7 年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則の制定について
日程 5	報告第73号	臨時代理事項の報告について （１）議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について
日程 6	報告第78号	委任を受けて執行した事項の報告について （１）令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
日程 7	議案第23号	枚方市学校整備計画（第 2 期実施計画）の策定について
日程 8	議案第24号	枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画の策定について
日程 9	議案第25号	令和 7 年度学校園の管理運営に関する指針の策定について

日程 1 0	報告第74号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について (令和5年4月25日報告分)
日程 1 1	報告第75号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について①
日程 1 2	報告第76号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について②
日程 1 3	報告第77号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について③

○開催日時 令和7年(2025年)3月24日 午前10時00分から

○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第69号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）3月24日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第36号 議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）の意思決定について

臨時代理第36号

議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和7年（2025年）2月17日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市条例第 号

枚方市職員給与条例等の一部を改正する条例

(枚方市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の一部を次のように改正する。

[中略]

別表第 5 を次のように改める。

別表第5（第5条関係）

教 育 職 給 料 表

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	1	202,400 円	219,300 円	311,200 円
	2	203,900	221,400	313,800
	3	205,400	223,500	316,500
	4	206,900	225,500	319,300
	5	208,800	227,500	321,500
	6	210,700	230,000	323,700
	7	212,600	232,400	326,100
	8	214,500	234,800	328,600
	9	216,400	237,300	330,900
	10	218,500	240,100	333,200
	11	220,500	242,800	335,900
	12	222,400	245,500	338,300
	13	224,200	248,300	340,600
	14	226,700	250,000	342,400
	15	229,100	251,600	344,400
	16	231,600	253,200	346,500
	17	234,100	254,800	348,500
	18	236,700	255,200	350,600
	19	239,100	255,700	352,700
	20	241,500	256,200	354,700
	21	243,900	256,700	356,700
	22	245,500	257,700	358,800
	23	247,100	258,700	360,800
	24	248,700	259,700	362,800
	25	250,100	260,700	364,900
	26	250,400	262,100	366,500
	27	250,800	263,400	368,200
	28	251,200	264,700	369,800
	29	251,600	265,500	371,500
	30	252,400	268,100	373,100
	31	253,200	270,800	374,600
	32	254,000	273,500	376,100
	33	254,800	276,200	377,900
	34	255,900	278,500	379,700
	35	256,900	280,600	381,200
	36	257,900	282,700	382,700
	37	258,400	284,300	384,300
	38	259,900	286,000	385,800
	39	261,400	288,200	387,400
	40	262,900	290,400	389,000
	41	264,400	292,600	390,400
	42	265,300	294,500	391,900
	43	266,200	296,400	393,700
	44	267,000	298,300	395,400
	45	267,600	300,200	397,000
	46	268,600	301,400	398,800
	47	269,600	302,600	400,600
	48	270,500	303,800	402,500
	49	271,400	305,000	404,200
	50	272,200	307,000	405,900
	51	273,000	309,000	407,600
	52	273,800	311,000	409,200
	53	274,500	312,700	410,600
	54	275,300	314,800	411,900
	55	276,000	316,900	413,100
	56	276,700	319,000	414,300
	57	277,400	320,700	415,900
	58	278,100	322,700	417,100
	59	278,700	324,700	418,400
	60	279,300	326,700	419,700
	61	280,000	328,600	420,700

62	280,900	330,600	422,100
63	281,800	332,600	423,400
64	282,700	334,600	424,800
65	283,400	336,500	425,800
66	284,300	338,300	426,900
67	285,200	340,100	428,100
68	286,100	341,900	429,300
69	287,000	343,800	430,100
70	287,900	345,800	431,300
71	288,800	347,700	432,500
72	289,700	349,600	433,700
73	290,400	351,600	434,600
74	291,200	353,600	435,200
75	292,000	355,600	435,800
76	292,800	357,700	436,400
77	293,600	359,300	437,100
78	294,400	360,800	437,700
79	295,200	362,300	438,300
80	296,000	363,900	438,900
81	296,800	365,500	439,300
82	297,700	366,900	439,800
83	298,500	368,300	440,300
84	299,300	369,700	440,800
85	300,100	371,100	441,100
86	300,800	372,500	441,400
87	301,500	373,900	441,700
88	302,100	375,200	442,000
89	302,700	376,600	442,400
90	303,300	377,900	442,700
91	303,900	379,100	443,000
92	304,400	380,400	443,300
93	304,800	381,700	443,500
94	305,300	382,800	443,800
95	305,800	383,900	444,100
96	306,300	385,000	444,400
97	306,900	385,900	444,700
98	307,500	386,600	445,000
99	308,100	387,500	445,300
100	308,700	388,400	445,600
101	309,300	389,400	445,900
102	309,500	390,200	446,100
103	309,700	391,000	446,300
104	309,900	391,800	446,500
105	310,200	392,700	446,700
106	310,400	393,700	446,900
107	310,600	394,600	447,100
108	310,800	395,600	447,300
109	311,000	396,400	447,500
110	311,200	397,400	447,700
111	311,400	398,400	447,900
112	311,600	399,400	448,100
113	311,800	400,000	448,300
114	312,100	400,900	
115	312,400	401,800	
116	312,700	402,700	
117	312,900	403,600	
118	313,200	404,400	
119	313,500	405,200	
120	313,700	406,000	
121	313,900	406,800	
122	314,100	407,600	
123	314,300	408,300	
124	314,500	409,100	
125	314,700	409,400	
126	314,900	409,800	
127	315,100	410,400	

	128	315,300	410,700	
	129	315,500	411,200	
	130	315,700	411,600	
	131	315,900	412,200	
	132	316,100	412,600	
	133	316,300	412,900	
	134	316,500	413,300	
	135	316,700	413,700	
	136	316,900	414,100	
	137	317,100	414,500	
	138	317,300	414,900	
	139	317,500	415,300	
	140	317,700	415,700	
	141	317,900	416,100	
	142	318,100	416,400	
	143	318,300	416,700	
	144	318,500	417,000	
	145	318,700	417,200	
	146	318,900	417,500	
	147	319,100	417,800	
	148	319,300	418,100	
	149	319,500	418,400	
	150	319,700	418,600	
	151	319,900	418,800	
	152	320,100	419,000	
	153	320,300	419,200	
	154	320,500	419,400	
	155	320,700	419,600	
	156	320,900	419,800	
	157	321,100	420,000	
	158		420,200	
	159		420,400	
	160		420,600	
	161		420,800	
定年前再任用 短時間勤務職 員		184,800	224,480	268,320

備考

- 1 この表は、教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該額に勤務時間条例第2条第4項の規定による当該職員の勤務時間の数を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その数に10円未満の端数を生じたときは、5円未満はこれを切り捨て、5円以上はこれを10円に切り上げる。）をそれぞれ加算した額とする。

（枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

[中略]

別表第4（第4条関係）

教 育 職 給 料 表

職務 の級 給 号	1級
	給料月額
1	202,400 円
2	203,900
3	205,400
4	206,900
5	208,800
6	210,700
7	212,600
8	214,500
9	216,400
10	218,500
11	220,500
12	222,400
13	224,200
14	226,700
15	229,100
16	231,600
17	234,100
18	236,700
19	239,100
20	241,500
21	243,900
22	245,500
23	247,100
24	248,700
25	250,100
26	250,400
27	250,800
28	251,200
29	251,600
30	252,400
31	253,200
32	254,000
33	254,800
34	255,900
35	256,900
36	257,900
37	258,400
38	259,900
39	261,400
40	262,900
41	264,400
42	265,300
43	266,200
44	267,000
45	267,600
46	268,600
47	269,600
48	270,500
49	271,400
50	272,200
51	273,000
52	273,800
53	274,500
54	275,300
55	276,000
56	276,700
57	277,400
58	278,100
59	278,700
60	279,300
61	280,000

62	280,900
63	281,800
64	282,700
65	283,400
66	284,300
67	285,200
68	286,100
69	287,000
70	287,900
71	288,800
72	289,700
73	290,400
74	291,200
75	292,000
76	292,800
77	293,600
78	294,400
79	295,200
80	296,000
81	296,800
82	297,700
83	298,500
84	299,300
85	300,100
86	300,800
87	301,500
88	302,100
89	302,700
90	303,300
91	303,900
92	304,400
93	304,800
94	305,300
95	305,800
96	306,300
97	306,900
98	307,500
99	308,100
100	308,700
101	309,300
102	309,500
103	309,700
104	309,900
105	310,200
106	310,400
107	310,600
108	310,800
109	311,000
110	311,200
111	311,400
112	311,600
113	311,800
114	312,100
115	312,400
116	312,700
117	312,900
118	313,200
119	313,500
120	313,700
121	313,900
122	314,100
123	314,300
124	314,500
125	314,700
126	314,900
127	315,100

128	315,300
129	315,500
130	315,700
131	315,900
132	316,100
133	316,300
134	316,500
135	316,700
136	316,900
137	317,100
138	317,300
139	317,500
140	317,700
141	317,900
142	318,100
143	318,300
144	318,500
145	318,700
146	318,900
147	319,100
148	319,300
149	319,500
150	319,700
151	319,900
152	320,100
153	320,300
154	320,500
155	320,700
156	320,900
157	321,100

備考 この表は、教育職員に適用する。

[中略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中枚方市職員給与条例別表第 5 の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(枚方市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）別表第 5 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。この場合において、同条の規定による改正前の枚方市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後最初の給料の支給の日に支給する。

[後略]

報告第70号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）3月24日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第37号 議会の議決事項（枚方市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について）の意思決定について

臨時代理第37号

議会の議決事項（枚方市いじめ問題連絡協議会等設置条例の制定について）
の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和7年（2025年）2月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 枚方市いじめ問題対策連絡協議会の設置等（第2条－第5条）

第3章 附属機関の設置等

第1節 枚方市学校いじめ対策審議会（第6条－第10条）

第2節 枚方市学校いじめ重大事態調査委員会（第11条－第16条）

第3節 枚方市いじめ問題再調査委員会（第17条－第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく枚方市いじめ問題対策連絡協議会、枚方市学校いじめ対策審議会、枚方市学校いじめ重大事態調査委員会及び枚方市いじめ問題再調査委員会の設置並びにこれらの組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 枚方市いじめ問題対策連絡協議会の設置等

第2条 ～ 第5条 【略】

第3章 附属機関の設置等

第1節 枚方市学校いじめ対策審議会

（設置）

第6条 法第14条第3項及び地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、枚方市学校いじめ対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第7条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉に関する専門的知識を有する者
- (3) 臨床心理に関する専門的知識を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し教育委員会が適当と認める者

（委員の委嘱）

第8条 審議会の委員の委嘱期間は、2年（審議会の委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2年以内）とする。

2 補欠の審議会の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 審議会の委員の再度の委嘱は、妨げない。

(委員の報酬)

第9条 審議会の委員の報酬は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の定めるところによる。

(準用)

第10条 枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第3条から第6条まで、第8条及び第9条の規定は、審議会について準用する。

第2節 枚方市学校いじめ重大事態調査委員会

(設置)

第11条 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、枚方市学校いじめ重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(組織)

第12条 調査委員会は、委員5人以内の合議体を構成して、その担当事務の処理に当たるものとする。

2 調査審議する重大事態の件数が1を超えるときは、前項の合議体のほか、調査審議する重大事態ごとに、委員5人以内の合議体を構成して、それぞれその担当事務の処理に当たるものとする。

3 調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 臨床心理に関する専門的知識を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し教育委員会が適当と認める者

(委員の委嘱)

第13条 調査委員会の委員の委嘱期間は、2年（調査委員会の委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2年以内）とする。ただし、前条第2項の規定により構成する合議体に属する調査委員会の委員の委嘱期間は、当該合議体において処理する諮問に係る答申の日までとする。

2 補欠の調査委員会の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 調査委員会の委員の再度の委嘱は、妨げない。

(委員の報酬)

第14条 調査委員会の委員の報酬の額は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 会議への出席 日額22,000円

(2) 関係者からの聴取等による調査又は当該調査に係る資料の作成 時間額11,000円

2 前項に定めるもののほか、調査委員会の委員の報酬は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。

(会議の非公開等)

第15条 調査委員会の会議は、非公開とする。

2 調査委員会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(準用)

第16条 枚方市附属機関条例第3条から第5条まで、第8条及び第9条の規定は、調査委員会について準用する。

第3節 枚方市いじめ問題再調査委員会

第17条 ～ 第20条 【略】

第4章 雑則

第21条 この条例に定めるもののほか、協議会並びに審議会、調査委員会及び再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例及び枚方市いじめ問題再調査委員会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例（令和5年枚方市条例第19号）

(2) 【略】

(枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項第1号の規定による廃止前の枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例に規定する枚方市学校いじめ重大事態調査委員会（以下「旧調査委員会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、調査委員会の委員として委嘱された者とみなす。この場合において、その委嘱された者とみなされる調査委員会の委員の委嘱期間は、第13条の規定にかかわらず、その者の旧調査委員会の委員としての残期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現に旧調査委員会に諮問されている事項については、調査委員会において調査審議する。

(枚方市いじめ問題再調査委員会条例の廃止に伴う経過措置)

5 【略】

6 【略】

(枚方市附属機関条例の一部改正)

7 枚方市附属機関条例の一部を次のように改正する。

別表2の表枚方市学校いじめ対策審議会の項を削る。

(枚方市附属機関条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の枚方市附属機関条例別表2の表枚方市学校いじめ対策審議会の項に規定する枚方市学校いじめ対策審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日に、審議会の委員として委嘱された者とみなす。この場合において、その委嘱された者とみなされる審議会の委員の委嘱期間は、第8条の規定にかかわらず、その者の

旧審議会の委員としての残期間と同一の期間とする。

- 9 この条例の施行の際現に旧審議会に諮問されている事項については、審議会において調査審議する。

報告第71号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）3月24日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第38号 教育委員会表彰の実施について

臨時代理第 38 号

教育委員会表彰の実施について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 7 年（2025 年） 2 月 26 日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

教育委員会表彰対象者

No.	所 属	氏 名	表彰事由	
1	津田中学校 3 年	高田 美雨	第 3 条第 3 号	スポーツチャンバラ第 48 回世界選手権大会 「レディース部門」小太刀(1 級～10 級の部) 優勝
2	さだ中学校 2 年	鈴木 美里	第 3 条第 3 号	2024IBTF 世界フリースタイル・リズミックワール選手権大会 フリースタイルペア ジュニア 優勝
3	第二中学校 1 年	久保田 蓮斗	第 3 条第 3 号	FIP JUNIORS ASIAN PADEL CHAMPIONSHIPS BAHRAIN 団体優勝
4	桜丘小学校 5 年	浅田 明希	第 3 条第 3 号	2024UCI TRIALS WORLD YOUTH GEIMES ユースガール(9～11 歳の女子) 優勝
5	長尾西中学校 3 年	杉下 華子	第 3 条第 3 号	第 49 回全国バトントワリング選手権大会 トゥーバトン女子 U-15 優勝
6	東香里中学校 3 年	石上 勇斗	第 3 条第 3 号	令和 6 年 12 月 22 日に開催された第 42 回全日本空手道選手権大会 (中学 3 年生男子重量級の部) 優勝
7	枚方小学校 4 年	松井 統子	第 3 条第 3 号	令和 6 年度 第 41 回全国少年少女レスリング選手権大会 4 年生 女子の部 24kg 級 優勝
8	伊加賀小学校 2 年	大番 樹愛	第 3 条第 3 号	第 24 回全日本少年少女空手道選手権大会 2 年生 女子組手 優勝
9	関西創価小学校	—	第 4 条第 2 号	第 68 回全国書きぞめ作品展覧会 団体部門 全国優勝

報告第72号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）3月24日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第39号 令和7年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置
規則の制定について

臨時代理第 39 号

令和 7 年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 7 年（2025 年） 3 月 10 日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

令和 7 年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則

枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和63年枚方市教育委員会規則第13号）別表の規定にかかわらず、令和 7 年度に限り、次の表の左欄に掲げる幼稚園の 3 歳児の定員は、それぞれ同表の右欄に定める人数とする。

枚方市立香里幼稚園	26人
枚方市立蹉跎幼稚園	26人

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 平成31年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則（平成30年枚方市教育委員会規則第 8 号）
 - (2) 令和 6 年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則（令和 6 年枚方市教育委員会規則第 1 号）

報告第73号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）3月24日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第40号 議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について

臨時代理第40号

議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和7年（2025年）3月10日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

1. 取得物件 枚方市立中学校使用教科書及び指導書
合計 教科書 3, 480冊
指導書 748冊 デジタル指導書 506ライセンス
内訳
(その1) 教科書 2, 190冊
指導書 476冊 デジタル指導書 322ライセンス

(その2) 教科書 783冊
指導書 170冊 デジタル指導書 115ライセンス

(その3) 教科書 507冊
指導書 102冊 デジタル指導書 69ライセンス
2. 契約先 (その1) 枚方市岡本町6番1－103号
株式会社 野村呼文堂
代表取締役 野村 宜孝

(その2) 枚方市星丘2丁目3番25号
アイアイ書店
周防 太嘉子

(その3) 交野市倉治6丁目10番18号
岡澤商店
加地 順子

3. 取得金額 金 40,622,469円
内訳 (その1) 金25,836,586円
(その2) 金9,227,575円
(その3) 金5,558,308円

4. 用途 枚方市立中学校における授業実施及び教材研究等に使用

5. 目的 学習指導要領に則った教育課程を円滑に実施するため。

6. 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

教科書及び指導書の購入（その１）

施設別取得物件一覧

施設名	取得物件	数量
第一中学校	教科書	126冊
	指導書等一式	68冊
	46ライセンス	
第二中学校	教科書	92冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	
第三中学校	教科書	94冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	
第四中学校	教科書	127冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	
枚方中学校	教科書	124冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	
招提中学校	教科書	90冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	
楠葉中学校	教科書	94冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	
楠葉西中学校	教科書	90冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	
山田中学校	教科書	88冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	
渚西中学校	教科書	89冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	
蹉跎中学校	教科書	128冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	
招提北中学校	教科書	88冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	

施設名	取得物件	数量
蹉跎小学校	教科書	32冊
香里小学校	教科書	32冊
開成小学校	教科書	32冊
五常小学校	教科書	32冊
春日小学校	教科書	32冊
山田小学校	教科書	32冊
明倫小学校	教科書	32冊
殿山第一小学校	教科書	32冊
樟葉小学校	教科書	32冊
山之上小学校	教科書	32冊
交北小学校	教科書	32冊
香陽小学校	教科書	32冊
招提小学校	教科書	32冊
小倉小学校	教科書	32冊
樟葉南小学校	教科書	32冊
磯島小学校	教科書	32冊
蹉跎西小学校	教科書	32冊
樟葉西小学校	教科書	32冊
西牧野小学校	教科書	32冊
蹉跎東小学校	教科書	32冊
樟葉北小学校	教科書	32冊
船橋小学校	教科書	32冊
山田東小学校	教科書	32冊
平野小学校	教科書	32冊
長尾小学校	教科書	32冊
東香里小学校	教科書	32冊
伊加賀小学校	教科書	32冊
禁野小学校	教科書	32冊
教育委員会事務局	教科書	64冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	
総 計	教科書	2,190冊
	指導書等一式	476冊
		322ライセンス

教科書及び指導書の購入（その２）

施設別取得物件一覧

施 設 名	取 得 物 件	数 量
中宮中学校	教科書	124冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	
東香里中学校	教科書	125冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	
桜丘中学校	教科書	91冊
	指導書等一式	68冊
	46ライセンス	
長尾西中学校	教科書	91冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	
枚方小学校	教科書	32冊
枚方第二小学校	教科書	32冊
桜丘小学校	教科書	32冊
殿山第二小学校	教科書	32冊
牧野小学校	教科書	32冊
中宮小学校	教科書	32冊
田口山小学校	教科書	32冊
川越小学校	教科書	32冊
桜丘北小学校	教科書	32冊
藤阪小学校	教科書	32冊
西長尾小学校	教科書	32冊
総 計	教科書	783冊
	指導書等一式	170冊
	115ライセンス	

教科書及び指導書の購入（その３）

施設別取得物件一覧

施 設 名	取 得 物 件	数 量
津田中学校	教科書	126冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	
長尾中学校	教科書	92冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	
杉中学校	教科書	129冊
	指導書等一式	34冊
	23ライセンス	
津田小学校	教科書	32冊
菅原小学校	教科書	32冊
氷室小学校	教科書	32冊
津田南小学校	教科書	32冊
菅原東小学校	教科書	32冊
総 計	教科書	507冊
	指導書等一式	102冊
	69ライセンス	

報告第78号

委任を受けて執行した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第2号の規定により教育委員会に報告する。

令和7年（2025年）3月24日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 報告事項

令和6年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

2. 内容

別紙1のとおり

議案第23号

枚方市学校整備計画（第2期実施計画）の策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和7年（2025年）3月24日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 内容

別紙2のとおり

議案第24号

枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画の策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和7年（2025年）3月24日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 内容

別紙 3 のとおり

2. 参考資料

「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（わかりやすい版）」

議案第25号

令和7年度学校園の管理運営に関する指針の策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和7年（2025年）3月24日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 内容

別紙4のとおり



令和6年度 全国体力・運動能力、 運動習慣等調査の結果について



枚方市教育委員会事務局
学校教育部
教育指導課

調査の概要

1. 調査の目的

- (1) 国が全国的な子供・運動能力や運動習慣・生活習慣等を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力や運動習慣等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 教育委員会や学校において、本調査を活用し、子供の体力や運動習慣等の状況を把握するとともに、課題に対応した施策の実施や体育・保健体育の授業等の充実・改善に役立てる。

2. 調査時期

令和6年(2024年)4月から7月

3. 調査対象

小学校第5学年・中学校第2学年

4. 調査の内容

(1) 児童・生徒に対する調査

ア. 実技に関する事項:小中学校ともに8種目

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン〔中学校は持久走(男子1,500m、女子1,000m)かどちらかを選択〕、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ(小学校)・ハンドボール投げ(中学校)

イ. 質問紙調査

運動習慣、生活習慣等に関するもの

(2) 学校・教育委員会に対する質問紙調査

子供の体力向上や運動習慣の確立に向けて取組み等に関するもの₂

全国体力・運動能力、運動習慣等調査 結果（体力・運動能力）

小学校 調査の結果と概要

小学校【平均値】		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ
		(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)	(m)
5年男子	R6 枚方市	15.47	19.24	33.08	38.38	45.79	9.41	148.26	20.57
	R6 大阪府	15.77	18.97	33.75	39.57	45.70	9.48	148.90	20.34
	R6 全国	16.01	19.19	33.79	40.66	46.90	9.50	150.42	20.75
5年女子	R6 枚方市	15.38	17.84	37.32	35.99	35.66	9.68	140.48	12.84
	R6 大阪府	15.46	17.87	38.20	37.38	34.81	9.80	140.95	12.41
	R6 全国	15.77	18.16	38.19	38.70	36.59	9.77	143.13	13.15

◆小学校では、50m走（男子女子ともに）、上体起こし（男子）において全国平均を上回った。その他の種目では全国平均を下回り課題が見られた。

◆小学校全8種目のうち、男子は4種目、女子は3種目で大阪府平均を上回った。（色がついている種目）

中学校 調査の結果と概要

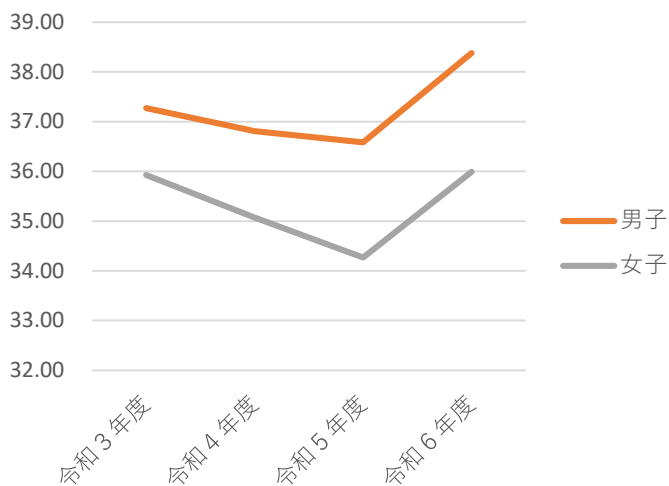
中学校【平均値】		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ハンドボール投げ
		(kg)	(回)	(cm)	(点)	(秒)	(回)	(秒)	(cm)	(m)
2年男子	R6 枚方市	27.88	25.83	42.95	50.29	422.21	77.73	7.95	193.51	20.57
	R6 大阪府	27.94	25.66	42.90	51.27	422.62	78.18	8.06	193.11	19.72
	R6 全国	28.95	25.94	44.47	51.51	410.69	78.98	7.99	197.18	20.57
2年女子	R6 枚方市	22.73	21.16	44.85	44.70	334.20	49.63	8.96	164.15	12.21
	R6 大阪府	22.51	21.32	45.23	45.35	318.67	49.75	9.11	162.62	11.67
	R6 全国	23.18	21.56	46.47	45.65	309.02	50.67	8.96	166.32	12.40

◆中学校では、50m走（男子女子ともに）、ハンドボール投げ（男子）において、全国平均以上の結果に。その他の種目では全国平均を下回り、課題が見られた。

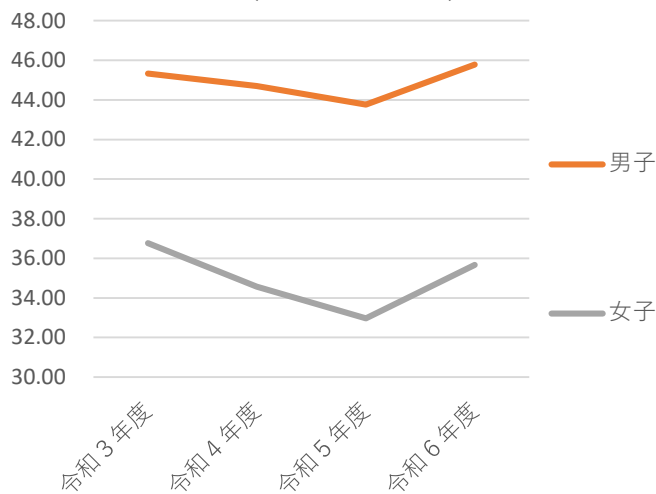
◆中学校全9種目のうち、男子は6種目、女子は4種目で大阪府平均を上回った。（色がついている種目）

経年比較（小学校）

反復横とび（小学5年生）

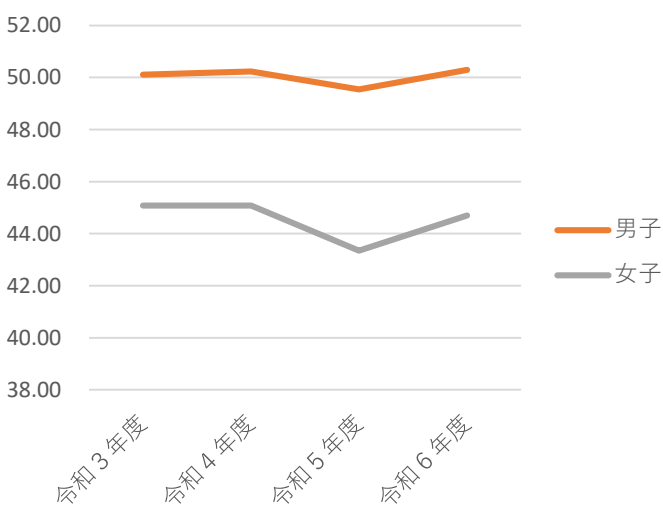


20mシャトルラン
（小学5年生）

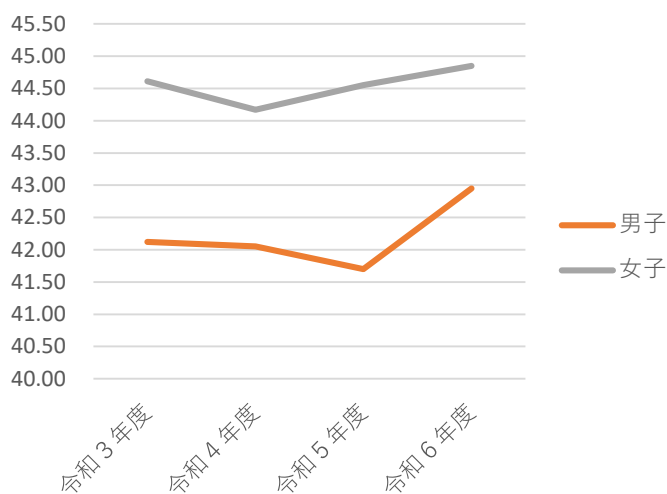


経年比較（中学校）

反復横とび（中学2年生）



長座体前屈（中学2年生）



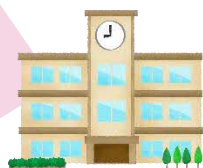
俊敏性や柔軟性の測定結果が伸びているね!!
枚方の子どもたちが得意としている運動領域と
言えそうだね!
そんな子どもたちの得意分野を、小学校では
どのように伸ばしているのか、インタビューしてみ
ました!(次のページへ)

令和6年度 枚方市立小学校での取組の好事例

令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣調査の結果から、運動機会を増やせるよう、工夫しています。

運動場に向かう道に、「まる、足形、ラダー」を書いて、通るたびに跳んだりはねたりできるようにしました!体育の授業でもラダーを取り入れた遊びを紹介したことで、ラダーを使った運動をする機会が増えました。

全校あげてなわとび大会を行い、跳んだ回数を世界地図に貼っていくことで「全校児童で世界地図をすべて埋めることができるか?」「もっと跳んで、シールで大陸を埋めよう!」と子どもたちの中に目標ができて、それに向かって取り組んでいくことができました。



開成小学校

先生たちが「体育の好きな子を増やしていく!」ことを目標に掲げ、様々なことに取り組んでいます。例えば体育の授業。最初の5分間に、前年度に課題があった領域の運動を、1年間全学年通して取り組むようにしています。他にも定期的に測定を行い、その推移を分析しながら次の取組みをどうしていこうか中長期的なスパンで計画を練っています!



五常小学校

参観日に体育の授業を行いました。1人で跳ぶより、たくさんの友だちと取組むことが好きな学年なので、大縄を使いました。縄を飛び越えず、まずは回っている縄を潜り抜けていく運動をすると、とても盛り上がりました!みんな手をつないだり、声を掛け合ったりしながら何度も何度も挑戦していました。縄を回すターナーは保護者の方にもご協力いただきました。今は大縄で郵便屋さんにも挑戦しています。



桜丘小学校

体力向上に向けた様々な取組が実施されているね!
「体育・保健体育の授業」「運動の日常化」「生活習慣」「家庭・地域及び学校間の連携」などが、子どもたちの体力向上につながるポイントになりそうだね。

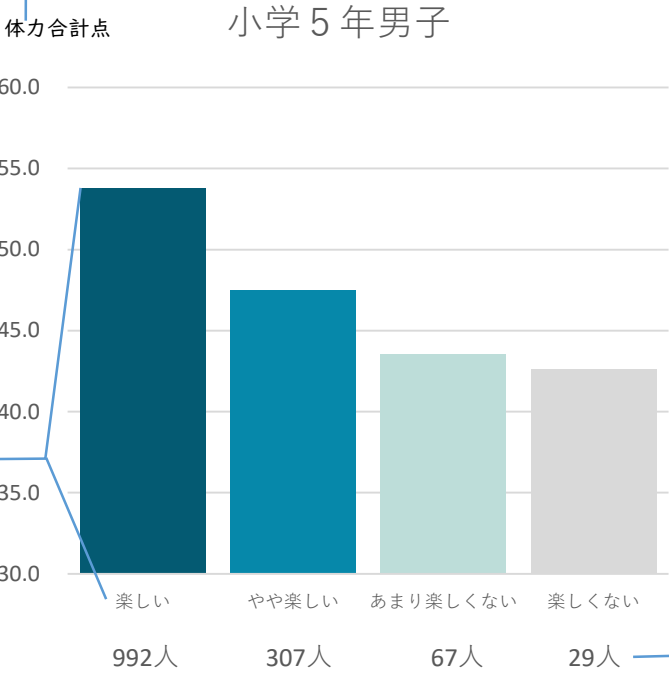


＜表の見方＞

（7ページ目）
「体育（小学校）・保健体育（中学校）の授業は楽しい」
の回答結果と体力合計点の関係

体力合計点は、8種目の
項目別得点表の合計得点
です。詳しくはスライド
末の資料をご覧ください。

このグラフは、
「体育の授業は楽しい」
という質問に対して「楽
しい」と回答した人の、
体力合計点の平均を表し
ています

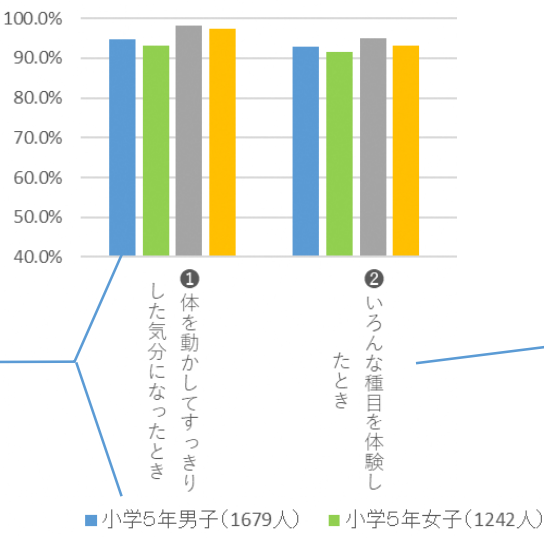


「体育の授業は楽しい」
に対してどの回答を何人
が行ったのか、その人数
を表しています

（8ページ目）
「運動が好き」に肯定的回答をした児童・生徒が、
体育・保健体育の授業において「楽しい」「やや楽しい」と感じる
ときと回答した項目

こちらの調査は、「運動が
好き」と答えた児童・生徒
と、「運動があまり好きで
はない」と答えた児童・生
徒とを分けて分析を行っ
ています。

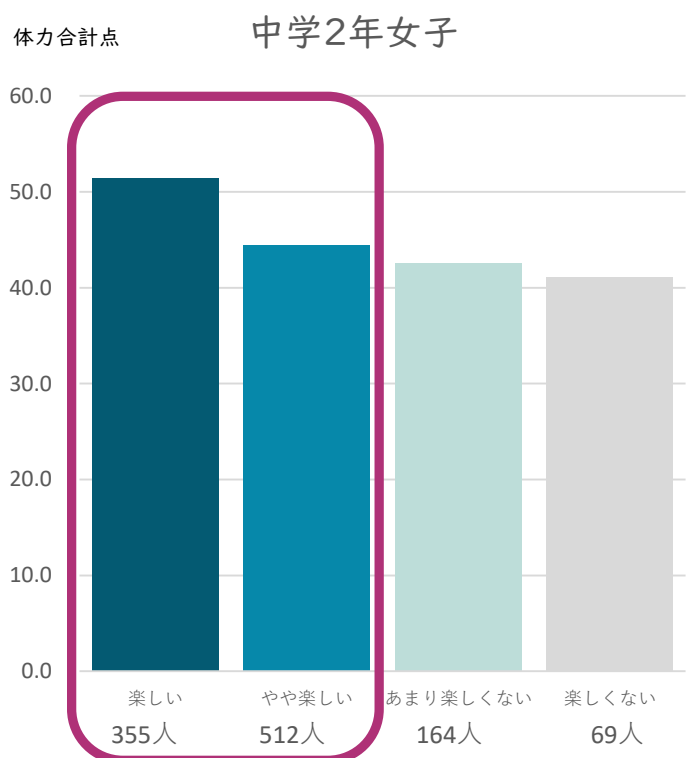
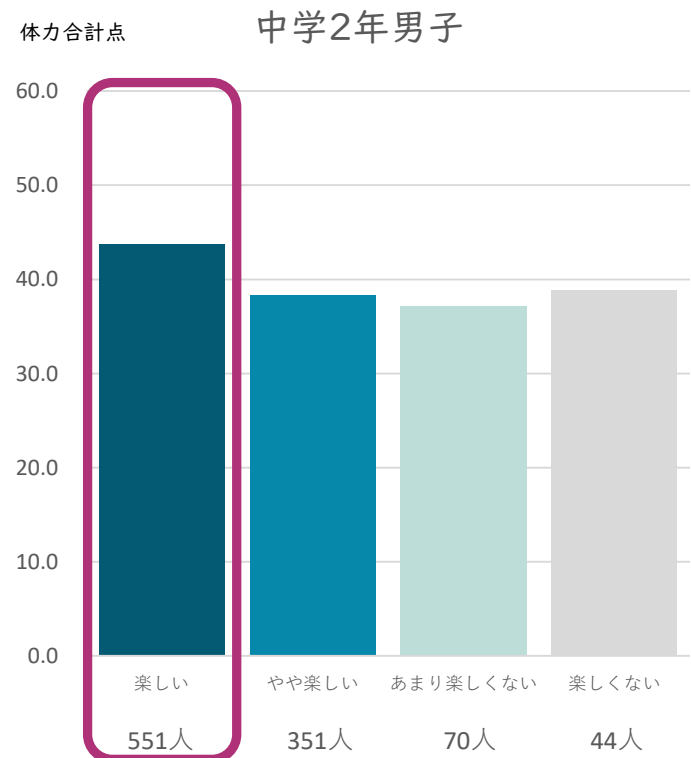
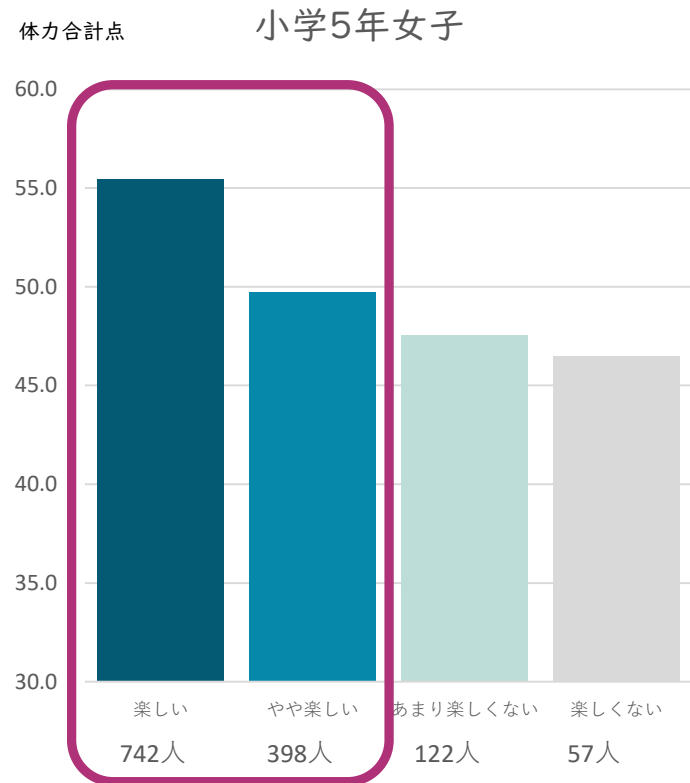
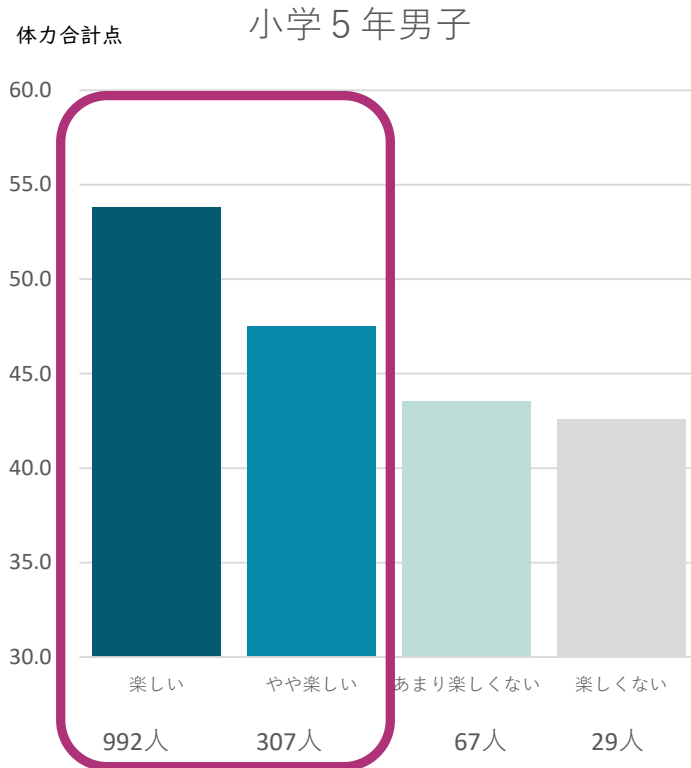
このグラフは、「運動が好
き」と答えた小学5年生男
子（1679人）のうち95%
の児童が、「①体を動か
してすっきりした気分にな
ったとき」に体育の授業が
楽しいと感じる、と回答し
ていることを表しています。



子どもたちがどんな時に
楽しいと感じているか、
いくつかの項目を比較し
ています。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査 結果（質問紙調査）

「体育（小学校）・保健体育（中学校）の授業は楽しい」の回答結果と体力合計点の関係

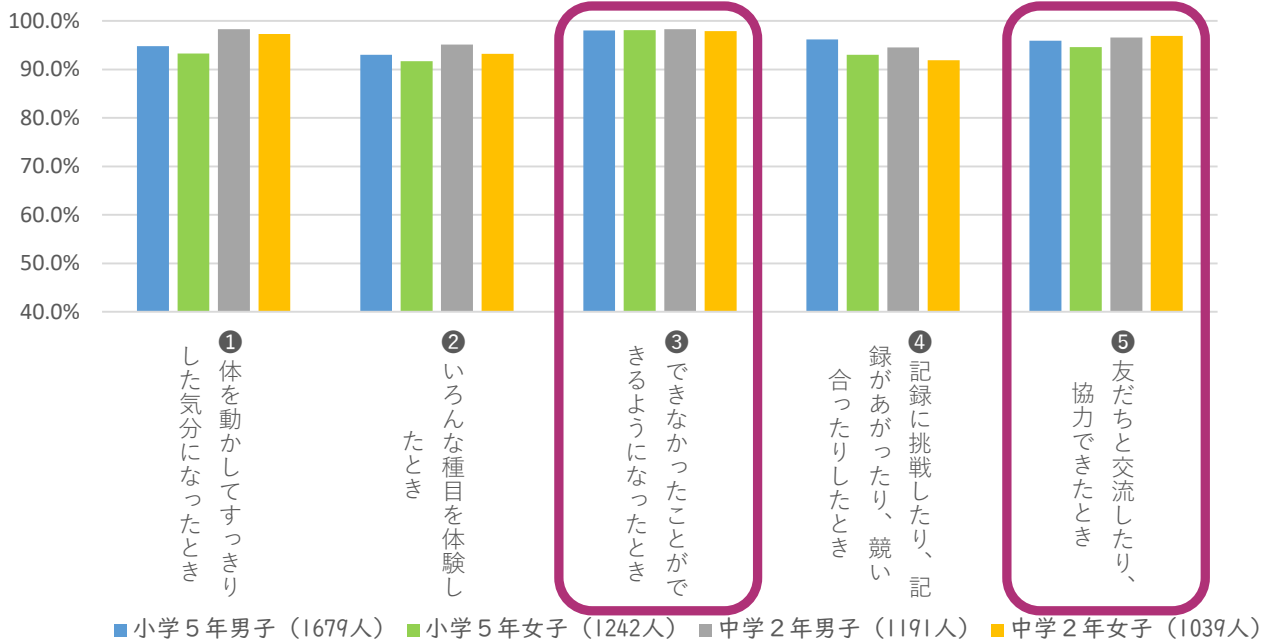


「体育の授業が楽しい!」と感じているほど
体力テストの点数もいいんだね。
これからも楽しい体育の授業にしないと!

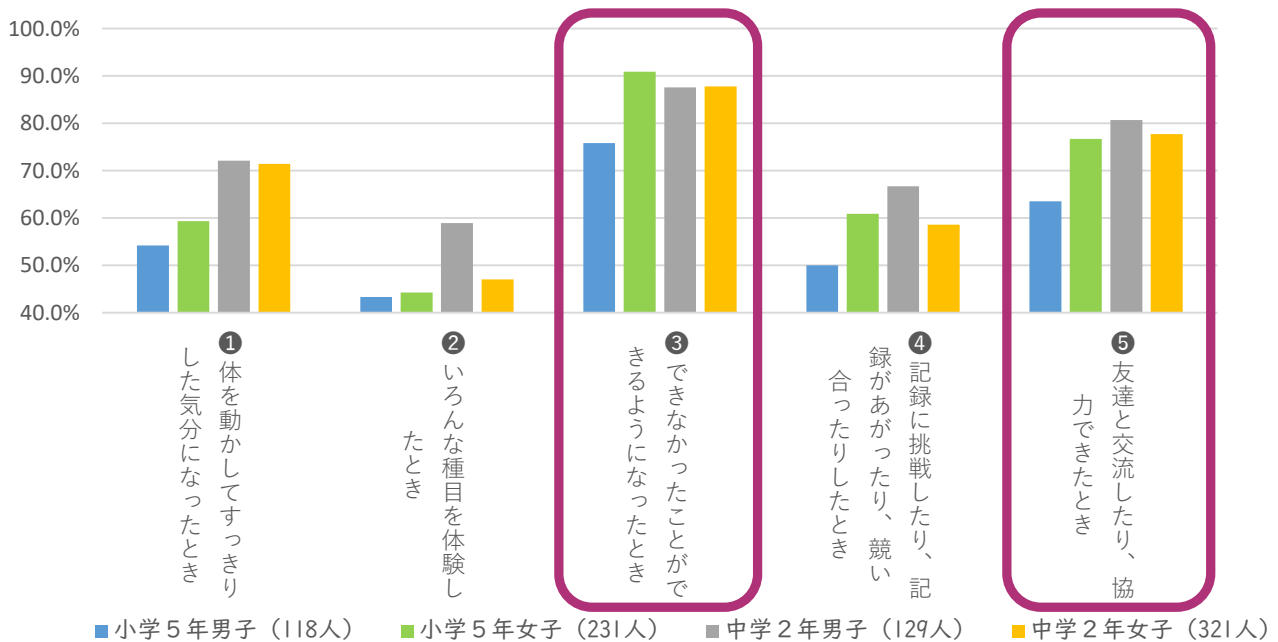
全国体力・運動能力、運動習慣等調査 結果（質問紙調査）

体育・保健体育の授業において「楽しい」「やや楽しい」と感じる時

「運動が好き」に**肯定的回答**をした児童・生徒が、体育・保健体育の授業において「楽しい」「やや楽しい」と感じる時と回答した項目



「運動が好き」に**否定的回答**をした児童・生徒が、体育・保健体育の授業において「楽しい」「やや楽しい」と感じる時

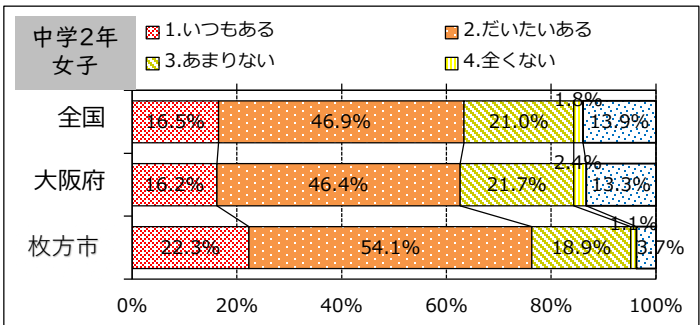
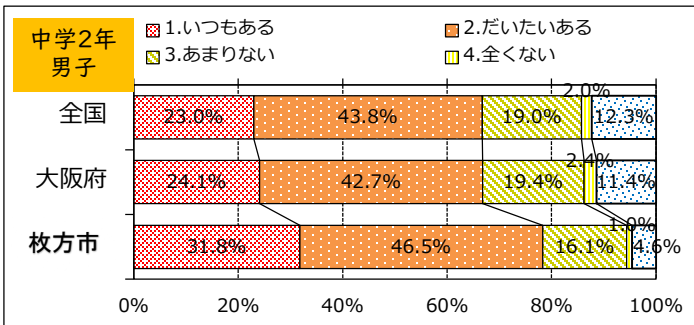
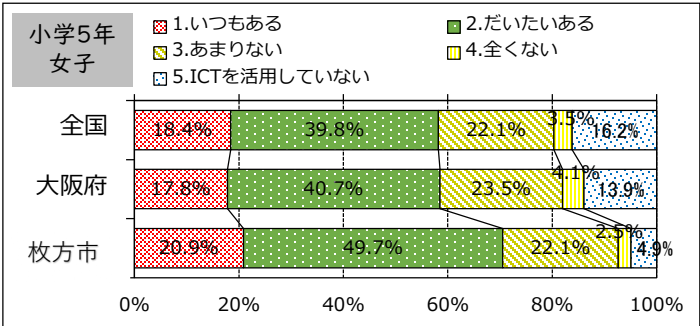
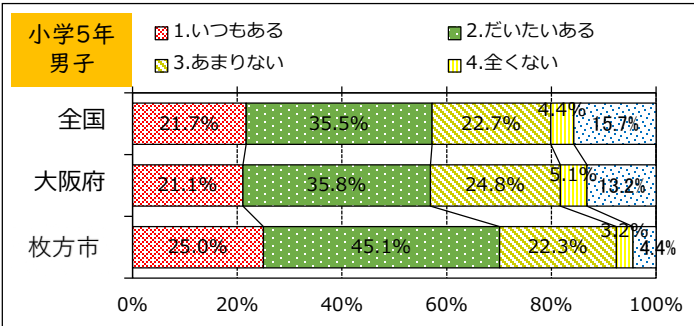


「できなかったことができるようになること」が体育の授業の楽しさ
と関係がありそうだね。そのためには、「**個人に応じた授業の展開**」
やスモールステップの授業設計が大切になってくるね！

全国体力・運動能力、運動習慣等調査 結果（質問紙調査）

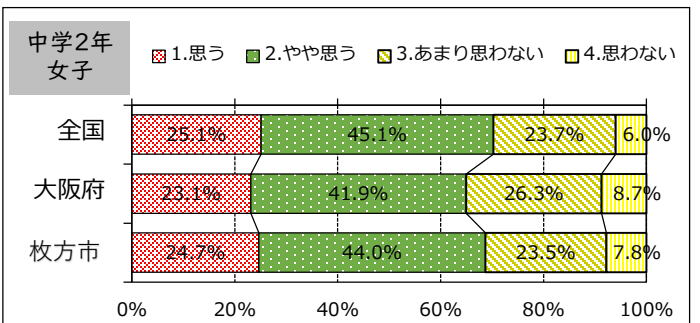
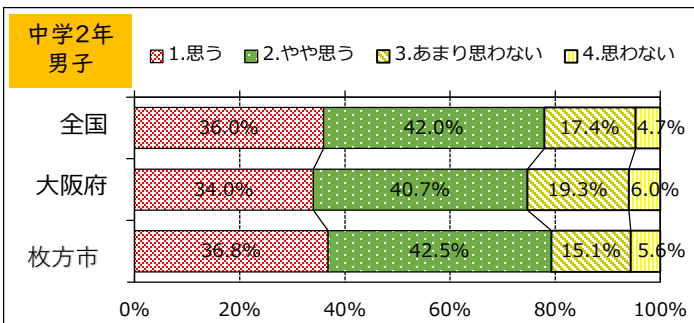
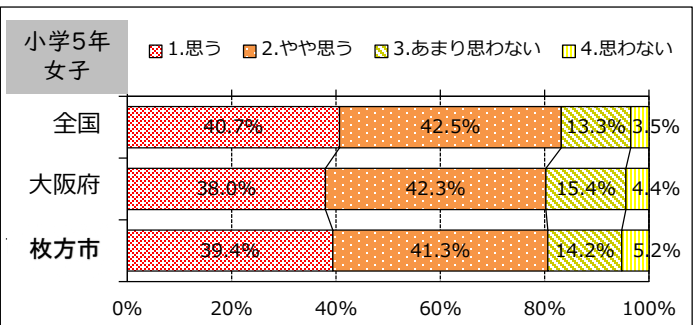
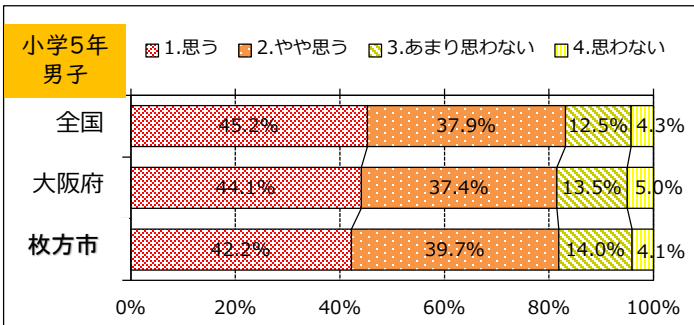
※ 全学年の回答を加算して表しています

体育・保健体育の授業で、タブレットなどのICTを使って学習することで、「できたり、わかったり」することがあります



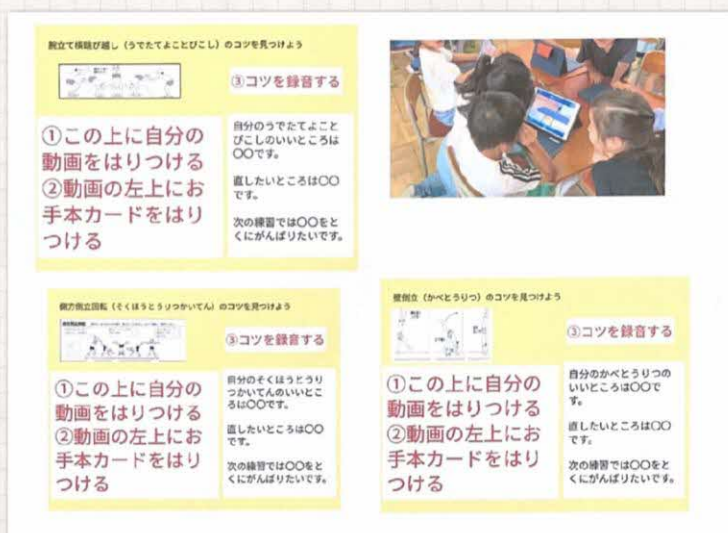
体育・保健体育の授業においても、「ICTの活用」が進められているね！実際、体育の授業のどんな場面でICTが使われているのか、小学校の様子を見てみよう！

保健の授業で学習した内容（運動、食事、休養及び睡眠等）に気を付けて生活ができていますか



ICTを使って児童同士の対話を大切にした授業

- ・ グループでアドバイス用テキスト&アドバイスの様子



全校体力テスト

体力測定の日を設定するメリット

- ・ 子どもの意欲向上 ・ 教師の業務負担軽減

- ・ 1年生から6年生まで行った。（低学年は種目を制限）
- ・ 3年計画のため、全児童の全種目の記録を管理。
- ・ 前年度、計測にばらつきあったため測定マニュアルを全校で視聴した。（4月17日→体力向上ツール→測定コツ動画）
- ・ 3つの場所でローテーションで行った。（体育館、多目的室、運動場）



タブレットを活用して自分の動きを記録したり考えをまとめたりしているね！

全校で体力テストに取り組むことは体を動かしたくなる工夫になりそうだし、毎年記録を取ることで、1年間でどれだけ記録が伸びるか楽しみになりそうだね！

全国体力・運動能力、運動習慣等調査 【資料】

● 項目別得点表

小学校

● 男子

得点	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ
10	26kg以上	26回以上	49cm以上	50点以上	80回以上	8.0秒以下	192cm以上	40m以上
9	23～25	23～25	43～48	46～49	69～79	8.1～8.4	180～191	35～39
8	20～22	20～22	38～42	42～45	57～68	8.5～8.8	168～179	30～34
7	17～19	18～19	34～37	38～41	45～56	8.9～9.3	156～167	24～29
6	14～16	15～17	30～33	34～37	33～44	9.4～9.9	143～155	18～23
5	11～13	12～14	27～29	30～33	23～32	10.0～10.6	130～142	13～17
4	9～10	9～11	23～26	26～29	15～22	10.7～11.4	117～129	10～12
3	7～8	6～8	19～22	22～25	10～14	11.5～12.2	105～116	7～9
2	5～6	3～5	15～18	18～21	8～9	12.3～13.0	93～104	5～6
1	4kg以下	2回以下	14cm以下	17点以下	7回以下	13.1秒以上	92cm以下	4m以下

● 女子

得点	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ
10	25kg以上	23回以上	52cm以上	47点以上	64回以上	8.3秒以下	181cm以上	25m以上
9	22～24	20～22	46～51	43～46	54～63	8.4～8.7	170～180	21～24
8	19～21	18～19	41～45	40～42	44～53	8.8～9.1	160～169	17～20
7	16～18	16～17	37～40	36～39	35～43	9.2～9.6	147～159	14～16
6	13～15	14～15	33～36	32～35	26～34	9.7～10.2	134～146	11～13
5	11～12	12～13	29～32	28～31	19～25	10.3～10.9	121～133	8～10
4	9～10	9～11	25～28	25～27	14～18	11.0～11.6	109～120	6～7
3	7～8	6～8	21～24	21～24	10～13	11.7～12.4	98～108	5
2	4～6	3～5	18～20	17～20	8～9	12.5～13.2	85～97	4
1	3kg以下	2回以下	17cm以下	16点以下	7回以下	13.3秒以上	84cm以下	3m以下

● 総合評価基準表

小学校

● 男女共通

段階	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
A	39以上	47以上	53以上	59以上	65以上	71以上
B	33～38	41～46	46～52	52～58	58～64	63～70
C	27～32	34～40	39～45	45～51	50～57	55～62
D	22～26	27～33	32～38	38～44	42～49	46～54
E	21以下	26以下	31以下	37以下	41以下	45以下

※総合評価は8項目全て実施した場合に合計得点で判定する。

● 項目別得点表

中学校

● 男子

得点	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ハンドボール投げ
10	56kg以上	35回以上	64cm以上	63点以上	4'59"以下	125回以上	6.6秒以下	265cm以上	37m以上
9	51～55	33～34	58～63	60～62	5'00"～5'16"	113～124	6.7～6.8	254～264	34～36
8	47～50	30～32	53～57	56～59	5'17"～5'33"	102～112	6.9～7.0	242～253	31～33
7	43～46	27～29	49～52	53～55	5'34"～5'55"	90～101	7.1～7.2	230～241	28～30
6	38～42	25～26	44～48	49～52	5'56"～6'22"	76～89	7.3～7.5	218～229	25～27
5	33～37	22～24	39～43	45～48	6'23"～6'50"	63～75	7.6～7.9	203～217	22～24
4	28～32	19～21	33～38	41～44	6'51"～7'30"	51～62	8.0～8.4	188～202	19～21
3	23～27	16～18	28～32	37～40	7'31"～8'19"	37～50	8.5～9.0	170～187	16～18
2	18～22	13～15	21～27	30～36	8'20"～9'20"	26～36	9.1～9.7	150～169	13～15
1	17kg以下	12回以下	20cm以下	29点以下	9'21"以上	25回以下	9.8秒以上	149cm以下	12m以下

● 女子

得点	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ハンドボール投げ
10	36kg以上	29回以上	63cm以上	53点以上	3'49"以下	88回以上	7.7秒以下	210cm以上	23m以上
9	33～35	26～28	58～62	50～52	3'50"～4'02"	76～87	7.8～8.0	200～209	20～22
8	30～32	23～25	54～57	48～49	4'03"～4'19"	64～75	8.1～8.3	190～199	18～19
7	28～29	20～22	50～53	45～47	4'20"～4'37"	54～63	8.4～8.6	179～189	16～17
6	25～27	18～19	45～49	42～44	4'38"～4'56"	44～53	8.7～8.9	168～178	14～15
5	23～24	15～17	40～44	39～41	4'57"～5'18"	35～43	9.0～9.3	157～167	12～13
4	20～22	13～14	35～39	36～38	5'19"～5'42"	27～34	9.4～9.8	145～156	11
3	17～19	11～12	30～34	32～35	5'43"～6'14"	21～26	9.9～10.3	132～144	10
2	14～16	8～10	23～29	27～31	6'15"～6'57"	15～20	10.4～11.2	118～131	8～9
1	13kg以下	7回以下	22cm以下	26点以下	6'58"以上	14回以下	11.3秒以上	117cm以下	7m以下

● 総合評価基準表

中学校

● 男女共通

段階	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
A	51以上	57以上	60以上	61以上	63以上	65以上	65以上	65以上
B	41～50	47～56	51～59	52～60	53～62	54～64	54～64	54～64
C	32～40	37～46	41～50	41～51	42～52	43～53	43～53	43～53
D	22～31	27～36	31～40	31～40	31～41	31～42	31～42	31～42
E	21以下	26以下	30以下	30以下	30以下	30以下	30以下	30以下

※総合評価は8種目全て実施した場合に合計得点で判定する（持久走と20mシャトルランは選択）。

枚方市学校整備計画

第 2 期実施計画 (案)

令和7年(2025 年)3月

枚方市教育委員会

目 次

第1章 枚方市学校整備計画の基本的な考え方	1
1-1 計画の目的	2
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の期間等	3
1-4 基本的な考え方	4
1-5 計画の推進	6
第2章 第1期実施計画の検証	7
2-1 第1期実施計画の主な取り組み	8
2-2 第1期実施計画の実績・改善効果	9
2-3 新たな課題	11
第3章 第2期実施計画	12
3-1 新たな課題への対応	13
3-2 保全改修の計画件数	15
3-3 概算事業費	15
3-4 その他の改修計画等	26

第 1 章 枚方市学校整備計画の基本的な考え方

第1章 枚方市学校整備計画の基本的な考え方

1-1 計画の目的

枚方市では、学校の適正な配置等のあり方や各施設の耐用年数や中長期的な財政負担の軽減を考慮し、時代のニーズに適した教育環境の質的向上等の観点をあわせた効果的・効率的な施設整備を図るため「枚方市学校施設整備計画」を策定し、令和3年度（2021年度）までに4校の長寿命化改修を実施しました。さらにトイレ整備事業と「枚方市市有建築物保全計画」を一元化することで、より効率的な施設整備を図るとともに、コスト縮減や財政負担の平準化を考慮するものとして、令和2年（2020年）3月に「枚方市学校整備計画」（以下「整備計画」という）を策定しました。

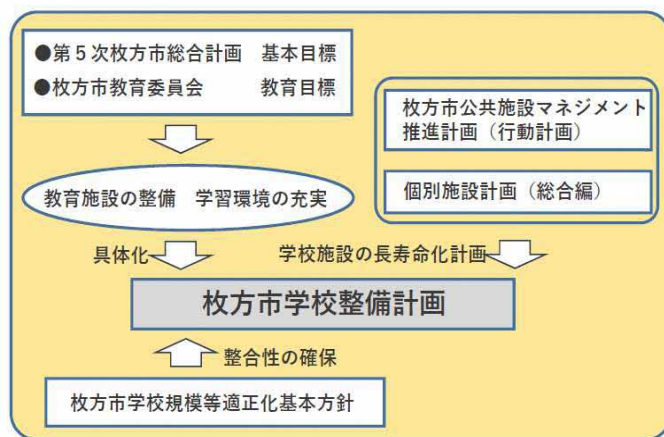
この度、令和2年度（2020年度）から取り組みを進めてきました、第1期実施計画の実施状況の検証結果等を踏まえて、次期計画、第2期実施計画（令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度））の取りまとめを行いました。今後も、整備計画に基づき、学校施設の総合的かつ計画的な整備や保全の推進に向けて、取り組みを進めていきます。



枚方市学校整備計画の経緯

1-2 計画の位置づけ

整備計画は、「第5次枚方市総合計画」における基本目標「一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち」、及び枚方市教育委員会における教育目標「学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく」の達成に向けた取り組みの方向である「教育施設の整備」「学習環境の充実」に対する施策の計画として、位置づけるものです。また、国土交通省が定める「インフラ長寿命化基本計画」において、枚方市の行動計画となる「公共施設マネジメント推進計画」を上位計画とし、学校施設の長寿命化計画に位置づけています。



枚方市学校整備計画の位置づけ

1-3 計画の期間等

(1) 計画内容

整備計画は、対象施設の経過年数や劣化状況を基に、保全サイクルの期間や維持補修費用の平準化を考慮し、建物の部位別に改修、更新の時期及び概算費用をまとめたものです。

(2) 予防保全と質的向上の考え方

整備計画においては、建築当初の性能から時間経過とともに機能の低下が進んでいく建築、電気、機械のそれぞれ部位ごとに適時、適切な改修等を施すことにより、建物や設備の機能や性能を良好な状態に維持することにより安全性及び機能性を維持することとしています。

また、建築当初の性能及び機能を維持するための回復を図る「維持保全」を行うとともに、事故や使用不可能な事態を未然に防ぐための「予防保全」を基本的な考え方としています。加えて、学習環境の充実を図るためのトイレ改修や快適性向上のための内装改修、脱炭素化の推進に向けた照明設備のLED化等の「質的向上」に寄与する改修も段階的に実施しています。

(3) 対象施設

整備計画の対象施設は、小学校及び中学校の校舎・体育館・武道場・その他これらに付随する各種設備としています。また、給食調理場（共同調理場を含む）・留守家庭児童会室についても対象施設としています。

なお、第1期実施計画では対象施設としていました幼稚園については、令和2年度（2020年度）の機構改革に伴い、「枚方市市有建築物保全計画」の対象施設として整理しています。

(4) 整備計画の実施期間

整備計画の実施期間は、令和2年度（2020年度）から令和36年度（2054年度）までの35年間とします。実施計画の期間は5年間毎とし、次期実施計画を策定する際に所要の検証・見直しを行います。

なお、計画を進めていく上で、現時点では想定できない建物部位の劣化状況や、学校運営上の調整のほか、各工事の設計及び工期・工法等の具体的精査の結果等により合理的な理由が認められる場合については、実施年度を見直します。



1-4 基本的な考え方

整備計画では、3つの基本方針に基づき、各施設の耐用年数や中長期的な財政負担の軽減を考慮し、時代のニーズに適した教育環境の質的向上等の観点をあわせた効果的・効率的な施設整備を図ります。

【方針1】長寿命化の推進

市有建築物全体の延床面積の過半を占める学校施設は、他施設より老朽化が進んでいることから、今後の改築（建替え）には多額の費用を要するとともに、その時期が集中することによる財政への影響が懸念されるため、学校施設の整備については長寿命化を推進します。

① 小中学校

小中学校の校舎等は、建築後概ね80年で改築することを基本とします。

なお、改築時期を迎えるまでは、適切なサイクルで長寿命化改修を行います。

② 給食調理場

給食調理場は、保全を実施するとともに施設所管部署の事業計画等との整合を図るものとし、施設整備に要するコストや工期の縮減、学校運営への影響に配慮して行います。

③ 留守家庭児童会室

留守家庭児童会室は、劣化状況に応じた施設所管部署における修繕や建物状態を監視しながらの保全を実施するものとし、将来的には余裕教室等への移転を進めていく方針となっています。校舎内の借用教室は、校舎整備に合わせて、教育環境と放課後の保育環境の両立を図ります。

【方針2】学校施設のトータルコストの縮減

① 工事量の平準化

施設の保全等にあたっては、国の財政支援制度を活用するとともに、年次毎の工事量を一定範囲に設定するなど事業費の平準化に努めます。

② コスト縮減

保全改修工事等を整備計画に基づいて計画的に実施することで、より効果的・効率的な整備保全を行い、コストの縮減を図ります。

③ 学校規模適正化

学校統合等による適正な学校配置に基づく整備を図ります。また、将来の児童・生徒数の推移を踏まえ、余裕教室等は効率的な活用を図るなど施設整備にかかる事業費の抑制に努めます。

④ ライフサイクルコスト

工事の設計にあたっては、ライフサイクルコストも視野に入れて検討します。

⑤ 整備手法の検討

円滑な事業の推進を図るため、民間活力の導入など、契約手法や整備方法の検討を行います。

⑥ 事業費の抑制

長寿命化改修を学期休暇に実施することや単年度工事に分割するなど、仮設校舎の設置を要する工事を限定的にすることにより、事業費の抑制に努めます。

⑦ 環境負荷の低減

学校施設のスケールメリットを活かせる省エネルギー化改修などにより、環境負荷の低減と施設のエネルギーコストの縮減を図ります。

【方針3】学校規模等適正化との整合

今後も児童生徒数の減少に伴い、学校の小規模化による教育環境や学校運営への支障が懸念されることから、将来における適正な学校配置を進めるため、「枚方市学校規模等適正化基本方針」に基づき、児童生徒数の推移を注視する中で、学校統合等の取り組みを進めると示されています。

併せて、今後本市が策定する計画や方針に基づき必要となる場合には、他の公共施設との複合化についても検討を行います。一方、教育内容や教育方法が多様化してきていることから、教室が不足している場合には、適切な施設の確保に努めます。

① 学校統合等の対象校

学校統合等の検討対象校については、整備手法が定まるまでの間、建物の状態を監視しながらの保全を実施します。

② 整備計画と学校統合等との整合性

学校統合等の方針により、新校舎整備が必要となる学校については、実施計画に関わらず優先的に取り組み、実施計画は必要に応じて見直しを行います。

1-5 計画の推進

（１）全庁的な推進体制

学校施設の保全等を計画的に実施していくためには、庁内横断的な取り組みを推進する体制を備えて、課題の共有、実施計画の策定や進行管理などを行います。

（２）学校施設関係者との合意形成

学校施設の保全等にあたっては、長期的な視点と関係者との合意形成を図りながら計画を進めます。

（３）学校施設情報の一元管理

工事履歴や図面情報などを一元管理することにより、設計業務等の効率化をより一層推進し、実施検証の基礎データとして活用します。

（４）財源の確保

整備計画の実行性を確保するため、財政部門と不具合箇所等の共有や、工事費の平準化と国庫補助金などの財源確保により、整備計画の着実な推進に努めます。

（５）PDCAサイクルによる推進

整備計画の円滑かつ着実な執行を図るため、効果的・効率的な整備内容等をPDCAサイクルにより推進します。

（６）日常管理の徹底

安全で快適な学校施設を維持するためには、整備計画の着実な実施に加えて、小中学校が行う日常点検や教育委員会が実施する法定点検などを通じて、施設の劣化や損傷の早期発見に努め適切にメンテナンスを行います。各種点検の実施は、思わぬ事故を未然に防止するとともに、工事を実施する際に費用の抑制にも繋がるため、引き続き、学校と教育委員会の連携により、日常点検の充実を図る取り組みを進めます。

第 2 章 第 1 期実施計画の検証

第2章 第1期実施計画の検証

2-1 第1期実施計画の主な取り組み

学校施設における安全かつ快適な学習環境を整備するためには、計画的な改修による施設の不具合の解消や改善効果を確認したうえで、引き続き保全に取り組んでいくことが必要です。

そのため、第1期実施計画の実施状況の検証を行い、本検証で整理した課題については、次期計画に反映させて計画の実効性を確保し適切に対応します。

■令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）の主な取り組み

年度	主な取り組み ●：実施計画
令和2 (2020)	●新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部の改修を見送り ●照明設備のLED化を順次実施 ※令和9年（2027年）蛍光灯廃止の対応 ●香里小学校「長寿命化改修工事」が完了
令和3 (2021)	●津田中学校「長寿命化改修工事」が完了
令和4 (2022)	●「学校トイレ整備における基本的な考え方」を策定 ●禁野小学校の新校舎整備事業に着手 ・「学校施設のエレベーター整備等に関する方針」を策定 ・大規模校・過密校対策として菅原東小学校の仮設校舎を増築
令和5 (2023)	●全小中学校舎のトイレ整備（洋式化・ドライ化・ユニバーサル化）が完了 ・要配慮児童生徒の在籍校にエレベーターの整備を実施 ・全小中学校体育館の空調設備整備工事に着手 ・学校グラウンドの直営作業による改修を実施 ・児童生徒の状況を考慮した支援教室の改修を実施
令和6 (2024)	・教室等空調設備更新のDBO事業者を選定

第1期実施計画では、計画的な保全改修や長寿命化改修以外にも学校運営に影響を生じさせないよう、日常的な修繕など施設全体の維持保全に取り組みました。

しかし、令和2年（2020年）に発生した新型コロナウイルスの感染拡大により、児童生徒を取り巻く学習環境の確保に努めながら、限られた期間で工事を実施する必要があったため、改修工事を複数年度に分けるなど時期を見直して実施しています。

2-2 第1期実施計画の実績・改善効果

(1) 年度別の事業費

第1期実施計画では、年度のばらつきはありましたが、計画額約170億円に対して、約140億円で実施しました。令和2年度(2020年度)の差額は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する対策として教室内の換気を行うために、建設工事の足場が必要な外壁工事等の実施時期を見送ったものです。



① 保全・トイレの改修費

校舎の外壁や屋上防水、調理室等の内装、受水槽などの老朽化対策やトイレの洋式化、照明設備のLED化などの改修工事を実施しました。



② 長寿命化改修等の改修費

第1期実施計画では、香里小学校(令和2年度(2020年度)完了)と津田中学校(令和3年度(2021年度)完了)の改修工事を実施しました。また禁野小学校の新校舎整備事業では、令和6年度(2024年度)までに約9.6億円を要しています。

(令和7年度(2025年度)以降: 約29.9億円予定)

なお、令和4年度(2022年度)以降の計画額との差額は、禁野小学校新校舎整備工事の年度の変更によるものです。



(2) 国庫補助金

児童生徒の学習や地域住民の避難所としての安全性を確保するため、禁野小学校の新校舎整備工事や各種改修工事に約31億円の国庫補助金と約61億円の事業債を活用しました。

単位(百万円)

		R2	R3	R4	R5	R6	合計
国庫補助金	交付金	287	637	725	699	413	2,761
	負担金	32	0	0	0	302	335
	合計	319	637	725	699	716	3,096
起債		1,203	1,565	1,475	1,298	600	6,141
総事業費		1,914	2,551	3,025	3,486	2,988	13,964

総事業費と財源

(3) 保全・トイレ改修の達成率

第1期実施計画における保全改修の実施件数は計画498件に対し414件(約83%)でした。さらに、点検結果等に基づき計画の前倒しにより老朽化対策を行った改修を含めると、実施件数は606件となりました。



(4) 実施効果

施設の老朽化対策にかかる改修以外にも、照明設備のLED化やトイレの洋式化など、児童生徒や教員などの教育環境の改善に努めました。

① LED化率の向上

体育館の調光や始動時間の改善や蛍光灯器具等の製造廃止にとともに、校舎を含めた対応が必要です。加えて、財政負担軽減の観点から、照明設備のLED化により光熱費の削減に効果があります。

第1期実施計画では、体育館や校舎の照明設備を5か年で全体の約64%をLED照明に更新しました。



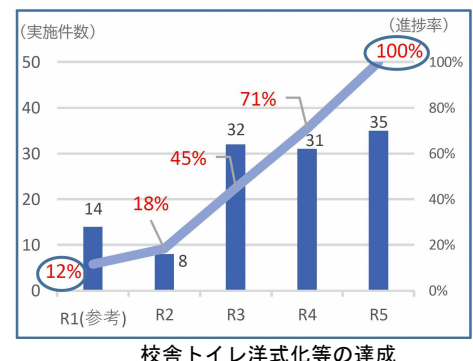
② 校舎トイレ洋式化等の達成

全校舎のトイレは令和5年度に「洋式化」「ドライ化」「バリアフリー化」が完了しました。

今後のトイレ改修の際には、「学校トイレ整備における基本的な考え方」(令和5年(2023年)3月策定)に基づき、各系統の個室化、小便器の仕切り設置、老朽化対策を併せて取り組みます。



トイレ改修



（５）未実施工事

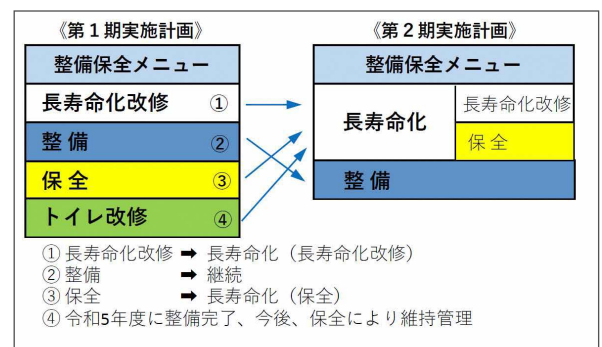
工事期間中の学校運営への影響や事業費の平準化を考慮したことや、プールについては水泳授業の今後の方向性などとも整合を図るため、下表の工事については第１期実施計画期間中の改修を見送りました。また点検結果が良好なものについては、更新時期の見直しを行っています。

項目	理由
給排水等工事	・理科室等の水回りを有する教室は、下階（職員室等）の天井内配管を更新する際に下階の室を仮移転する必要があり、学校運営に与える影響が大きい
プール専用附属棟 屋上防水・外壁工事	・水泳授業の民間活力の活用と整合を図るため
屋上防水工事など	・限られた財源において令和７年度（２０２５年度）以降に見送ったため

（６）長寿命化改修

第１期実施計画では、仮設校舎を設置し、建物１棟全体を対象に設備更新や外壁改修、また、エレベーター整備などを実施しましたが、工事期間の長期化や仮設校舎によりグラウンドの利用範囲が限定されるなど、学校運営に影響を及ぼすことや事業費の増加にも課題があるため、次期計画では、工事手法の工夫が必要です。

また、整備保全メニューを「長寿命化改修」「整備」「保全」「トイレ改修」の４項目に区分していましたが、「トイレ改修」の完了や「保全」により長寿命化の推進に寄与していることから、第２期実施計画では右図のとおり整理します。



２－３ 新たな課題

《第２期実施計画の策定に向けて》

本市の児童・生徒数は小学校では昭和５７年度（１９８２年度）、中学校では昭和６１年度（１９８６年度）をピークに減少しており、将来推計においても更に減少傾向が続くことが見込まれていますが、年々多様化する学習環境に対応していく必要があることから、今後も限られた財源の中で、より効果的・効率的な改修工事が求められています。特に、第１期実施計画中に取り組んだ老朽化対策やバリアフリー化は、児童や生徒が安心して学べる環境とするためにも、継続的に取り組んでいくべき課題です。加えて脱炭素化社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備にも取り組む必要があります。

引き続き、学校施設の長寿命化の推進に向けては、計画的な取り組みを進めるための財源確保に努めるとともに、学校を取り巻く多様な環境変化にも柔軟な対応が必要です。

脱炭素化の推進

バリアフリー化

多様な学習環境への対応

事業財源の確保

第 3 章 第 2 期実施計画

第3章 第2期実施計画

3-1 新たな課題への対応

(1) 脱炭素化の推進

「枚方市役所 CO₂削減プラン」に基づき温室効果ガスの排出量削減等への取り組みにより、脱炭素社会の実現に貢献するため、建築物の省エネルギー化を推進します。具体的には、既設学校における教室空調の更新に加えて、照明設備のLED化によりZEB化（ZEB Oriented 相当）を目指すとともに、大規模改修時には、再生可能エネルギーの創出に寄与する太陽光発電設備の導入を検討します。

また、禁野小学校新校舎では照明や空調などの高効率設備の導入や屋根・外壁に高断熱の仕様を採用することで、50%以上のエネルギー削減により ZEB Ready の達成を目指しています。



【参考：太陽光発電設備 設置校】

1	桜丘北小学校	管理棟	5	山田東小学校	管理棟	9	第三中学校	教室棟	13	西長尾小学校	管理棟
2	サダ西小学校	管理棟	6	藤阪小学校	管理棟	10	中宮北小学校	管理棟	14	磯島小学校	管理棟
3	東香里小学校	管理棟	7	長尾小学校	管理棟	11	西牧野小学校	管理棟	15	サダ東小学校	管理棟
4	樟葉北小学校	管理棟	8	開成小学校	体育館	12	小倉小学校	管理棟			

【教室等空調設備の更新】

平成 20 年度（2008 年度）に一斉設置した、教室等の空調設備を令和 7 年度（2025 年度）から令和 9 年度（2027 年度）にかけて約 1,800 室を更新します。

更新の際には CO₂削減効果の高い空調設備の導入を図ります。

単位（億円）

年度	R6	R7	R8	R9	R10～ R24	計
事業費	—	14.6	30.8	38.1	8.5	92.0
国庫補助金	—	2.1	4.6	5.6	—	12.3
実施内容	事業者 選定	設計・ 工事	設計・工事 維持管理	設計・工事 維持管理	維持管理	

教室等空調設備更新DBO事業



教室空調設備

【照明設備のLED化】

校舎や体育館の照明設備を CO₂削減効果の高い LED 照明に改修することにより体育館における各行事にあわせた調光や始動時間の改善を図ります。



LED照明設備

（２）バリアフリー化

全ての子どもたちが安全かつ自由に移動できる環境の整備が必要です。車椅子利用者用トイレは全校に設置しており、各校舎間の段差についても概ね解消しています。

今後は「学校施設のエレベーター整備等に関する方針」に基づきエレベーターを計画的に整備します。特に医療的ケアを必要とする要配慮児童生徒の在籍校は整備の加速化を図ります。

■バリアフリー化 整備率

R6.10時点

① 車椅子利用者用トイレ	100%
② スロープ等による段差解消	97%
③ エレベーター（校舎）	14%

※文科省調査に基づき以下の該当校を対象にしています。

- ① 各棟(または隣接棟)に整備されている
- ② 各棟出入口 1 か所以上が段差解消されている
- ③ 1 か所以上にエレベーターが整備されている



車椅子利用者用トイレ



スロープ

■エレベーター設置校数（予定）

（累計）

	R4	R5	R6	R7	… R11
EV設置校数	8	9	10	13	31
小中学校数	63	63	63	63	63
設置率	13%	14%	16%	21%	49%

※R12以降も毎年度2校程度のペースで整備を進めますが、要配慮児童生徒の在籍校への整備完了までは整備の加速化を図ります。



エレベーター

（３）多様な学習環境への対応

学校施設における教室の運用にあたっては、オープンスクエアや校内ルポ、支援教育の充実等、様々な用途での使用が求められています。その対応策としては、普通教室や支援教室、特別教室など従来の教室も含めた対応や教室機能の転用や間仕切りによるスペースの確保、複数の用途に使い分けた（ハイブリッド）利用など教室を効果的に活用するための各校共通した教室活用のルールを定めるなど、余裕教室の効率的な活用を図ります。

具体的には個別最適な学びや協働的な学びに相応しい学習環境を確保するための内装改修等の環境整備に取り組みます。一方、児童生徒の増加が見込まれる学校では、教室不足への対応として増築等を実施することで教室を確保します。

（４）事業財源の確保

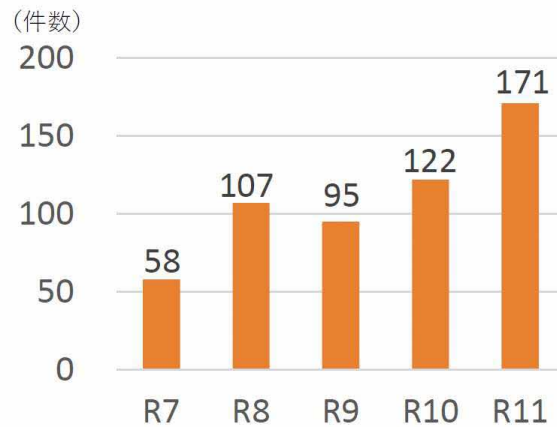
近年の物価高騰等により事業費が増大する傾向に加えて、禁野小学校整備事業や教室等空調設備更新 DBO 事業の事業費は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 9 年度（2027 年度）にかけてピークを迎えるため事業財源の確保が必要です。計画的な保全改修、最適な整備手法の検討に加え、国庫補助制度の動向を注視し、安定的な財源の確保を図ります。

また、学校施設の安全性向上や環境改善のため各省庁の国庫補助金や有利な起債を積極的に活用し、財政負担を抑制します。

3-2 保全改修の計画件数

第2期実施計画における保全改修の計画件数は553件を予定しています。

※教室等空調設備更新・エレベーター整備等の件数を除いています。



第2期実施計画 保全件数

3-3 概算事業費

第2期実施計画では、これまで実施してきた外壁や屋上防水などの改修工事と並行して、大型事業（禁野小学校新校舎整備事業・小中学校教室等空調設備更新 DBO 事業）等を含めた事業費の平準化を図りながら計画的に取り組めます。

（1）学校整備計画

施設の長寿命化を図るための屋上防水や各種設備の改修、脱炭素化に向けた照明設備のLED化や、要配慮児童生徒の在籍校を優先的に整備するためのエレベーター等のバリアフリー整備にかかる工事費や設計委託費を示しています。当面は、医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍校を最優先にエレベーター整備の加速化を図ります。

（百万円）

R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	合計
1,908	2,450	2,327	3,508	3,557	13,750

（2）禁野小学校新校舎整備事業

令和4年（2022年）4月に開校した「禁野小学校」の新校舎整備は、令和8年（2026年）8月の供用開始を目指して取り組みます。

（百万円）

R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	合計
2,629	385	—	—	—	3,014

(3) 小中学校教室等空調設備更新 DB0 事業

平成 20 年度（2008 年度）に PFI 事業等により一斉設置した、約 1,800 室の小中学校の教室等の空調設備は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 9 年度（2027 年度）にかけて計画的に更新します。

（百万円）

R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	合計
1,464	3,084	3,809	59	59	8,475

(4) その他工事等

学校敷地内の舗装や擁壁など土木関連改修にかかる工事費や設計委託費、一時的な教室不足に対応するための教室の賃借にかかる費用等を示しています。

（百万円）

R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	合計
190	268	96	95	99	748

(5) 小中学校 主要事業の見通し【参考】

第 2 期実施計画以外に、禁野小学校新校舎整備事業、小中学校教室等空調設備更新 DB0 事業、舗装改修などのその他工事等を含めた事業費を示しています。



小中学校 主要事業の見通し

第2期実施計画 令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

① 小学校（44校）

施設名		建築年度	各年度に実施すべき改修、更新の部位															
			R7(2025)				R8(2026)				R9(2027)				R10(2028)			
枚方小学校	教室棟01	S.32											空調					
	管理棟08	S.44	外壁				給水	消火					空調					
	教室棟18	S.50							空調									
	教室棟19	S.50							空調									
	便所棟21	S.53																
	体育館23	S.60																
	便所棟27	H.12																
	教室棟28	H.26								電灯								
	教室棟29	H.30																
枚方第二小学校	教室棟05	S.44			空調												屋根	
	体育館08	S.42															屋根	外壁
	管理棟14	S.48						空調					給水	消火			屋根	
	教室棟23	H.21										空調					屋根	外壁
	下足室24_25	H.21															屋根	外壁
蹠陀小学校	管理棟01	S.42	給水	消火								空調	内装				給水	
	渡廊下02	S.42																
	教室棟03	S.42			空調													
	教室棟04_23	S.45						空調										
	体育館07	S.45					電灯	内装										
香里小学校	教室棟01_17	S.35										空調						
	管理棟02_18	S.35	弱電	給水	消火			空調	電灯									
	教室棟03	S.35						空調										
	体育館04	S.35															屋根	外壁
	教室棟05	S.41										空調						
	教室棟06	S.42							スロープ			空調						
	教室棟20	R.2																
五常小学校	教室棟01	S.38						空調	電灯					屋根	外壁	分電盤		
	教室棟02	S.38			空調				電灯					屋根	外壁	内装	分電盤	
	管理棟03	S.38	屋根		空調				電灯					外壁	内装	分電盤	受変電	弱電
	教室棟04	S.38			空調				電灯								屋根	外壁
	教室棟05	S.41			空調				電灯								屋根	外壁
	教室棟07_14	S.42						空調	電灯								内装	内建具
	体育館13	H.1	屋根	内装	空調												外壁	分電盤
開成小学校	教室棟01_16_17	S.34							電灯			空調	屋根	外壁	外建具	分電盤		
	教室棟06	S.39							電灯			空調	屋根	外壁	外建具	分電盤		
	教室棟08	S.42						空調	電灯				分電盤				屋根	外壁
	管理棟13	H.2						空調	電灯	給水			内装	受変電	分電盤		給水	
	体育館18	H.22							電灯			空調	分電盤					

施設名		建築年度	各年度に実施すべき改修、更新の部位															
			R7(2025)				R8(2026)				R9(2027)				R10(2028)			
山田小学校	管理棟02	S.45					外壁	外建具	空調	電灯					内装	受変電		
	教室棟03_04_29	S.32											空調					
	教室棟07	S.43					外壁	外建具					空調					
	渡廊下15	S.45																
	体育館25	S.58					屋根	外壁										
明倫小学校	体育館21	S.62								内装								
	管理棟23	H.5							空調					給水	消火		内装	弱電
	教室棟26	H.6											空調					
殿山第一小学校	教室棟06	S.38							空調								屋根	外壁
																	外建具	内装
	体育館07	S.45					外壁										内装	分電盤
	管理棟15	S.47				空調				電灯				屋根	外壁	外建具	内装	給水
殿山第二小学校	教室棟08	S.40					電灯		空調								分電盤	
	教室棟09	S.42					電灯		空調								屋根	外壁
																	外建具	内装
	管理棟10_17	S.41				空調	電灯			給水				屋根	外壁	外建具	内装	受変電
														内建具	分電盤		分電盤	
	教室棟13	S.36					電灯		空調								屋根	外壁
	体育館14	S.39	屋根	外壁													内装	分電盤
榎葉小学校	便所棟23	S.56															屋根	外壁
	体育館03	S.45															分電盤	
	教室棟08_16	S.41	電灯										空調					
	管理棟09	S.46	電灯						空調					受変電			内装	給水
	教室棟10	S.38	電灯										空調				消火	
	渡廊下29	S.57	電灯															
	教室棟36	H.17	電灯						空調									
津田小学校	下足室37_38	H.1	電灯															
	教室棟04_32	S.42											空調					
	教室棟06	S.46							空調									
	教室棟11	S.30																
	管理棟13	S.47	給水	消火		空調				電灯	防災						内装	給水
	渡廊下16	S.48																
	体育館17	S.49					屋根										内装	
菅原小学校	渡廊下31	H.10																
	管理棟05_30	S.39							空調					防災	屋根	外壁	内装	内装
														内建具	分電盤			
	教室棟07	S.36	電灯						空調								屋根	外壁
	教室棟08	S.46	電灯										空調				内装	分電盤
	便所棟20	S.49															屋根	外壁
菅原小学校	体育館27	H.8	電灯							屋根							内装	分電盤
	図書館棟28_29	S.41	電灯														分電盤	

施設名		建築年度	各年度に実施すべき改修、更新の部位																	
			R7(2025)			R8(2026)			R9(2027)			R10(2028)			R11(2029)					
氷室小学校	教室棟03_04	S.33	電灯						空調											
	体育館06	S.46															内装			
	管理棟08	S.49	電灯								空調	給水	消火			弱電				
	渡廊下09	S.49	電灯																	
	教室棟17	S.57	電灯						空調											
桜丘小学校	教室棟01	S.39									空調									
	教室棟04	S.39									空調									
	管理棟05	S.41						空調	電灯			内装								
	体育館07	S.43				外壁	内装													
	教室棟15	S.50						空調								屋根	外壁			
	渡廊下16	S.50																		
	教室棟29	H.31																		
春日小学校	教室棟01	S.41																		
	管理棟03	S.45	外建具	内建具		電灯					空調					外壁	弱電			
	体育館04	S.46							内装											
	教室棟15	S.41				屋根	外壁													
	下足室16	H.4																		
山之上小学校	教室棟01	S.44									空調									
	管理棟02	S.44						空調												
	教室棟04	S.46									空調					屋根				
	体育館05	S.46																		
牧野小学校	教室棟01	S.44									空調					外壁				
	教室棟02	S.44														外壁				
	渡廊下03	S.44							屋根	外壁	外建具									
	管理棟05	S.44				屋根	外壁	外建具	内建具		空調	内装	防災							
	体育館07	S.46							屋根	外壁										
	地域・学校連携施設16	H.14				屋根	外壁													
	倉庫18	S.43																		
交北小学校	教室棟01_14	S.45									空調					屋根	外壁	外建具		
	渡廊下02	S.45	屋根													外壁				
	管理棟03	S.45	屋根	外壁	外建具	給水	消火				空調	内装	受変電	防災						
	体育館06	S.46							外壁											
香陽小学校	教室棟01	S.46	屋根								空調									
	管理棟02	S.46						空調				屋根				内装	受変電	防災	給水	
	渡廊下03	S.46										屋根				消火				
	体育館08	S.47										屋根								
招提小学校	管理棟01	S.47							給水	消火	空調	内装	受変電							
	渡廊下02	S.47																		
	教室棟03_13	S.47						空調			空調									
	体育館06	S.48	屋根	外壁	内装															

施設名		建築年度	各年度に実施すべき改修、更新の部位																			
			R7(2025)				R8(2026)				R9(2027)				R10(2028)				R11(2029)			
中宮小学校	管理棟01	S.47				空調								内装								
	教室棟02	S.47																				
	体育館05	S.48																	内装			
	教室棟08	S.48				空調																
	渡廊下09	S.48																				
小倉小学校	教室棟01_10	S.47	屋根	外壁	外建具	電灯							空調									
	管理棟02	S.47				電灯			空調	給水	消火	内建具							弱電	防災		
	渡廊下03	S.47	屋根			電灯																
	体育館05	S.48				屋根	電灯															
樟葉南小学校	教室棟01	S.47																	屋根			
	渡廊下02	S.47																				
	管理棟03	S.47							給水	消火				空調	防災							
	体育館06	S.48						屋根	電灯													
	教室棟17	S.48																				
磯島小学校	教室棟01	S.48												空調	屋根	外壁						
	管理棟02	S.48									給水	消火		空調					受変電	防災		
	渡廊下03	S.48													屋根	外壁						
	体育館07	S.49					屋根	外壁			電灯	内装										
蹠陀西小学校	教室棟04_17	S.49							空調	内建具				空調								
	渡廊下05	S.49																				
	管理棟06	S.49												空調	内装				給水	消火		
	体育館11	S.49					電灯												内装			
樟葉西小学校	教室棟01_14	S.49					電灯															
	渡廊下02	S.49					電灯															
	管理棟03	S.49					電灯							空調					受変電	弱電		
	体育館07	S.49					屋根	電灯														
田口山小学校	管理棟01	S.50				空調	電灯												屋根	受変電		
	教室棟02_24	S.50				空調	電灯															
	渡廊下03	S.50					電灯															
	体育館07	S.50					電灯															
西牧野小学校	管理棟01	S.50	内建具							空調					内装					弱電		
	教室棟02_12	S.50												空調								
	渡廊下03	S.50																				
	体育館08	S.50					内装				屋根											
川越小学校	管理棟01	S.52					内建具	電灯		空調					屋根					受変電		
	教室棟02_13	S.52	内建具				電灯							空調	屋根							
	渡廊下03	S.52					電灯								屋根							
	体育館04	S.52																				
蹠陀東小学校	管理棟01	S.53								空調					屋根	受変電				内装		
	教室棟02_12	S.53								空調				空調	屋根							
	渡廊下03	S.53													屋根							
	体育館05	S.53					屋根	内装														

施設名		建築年度	各年度に実施すべき改修、更新の部位																							
			R7(2025)				R8(2026)				R9(2027)				R10(2028)				R11(2029)							
桜丘北小学校	管理棟08	S.53					受変電				電灯			空調	屋根											
	教室棟09_19	S.53									電灯															
	渡廊下10	S.53									電灯				屋根											
	体育館11	S.53					内装				屋根															
樟葉北小学校	管理棟01	S.54					受変電	電灯					空調	給水	消火				内装							
	教室棟02_10	S.54					電灯						空調													
	渡廊下03	S.54					電灯																			
	体育館06	S.54									屋根								内装							
津田南小学校	管理棟01	S.54	受変電								電灯		空調	弱電	防災											
	教室棟02	S.54									電灯															
	教室棟03	S.54									電灯															
	体育館05	S.54									内装															
	渡廊下10	S.54									電灯															
	教室棟15	H.29																								
	教室棟16	H.29																								
船橋小学校	管理棟01	S.54									電灯	弱電	空調						内装							
	教室棟02_18	S.54									電灯															
	教室棟03	S.54									電灯		空調													
	渡廊下04	S.54									電灯															
	渡廊下05	S.54									電灯															
	体育館09	S.54									電灯															
山田東小学校	管理棟01	S.55					電灯						空調	屋根	外壁	弱電	防災									
	教室棟02	S.55	屋根	外壁			電灯		空調				空調													
	渡廊下03	S.55					電灯							屋根	外壁											
	体育館04	S.55									屋根	外壁														
菅原東小学校	管理棟01	S.54											空調	内装					弱電	防災						
	教室棟02	S.54				空調																				
	渡廊下03	S.54																								
	体育館05	S.54					電灯				内装															
	教室棟14	S.54							空調																	
藤阪小学校	管理棟01	S.56				空調	電灯							弱電	防災	給水	消火									
	教室棟02	S.56				空調	電灯				屋根	外壁														
	渡廊下03	S.56					電灯																			
	体育館07	S.56					電灯				屋根															
平野小学校	管理棟05	S.56											空調						受変電	防災						
	渡廊下06	S.56																								
	教室棟07	S.56											空調													
	体育館09	S.56									屋根	内装														
東香里小学校	管理棟01	S.57							空調					弱電	給水	消火			内装							
	教室棟02_10	S.57											空調													
	体育館05	S.57																								

施設名		建築年度	各年度に実施すべき改修、更新の部位																							
			R7(2025)				R8(2026)				R9(2027)				R10(2028)				R11(2029)							
長尾小学校	管理棟01	S.57				空調														内装	受変電					
	渡廊下02	S.57																								
	教室棟03	S.57				空調																				
	体育館06	S.57									内装															
	教室棟12	H.10																								
伊加賀小学校	管理棟01	S.58				空調									内装											
	渡廊下02	S.58																								
	教室棟03	S.58																								
	体育館06	S.58					電灯																			
	教室棟11	H.18																		屋根	外壁					
西長尾小学校	管理棟07	S.59							空調											内装						
	教室棟08	S.59											空調													
	教室棟09	S.59							空調																	
	渡廊下10	S.59																								
	体育館12	S.59					内装																			
	教室棟17	H.13							空調																	
	教室棟20	H.21											空調													
禁野小学校	管理棟01	S.54																								
	渡廊下02	S.54																								
	教室棟03	S.54																								
	体育館08	S.54																								

凡例	建築		電気		機械	
	屋根	屋上防水の改修	電灯	照明設備のLED化	給水	受水槽・ポンプ・配管等の更新
	外壁	外壁材の落下防止・耐久性向上	受変電	受変電設備の改修・更新	消火	消火水槽・消火設備等の更新
	外建具	外窓・扉の更新	弱電	放送・通信設備の更新		
	内装	床・壁・天井・家具等の改修	防災	防災設備の改修・更新		
	内建具	内部間仕切・建具の更新	分電盤	ブレーカーの更新		
	スロープ	傾斜路の整備				
	空調	教室空調の更新（予定）				

中学校（19校）

施設名		建築年度	各年度に実施すべき改修、更新の部位															
			R7(2025)				R8(2026)				R9(2027)				R10(2028)			
第一中学校	教室棟12	S.41					電灯						空調					
	教室棟13	S.39							空調									
	教室棟14	S.39							空調									
	教室棟15	S.44											空調					
	体育館20	S.46															内装	
	管理棟28	S.47				空調	電灯							給水	消火			
	教室棟36	S.50					電灯						空調					
	渡廊下37	R.2																
	渡廊下38	R.2																
	技術科棟44	S.55					電灯			空調								
第二中学校	体育館07	S.39					内装			電灯							屋根	外壁
	教室棟08	S.42								電灯			空調					
	管理棟09	S.46					防災			空調	電灯						内装	
	渡廊下10	S.46																
	技術科棟20	S.56								空調	電灯							
	倉庫24	H.1																
第三中学校	技術科棟32_39	S.58				空調				電灯								
	体育館38	H.2								外壁							内装	
	管理教室棟46	H.23								空調	電灯		空調					
	武道場47	H.23				空調				電灯								
第四中学校	教室棟04_05_32_33_34	S.36					電灯			空調				屋根	外壁	内装	分電盤	
	教室棟06_35_36_37	S.36				空調	電灯										外壁	内装 分電盤
	技術科棟21	S.57					電灯			空調							外建具	内装 分電盤
	管理棟28	H.4					電灯						空調	外壁	内装	給水	消火	分電盤
	体育館31	H.6					屋根	内装	電灯								分電盤	
津田中学校	教室棟06	S.45								空調								
	教室棟11	S.39				空調												
	管理棟18	S.48	弱電							電灯			空調					
	教室棟24	S.50	屋根	外壁						電灯			空調					
	体育館38	S.57	屋根	外壁						電灯								
	技術科棟39	S.59								空調	電灯							
枚方中学校	教室棟01_20	S.45				空調	電灯											
	教室棟03	S.45					電灯						空調	外壁				
	渡廊下14	S.57																
	渡廊下15	S.57												外壁				
	管理棟04	S.45	受変電				電灯	給水	消火	空調				屋根			内装	
	体育館06	S.46					電灯							屋根				
	技術科棟12	S.56					電灯						空調	外建具				

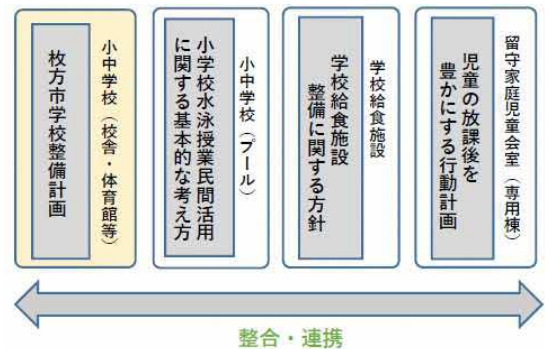
施設名		建築年度	各年度に実施すべき改修、更新の部位																	
			R7(2025)			R8(2026)			R9(2027)			R10(2028)			R11(2029)					
中宮中学校	教室棟01	S.46				屋根			電灯		空調									
	管理棟03	S.46						空調	電灯			内装	内建具	受変電	給水	消火				
	渡廊下04	S.46																		
	体育館06	S.47				屋根			電灯											
	教室棟13	S.49			空調				電灯			内建具								
	渡廊下14	S.49																		
	技術科棟26	S.58			空調				外建具	電灯										
招提中学校	教室棟01_16_17	S.48						空調												
	管理棟02	S.48	内建具			弱電			給水	消火	空調	受変電			外壁	内装				
	渡廊下03	S.48																		
	技術科棟04	S.48									空調				屋根					
	体育館06	S.49				電灯									屋根					
楠葉中学校	教室棟09	S.49			空調			空調							屋根	外壁				
	管理棟10	S.49				内建具					空調				内装					
	渡廊下11	S.49													屋根	外壁				
	技術科棟12	S.49			空調															
	体育館15	S.49	屋根	外壁					内装											
東香里中学校	管理棟01	S.53				弱電					空調				内装	受変電				
	渡廊下02	S.53																		
	教室棟03_13	S.53			空調			空調				屋根								
	技術科棟04	S.53						空調												
	体育館06	S.53																		
楠葉西中学校	管理棟07	S.53									空調				内装	受変電	消火			
	教室棟08	S.53			空調	電灯		空調	内建具											
	渡廊下09	S.53				電灯														
	技術科棟11	S.53				電灯		空調												
	体育館14	S.53				電灯														
長尾中学校	管理棟01	S.54									空調				内装					
	教室棟02	S.54			空調			空調												
	渡廊下03	S.54																		
	技術科棟04	S.54			空調															
	体育館05	S.54																		
杉中学校	管理棟01	S.57									空調	受変電	弱電		内装					
	渡廊下02	S.57																		
	教室棟03	S.57																		
	技術科棟04	S.57						空調												
	体育館06	S.57																		
山田中学校	管理棟01	S.58									空調	受変電			内装	給水	消火			
	渡廊下02	S.58																		
	教室棟03	S.58			空調			空調												
	技術科棟04	S.58			空調															
	体育館07	S.58													内装					

施設名		建築年度	各年度に実施すべき改修、更新の部位															
			R7(2025)				R8(2026)				R9(2027)				R10(2028)			
渚西中学校	管理棟01	S.58											空調	受変電			内装	
	渡廊下02	S.58																
	教室棟03	S.58							空調									
	技術科棟04	S.58				空調												
	体育館07	S.58					電灯										内装	
桜丘中学校	管理棟01	S.58									給水	消火	空調	受変電			内装	
	渡廊下02	S.58																
	教室棟03	S.58				空調			空調									
	技術科棟04	S.58				空調												
	体育館07	S.58					内装	電灯										
蹉跎中学校	管理棟01	S.58											空調				内装	
	渡廊下02	S.58																
	教室棟03	S.58				空調			空調									
	技術科棟04	S.58							空調									
	体育館07	S.58					内装											
	教室棟10	H.23																
	教室棟11	H.27																
招提北中学校	管理棟01	S.60											空調				内装	弱電
	渡廊下02	S.60																
	教室棟03	S.60							空調									
	技術科棟04	S.60	電灯										空調					
	体育館05	S.60															内装	
長尾西中学校	管理棟01	S.61	給水	消火						電灯			空調				内装	
	教室棟02	S.61							空調									
	教室棟03	S.61				空調												
	渡廊下04	S.61								電灯								
	渡廊下05	S.61																
	体育館06	S.61								内装								
	技術科棟07	S.61							空調	電灯								

凡例	建築		電気		機械	
	屋根	屋上防水の改修	電灯	照明設備のLED化	給水	受水槽・ポンプ・配管等の更新
	外壁	外壁材の落下防止・耐久性向上	受変電	受変電設備の改修・更新	消火	消火水槽・消火設備等の更新
	外建具	外窓・扉の更新	弱電	放送・通信設備の更新		
	内装	床・壁・天井・家具等の改修	防災	防災設備の改修・更新		
	内建具	内部間仕切・建具の更新	分電盤	ブレーカーの更新		
	スロープ	傾斜路の整備				
	空調	教室空調の更新（予定）				

3-4 その他の改修計画等

小中学校の校舎や体育館以外にも、放課後の居場所となる留守家庭児童会室、引き続き水泳授業を行う学校のプール施設の老朽化対策にかかる改修計画や安定的な学校給食を提供するための対応方針等と整合・連携を図ります。また、グラウンドについても降雨後の水捌けの改善などに取り組む考えです。



■ 小学校給食調理場（29 施設：単独調理場 22 施設・共同調理場 7 施設）

学校給食を安定的に滞りなく提供するため、「学校給食施設整備に関する方針」（令和7年（2025年）3月）により、調理場の躯体や屋根・配管設備等の老朽化対策や大型厨房機器の更新、衛生面の改善を図るためのドライ化システムへの改修を計画的に実施することで、衛生面・安全面を確保した環境整備や環境保全に取り組みます。

■ 留守家庭児童会室（44 施設）

設備の基準に沿った運営となるよう、「児童の放課後を豊かにする行動計画」（令和7年（2025年）3月策定）に基づき、子どもたちにとってより良い居場所づくりに向け、留守家庭児童会室に必要な環境の整備を行います。

留守家庭児童会室の老朽化対策は、学校の教室の活用状況等も踏まえ、今後の児童数や利用児童数の推移を見極め、学校施設の有効活用を図りながら、計画的に環境整備を進めます。その中で、トイレ等の環境整備については早急に取り組みます。

■ プール

老朽化しているプール施設は、「小学校水泳授業民間活用に関する基本的な考え方」（令和7年（2025年）1月）と整合を図りながら保全に取り組みます。

■ グラウンド

学校グラウンドの機能改善を図るため、順次、直営作業による改修に取り組みます。

なお、本取り組みの中で請負による整備が必要となる学校については、適宜、「枚方市学校整備計画」への反映を検討します。

**枚方市児童の放課後を
豊かにする行動計画（案）**

令和 7 年 3 月
枚方市教育委員会



目次

第1章	計画策定の背景・趣旨	1
第2章	放課後行動計画の位置づけ	2
第3章	放課後行動計画の期間	4
第4章	放課後行動計画とSDGsの関係	
第5章	総合型放課後事業の現状	5
第6章	放課後行動計画への子ども等の意見の反映	6
	(1) 児童の放課後に関するアンケート調査	
	(2) 職員による児童への意見聴取	
	(3) 枚方子どもいきいき広場事業実施団体アンケート調査	
	(4) 小学校長へのアンケート調査	
	(5) 職員や運営事業者へのアンケート調査	
第7章	アンケート調査等からみてきたこと	8
	(1) 保護者のくらしの状況	
	(2) 子育ての状況	
	(3) 留守家庭児童会室について	
	(4) 放課後オープンスクエアについて	
	(5) 枚方子どもいきいき広場事業について	
	(6) 放課後児童対策全般について	
	(7) アンケート調査や意見聴取等のまとめ	
第8章	総合型放課後事業の課題	29
第9章	放課後児童対策の考え方と方向性	31
	(1) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進	
	(2) 総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備	
第10章	放課後児童対策の目標事業量及び取り組み目標	35
	(1) 留守家庭児童会室の目標事業量	
	(2) 放課後オープンスクエアの目標事業量	
	(3) 枚方子どもいきいき広場事業の目標事業量	
	(4) 児童の放課後の居場所の充実に向けた取り組み目標	
第11章	放課後児童対策の具体的方策	37
	(1) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進	
	(2) 総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備	
第12章	放課後行動計画の推進体制	40

第1章 計画策定の背景・趣旨

第1章

少子化や核家族化の進行、家庭と地域とのつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、本市では、令和2年3月に第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）を策定し、妊娠・出産からの切れ目のない子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に進めてきました。子ども・子育て支援事業計画では、放課後児童対策について、子どもの個性や創造性を育む環境の整備や子育てと仕事の両立支援の実現を掲げています。このため、国の新・放課後子ども総合プランを踏まえ、令和2年3月に児童の放課後を豊かにする基本計画を策定し、すべての子どもを対象とした放課後の安全な居場所づくりと小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備を進めてきました。さらに、令和5年度からは、全市立小学校で留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体的に運営する総合型放課後事業の取り組みを民間活力も活用しながら開始したところです。

こうした中、令和5年4月にこども基本法（以下「法」という。）が施行され、同年12月には、法第9条に基づき、こども大綱（以下「大綱」という。）が策定されました。大綱では、社会全体としてこども施策に取り組むことが掲げられています。市として、こども施策を総合的に推進するため、法第10条に基づく市町村計画として、令和7年4月を始期とする枚方市子ども・若者総合計画（以下「子ども・若者総合計画」という。）を策定しました。子ども・若者総合計画では、放課後児童対策について、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができる居場所づくりや、子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるよう、子育てのしやすい環境の整備に向け、引き続き、取り組みを推進していくこととしています。

ついでに、放課後児童対策の取り組みを計画的に進めるため、子ども・若者総合計画に掲げる放課後児童対策の行動計画として枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（以下「放課後行動計画」という。）を策定します。放課後行動計画は、児童の放課後を豊かにする基本計画の取組状況や課題等を検証の上、こどもの居場所づくりに関する指針など国の放課後児童対策の考え方を踏まえ、子どもにとってより良い放課後の居場所づくりと子育てしやすい環境の整備を進めるものです。なお、策定にあたっては、法第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）に基づき、子どもや保護者等を対象に実施したアンケートや意見聴取の結果を反映しています。

本計画における「子ども」の表記について

こども基本法において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」と定義され、こども家庭庁においては、平仮名表記の「こども」の使用を推奨していますが、本計画の上位計画である「枚方市子ども・若者総合計画」に合わせ以下の場合を除き「子ども」表記とします。

① 法令に根拠がある語を用いる場合

例) こども基本法における「こども」、児童福祉法における「児童」など

② 既存の固有名詞や事業名等を用いる場合

例) 児童の放課後、放課後児童対策など

第2章

放課後行動計画の位置づけ

法や大綱などに掲げるこども施策の基本理念や基本的な方針のもと、新・放課後子ども総合プランや放課後児童対策パッケージ、こどもの居場所づくりに関する指針など国の放課後児童対策の考え方を踏まえ、子ども・若者総合計画に掲げる放課後児童対策の行動計画とします。また、子どもを守る条例をはじめ、枚方市総合計画や枚方市教育大綱など他の本市計画等とも整合を図りながら、放課後児童対策の具体的方策や目標を定めます。

第2章

<国>こども施策全般

- こども基本法
- 児童福祉法
- 子ども・子育て支援法
- 次世代育成支援対策推進法
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法
- 社会教育法等関係法令
- こども大綱
- こども未来戦略方針「加速化プラン」

放課後児童対策

- こどもの居場所づくりに関する指針
- 放課後児童対策パッケージ(新・放課後子ども総合プランを継承)

根拠・勘案

<枚方市>

子どもを守る条例

●枚方市総合計画 ●枚方市地域福祉計画

整合

枚方市子ども・若者総合計画

以下の計画を一体的に策定
第3期枚方市子ども・子育て支援事業計画
枚方市子ども・若者育成計画(第2期)
第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画

整合

- 枚方市教育大綱
- 枚方市教育振興基本計画
- 枚方市障害児福祉計画
- 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画
- その他関連計画

整合

放課後児童対策の具体化

枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画

根拠・勘案

子ども・若者総合計画（一部抜粋）				放課後 行動計画	
基本理念	施策目標	放課後児童対策との関連			
		推進方向	取り組み内容		
子ども・若者が笑顔で健やかに成長できるまち枚方	1. すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまちづくりの推進 《子どもの成長過程全般》	1. 人権教育の推進	(2) 保育所（園）等や学校園、留守家庭児童会室での人権教育の推進	子ども・若者総合計画に掲げる放課後児童対策の取り組み内容に基づき、具体的方策や目標を定める	
		6. 子ども・若者の性犯罪・性暴力防止対策の推進	(1) 性犯罪・性暴力防止に向けた取り組みの推進		
		8. 子ども・若者の貧困対策の総合的な推進	(1) 支援を必要とする子ども・若者と家庭を支援につなげる仕組みづくり		
		10. 障害のある子ども・若者等への支援の充実	(2) 障害のある子ども等への教育・保育の充実 (5) 配慮が必要な子どもへの支援		
		16. 子ども・若者の社会的活動の推進	(2) 地域との連携による多様な体験活動の推進		
	2. 子どもを安心して生み、楽しく育てることができるとともに、子どもが健やかに成長できるまちづくりの推進 《子どもの誕生前から幼児期まで》	3. 小学校教育への円滑な接続の推進	(2) 就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援		
	3. 子どもの生きる力と個性を育むまちづくりの推進 《学童期・思春期》	1. 居場所づくりの推進	(2) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進		
		3. いじめに対する取り組みの推進	(1) いじめ問題に対する支援体制の整備		
	5. 子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりの推進 《子育て当事者等》	10. 放課後児童対策の充実	(1) 保護者ニーズに合った事業の充実 (2) 総合型放課後事業の制度等の周知 (3) 児童の放課後の居場所づくりの推進		

なお、令和6年3月のこども家庭庁・文部科学省からの「令和6年度以降の放課後児童対策について（通知）」には、引き続き計画的に放課後児童対策を推進するため、自治体の実情に応じて計画を策定することとし、市町村においては次頁に掲げる内容を盛り込むことが示されており、放課後行動計画の策定にあたっては、この内容を踏まえたものとしています。

【市町村が計画に盛り込むべき内容（令和6年3月こども家庭庁・文部科学省通知より抜粋）】

- ・放課後児童クラブ（本市では留守家庭児童会室）の年度ごとの量の見込み及び目標事業量並びに待機児童が発生している自治体においては待機児童解消に向けた具体的な方策
 - ・放課後子供教室（本市では放課後オープンスクエア）の年度ごとの実施計画
 - ・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量
 - ・校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量
 - ・連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策
 - ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策
 - ・放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策
 - ・その他、特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応、事業の質の向上に関する具体的な方策 等
- ※参考：連携型、校内交流型の定義（放課後児童対策パッケージより抜粋）

放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼ぶこととする。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新・放課後子ども総合プランにおいては「一体型」として推進してきたが、これを「校内交流型」と呼ぶこととする。

※事業の名称については国の通知文の表記に準拠

第3章 放課後行動計画の期間

計画期間は、子ども・若者総合計画の期間に合わせ、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
市		第2期子ども・子育て支援事業計画					枚方市子ども・若者総合計画				
		児童の放課後を豊かにする基本計画					枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画				
国		新・放課後子ども総合プラン				放課後児童対策パッケージ					

第4章 放課後行動計画とSDGsの関係

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、第5次枚方市総合計画の「めざすまちの姿」で掲げている「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち」との親和性が高いことから、本市では、SDGsの各ゴールと総合計画の施策目標を紐づけて、取り組みを進めています。

放課後行動計画においては、SDGsが示す17のゴールのうち、次の9つを主な目標としてSDGs達成に向けた取り組みを推進していきます。



第5章 総合型放課後事業の現状

児童福祉法に基づき、保護者が就労等により昼間自宅に不在の家庭の児童に、放課後の遊び場、居場所を提供し、児童の健全育成を図る事業（放課後児童健全育成事業）として、留守家庭児童会室を44小学校全校に設置してきました。

この間、子どもの成長に必要な要素として自由で主体的な子どもの「時間」、安全に自由に遊べる「空間」、異年齢の集団を含む「仲間」、いわゆる「3間（さんま）」を確保・充実し、異年齢子ども集団の中での遊びや豊かな体験等を通して、学力向上や心身の健全な発達に資することが社会的に求められています。

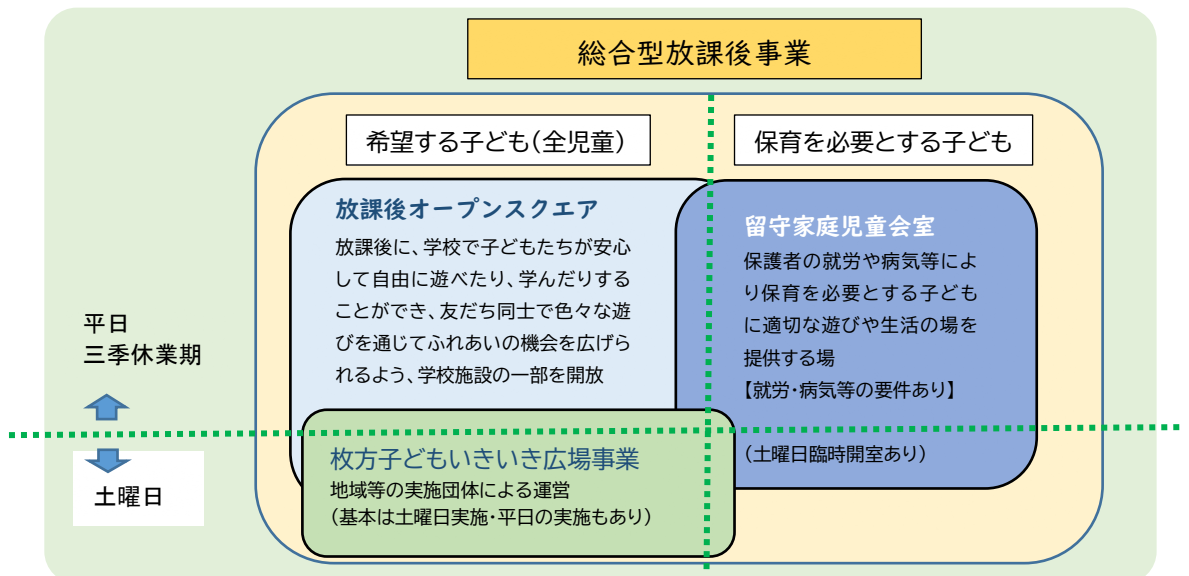
このため、家庭や学校以外の子どもの第3の居場所として、学校施設を活用した放課後子ども教室を小学校4校で試行実施の上、令和5年度からは、全小学校ですべての子どもが放課後の遊びや様々な体験活動ができる留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業を実施しました。

総合型放課後事業の実施にあたり、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの運営を同一の実施主体が担うことで、より効率的・効果的な運営を図れるよう民間活力を活用し、全小学校のうち22小学校の運営を民間事業者へ委託しています。また、直営における人員不足の課題解消とともに、安定した事業運営を図れるよう、フルタイム勤務の統括責任者等を配置し、責任と役割を明確にした新たな運営体制を整えました。また、放課後オープンスクエアは、自由にかつ主体的に創造力を働かせながら活動できる「3間」の確保・充実に向け、学校施設等を活用し、放課後の遊びや様々な体験ができる居場所づくりに努めています。

こうした総合型放課後事業の実施により、保護者や子どもの利用ニーズに応じた放課後の居場所の選択が可能となり、留守家庭児童会室の待機児童解消にも繋がりました。さらに、以前から保護者からの要望が多かった三季休業期における昼食について、令和6年度には夏季休業期間等の留守家庭児童会室等での昼食サービスの試行実施にも取り組みました。

地域のつながりが希薄化している中で、地域の人々の特色や多様性を活かし、子どもが様々な体験活動や様々な人との交流ができることは、学校や授業では経験できない貴重な体験です。こうした機会の提供と場づくりを行う、枚方子どもいきいき広場事業では、土曜日を基本に各小学校区で地域団体やNPO等により、地域の特色や多様性を生かしたプログラムを実施しており、市からは実施団体に対し活動実績等に応じた補助金を交付しています。

これら3つの事業を一体的かつ連携して実施することで、すべての子どもを対象とした平日・土曜日・三季休業期を通じた安全な居場所づくりと小学校入学以降も子育てしやすい環境の整備を進めているところです。



法第11条では、国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するにあたっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。このため、放課後行動計画の策定にあたって、放課後児童対策の満足度やニーズ等を把握するため、児童、児童の保護者、就学前児童の保護者を対象に児童の放課後に関するアンケートを実施しました。また、留守家庭児童会室や放課後オープンスクエア、枚方子どもいきいき広場事業の現場に職員が訪問し、直接利用児童から意見を聴取するほか、枚方子どもいきいき広場事業の関係者や小学校長、職員や運営事業者にもアンケートを実施しました。併せて、子ども・若者総合計画の策定にあたって大阪府と本市が共同実施した調査や子ども未来部で実施したアンケート調査の結果も活用しながら、子どもや保護者などのニーズや意見を反映した、より実効性のある計画としています。

(1) 児童の放課後に関するアンケート調査

調査の趣旨：計画策定に向けて、児童や保護者などのニーズや放課後児童対策への意見を反映させたより実効性の高い計画とするため、アンケート調査を実施しました。

実施時期：令和6年6月10日(月)～令和6年6月30日(日)

実施方法：インターネットアンケート

対象者：児童及びその保護者、就学前児童（3～5歳）の保護者

周知方法：市ホームページ、広報ひらかた（6月号）、SNS、入退室管理システム、学校から（タブレット端末）

対象	総数	回答者数	回答率
児童	19,543 人	3,778 人	19.3%
保護者	19,543 人	5,347 人	27.4%
就学前児童（3～5歳）の保護者	8,446 人	1,875 人	22.2%

※保護者の総数については、児童1人あたり保護者1人としています。

(2) 職員による児童への意見聴取

調査の趣旨：放課後行動計画に児童の意見を反映させるため、放課後児童支援員や保育士、臨床心理士等の巡回を行っている職員が留守家庭児童会室や放課後オープンスクエアに赴き、任意の児童へ意見聴取を実施しました。

実施時期：令和6年7月～9月

テーマ：「留守家庭児童会室・放課後オープンスクエアについてあなたの気持ちを教えてください」

対象者：全総合型放課後事業施設の児童

【意見聴取児童数】※グループに意見を聴いた場合も、聴取した人数で計上

<学年別>

学年	人数
1年生	91人
2年生	95人
3年生	80人
4年生	50人
5年生	22人
6年生	11人
合計	349人

<事業別>

学年	留守家庭児童会室	放課後オープンスクエア
1年生	70人	21人
2年生	55人	40人
3年生	43人	37人
4年生	30人	20人
5年生	10人	12人
6年生	5人	6人
合計	213人	136人

(3) 枚方子どもいきいき広場事業実施団体アンケート調査

実施時期：令和5年6月21日（水）～7月12日（水）

実施方法：インターネットアンケート

調査内容：運営の現状や課題等について

回答数 35件（44団体対象）

(4) 小学校長へのアンケート調査

実施時期：令和6年10月28日（月）～11月8日（金）

実施方法：インターネットアンケート

調査内容：総合型放課後事業実施後の変化や課題、今後期待すること等について

回答数 44件（44校）

(5) 職員や運営事業者へのアンケート調査

実施時期：令和6年10月29日（火）～11月6日（水）

実施方法：インターネットアンケート

調査内容：総合型放課後事業を運営する上での課題や運営体制等について

回答数 44施設（44校）

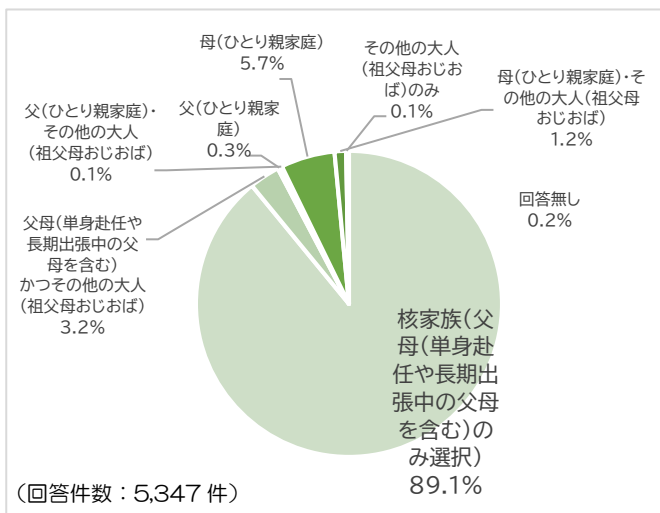
第7章 アンケート調査等からみてきたこと

児童、児童の保護者、就学前児童の保護者を対象に実施したアンケート調査や意見聴取等の結果からみてきた児童や家庭の状況や総合型放課後事業に対する要望等は、次のとおりです。

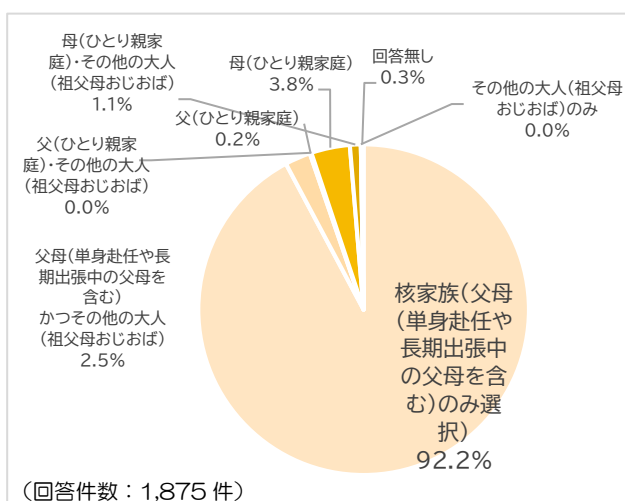
(1) 保護者のくらしの状況

①世帯構成

【児童の保護者】



【就学前児童の保護者】



児童の保護者、就学前児童の保護者ともに核家族が約9割を占めています。

②母親の就労状況

【児童の保護者】

回答内容	件数	割合
フルタイムで働いている	2,166	40.5%
フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業等）	80	1.5%
パート・アルバイトなどで働いている	2,138	40.0%
パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業等）	49	0.9%
以前は働いていたが、今は働いていない	759	14.2%
これまで働いたことがない	126	2.4%
父子家庭等のため該当する人がいない	29	0.5%
合計	5,347	

【就学前児童の保護者】

回答内容	件数	割合
フルタイムで働いている	780	41.6%
フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業等）	123	6.6%
パート・アルバイトなどで働いている	522	27.8%
パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業等）	40	2.1%
以前は働いていたが、今は働いていない	371	19.8%
これまで働いたことがない	34	1.8%
父子家庭等のため該当する人がいない	5	0.3%
合計	1,875	

全体的にフルタイムで働いている人が多い傾向となっています。就学前児童の保護者は小学生の児童の保護者に比べて、母親のフルタイムが多く、パートタイムが少ない傾向にあります。

③父親の就労状況

【児童の保護者】

回答内容	件数	割合
フルタイムで働いている	4,910	91.8%
フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業等）	16	0.3%
パート・アルバイトなどで働いている	26	0.5%
パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業等）	0	0.0%
以前は働いていたが、今は働いていない	24	0.4%
これまで働いたことがない	4	0.1%
母子家庭等のため該当する人がいない	367	6.9%
合計	5,347	

【就学前児童の保護者】

回答内容	件数	割合
フルタイムで働いている	1,758	93.8%
フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業等）	9	0.5%
パート・アルバイトなどで働いている	10	0.5%
パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業等）	0	0.0%
以前は働いていたが、今は働いていない	7	0.4%
これまで働いたことがない	0	0.0%
母子家庭等のため該当する人がいない	91	4.9%
合計	1,875	

④世帯の経済状況（児童の保護者、就学前児童の保護者）

【児童の保護者】

回答内容	件数	割合
100万円未満	143	2.7%
100万円以上200万円未満	212	4.0%
200万円以上300万円未満	289	5.4%
300万円以上500万円未満	880	16.5%
500万円以上800万円未満	1,853	34.7%
800万円以上	1,674	31.3%
回答なし	296	5.5%
合計	5,347	

【就学前児童の保護者】

回答内容	件数	割合
100万円未満	55	2.9%
100万円以上200万円未満	48	2.6%
200万円以上300万円未満	90	4.8%
300万円以上500万円未満	375	20.0%
500万円以上800万円未満	676	36.1%
800万円以上	574	30.6%
回答なし	57	3.0%
合計	1,875	

（回答件数：5,347件）

	留守家庭児童会室			放課後オープンスクエア		
	利用している	利用していたがやめた	利用していない	利用している	利用していたがやめた	利用していない
100万円未満	30.8%	11.2%	58.0%	52.4%	5.6%	42.0%
100万円以上200万円未満	50.9%	19.3%	29.7%	39.6%	5.7%	54.7%
200万円以上300万円未満	46.7%	22.5%	30.8%	45.7%	4.8%	49.5%
300万円以上500万円未満	37.4%	20.3%	42.3%	44.5%	6.5%	49.0%
500万円以上800万円未満	38.5%	17.0%	44.5%	46.6%	6.9%	46.5%
800万円以上	51.3%	14.9%	33.9%	41.9%	7.7%	50.4%

(回答件数:4,197 件)
(回答者数:3,056 人)

	留守家庭児童会室を利用していたがやめた、利用していない理由（上位3つ）	
100万円未満	・特になし	23.2%
	・入室要件に満たない	20.0%
	・経済的負担が大きい	18.4%
100万円以上200万円未満	・経済的負担が大きい	22.5%
	・子どもが放課後オープンスクエアに行くようになった	17.6%
	・子どもが行きたがらない	13.4%
200万円以上300万円未満	・子どもが放課後オープンスクエアに行くようになった	21.7%
	・経済的負担が大きい	19.6%
	・特になし	12.5%
300万円以上500万円未満	・入室要件に満たない	19.9%
	・子どもが放課後オープンスクエアに行くようになった	17.6%
	・経済的負担が大きい	16.9%
500万円以上800万円未満	・入室要件に満たない	23.3%
	・特になし	15.4%
	・子どもが放課後オープンスクエアに行くようになった	14.9%
800万円以上	・入室要件に満たない	20.7%
	・特になし	14.9%
	・子どもが放課後オープンスクエアに行くようになった	14.6%

	事業の向上で求めること（上位3つ）			
	留守家庭児童会室（回答件数:5,077 件） （回答者数:2,291 人）		放課後オープンスクエア（回答件数:11,038 件） （回答者数:5,347 人）	
100万円未満	・三季休業期の昼食サービス	23.5%	・施設の利用の充実（体育館や図書館等の利用）	18.4%
	・体験活動の充実	12.2%	・三季休業期の昼食サービス	16.3%
	・本・遊具・おもちゃの充実	12.2%	・三季休業期のおやつ提供	11.2%
			・スタッフの対応	11.2%
100万円以上200万円未満	・三季休業期の昼食サービス	28.6%	・三季休業期の昼食サービス	31.0%
	・土曜日の開設日の増加	15.5%	・施設の利用の充実（体育館や図書館等の利用）	19.7%
	・施設や設備の改善	12.6%	・三季休業期のおやつ提供	18.0%
200万円以上300万円未満	・三季休業期の昼食サービス	28.4%	・三季休業期の昼食サービス	18.1%
	・施設や設備の改善	15.5%	・施設の利用の充実（体育館や図書館等の利用）	14.9%
	・土曜日の開設日の増加	10.7%	・三季休業期のおやつ提供	11.0%
			・特になし	11.0%
300万円以上500万円未満	・三季休業期の昼食サービス	27.4%	・施設の利用の充実（体育館や図書館等の利用）	17.4%
	・施設や設備の改善	12.3%	・三季休業期の昼食サービス	17.3%
	・土曜日の開設日の増加	10.4%	・三季休業期のおやつ提供	11.2%
500万円以上800万円未満	・三季休業期の昼食サービス	28.4%	・施設の利用の充実（体育館や図書館等の利用）	18.5%
	・施設や設備の改善	14.3%	・三季休業期の昼食サービス	17.4%
	・スタッフの対応	9.5%	・三季休業期のおやつ提供	10.6%
800万円以上	・三季休業期の昼食サービス	29.1%	・施設の利用の充実（体育館や図書館等の利用）	18.3%
	・施設や設備の改善	17.4%	・三季休業期の昼食サービス	17.0%
	・スタッフの対応	10.4%	・三季休業期のおやつ提供	9.2%

世帯の経済状況による留守家庭児童会室や放課後オープンスクエアの利用状況に大きな差はみられません。「留守家庭児童会室を利用していたがやめた、利用していない理由」で、「100 万以上 200 万円未満」及び「200 万円以上 300 万円未満」の世帯では「経済的負担が大きい」が上位2位を占めています。また、事業の向上を求めることについても、世帯の経済状況による大きな違いはありませんが、「100 万円未満」だけは「体験活動の充実」が第2位となっています。

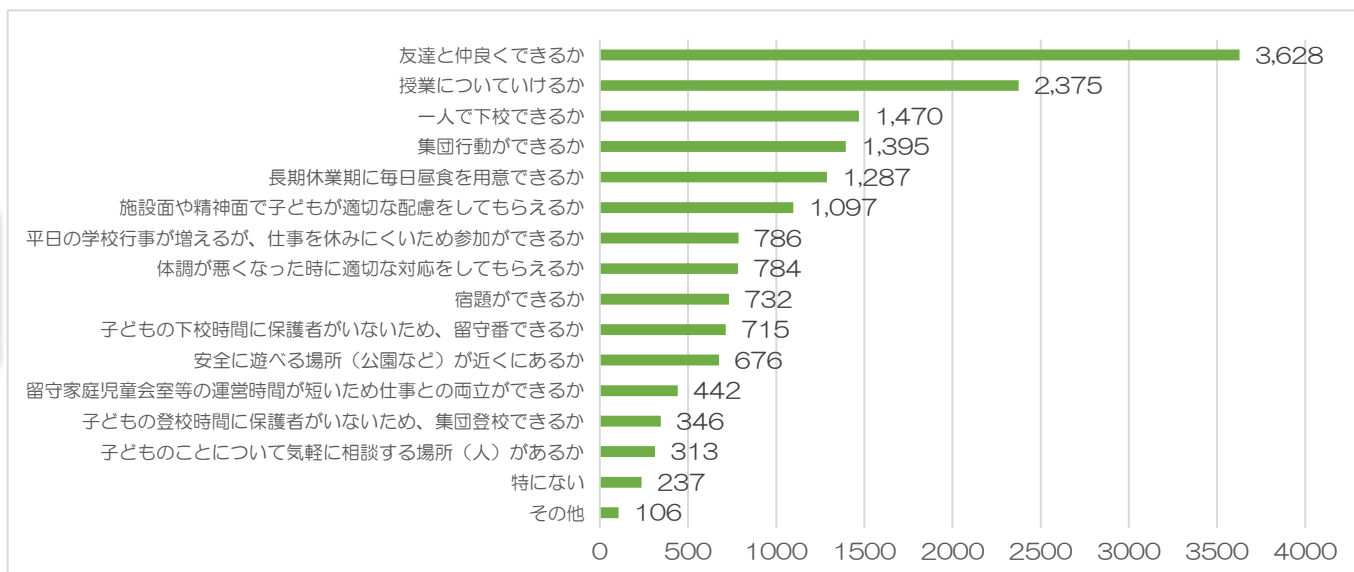
(2) 子育ての状況

①子どもが入学した（する）ときの不安や困りごと（4つまで）

【児童の保護者】

(回答件数：16,389 件)

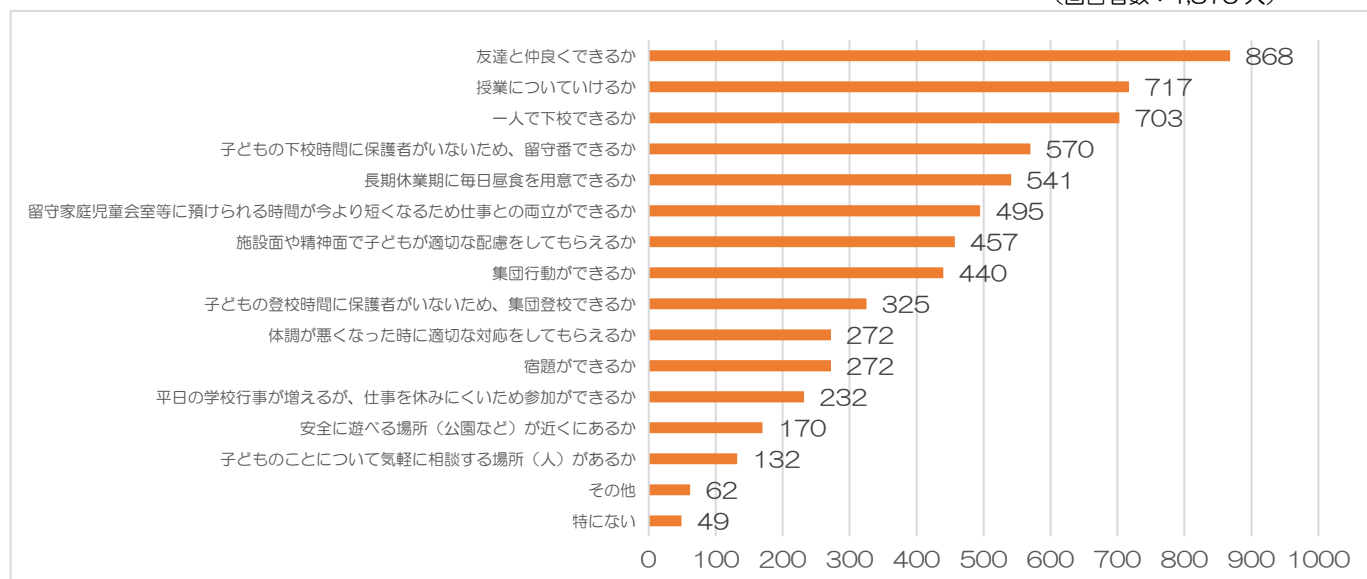
(回答者数：5,347 人)



【就学前児童の保護者】

(回答件数：6,305 件)

(回答者数：1,875 人)



「お子さんが小学校に入学することに、どんな不安や困りごとがありますか（ありましたか）。」という設問に対し、「留守番ができるか」といった保護者の就労に関して不安があると回答した割合は、小学生の児童の保護者に比べて、就学前児童の保護者の方が割合が高くなっています。

〈児童が小学校へ上がるときの不安や困りごと〉

				子どもの下校時間に保護者がいないため、留守番できるか	留守家庭児童会室等に預けられる時間が今より短くなるため仕事との両立ができるか	子どもの登校時間に保護者がいないため、集団登校できるか
全回答者数	児童の保護者	件数	5,347	715	442	346
		割合		13.40%	8.30%	6.50%
	就学前児童の保護者	件数	1,875	570	495	325
		割合		30.40%	26.40%	17.30%

(下は内数)

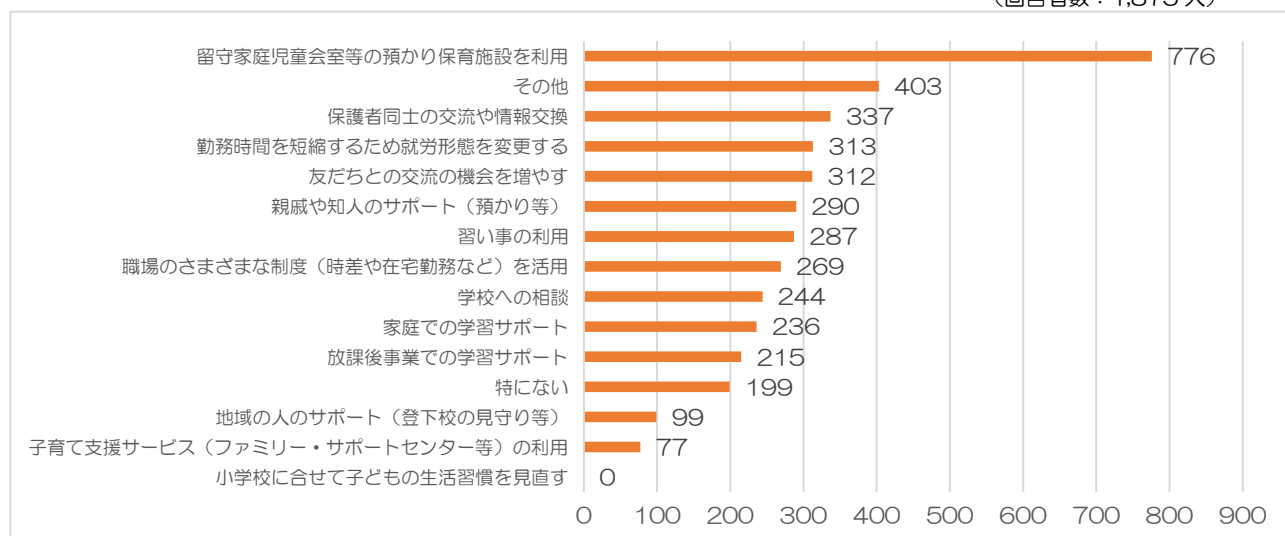
フルタイムで働く世帯	児童の保護者	件数	1,886	367	278	221
		割合		19.50%	14.70%	11.70%
	就学前児童の保護者	件数	721	310	225	263
		割合		43.00%	31.20%	36.50%

②不安や困りごとを解消するためにすること

【就学前児童の保護者】

(回答件数：4,057 件)

(回答者数：1,875 人)



「（お子さんが小学校へ入学するときの）不安や困りごとを解消するためどのようなことを考えていますか」に対し、就学前児童の保護者の多くが「勤務時間を短縮するため就労形態を変更する」と回答していることから、就学前に比べて就学後は児童を預けられる時間が限定されることが、保護者の就労形態に大きな影響を与えていると考えられます。

(3) 留守家庭児童会室について

①利用状況（児童）

留守家庭児童会室 入室状況

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	1,342	1,417	1,367	1,422	1,443	1,377	1,369
2年生	1,261	1,235	1,337	1,226	1,281	1,272	1,132
3年生	1,004	1,067	1,054	1,012	948	1,009	887
4年生	661	719	755	645	650	563	588
5年生	327	299	356	319	262	294	224
6年生	111	122	131	119	107	122	135
合計	4,706	4,859	5,000	4,743	4,691	4,637	4,335
全児童に対する割合	21.9%	23.0%	24.2%	22.8%	23.0%	23.2%	22.2%

②待機児童数

総合型放課後事業実施

（各年4月1日現在）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童数	65	56	138	8	12
班数	100	101	96	102	97

※班…児童の集団の規模（支援の単位）

（各年4月1日現在）

利用者は児童数の減少に伴い、減少傾向にありますが、全児童数に対する入室率はいずれも横ばいの状況です。また、令和5年度からは「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア」を一体的に運営する総合型放課後事業を実施しており、児童の放課後の居場所の選択肢が増加することにより、待機児童数の減少に繋がりました。

③満足度（児童、児童の保護者）

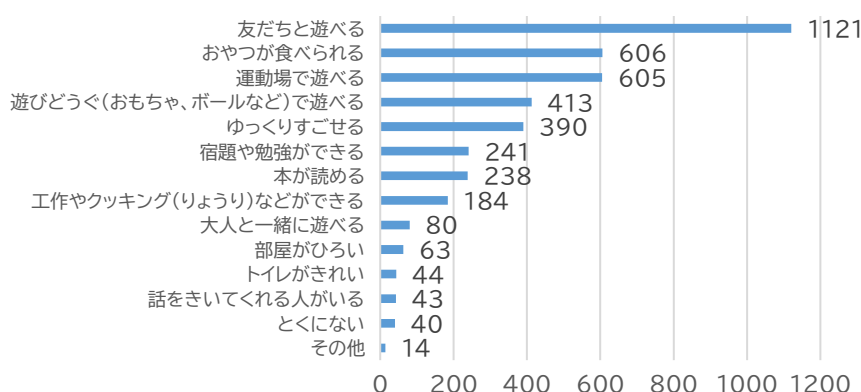
【児童】

回答内容	件数	割合
とても楽しい	969	56.3%
まあまあ楽しい	589	34.2%
あまり楽しくない	103	6.0%
つまらない	61	3.5%
合計	1,722	

【児童の保護者】

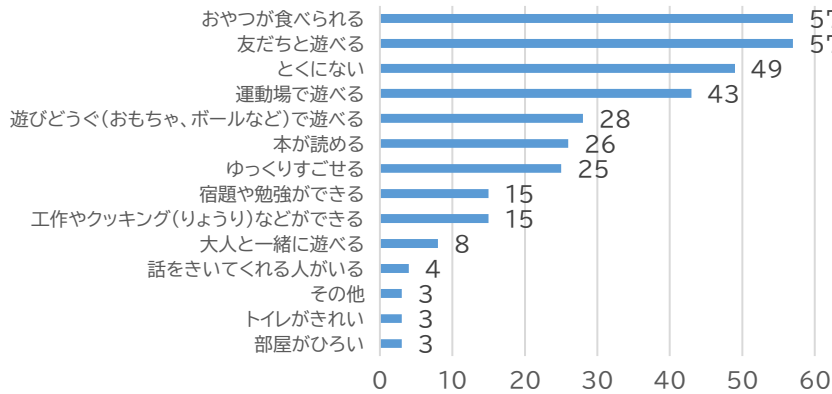
回答内容	件数	割合
満足している	845	36.9%
まあまあ満足している	974	42.5%
ふつう	352	15.4%
やや不満がある	93	4.1%
不満がある	27	1.2%
合計	2,291	

留守家庭児童会室に行っていて、とても楽しい、まあまあ楽しいと答えた人で
児童会室の良いところ



（回答件数：4,082件）
（回答者数：1,558人）

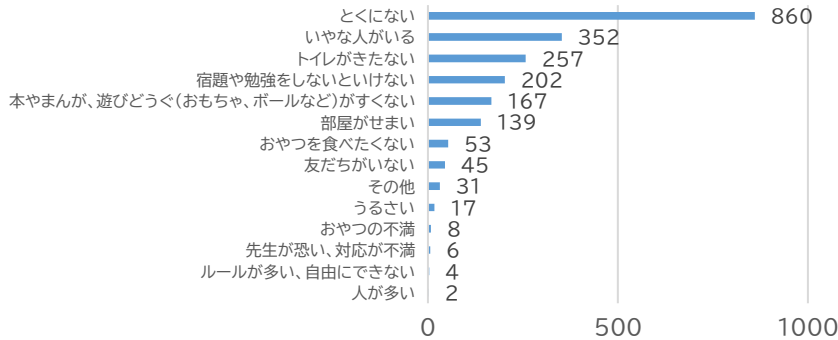
留守家庭児童会室に行っていて、あまり楽しくない、つまらないと答えた人で児童会室の良いところ



(回答件数：336 件)

(回答者数：164 人)

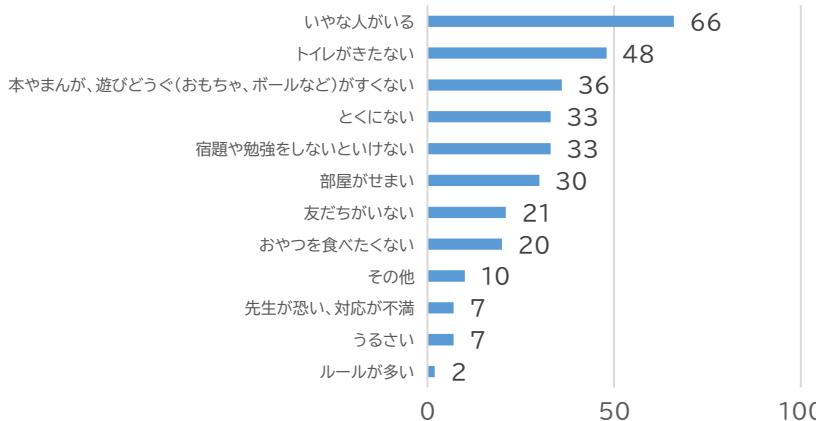
留守家庭児童会室に行っていて、とても楽しい、まあまあ楽しいと答えた人で児童会室の悪いところ



(回答件数：2,143 件)

(回答者数：1,558 人)

留守家庭児童会室に行っていて、あまり楽しくない、つまらないと答えた人で児童会室の悪いところ



(回答件数：313 件)

(回答者数：164 人)

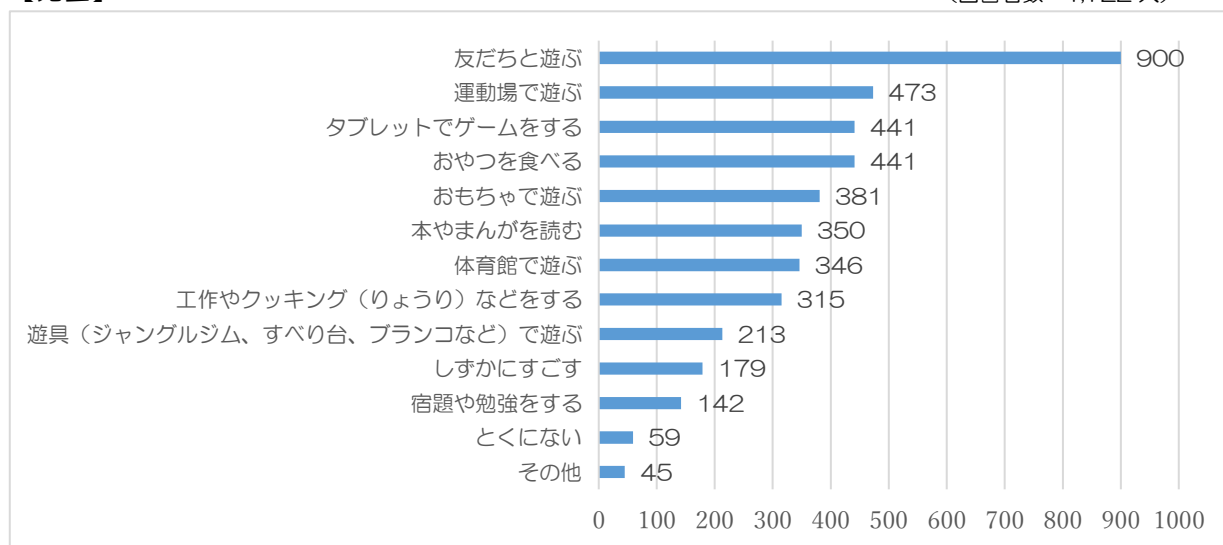
入室児童は「とても楽しい」、「まあまあ楽しい」と肯定的な回答が90.5%となっています。事業の良いところでは、「友だちと遊べる」が最も多く、次いで、「おやつが食べられる」、「運動場で遊べる」、「遊び道具で遊べる」、「ゆっくりすごせる」が多くなっています。事業の良くないところでは「特にない」が最も多く、次いで、「いやな人がいる」、「トイレが汚い」、「宿題や勉強をしないといけない」、「本やまんが、遊び道具が少ない」、「部屋がせまい」が多くなっています。

④したいこと・求めること

【児童】

(回答件数：4,285 件)

(回答者数：1,722 人)

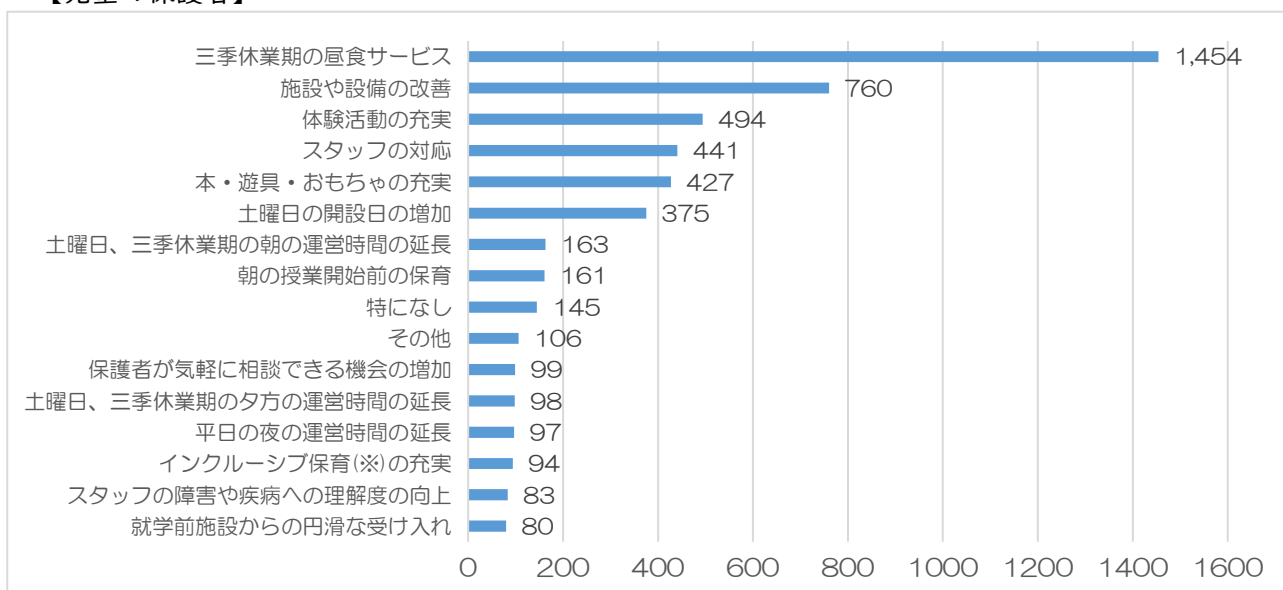


「友だちと遊ぶ」が最も多く、次いで「運動場で遊ぶ」、「おやつを食べる」、「タブレットでゲームをする」、「おもちゃで遊ぶ」、「本やまんがを読む」、「体育館で遊ぶ」、「工作やクッキングをする」が多くなっています。また、「その他」意見としては、「ダンスの練習をする」、「タブレットで勉強する」、「ずっと外遊びしたい」などの回答がありました。

【児童の保護者】

(回答件数：5,077 件)

(回答者数：2,291 人)



「三季休業期の昼食サービス」が最も多く、次いで、「施設や設備の改善」、「体験活動の充実」、「スタッフの対応」、「本・遊具・おもちゃの充実」、「土曜日の開設日の増加」が多くなっています。

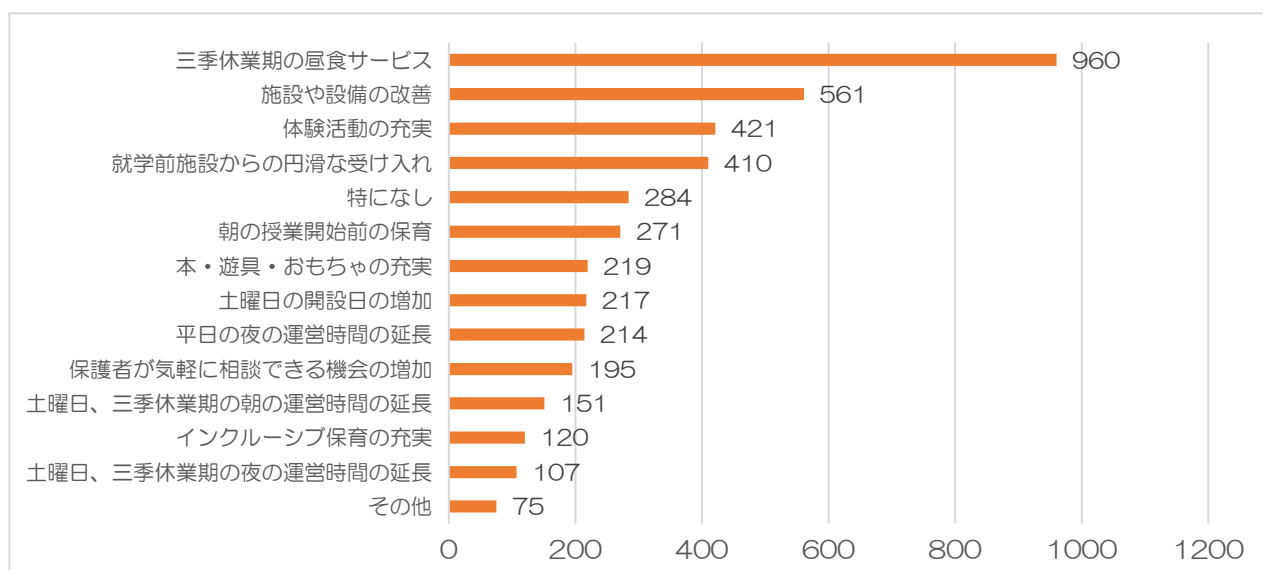
「その他」の意見では「費用が高い」、「仲間意識が高まる取り組み」、「子どもの気持ちに配慮した班の運営」、「1日単位での延長保育」、「スタッフの増員、定着化」、「子どもが理解できるようなルールづくり」などの回答がありました。

※インクルーシブ保育…子どもの年齢や国籍、障がいの有無などに関係なく、すべての子どもを受け入れて一緒に過ごす保育。「すべてを含んだ」「包括的な」という意味を持つ「インクルーシブ」の文字通り、子どもをさまざまな理由で線引きせず、それぞれの個性を認め合う環境づくりを目的としています。

【就学前児童の保護者】

(回答件数：4,205 件)

(回答者数：1,875 人)



「三季休業期の昼食サービス」が最も多く、次いで、「施設や設備の改善」、「体験活動の充実」、「就学前施設からの円滑な受け入れ」が多くなっています。その他では「施設に対して人口密度が高い」、「送迎が難しい」、「指導員の資質向上」、「利用料の見直し」、「遠い職場で勤務している親への理解」、「発達障害など配慮のいる子へのサポート」、「生涯学習市民センターとのイベント連携」、「利用ルールの明確化」といった回答がありました。

⑤朝の運営時間の延長、土曜日保育要望割合

【児童の保護者（学年別）】

			朝の授業開始前の保育	土曜日、三季休業期の朝の運営時間の延長	土曜日の開設日の増加
全回答者数	件数	2,291	161	163	375
	割合		7.0%	7.1%	16.4%

(下は内数)

小学校1年生	件数	873	81	71	156
	割合		50.3%	43.6%	41.6%
小学校2年生	件数	664	44	49	116
	割合		27.3%	30.1%	30.9%
小学校3年生	件数	436	22	25	53
	割合		13.7%	15.3%	14.1%
小学校4年生	件数	206	9	12	30
	割合		5.6%	7.4%	8.0%
小学校5年生	件数	65	3	3	10
	割合		1.9%	1.8%	2.7%
小学校6年生	件数	30	1	2	7
	割合		0.6%	1.2%	1.9%

【就学前児童の保護者】

			朝の授業開始前の保育	土曜日、三季休業期の朝の運営時間の延長	土曜日の開設日の増加
全回答者数	件数	1,875	271	151	217
	割合		14.5%	8.1%	11.6%

留守家庭児童会室の朝の授業開始前の保育、土曜日、三季休業期の朝の運営時間の延長、土曜日の開室日の増加を回答した人に対して、学年別に比較しました。朝の授業開始前の保育や土曜日、三季休業期の朝の運営時間の延長については、就学前児童の保護者の希望が高く、児童の保護者の要望も1年生の保護者が約半数を占めており、児童の年齢が低いほど、要望が高くなっています。また、土曜日の開室日の増加は、児童の保護者の要望が高くなっていますが、これについても低学年の児童の保護者の要望が高くなっています。

(4) 放課後オープンスクエアについて

①利用状況（児童）

放課後オープンスクエア登録状況 留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの年次別状況

（単位：人）

（単位：人）

	令和5年度	令和6年度
1年生	1,402	1,407
2年生	1,551	1,593
3年生	1,349	1,598
4年生	1,225	1,282
5年生	992	960
6年生	559	507
合計	7,078	7,347

（各年7月31日現在）

	令和5年度			令和6年度		
	児童会室	オープン スクエア	合計	児童会室	オープン スクエア	合計
1年生	1,377	1,402	2,779	1,369	1,407	2,776
2年生	1,272	1,551	2,823	1,132	1,593	2,725
3年生	1,009	1,349	2,358	887	1,598	2,485
4年生	563	1,225	1,788	588	1,282	1,870
5年生	294	992	1,286	224	960	1,184
6年生	122	559	681	135	507	642
合計	4,637	7,078	11,715	4,335	7,347	11,682
全児童に 対する割合	23.2%	35.5%	58.7%	22.2%	37.6%	59.8%

児童会室：4月1日現在

放課後オープンスクエア 7月31日現在

令和6年度の登録人数は昨年度と比べて増加しています。1日の平均利用人数も昨年度より増加しています。

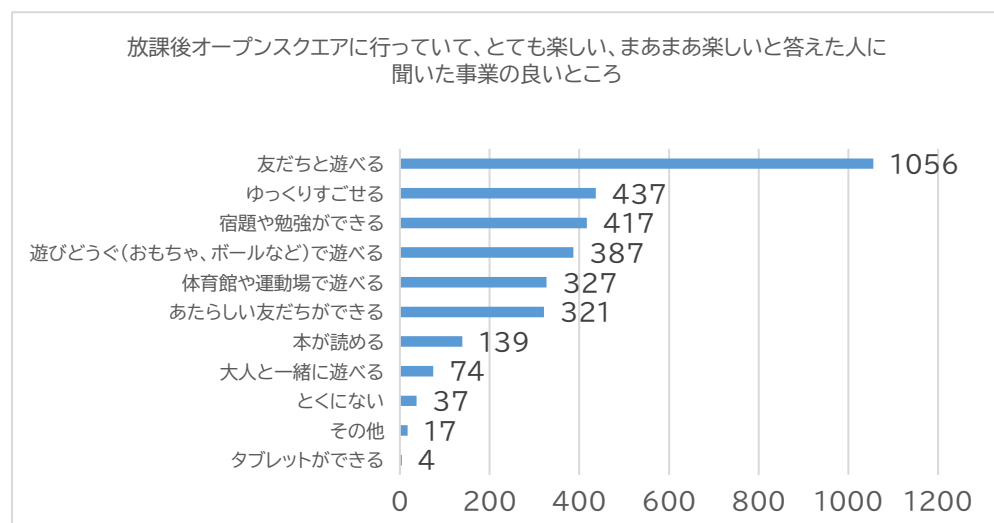
②満足度（児童、児童の保護者）

【児童】

回答内容	件数	割合
とても楽しい	680	45.7%
まあまあ楽しい	657	44.1%
あまり楽しくない	102	6.8%
つまらない	50	3.4%
合計	1,489	

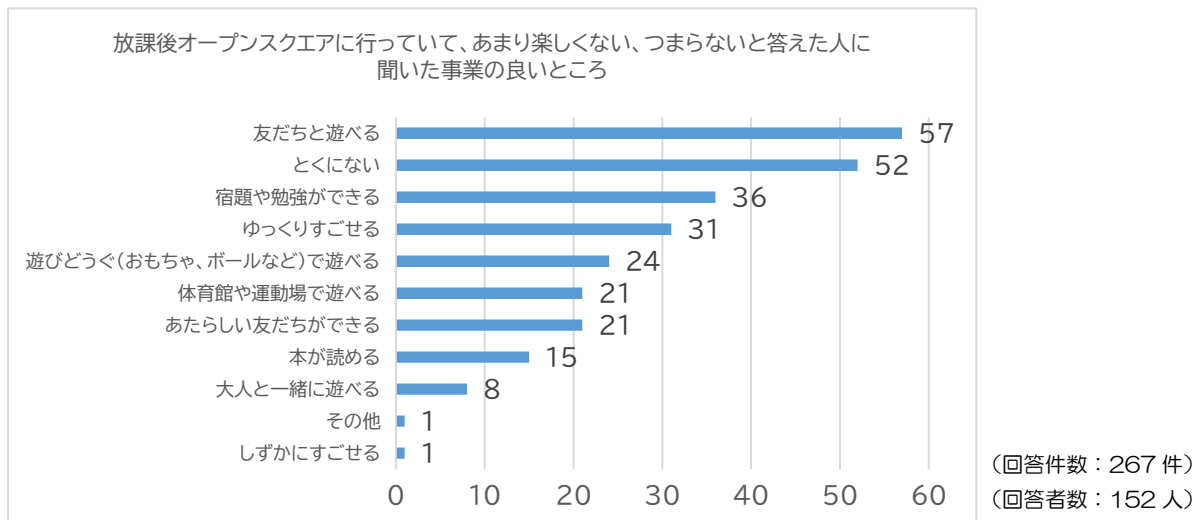
【児童の保護者】

回答内容	件数	割合
満足している	686	28.8%
まあまあ満足している	954	40.1%
ふつう	575	24.1%
やや不満がある	135	5.7%
不満がある	30	1.3%
合計	2,380	

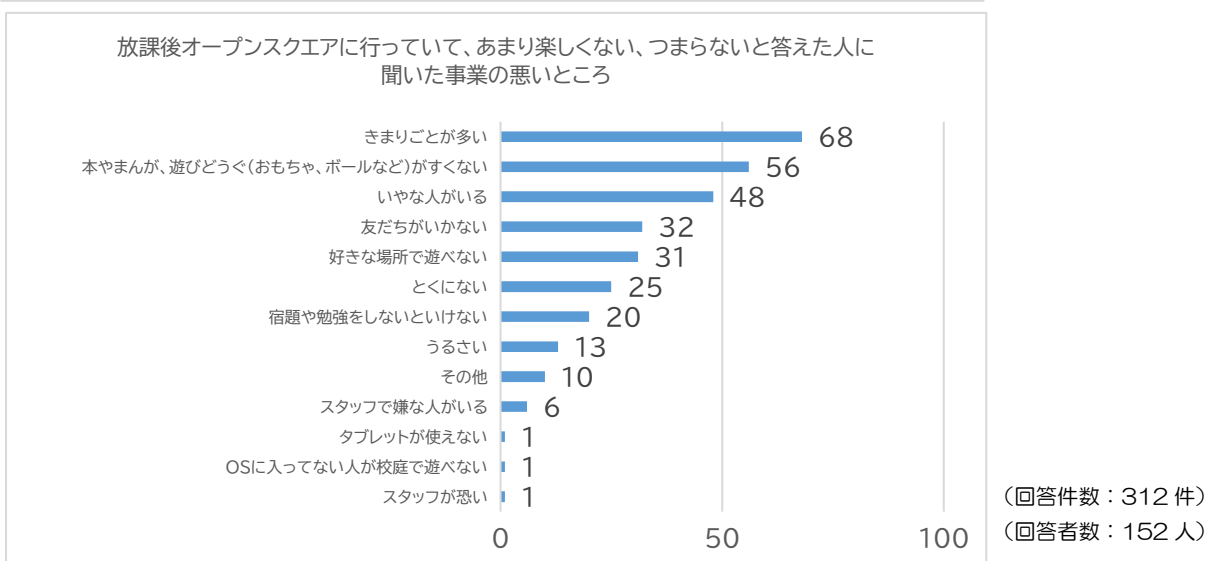
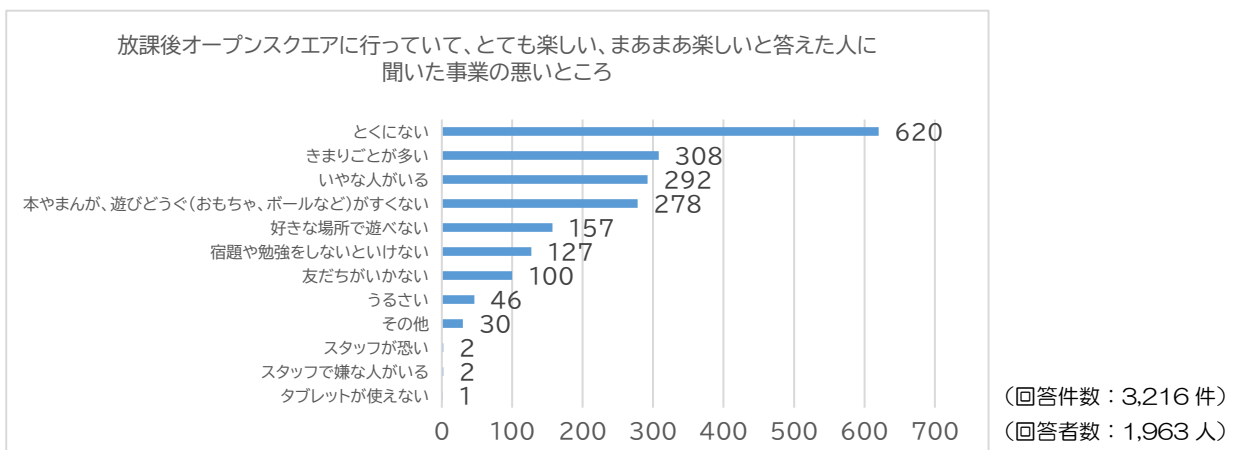


（回答件数：3,216件）

（回答者数：1,337人）



参加した児童は「とても楽しい」、「まあまあ楽しい」と肯定的な回答が89.8%となっています。事業の良いところでは、「友だちと遊べる」が最も多く、次いで、「ゆっくりすごせる」、「宿題や勉強ができる」、「遊び道具で遊べる」、「体育館や運動場で遊べる」が多くなっています。



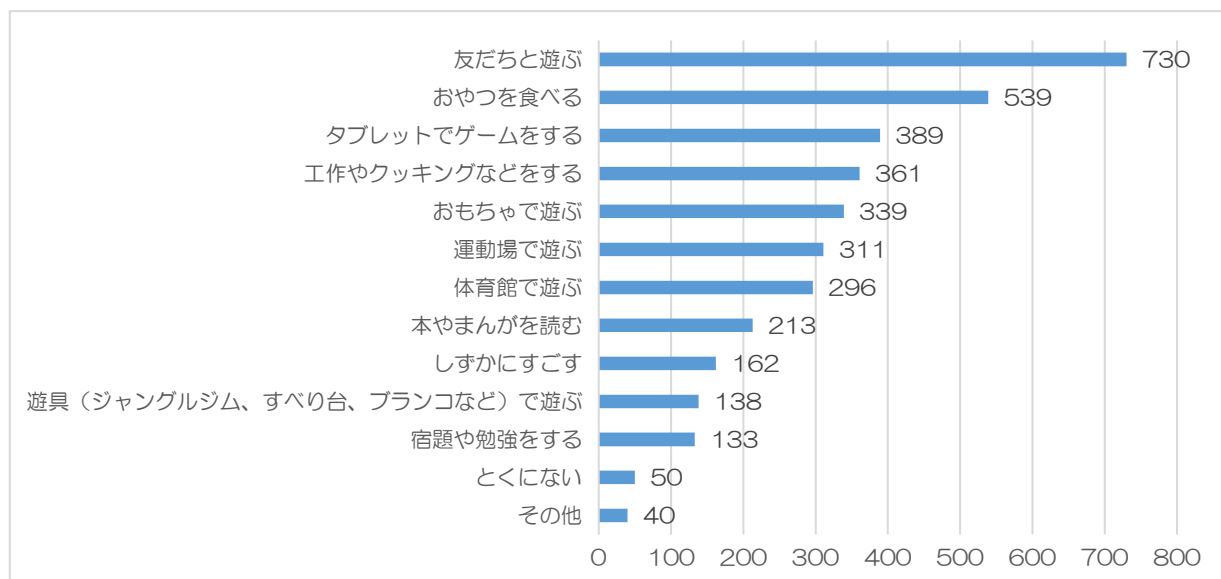
事業の悪いところでは「特にな」が最も多かったものの、次いで、「きまりごとが多い」、「いやな人がいる」、「本やまんが、遊び道具が少くない」が多くなっています。

③したいこと・求めること

【児童】

(回答件数：3,701 件)

(回答者数：1,489 人)

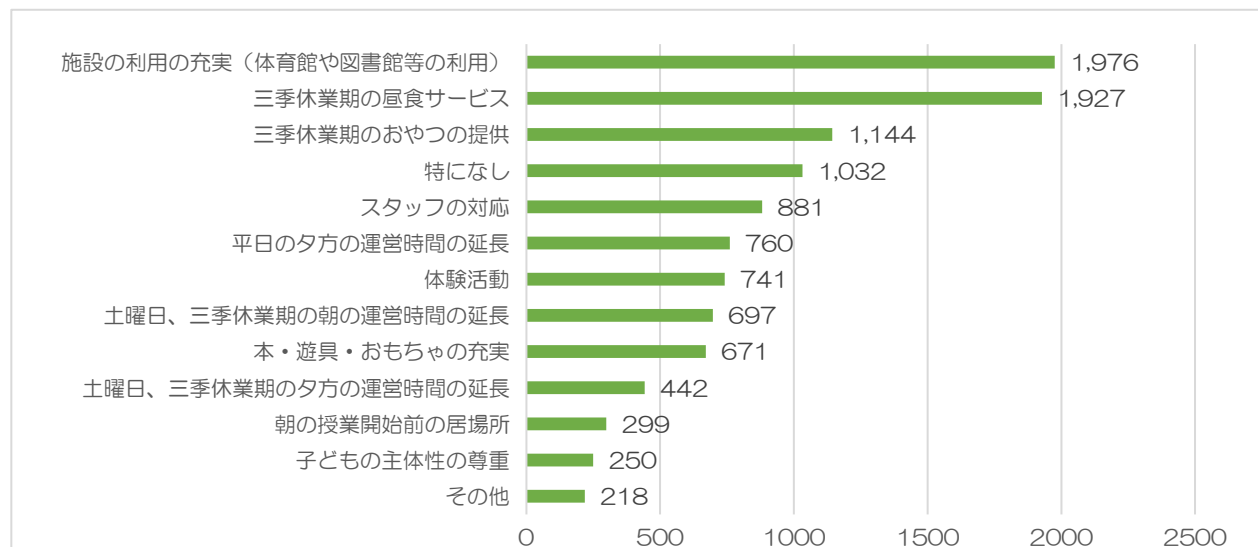


「友だちと遊ぶ」が最も多く、次いで、「おやつを食べる」、「タブレットでゲームをする」、「工作やクッキングなどをする」、「おもちゃで遊ぶ」、「運動場で遊ぶ」、「体育館で遊ぶ」となっています。また、その他の回答では、「Switchがしたい」、「ダンスがしたい」、「タブレットで自主学習」、「水遊び」、「トランポリン」、「図書室を使いたい」などの回答がありました。

【児童の保護者】

(回答件数：11,038 件)

(回答者数：5,347 人)



「施設の利用の充実」が最も多く、次いで、「三季休業期の昼食サービス」、「三季休業期のおやつ提供」、「特になし」、「スタッフの対応」、「平日の夕方の運営時間の延長」、「体験活動」、「土曜日、三季休業期の朝の運営時間の延長」、「本・遊具・おもちゃの充実」が多くなっています。その他では「スタッフの拡充とタブレットの使用制限」、「プールの開放」、「平日の出欠確認」、「代休日の運営」、「平日のおやつ提供」、「静かに落ち着いて本を読んで過ごせる環境」、「みんなで誘い合えるように学校全体で保険をかけてほしい」といった回答がありました。

学年別朝の運営時間の延長要望割合

【児童の保護者（学年別）】

			朝の授業 開始前の 保育	土曜日、三 季休業期 の朝の運営 時間の延 長
全回答者数	件数	5,347	299	697
	割合		5.6%	13.0%

(下は内数)

小学校1年生	件数	1,545	105	189
	割合		35.1%	27.1%
小学校2年生	件数	1,351	83	203
	割合		27.8%	29.1%
小学校3年生	件数	1,020	51	142
	割合		17.1%	20.4%
小学校4年生	件数	678	22	87
	割合		7.4%	12.5%
小学校5年生	件数	387	22	44
	割合		7.4%	6.3%
小学校6年生	件数	323	13	25
	割合		4.3%	3.6%

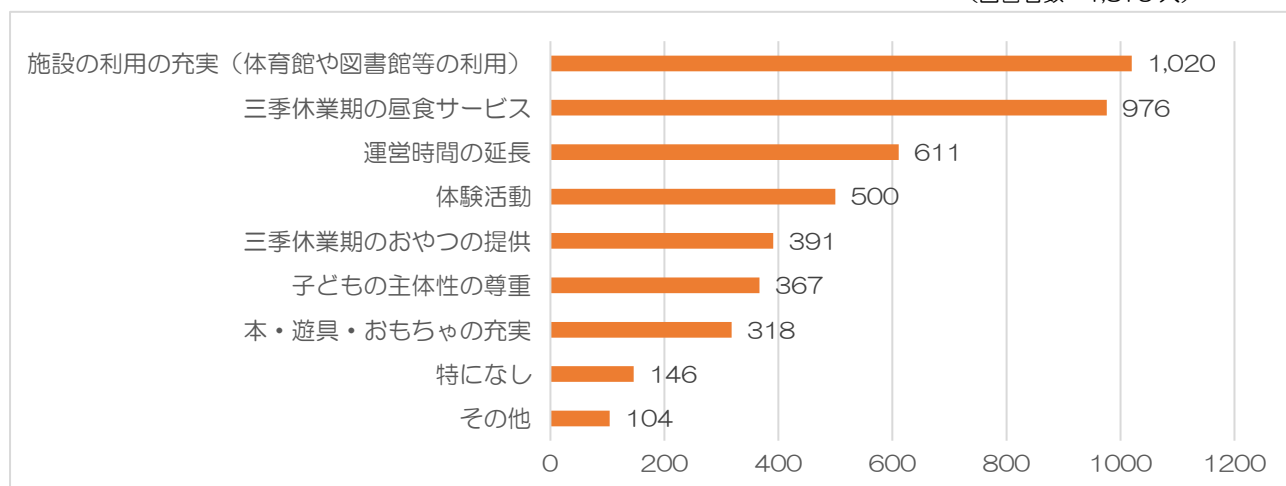
放課後オープンスクエアを利用している児童の保護者に聞いた要望で、朝の授業開始前の保育、土曜日、三季休業期の朝の運営時間の延長を回答した人に対して、学年別に比較しました。朝の授業開始前の保育よりも、土曜日、三季休業期の朝の運営時間の延長を要望が高く、放課後オープンスクエアは9時からの運営であることが要因と考えられます。いずれの要望も低学年の児童の保護者が高くなっています。

第7章

【就学前児童の保護者】

(回答件数：4,433 件)

(回答者数：1,875 人)



「施設の利用の充実」が最も多く、次いで、「三季休業期の昼食サービス」、「運営時間の延長」、「体験活動」、「三季休業期のおやつ提供」、「子どもの主体性の尊重」、「本・遊具・おもちゃの充実」が多くなっています。その他では「安全性の確保」、「大人の見守り体制」、「早朝預かり」、「放任ではなく大人が適切に介入する」、「職員の資質向上」、「出欠確認」といった回答がありました。

(5) 枚方子どもいきいき広場事業について

①利用状況

令和4年度 参加延べ人数:34,329人

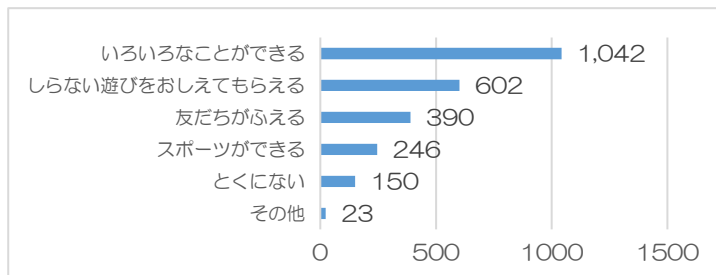
令和5年度 参加延べ人数:34,505人

②満足度

【児童】

回答内容	件数	割合
とても楽しい	962	58.9%
まあまあ楽しい	575	35.2%
あまり楽しくない	68	4.2%
つまらない	27	1.7%
合計	1,632	

児童に聞いた枚方子どもいきいき広場の良いところ（3つまで）



(回答件数: 2,453 件)

(回答者数: 1,632 人)

参加した児童は「とても楽しい」、「まあまあ楽しい」と肯定的な回答が 94.1%となっています。「色々なことができる」が最も多く、次いで「知らない遊びを教えてもらえる」、「友だちがふえる」、「スポーツができる」となっています。「その他」の意見では、「やりたいことだけ参加ができる」、「工作ができる」、「地域の大人とおしゃべりできる」、「料理ができる」、「作り方を教えてもらって作るのが楽しい」、「初めての体験ができる」などの回答がありました。

③参加の多い体験活動

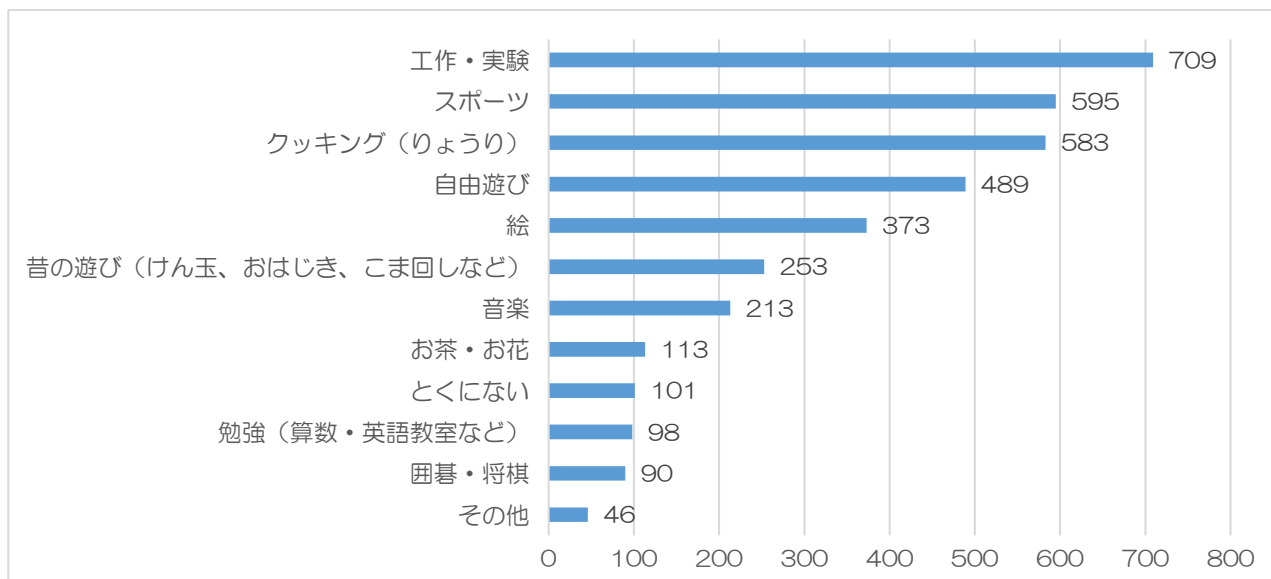
スポーツ	ドッジボール、野球、サッカー、テニス、キックベース 卓球、バドミントン、グランドゴルフ、ソフトバレー、ダンス
イベント・ゲーム	水遊び、ビンゴ大会、お楽しみ会、お別れ会、お買い物ごっこ 鬼ごっこ、逃走中、クリスマス会、昔遊び、じゃんけん大会、 魚つり
工作	プラ板、しめ縄飾り、提灯づくり、水鉄砲、ミニクリスマスツリー 缶バッチ、バレンタイン工作、スノードームづくり、アイロンビーズ
収穫・クッキング	焼き芋、カレー作り、飯盒炊爨、ミニケーキ、ホットケーキ たけのこ掘り、もちつき、餃子づくり、みかん狩り、 水風船スイカ割、フルーツサンド
映画・音楽鑑賞	映画、読書、吹奏楽

④ したいこと・求めること

(回答件数：3,663 件)

【児童】

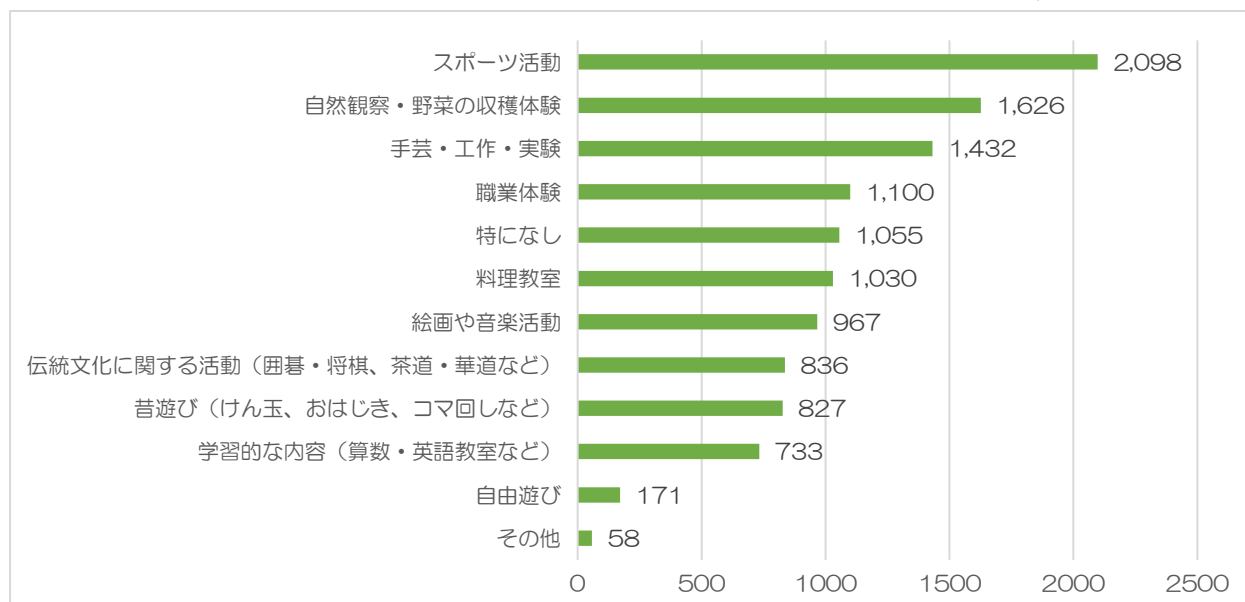
(回答者数：1,632 人)



【児童の保護者】

(回答件数：11,933 件)

(回答者数：5,347 人)



(6) 放課後児童対策全般について

求めること（児童の保護者、就学前児童の保護者）

【児童の保護者】

（回答件数：14,205 件）

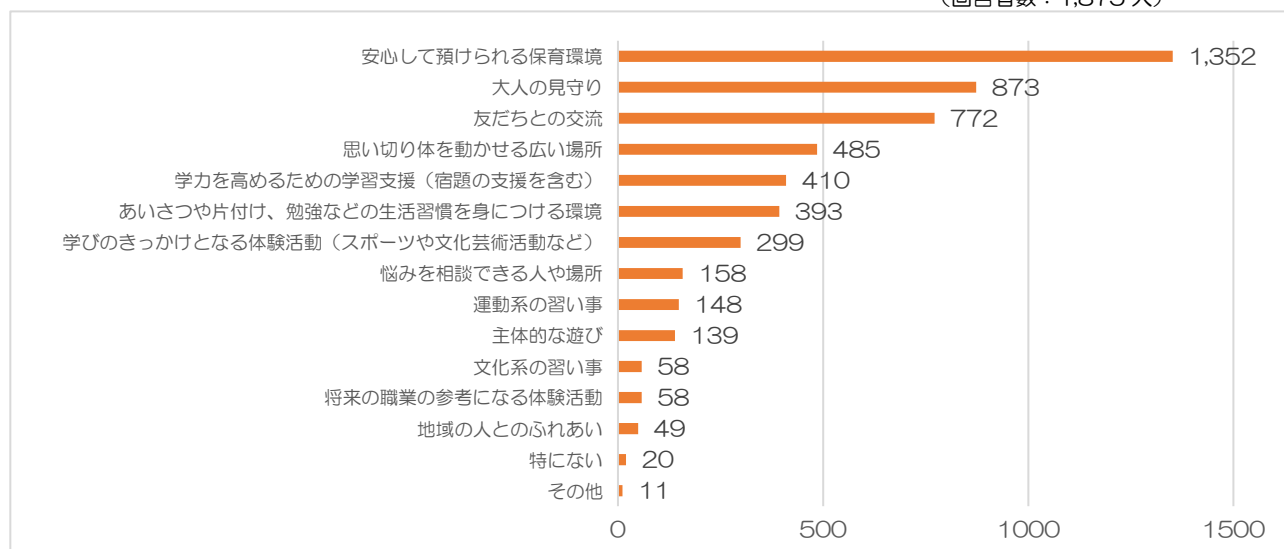
（回答者数：5,347 人）



【就学前児童の保護者】

（回答件数：5,225 件）

（回答者数：1,875 人）

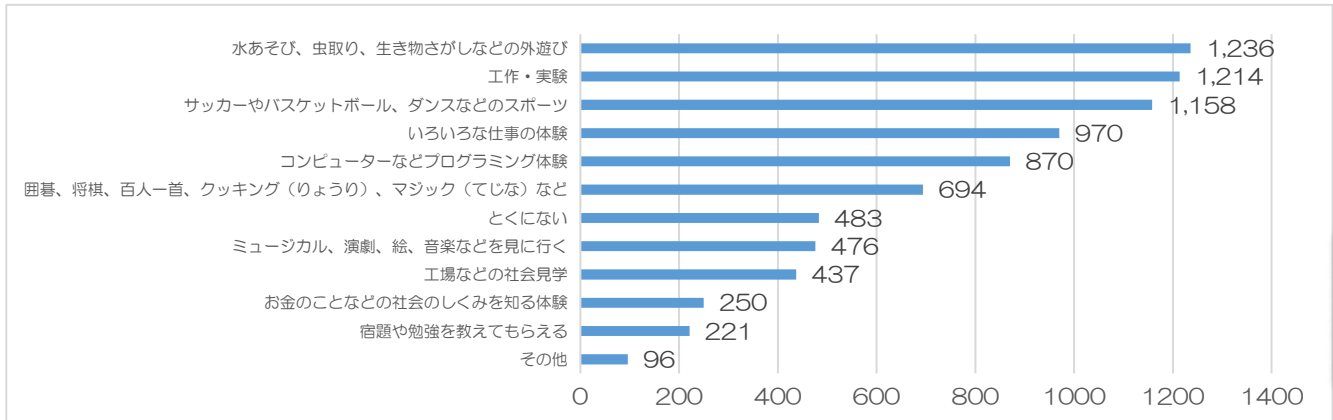


児童の保護者、就学前児童の保護者とも、安心して預けられる保育環境が最も多い結果となりました。また、どちらの保護者においても、放課後に友だちとの交流を求める項目が多く選択されています。

【児童のやってみたい体験活動】

(回答件数：8,105 件)

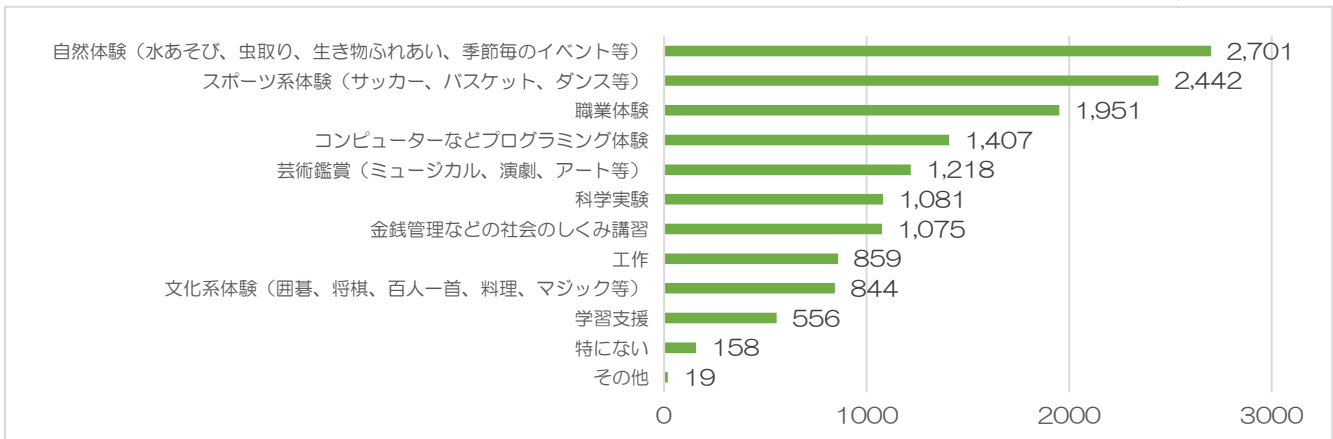
(回答者数：3,778 人)



【保護者が子どもに参加して欲しい体験活動】

(回答件数：14,311 件)

(回答者数：5,347 人)



(7) アンケート調査や意見聴取等のまとめ

① アンケート調査のまとめ

- ・ 児童について、**ほっとできるのはどんなとき**か尋ねたところ、多くの児童が、友だちと遊んでいるとき、好きなことをしているとき、のんびりしているとき、しずかなとき、一人でいるとき、いっぱい体を動かしているときが多くなっており、児童にとっての居場所が様々であることが確認できました。
- ・ **留守家庭児童会室に入室している児童**の多くは満足度が高くなっており、事業の良いところでは、友だちと遊べる、おやつが食べられる、運動場で遊べるが多くなっています。しかしながら、留守家庭会室の悪いところでは、特にないという回答が多くありましたが、いやな人がいるが多く、トイレがきたないといった施設に関する意見も多くなっており、児童の保育環境の整備を進める必要があります。
- ・ **放課後オープンスクエアに参加している児童**の多くは満足度が高くなっており、事業の良いところは友だちと遊べると答えた児童が飛びぬけて多くなっています。しかしながら、事業の悪いところでは、特にないという回答が多くありましたが、きまりごとが多い、いやな人がいる、本やまんが、遊び道具が少ないという回答が多くなっていることから、事業の改善に向けて取り組む必要があります。
- ・ **体験活動に関する回答**については、児童が知らない遊びや色々なことができることへの喜びの声が聞かれました。また、どのような体験活動をしたいかについては、児童も保護者も同様の傾向で、多い

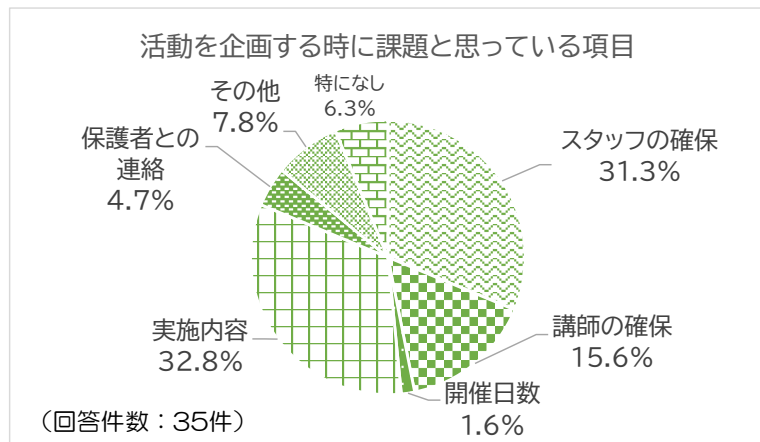
ものとしては、「水遊び、虫取り、生き物さがしなどの外遊び」、「工作・実験」、「いろいろな仕事の体験」、「コンピュータープログラミング体験」、「囲碁、将棋、百人一首、クッキング、マジックなど」となっており、様々な体験が得られる機会の充実が求められています。

- ・保護者へのアンケートは、共働き家庭の増加やフルタイム勤務の増加など、保護者の就労が多様化していることが確認できました。就学前に比べて子育てと仕事が両立しにくいなど、いわゆる「小1の壁」の問題や保護者のニーズも多様化しており、三季休業期の昼食サービスや留守家庭児童会室の土曜日開室日数の増加、運営時間の延長などの保護者ニーズの増加が見受けられます。

②児童の意見聴取のまとめ

- ・概ねアンケートの内容と同様の意見が多くありました。「楽しいこと、嫌なこと（時間）」では、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの違いは少なく、多くの児童が外で遊ぶことや友達と遊ぶことを楽しんでいることが確認できました。
- ・「ルールについて」では、「困ったルール」として大人（職員等）の都合にあわせたルールも多くありましたが、「走ってはいけない」などの安全・安心に過ごすためのルールを「困ったルール」と捉えている児童も多く、説明や話し合い等の不足により、なぜその行為をしてはいけないのか納得できていないと思われます。また、「ルールの決め方」においては、子どもたちでルールを決めていると答えた児童が少なく、児童が主体的にルールを決めていくという事や児童が主体的に意見を出し合い問題を解決していく話し合いの場として設定している、いわゆる「子ども会議」自体が、児童の中でイメージが持てていないようです。
- ・「施設のこと」については、児童の放課後アンケート結果とほぼ同内容の結果となりましたが、児童は放課後の居場所として、「友達と遊べる」、「ほっとできる」、「自由に過ごせる」、「安全で快適」な居場所を求めていることが改めて確認できました。

③枚方子どもいきいき広場事業実施団体からの意見



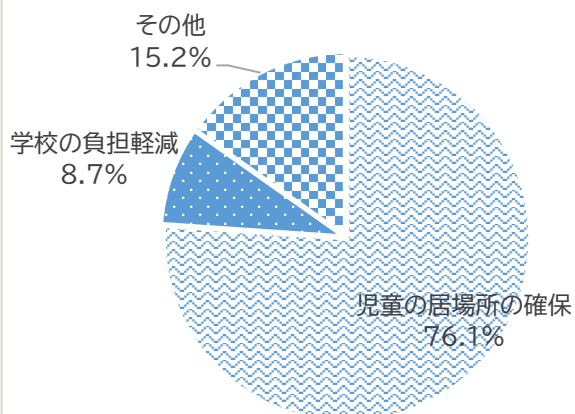
【その他】

- ・コロナ禍、コロナ禍後の運営を課題と感じている
- ・課題なし
- ・児童対応を課題と感じている
- ・学校との調整やルールを課題と感じている

- ・メニューが固定化してきて新しいメニューの試行ができていない。
- ・無断欠席の場合、連絡はとっていないが問題が生じた時の対処をどうするか。
- ・学校行事が年度に入らないとわからないので、PTA や外部講師などとの調整が難しい。
- ・プログラムの工作の内容によっては、事前の準備が大変。その為のスタッフも必要となる。
- ・スタッフには現役の人もあり、土曜日に参加できない人もいる。一方で高齢化も進み特定の人に当番が偏る傾向に全国的に PTA の見直しが進められている。このような背景から今までのような PTA の協力前提の活動は難しい状況になりつつある。なかなか地域でも保護者でも増やせない。
- ・参加児童が多い時は、スタッフの確保に苦労することもある。
- ・スタッフが高齢化している。
- ・仕事をしている保護者がほとんどなので、仕事を休んでもらっての出席が毎回だと負担になる。
- ・自主的に活動してくれるスタッフのおかげで成り立っている。
- ・プログラムによっては、多人数のスタッフが必要となるので、従来のスタッフ以外に確保するのに苦慮している。
- ・活動内容（実施内容）について、スタッフ（サポーター）の人数を考え、子どもの参加人数を予想し、無理のない状況を常に考え企画している。

④小学校長からの意見

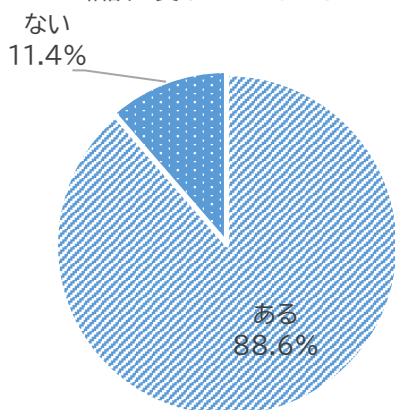
総合型放課後事業がはじまって良かったこと



・「総合型放課後事業が始まってよかった点」としては、留守家庭児童会室だけでなく放課後オープンスクエアもあることで、児童の居場所の選択肢が増え、児童だけでなく保護者も安心して過ごせることができていと感じている学校が多いことが確認できました。また、「学校外トラブルが減少した」、「校庭開放がなくなったことで、職務に専念できる」等、教員の負担軽減に繋がったとの意見もありました。

- ・「総合型放課後事業の課題」としては、空き教室が不足しているため事業の運営場所を別に確保してほしい、特別教室の使用による授業の制約、安全・安心に過ごせる居場所の確保が課題であるという意見が多く、次に、トラブルや保護者への対応が総合型放課後事業の現場で適切に行える体制の整備、総合型放課後事業の職員の学校ルールを理解、参加している児童が運動場で体を動かせるよう、地域開放とのルールの市としての統一が課題と捉えている意見が寄せられました。
- ・「総合型放課後事業に期待すること」としては、教職員の負担軽減や異学年での活動等による児童の社会性の育成を期待する声がありました。
- ・総合型放課後事業を利用したほうが良いと思う児童がいると半数に近い学校が回答しており、保護者の帰りが遅い家庭や様々な理由で見守りが必要な家庭などの児童が利用することで、居場所の確保や休日中の児童の様子を確認することができるのではないかと期待の声がありました。
- ・学校の教室には登校していないが総合型放課後事業を利用している児童がいると回答している学校が2校あり、その児童が居場所の一つとして利用していることがわかりました。

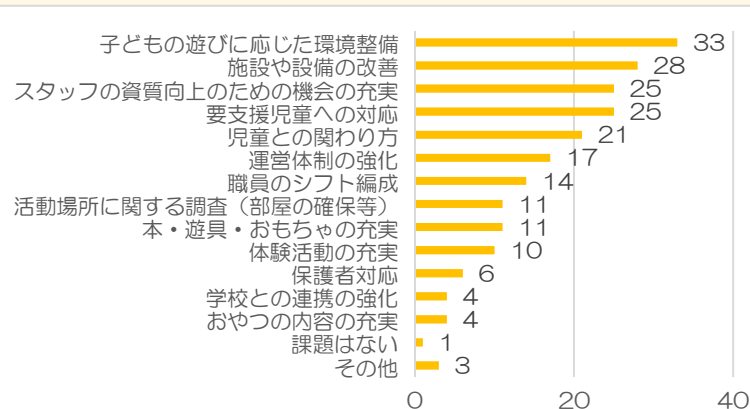
保護者から総合型放課後事業に対する相談を受けたことはあるか



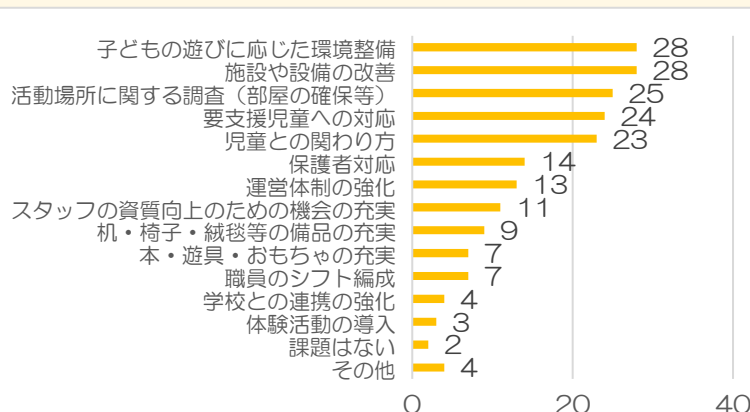
・「保護者から留守家庭児童会室や放課後オープンスクエアに対する相談を受けたことの有無」では、ほとんどの学校が受けたことがあると回答しており、主には、事業の制度やトラブルに関する相談でした。保護者への総合型放課後事業制度の丁寧でわかりやすい説明が必要です。

⑤職員や運営事業者からの意見

・留守家庭児童会室の課題については、子どもの遊びに応じた環境整備が最も多く、次いで、施設や設備の改善、スタッフの資質向上のための機会の充実、要支援児童への対応、児童との関わり方、運営体制の強化が多くなっています。その他では留守家庭児童会室間の意見交換や情報共有といった回答がありました。



・放課後オープンスクエアの課題については、子どもの遊びに応じた環境整備や施設や設備の改善が最も多く、次いで、活動場所に関する調査（部屋の確保等）、要支援児童への対応、児童との関わり方が多くなっています。

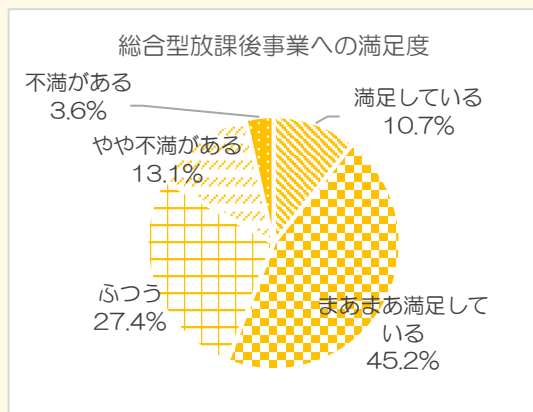


・両事業について、静かに過ごせるスペースを確保する等、児童の居場所に応じた環境整備への工夫が求められます。

・職員（スタッフ）について、児童との関わりの中で課題だと感じていることは、配慮が必要な児童への関わり方が最も多く、次いで、積極的な関わり、児童同士がケンカした時の仲裁の仕方、児童の主体性を重視した関わり方・働きかけ等となっており、職員が相談できる体制と児童への関わり方の知識・技量を高める取り組みが必要です。



・今後より充実させたほうが良いと思う研修については、配慮が必要な児童に関する研修、遊びやゲーム等に関する研修が多く、次いで職員同士のコミュニケーション方法を学ぶ研修、防災・防犯に関する研修、運営への児童の意見反映に関する研修が多くなっており、職員が課題と認めていることへの対応について、学びたいという気持ちが確認できました。



・総合型放課後事業に従事している中での満足度は、ふつうも含めた肯定的な回答が83.3%となっています。満足度の理由としては、留守家庭児童会室の児童が他の児童と遊べる機会が増えて笑顔が増えた、児童の成長に関わることにやりがいを感じる、児童が安心して過ごせる放課後の居場所になっている、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの運営の違いがスタッフも保護者も曖昧になっていると感じている等の意見がありました。

第8章 総合型放課後事業の課題

① 子どもの権利の尊重

家庭・地域・学校等のあらゆる場面で子どもの権利が保障されるためには、留守家庭児童会室等においても、子どもに関わる職員一人ひとりが子どもの最善の利益を考え、その権利について一層理解を深め、行動していくことが必要です。子どもの意見や気持ちを受け止めずに大人（職員等）の意向で取り組みを進めている場合もあることから、子どもの意見を聴き、気持ちに寄り添うことが大切です。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）を踏まえ、留守家庭児童会室等においても、子どもへの性暴力等の防止措置を講じることが求められます。

② 合理的配慮が必要な子ども等への支援の充実

留守家庭児童会室等において、障害の有無に関わらず子ども同士が遊び等を通してともに成長できるよう、障害のある子ども等への適切な配慮や環境整備を行うとともに、職員が障害への理解を一層深め、子どもの特性に応じた支援を行うことが求められます。障害に対する認識不足や障害の種類も多種多様で一人ひとりの対応が難しく、職員もどう対応してよいか悩んでいるとの声があることから、職員に対する研修の充実や子どもに丁寧に関われるよう障害児加配職員の十分な配置が求められます。また、障害のある子ども以外にも、虐待やいじめを受けた子どもや、日本語能力が十分でない子どもへの対応が求められます。

③ 児童の放課後のより良い居場所づくり

放課後児童健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対策事業である放課後オープンスクエアの両事業の趣旨に沿った、子どもの主体性を重視した運営が求められます。

調査では、楽しいと感じている子どもが多くいる一方で、きまりごとが多いなど窮屈に感じている子どもの声も多くありました。居場所は子どもが「ここが居場所」だと感じることで、大人が居場所づくりを行うことにより生じるギャップを埋めるために、子どもの視点に立って、子どもの意見を聴き、共に創ることが必要です。

留守家庭児童会室は、留守家庭児童会室施設整備計画に基づき、施設整備並びに老朽化対策に取り組んできましたが、平成31年度からは整備費用の負担軽減を図るため、余裕教室等の学校施設の有効活用を図るよう見直しました。こうした中、枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）を踏まえ、子どもの遊びや生活の場として必要な老朽化対策などの環境整備や運営の質の向上を図っていく必要があります。また、保育の需要の高まりもあり、適正な人員配置が求められます。

放課後オープンスクエアについても、学校施設を活用しきれていない状況や見守りにおける職員の関わり方の認識にも差が見られるため、より良い子どもの居場所となるよう、さらなる学校施設の活用の工夫や環境整備、運営の質の向上が求められます。

また、両事業を一体的に運営するメリットである両事業間での異年齢の子どもとの交流や子どもの主体的な交流が十分に図られていないため、連携の図り方の工夫が必要です。

④ いじめ問題等への対応

放課後に異年齢で過ごすことは年長者が年少者への遊びの指導や弱い者へのかばい合いなどプラスの効果もありますが、同時に、発達段階などの違いにより、思わぬいたずら、ケンカやトラブルも起こっています。それらがいじめに繋がることのないよう、子どもの変化を見逃さないなど未然防止、早期解決に努める一方、子どもの育ち合いの場として、子どもの「立ち直り」や「やり直し」の機会となるよう、また、子どもが自分たちで解決できるよう、大人の側面援助が必要です。事案がいじめと考えられる場合は関係機関と連携し早期に組織的な対応を図ることが必要です。

⑤ 支援を必要とする子どもと家庭を支援につなげる仕組みづくり

子どもやその家庭が抱える問題の背景にはさまざまな要因が絡み合い、各施策の個別対応のみでは解決が困難であるケースは少なくありません。学校や関係機関と連携強化を図り、子どもの生活の変化を見逃さないよう見守る必要があります。また、総合型放課後事業の中でも、夏季休業期間などの三季休業期に子どもが弁当を持参していないケースや、昼食を食べていない子どもも見受けられたことから、学校給食のない三季休業期に家庭において十分な食事を取れない子どもへの支援について、児童の健全育成の観点から市全体で連携して取り組む必要があります。

⑥ 就学前施設と留守家庭児童会室の円滑な接続

幼児期の終わりという節目が、子どもの育ちの大きな切れ目にならないようにすることが大切ですが、現状は就学前施設との情報共有や交流を十分図れていません。幼児期から学童期にわたって切れ目のない育ちの支援を行えるよう、留守家庭児童会室においても就学前施設や学校と子どもの状況についての情報共有や連携、就学前施設と留守家庭児童会室の子ども同士の交流を行い、子どもが安心して放課後を過ごすことができる取り組みが求められます。

⑦ 多様な体験活動の推進

遊びは、主体的に行われるものであり、子どもにとっての認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動です。また、多様な体験活動は自己肯定感やチャレンジ精神が高まる取り組みとして期待される中、子どもは色々な体験活動を試みたいと感じており、多様な体験活動ができる機会の充実が必要です。近年、子どもによってはこうした体験活動を得られる機会の格差が生じているほか、体験格差が学力格差に繋がることも指摘されており、体験活動の充実が求められます。

⑧ 枚方子どもいきいき広場事業への支援

枚方子どもいきいき広場事業では、地域の状況により後継者の育成や担い手不足、提供するプログラムの固定化などが課題となっており、これらに対する行政の支援が求められます。

⑨ 子育てしやすい環境づくり

共働き家庭の増加やフルタイム勤務が増加するなど、保護者の就労が多様化する中で、就学前に比べて子育てと仕事が両立しにくいなど、いわゆる「小1の壁」の問題や保護者のニーズも多様化しています。本市においても、三季休業期の昼食サービスや留守家庭児童会室の土曜日開室日数の増加、運営時間の延長などの保護者ニーズが増加していることや、また、子どもの登校時間より早く保護者が出勤する家庭では、朝の時間帯の子どもの居場所が課題となっていることから、子どもや保護者に寄り添った施策の充実が求められます。

第9章 放課後児童対策の考え方と方向性

総合型放課後事業のこれまでの取り組み状況やアンケート調査の結果等からの課題を踏まえ、子ども・若者総合計画に掲げる放課後児童対策の取り組み内容に基づき、放課後児童対策の考え方と方向性について、次のとおり示します。

基本的な考え方

放課後は土曜日や三季休業期間中を含む、子どもにとっての主体的な活動が行われる自由な時空間です。こうした自由な時空間で、仲間とともに思い思いの遊びを行ったり、一緒に宿題や学習をしたり、時にはゆっくりとした時間を過ごしたりすることによって、子どもは学力を向上させます。また、仲間の大切さや同年齢・異年齢の仲間との人間関係の構築の仕方や、自分たちでルールを作り、自分たちで主体的にルールを守ることなどを理屈ではなく体験として学び、主体性や社会性、創造性といった能力を自ら育んで、生きる力を身に付けていきます。

この自由な時空間での仲間と過ごす体験不足が、現在の子どもの発達に様々な影響を与えています。次代を担う子どもにとって、今、求められているのは、その発達段階において、誰もが経験しておくべき、自由な時空間で仲間とともに過ごす豊かな時間と場です。

このため、本市では、安全・安心な小学校において、留守家庭児童会室、放課後オープンスクエアや枚方子どもいきいき広場事業の連携を図り、子どもの主体性や社会性、創造性等の育成に重要な役割を果たす、仲間とともに自由に過ごす時間と場となる、子どもの豊かな放課後を創造します。

(1) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進

家庭や学校以外の第3の居場所として、全小学校で実施しているすべての子どもが放課後の遊びや様々な体験活動ができる留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業における放課後児童対策の取り組みを一層強化します。居場所は子どもが「ここが自分の居場所」だと感じることで、大人が居場所づくりを行うことにより生じるギャップを埋めるために、子どもの視点に立って、子どもの意見を聴き、子どもと共に居場所を創ることをめざします。

① 留守家庭児童会等での子どもの権利を尊重する取り組みの推進

留守家庭児童会等において、放課後児童支援員等が子どもの権利について学び、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行うとともに、子どもの生活や遊びに影響のある事柄に関して子どもが気持ちや意見を表現できる環境づくりと、それを放課後児童支援員等が受け止めるよう配慮します。また、子どもの権利が侵害される事案が発生した場合の対応方法について定め、あらかじめ子どもと保護者に周知し、事案発生時は適切に対応します。

② 留守家庭児童会等での性犯罪・性暴力防止対策の推進

こども性暴力防止法を踏まえ、留守家庭児童会室について性犯罪・性暴力の防止措置の国の認定を受けるなど、子どもの性犯罪・性暴力防止に向けた取り組みを推進します。

③ 合理的配慮が必要な子ども等への教育・保育の充実と支援

留守家庭児童会室等においては、障害の有無に関わらず子ども同士が遊び等を通して共に成長できるよう、障害のある子どもへの適切な配慮及び環境整備を行うとともに、子どもの行動特性に応じて加配などの人員配置を行います。このほか、保育士や臨床心理士による巡回指導や職員研修により障害への理解を深め、子どもの活動が充実できるよう努めます。障害のある子どもについては、地域における障害児支援の中核的役割を担うひらかた子ども発達支援センター等との連携強化を進めます。また、虐待やいじめを受けた子ども、日本語能力が十分でない子どもに対しては、学校と連携を図るとともに、必要に応じ、子ども家庭センターやまるっとこどもセンター等の関係機関とも連携します。

④ いじめに対する取り組みの推進

いじめ防止については、枚方市いじめ防止基本方針のもと、学校・家庭と連携していじめの未然防止に努めるとともに、職員が、子どもの小さな変化やいじめの兆候に気付いた場合は、全職員に情報を共有して、まずはいじめの背景にどのような要因があったのか分析を行い、組織的に対応します。また、日ごろから子どもへ「いじめは絶対ゆるされない」という認識やお互いを思いやり尊重することなどを適切に指導し、いじめ問題を解決するためにはどう関わったら良いかを主体的に考える機会を設けます。

⑤ 総合型放課後事業の質の向上と連携

合理的配慮が必要な子どもも含めたすべての子どもが発達段階に応じて、仲間とのふれあいや、遊びや生活の場を通して社会性や主体性が発揮できるよう事業の質の向上をめざします。

子どもにとってより良い居場所となるよう民間活力による事業運営の検証を行い、継続的、安定的な事業運営を行うことができる実施手法のあり方を検討します。

総合型放課後事業の運営内容について、客観的な評価を受けることにより、事業の質の向上に努めます。また、子どもが様々な学びや体験活動、外遊びの機会に接することができるよう、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの子どもの交流を図るなど、両事業の連携を進めます。

⑥ 職員の資質向上と人材確保

放課後児童支援員等が総合型放課後事業の趣旨や目的を十分理解し、豊かな人間性と倫理観を有し、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援にあたるよう、引き続き人材育成を図ります。また、事業の継続性、安定性を確保するため、責任と役割に応じた運営の徹底を図るとともに、必要な人材確保に努めます。

⑦ 施設等の環境整備

施設改善を求める子どもや保護者のニーズが高いことを踏まえ、子どもにとってより良い居場所となるよう、「枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、留守家庭児童会室の専用区画の面積（児童1人あたりおおむね 1.65 m²以上）や支援単位あたりの児童数（おおむね 40 人以下）など必要な環境の整備に努めるとともに、設備や備品の充実に取り組みます。留守家庭児童会室の老朽化対策については、学校の教室の活用状況等も踏まえ、今後の児童数や利用児童数の推移を見極め、学校施設の有効活用を図りながら、計画的に環境整備を進めます。

また、安全管理マニュアル等に基づき各施設で作成している「安全計画」に従い、子どもの安全の確保を図るため、施設の設備の安全点検、子どもに対する日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練、その他安全に関する事項について必要な措置を講じます。並びに留守家庭児童会室は感染症のまん延や災害時においても必要に応じて開室する必要があるため、様々な場面を想定し、事前に業務が継続できる体制を定めます。

⑧ 学校施設の有効活用

総合型放課後事業において学校施設を活用する場合、市が責任を持って管理運営にあたる必要があることから、事故が起きた場合の対応や、学校施設の活用にあたっての費用区分や責任の所在などを明確にし、学校や保護者の不安を招くことのないよう努めます。児童の放課後の居場所を豊かにする観点から、子どもの要望等も踏まえ図書室や体育館等の学校施設の有効活用を進めます。

⑨ 支援を必要とする子どもと家庭を支援につなげる仕組みづくり

子どもやその家庭が抱える問題の背景にはさまざまな要因が絡み合い、各施策の個別対応のみでは解決が困難であるケースは少なくありません。学校園等の教育現場と、まるっとこどもセンター等の関係機関や市長部局の各福祉施策を扱う福祉部門との連携強化を図ります。また、学校給食のない三季休業期中に家庭において十分な食事を取れない子どもへの支援についても市全体で連携して検討を進めます。

⑩ 就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援

幼児期から学童期にわたって切れ目のない育ちの支援を行うため、幼児期の終わりという節目が、子どもの育ちの大きな切れ目にならないようにすること等を示している「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」（令和5年12月閣議決定）に基づき、新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、子どもの状況について保育所（園）等の就学前施設や学校と留守家庭児童会室の連携や情報共有を図ります。また、就学前施設と留守家庭児童会室の子ども同士の交流、職員同士の交流を行います。

⑪ 地域等との連携による多様な体験活動の推進

子どもが自然保護、文化活動など、地域の人と楽しみながら協力して取り組む様々な体験活動に参加することで自己肯定感や自己有用感を高めることは重要です。学校や授業では体験できない地域の特色や多様性を活かした体験活動を提供する取り組みを推進します。

⑫ 枚方子どもいきいき広場事業への支援

学校や授業では経験できない地域の特色や多様性を活かした体験活動を提供する枚方子どもいきいき広場事業の取り組みを地域の実情に応じて支援します。

(2) 総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備

① 保護者ニーズに合った事業の充実

核家族化や共働き世帯の増加、保護者の就労形態の多様化により、子育てと仕事の両立を支援し、「小1の壁」を打破するため、留守家庭児童会室等の放課後児童対策の充実を図ります。特に、小学校入学を境に就学前に比べて子どもを預けることが難しくなり、保護者が子育てと仕事の両立が困難となっていることを鑑み、保護者ニーズに合った事業の充実を図り、子どもが楽しく安全に過ごせる居場所と就学後も保護者が安心して就労できる環境を整えます。今後は、昼食サービスの試行実施の検証結果を踏まえ、実施に向け、検討を行うとともに、留守家庭児童会室の土曜日開室日数の増加や開室時間の延長などの保護者ニーズを踏まえ、事業の充実に向けた検討を行います。また、子どもの登校時間より早く保護者が出勤する家庭の朝の時間帯における子どもの居場所づくりについて、課題整理の上、検討を行います。このほか、就学前施設と留守家庭児童会室の円滑な接続による子どもの安全・安心な保育を行うため、就学前施設や学校と子どもの状況を共有するなどの連携を図ります。

② 総合型放課後事業の制度等の周知

放課後児童健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対策の放課後オープンスクエアの事業の趣旨を明確にし、保護者に周知することで、保護者が制度を理解し、目的に合わせて利用することができ、安心して就労できるように努めます。また、保育料等の算定根拠が見える化することで、受益者負担の納得性を高めるとともに、費用に見合った保育料等かどうか定期的に検証します。

③ 児童の放課後の居場所づくりの推進

総合型放課後事業の取り組みについて、事業の質の向上と連携、職員の資質向上と人材確保、施設等の環境整備、学校施設の有効活用、枚方子どもいきいき広場事業への支援などを行いながら、一層強化していきます。

第10章 放課後児童対策の目標事業量及び取り組み目標

年度ごとの小学校の児童数推計と総合型放課後事業実施後の利用実績等を踏まえ、総合型放課後事業の各事業の量の見込みを算出するとともに、児童の放課後の居場所がどれだけ充実しているか把握・評価するため、取り組み目標を設定します。

(1) 留守家庭児童会室の目標事業量

留守家庭児童会室については、総合型放課後事業実施後は年間を通した待機児童は発生していません。引き続き、全小学校で実施するものとし、総合型放課後事業実施後の利用実績を踏まえ、本市の将来の児童人口推計と「枚方市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」により、保護者のフルタイムの勤務が増加していることや今後の就労意向の増加割合などを勘案して、算出した結果を量の見込みとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入室児童数	4,733	4,604	4,405	4,200	3,957
(1～3年)	(3,521)	(3,408)	(3,257)	(3,094)	(2,908)
(4～6年)	(1,212)	(1,196)	(1,148)	(1,106)	(1,049)
小学校児童数	19,032	18,587	17,881	17,249	16,687
入室率	24.9%	24.8%	24.6%	24.3%	23.7%

<参考：留守家庭児童会室の利用実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入室児童数	5,000	4,743	4,691	4,637	4,335※

※「児童の放課後を豊かにする基本計画」の令和6年度の目標事業量は5,548人

(2) 放課後オープンスクエアの目標事業量

放課後オープンスクエアについては、全小学校で実施済みであり、引き続き実施するものとし、総合型放課後事業実施後の利用実績を踏まえ、登録率は今後も増加傾向が継続するものとして算出した結果を量の見込みとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登録児童数	7,613	7,621	7,510	7,417	7,342
小学校児童数	19,032	18,587	17,881	17,249	16,687
登録率	40%	41%	42%	43%	44%

<参考：放課後オープンスクエアの利用実績>3月末時点

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	-	-	-	7,779 (7,318(9月))	7,597(9月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの校内交流型の実施	44校	44校	44校	44校	44校

※留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの一体型について、両事業が連携して、活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」、また、「連携型」のうち、同一小学校内で両事業を実施しているものを、「校内交流型」という。

(3) 枚方子どもいきいき広場事業の目標事業量

枚方子どもいきいき広場事業は、土曜日を基本に全小学校で実施団体が行い、今後も引き続き市が実施団体に支援・助成を行い、事業を継続するものとします。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施小学校	44 校	44 校	44 校	44 校	44 校

(4) 児童の放課後の居場所の充実に向けた取り組み目標

放課後行動計画の計画期間である令和 7 年度から令和 11 年度までの間に、児童の放課後の居場所がどれだけ充実しているか把握・評価するため、取り組み目標を設定します。

取り組み目標	めざす方向性
① 留守家庭児童会室、放課後オープンスクエア、枚方子どもいきいき広場事業の充実	各事業による総合型放課後事業の充実を図りながら、子どもの満足度の向上をめざします。
② 留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアでの子どもの主体的な活動の推進	留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの連携を図り、主体的に活動できていると感じている子どもを増やします。
③ 留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアとの事業間連携	留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの連携を図り、それぞれの友だちと遊べたと感じている子どもを増やします。

第11章 放課後児童対策の具体的方策

放課後児童対策の考え方と方向性に基づき、放課後児童対策の目標事業量及び取り組み目標の達成に向け、今後の放課後児童対策の具体的方策について、次のとおり定めます。

施策の方向性	具体的方策	R7	R8	R9	R10	R11
(I)総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進						
①留守家庭児童会等での子どもの権利を尊重する取り組みの推進	・委託事業者も含めた全従事者への人権研修の実施【拡充】 ・子どもの権利侵害時の対応マニュアルの作成【新規】	検討		実施		
②留守家庭児童会室等での性犯罪・性暴力防止対策の推進	・子どもの性犯罪・性暴力防止に向けた留守家庭児童会室の備品（カーテン、パーテーション、防犯カメラ等）の配備【新規】 ・委託事業者も含めた全従事者へのこども性暴力防止法の周知【新規】 ・留守家庭児童会室における子どもの性犯罪・性暴力の防止措置の国の認定【新規】	実施		実施		
③合理的配慮が必要な子ども等への教育・保育の充実と支援	・障害の有無に関わらず子ども同士が遊び等を通して共に成長できるよう子どもが障害等や多様性への理解を促進できる活動の充実【拡充】 ・子どもの特性に応じた加配などによる人的支援【拡充】 ・保育士や臨床心理士による巡回指導や職員研修による障害への理解促進【拡充】 ・外国語を母国語とする子ども・保護者への支援【新規】 ・医療的ケア児の受入れに向けた体制整備の検討【新規】			実施		
④いじめに対する取り組みの推進	・いじめに対する啓発活動【拡充】 ・相談しやすい環境づくり【拡充】 ・対応マニュアルの改訂【拡充】			実施		
⑤総合型放課後事業の質の向上と連携	・委託事業者も含めた全従事者への子どもの主体性を重視した大人の働きかけの研修の実施【拡充】 ・総合型放課後事業の運営に子どもの意見が反映できる仕組みづくり【新規】 ・次期の委託事業者選定に向けた委託のあり方の検討・実施【拡充】 ・委託事業者も含めた総合型放課後事業の均質化に向けた情報共有等の場の設定【拡充】 ・子ども自らが居場所を選択できる総合型放課後事業のあり方の検討【拡充】 ・留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの連携【拡充】 ・子どもからの意見聴取【拡充】 ・総合型放課後事業の客観的な評価の仕組みづくり【新規】	検討		実施		

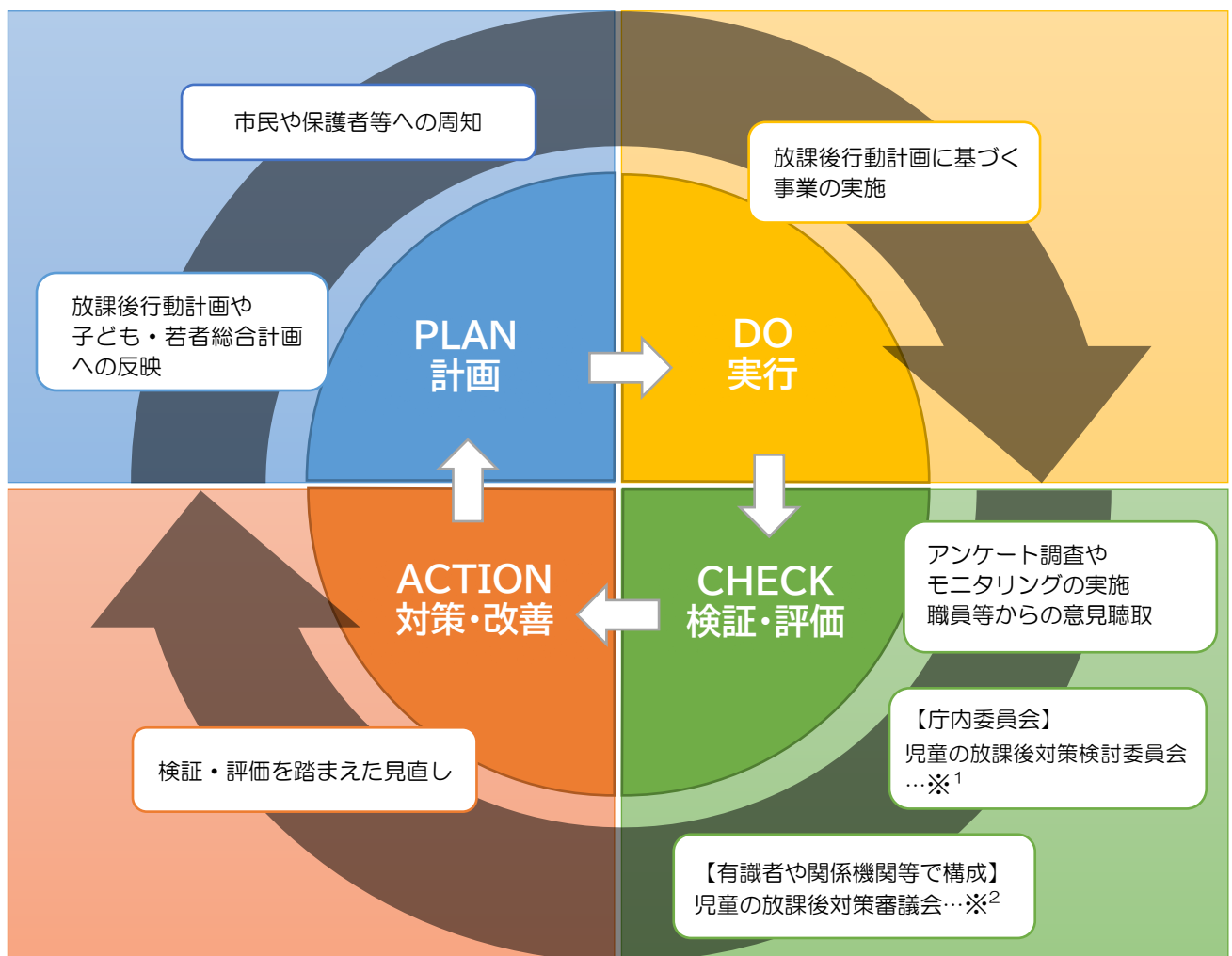
施策の方向性	具体的方策	R7	R8	R9	R10	R11
⑥職員の資質向上と人材確保	・人材育成計画・研修計画の策定【拡充】 ・人材確保につながる放課後児童支援認定資格研修の本市での実施【新規】 ・人材確保に向けた効果的なPR【拡充】 ・指導員マイスター制度や職員表彰など職員のモチベーション向上につながる仕組みづくり【新規】			実施		
			検討			
				実施		
			検討			
⑦施設等の環境整備	・耐用年数を超えた留守家庭児童会室の学校施設の有効活用を含めた老朽化対策計画の策定【新規】 ・留守家庭児童会室のトイレの洋式化、男女別トイレの設置などのトイレ環境の整備【新規】 ・合理的配慮が必要な子どもを含めた子ども一人ひとりの居場所に応じた環境の整備【拡充】 ・留守家庭児童会室の業務継続計画の策定【新規】	検討		実施		
			実施			
				実施		
		検討		実施		
⑧学校施設の有効活用	・学校施設を活用する場合の管理運営等にかかる学校との取り決め【新規】 ・子ども一人ひとりの居場所に応じた図書室や体育館などの学校施設の活用【拡充】			実施		
				実施		
⑨支援を必要とする子どもと家庭を支援につなげる仕組みづくり	・家庭において十分な食事を取っていない子どもへの三季休業期の昼食サービスを活用した支援【新規】	検討				
⑩就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援	・子どもの状況の就学前施設や学校との連携や情報共有【拡充】 ・留守家庭児童会室入室前の就学前児童の体験受け入れ【新規】 ・就学前児童と留守家庭児童会室の子ども同士や職員同士の交流【新規】 ・留守家庭児童会室入室時の保護者との面接による情報共有【拡充】			実施		
				実施		
				実施		
				実施		
⑪地域との連携による多様な体験活動の推進	・三季休業期などにおける子どもの体験活動の取り組みの推進【新規】	検討				
⑫枚方子どもいきいき広場事業への支援	・地域の実情に応じた枚方子どもいきいき広場事業への支援【新規】	検討		実施		

施策の方向性	具体的方策	R7	R8	R9	R10	R11
(2) 総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備						
①保護者ニーズに合った事業の充実	・昼食サービスの試行実施の検証結果を踏まえた実施手法の検討【拡充】	検討				
	・留守家庭児童会室の土曜日開室日数の増加及び放課後オープンスクエアの運営時間の延長、朝の居場所づくりなどの検討【新規】	検討				
	・保護者ニーズを把握できる仕組みづくり【拡充】			実施		
②総合型放課後事業の制度等の周知	・様々な媒体・場による保護者への留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの事業趣旨の周知【拡充】			実施		
	・留守家庭児童会室の保育料や放課後オープンスクエアの使用料の算定根拠の見える化・公表と定期的な検証【新規】			実施		

※「検討」のみを記載している具体的方策については、検討内容を踏まえ、児童の放課後対策検討委員会等において、費用対効果や施策の優先順位等を見極め、実施の可否を判断することとします。

放課後児童対策を計画的に推進していくためには、毎年度、PDCA サイクルの手法により、放課後行動計画に掲げる具体的方策や目標の達成状況等の検証・評価を行い、評価結果に基づき、継続的に見直しを行っていく必要があります。このため、児童の放課後環境の整備について検討する庁内委員会である児童の放課後対策検討委員会において、放課後行動計画の進行管理を行い、具体的方策や目標の達成状況等の検証・評価を行います。その上で、児童福祉や社会教育に関する有識者や関係機関等で構成する児童の放課後対策審議会において、内部評価の検証・評価を行い、その審議内容を踏まえ、必要に応じて放課後行動計画を見直し、子ども・若者総合計画への反映を行います。

総合型放課後事業を実施してから令和7年4月で3年目を迎えます。今後は、子ども・若者総合計画並びに放課後行動計画に基づき、放課後児童対策を計画的に進める中で、検証・見直しを行いながら、将来にわたって子どもにとってより良い居場所となるよう、総合型放課後事業のあり方について議論を重ねてまいります。



※¹ 計画の進捗管理、具体的方策や目標の達成状況の検証・評価を行う

※² 内部評価の検証・評価を行う

令和 7 年度

学 校 園 の 管 理 運 営
に 関 す る 指 針

枚 方 市 教 育 委 員 会

令和7年度 学校園の管理運営に関する指針

目次

○はじめに		1
○教育大綱		4
○枚方市教育振興基本計画(抜粋)		7
○令和7年度「学校園の管理運営に関する指針」の構成及び活用にあたって		9
基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実		
1. 学校園運営体制について		11
1 学校園運営組織の確立		
1-1 地域・校種間連携の推進		
2. 学習指導について		13
1 主体的・対話的で深い学びの実現		
1-1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実		
1-2 学習の基盤となる資質・能力の向上		
1-2-1 児童・生徒の英語力の適切な把握と指導		
1-2-1-1 外国語(英語)教育における効果的な学習ツールの活用		
1-2-2 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力		
1-2-3 プログラミング学習の取組		
1-3 カリキュラム・マネジメントの充実		
1-3-1 スタートカリキュラム		
1-3-2 社会とつながる学習活動の推進		
1-4 学習評価		
1-5 確かな学力を育成するための学校体制		
2 国旗・国歌		
3. キャリア教育・進路指導について		21
1 キャリア教育の在り方		
2 進路指導校内体制の確立・進路指導の在り方		
2-1 支援の必要な児童・生徒への進路指導		

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実	
4. 道徳教育について	25
1 学校の教育活動全体を通した道徳教育の推進	
5. 人権教育について	26
1 人権教育の推進	
1-1 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進	
1-2 子どもの見守り体制の確立	
1-3 ジェンダー平等教育の推進	
1-4 在日外国人教育の推進と日本語指導の充実	
1-5 同和教育の推進	
1-6 不適切な区域外（指定外）就学の防止・是正	
1-7 平和教育の推進	
6. 健康教育について	30
1 体力づくりの取組の推進	
2 体育活動における事故防止対策等	
3 がん教育	
4 食育	
5 食物アレルギー疾患の対応	
7. 特別活動・その他教育活動について	34
1 特別活動の特質を踏まえた資質・能力の育成	
1-1 学級や学校の文化を創造する特別活動	
2 中学校部活動	
基本方策3 教職員の資質と指導力の向上	
8. 教職員の服務について	37
1 服務規律の徹底（職務上の義務）	
2 服務規律の徹底（身分上の義務等）	
9. 学校園における働き方改革について	40
1 業務改善と意識改革の推進	
2 労働安全衛生体制の充実	
10. 教職員研修について	43
1 教職員の育成	
2 授業改善	
3 校園内研究・校園内研修	
4 研修の受講	
基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実	
11. 支援教育について	48
1 「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進	
1-1 校内体制の充実	
1-2 交流及び共同学習の充実	
1-3 障害のある児童・生徒の教育課程の充実	
1-4 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ	
1-5 通級指導教室の充実	
1-6 保護者や関係機関との連携	
1-7 医療的ケア	

基本方策5 幼児教育の充実		
12. 幼稚園教育について		 54
1 就学前教育の推進		
基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進		
13. 学校園・家庭・地域の連携について		 56
1 社会に開かれた教育課程		
1-1 地域とともにある学校づくり		
基本方策7 学びのセーフティネットの構築		
14. 安全について		 59
1 学校園の安全確保に向けた組織体制の構築		
1-1 危機管理体制の確立		
1-2 安全教育の推進		
1-3 登下校の安全確保及び交通安全の推進		
15. 生徒指導について		 62
1 校内生徒指導体制の確立		
1-1 組織的な取組の推進		
1-2 教育相談体制の充実		
2 不登校児童・生徒への支援		
2-1 家庭・関係機関との連携		
3 体罰根絶の取組		
4 携帯電話等への対応		
5 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実		
6 校則について		
16. いじめについて		 67
1 いじめの未然防止		
2 いじめの早期発見		
3 いじめの対応		

基本方策8 学びを支える教育環境の充実	
17. 教育環境の活用について	70
1 教育環境	
2 学校園施設、設備の維持管理	
3 校内体制の確立	
4 ICT機器の管理運用	
基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実	
18. 学校図書館機能の充実について	74
1 学校図書館運営方針および年間計画策定	
2 読書活動推進と環境整備	
基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実	
19. 社会教育と学校教育の連携について	77
1 文化・芸術・スポーツ等の体験活動の充実	
20. 児童の放課後対策について	78
1 放課後の安全な居場所づくりと保護者が安心して就労できる環境の整備	
各種の参考資料	80
教師のキャリアパス等について	
枚方市教員等育成指標	
枚方市におけるこれからの授業の在り方に関する基本的な考え方	
ヒラカタノタカラプロジェクト	

は じ め に

変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代と称されるように、先行きが不透明で将来の予測が困難な未来社会を迎えようとする中、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、子どもたちの資質・能力を育成することが求められている。子どもたち自身が生活や社会の中から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出す力、これこそが学習指導要領において育成をめざすものである。

学習指導要領においては、これからの時代に求められる教育を実現していくために、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を、学校・家庭・地域の関係者が幅広く共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざしていくこととされている。また、教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の取組が、授業改善を含めた学校の教育活動の質の向上につながるものとして組織的、計画的に展開されるよう、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を求めている。その上で、子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要である。

また、幼稚園においては、幼稚園教育の基本である「環境を通して行う教育」を踏まえ、小学校以降の子どもたちの発達を見通しながら教育活動を展開し、幼稚園教育において育みたい資質・能力を一体的に育むよう努めることが幼稚園教育要領に示されており、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう求めている。

大阪府においては、人生を自ら切り拓くとともに、認め合い、尊重し、協議し、世界や地域とつながり、社会に貢献していく人物を育む教育の実現をめざし、令和5年3月に『第2次大阪府教育振興基本計画』が策定された。幼児・児童・生徒一人一人をより一層大切にし、一貫した教育の方向性を示すため、小学校・中学校・高等学校・支援学校等の校種を超えて取り組むべき内容を取りまとめたものであり、その実現に向けて、市町村教育委員会とさらに連携を深め、取り組んでいく必要性について提言している。

本市においては、国・府の動向を踏まえ、令和 7 年 1 月に見直しを行った「枚方市教育振興基本計画」に基づき、様々な取組を進めている。本指針では、国、府の教育理念や方針及び「第5次枚方市総合計画」「枚方市教育大綱」「枚方市教育振興基本計画」を踏まえ、教育委員会と学校園が一体となって、本市の教育を推進していくための方針について定める。令和7年度は、学習指導要領の「理念」や「内容」等について、十分理解を深め、これまでの取組の上に、「学校教育の質の向上」や「子どもの育ちの支援」といった取組を各学校園においてさらに進めることを最優先の課題とする。そのために、子どもが主役の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実～教師主体の授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換～をテーマとして、自立した学び手を育成するために、自己決定できる子ども主体の学びの実現、子どもたちが日常生活や地域・社会で発見した課題を主体的に考え、他者との協働により解決する課題解決型学習（PBL）の推進、学習指導と生徒指導の一体化に取り組む。

そして、引き続き、各学校園の校内研修・学年会（小学校）・教科会（中学校）・園内研修（幼稚園）の内容のより一層の充実及び連携を図り、これまでの実践と ICT との最適な組み合わせを実現し、教職員の指導力を向上させることで、幼児・児童・生徒の確かな学力と自立の力、生きる力の基礎を育む。また、豊かな心と健やかな体を育むための教育環境の充実を図る。なお、取組の中心を担う教職員が幼児・児童・生徒と向き合う時間を確保し、果たすべき役割をしっかりと果たしていけるよう、「学校園における働き方改革」について、業務改善と意識改革を組織的、計画的に進めていく。一方で、すべての教職員が健康でいきいきと勤務できる職場環境づくりを進めるためにも労働安全衛生体制の充実が求められる。また、教職員は、その職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律の徹底を図り、不祥事の防止、根絶に取り組む必要があることを認識しておく必要がある。

すべての幼児・児童・生徒が、地域社会で豊かに生きるために、学校園において、多様な学びの場を保証するとともに、相互理解を深め、安心して学校生活を送ることができるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる取組を推進する。また一人一人の個性や価値観、多様な文化を認め合い、多様化する人権課題を身近に感じ考える機会として、人権教育・啓発に取り組む。特に、貧困や虐待、ヤングケアラー等、様々な課題を抱える子どもへの支援体制を充実させることが重要である。支援教育については、障害のある児童・生徒、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、支援教育に対する専門性を高め、学校園全体の取組を

充実していく。いじめについては、本市の「人権教育基本方針」及び「いじめ防止基本方針」のもと、引き続き、未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を継続して行うとともに、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長が、教育者としての識見に基づいた強いリーダーシップを発揮し、組織的にいじめを見逃さない学校環境づくりに努める。不登校については、早期発見・早期対応のために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる教育相談体制を整えるとともに、個に応じた支援を進めるために、ICT等の活用や校内の教室以外の居場所設置等の工夫や外部機関との連携を図る。体罰の根絶については、引き続き、「体罰はいかなる場合においても絶対に許されない」ということを、教職員一人一人に改めて周知徹底する。教職員自らの倫理観や規範意識を高め、幼児・児童・生徒を守り抜く覚悟をもって取り組み、保護者・地域から信頼される秩序ある学校園を築く。

以上を踏まえ、各学校園は、校園長のマネジメントのもとに、家庭や地域と連携しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、常に「子どもたちが生き生きと学ぶことができる学校園づくり」ということを念頭におき、本指針に基づく、積極的かつ特色ある取組を展開するものとする。

枚方市教育大綱

枚方市の教育理念

『夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方のこども”の育成』
～子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育～

教 育 方 針

<重点方針1 社会を生き抜く力の育成>

1-1 確かな学力の育成

一人ひとりの教育的ニーズを大切にし、1人1台端末も活用した個別最適で協働的な学びにより、「主体的・対話的で深い学び」を実現します。また、学校図書館の充実にも取り組みます。

1-2 問題発見・解決能力等の育成

変化の激しい社会においても、力強く生き抜くために必要な、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に取り組みます。

また、未来の可能性を切り拓く社会体験の機会を提供します。

1-3 教員の育成

多様な社会のあり様を踏まえた多分野にわたる研修を実践し、幅広い知識・視野を持ち、子どもたちの多様な価値観を認めることができる教員の育成に取り組みます。

<重点方針2 豊かな心と健全な体の育成>

豊かな心の育成のため、多様な社会の中で、思いやりをもち、すべての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にする教育に取り組みます。

また、子どもたちに、スポーツや文化芸術をはじめとした様々な体験や人との出会いの機会を継続的に確保します。

あわせて健全な食生活を形成する食育や、経済的な負担を気かけずに提供される質の高い安全で安心な学校給食を通じて、健全な体を育成します。

<重点方針3 誰一人取り残されない教育の実現>

3-1 いじめの防止、早期解決

いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、被害者の精神的苦痛や不安をより早期に克服できるよう、学校園や教育委員会をはじめ、市が一丸となって連携しながら誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。

3-2 不登校の防止、早期解決

不登校を未然に防ぐことに力を尽くすとともに、不登校となった際には、学校園への復帰以外の選択肢としての子どもの居場所も広く確保し、一日も早く社会との関わりを取り戻すことができるよう支援を進めます。

3-3 子どもの貧困対策、ヤングケアラー対策

様々な事情を抱える子どもたちが、分けへだてなく教育を受けることができるよう、一人一人に寄り添った支援を進めます。

3-4 「ともに学び、ともに育つ」教育、支援教育の充実

「ともに学び、ともに育つ」教育を進めるとともに、支援が必要な子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに的確に応える支援教育を充実させます。

<重点方針4 豊かな学びを支える学校園づくり>

4-1 学校園ガバナンスの確立

教育内容や子どもに関わる課題が多様化・複雑化する中、学校園を組織として機能させるため学校園のガバナンスの確立に取り組みます。

4-2 開かれた学校園運営

学校園への信頼の醸成や課題解決の促進のため、全国学力調査の結果だけでなく、いじめや不登校など、子どもに係るデータを踏まえた課題と対応策を学校ブログ等で積極的に公表し、地域や保護者等との協力関係の構築へつなげていきます。

4-3 学校園の教育環境整備

誰一人取り残されない教育環境を整備するため、ICT環境を充実させるとともに、施設のバリアフリー化を進めます。

また、学校園施設の長寿命化改修や保全的改修に取り組み、ZEB化にも取り組みます。

<重点方針5 遊びや学びの充実>

5-1 遊びから学びへの接続の充実

保育園や幼稚園等就学前児童施設に通うすべての子どもたちが小学校へ円滑に就学できるよう、遊びから学びへの接続を充実させます。

5-2 3間の提供

子どもたちは、自らの意思で「時間」「空間」を選び、「仲間」を作りながら、自由な遊びを通して成長していきます。小学校の放課後を、禁止事項をできる限りなくし、子どもたちの自由な空間として開放します。

5-3 生涯学習の推進

DX時代を見据えた学びの機会の提供や、知の源泉となる図書館の活用、スポーツ・文化芸術・歴史に親しめる環境づくりなど、人とまちを豊かにする生涯学習を推進します。

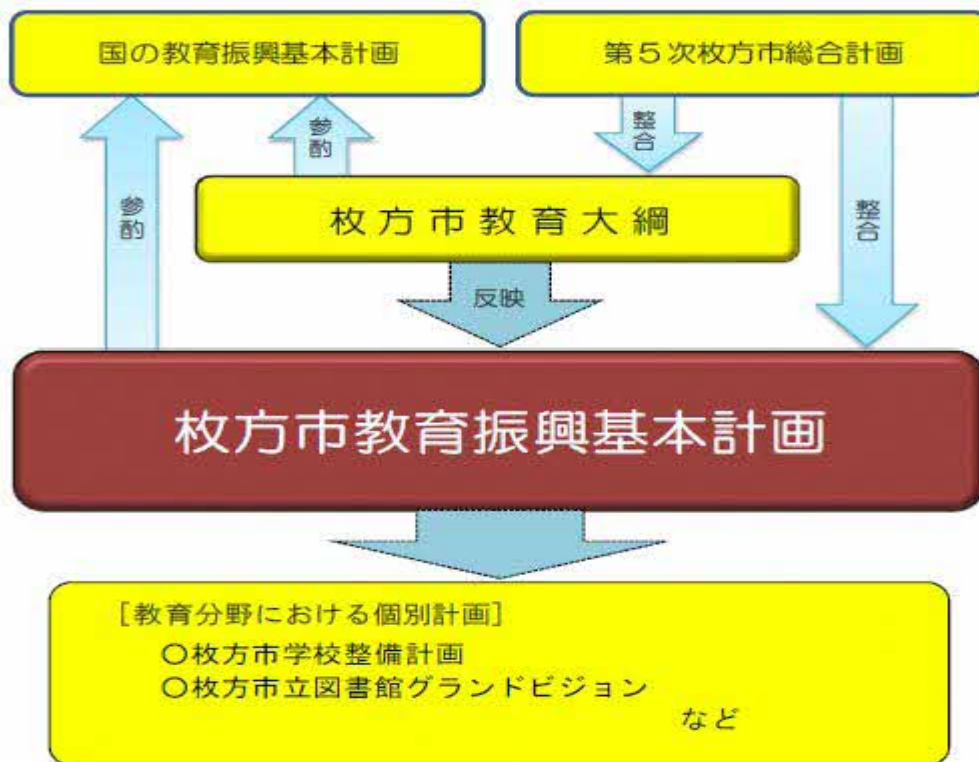
また、生涯学習と学校教育との連携により、生涯を通じて、学びの習慣を育み、様々な可能性に挑戦できる環境づくりをめざします。

枚方市教育振興基本計画（抜粋）

1. 計画の位置づけ

本計画は、第5次枚方市総合計画を上位計画として、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、本市教育のめざすべきものについて、中長期的な目標を設定し、目標を実現するための取組の基本的な方向性を明らかにするものです。また、教育基本法第17条第2項に基づく、教育振興基本計画※（枚方市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画）として位置づけます。

（計画の体系）



2. 計画期間

本計画は、平成28年度から令和9年度までの12年間を計画期間とします。

また、平成28年度からおおむね4年を目途に取り組みの検証・評価を行い、見直しを行うものとします。

なお、国の教育に関する施策の変更など、社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂します。

※1枚方市教育大綱（令和6年3月末改訂）を受け、令和7年1月計画見直し

3. 教育方針

枚方市のめざすべき教育を踏まえ、教育目標を達成するための基本的な方向性となる 10 の基本方策を設定します。

枚方市のめざすべき教育

- ① 知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。
- ② 子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう学びのセーフティネットを構築するとともに、教育環境を充実させます。
- ③ 一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進します。



教育目標

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～個人と社会のウェルビーイングの実現をめざし、可能性を最大限に伸ばす～

基本方策

基本方策1	確かな学力と自立を育む教育の充実
基本方策2	豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
基本方策3	教職員の資質と指導力の向上
基本方策4	「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
基本方策5	幼児教育の充実
基本方策6	社会に開かれた学校づくりの推進
基本方策7	学びのセーフティネットの構築
基本方策8	学びを支える教育環境の充実
基本方策9	生涯学習の推進と図書館の充実
基本方策10	文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

令和7年度「学校園の管理運営に関する指針」の構成及び活用にあたって

全体の構成やページレイアウトは以下のとおりです。

関連資料は別ページにまとめています。

また、項目によっては再掲となっている内容もあります。

○プロローグ

それぞれの基本方策でめざすことを端的に示しています。

基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実

学習指導要領の趣旨を踏まえ、求められる資質・能力の育成に向けて、ICT を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進すると同時に、カリキュラム・マネジメントの充実を図ります。

また9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小等の円滑な接続を踏まえ、教職員の指導力や学校力の向上を図ります。そのうえで、教育活動全体を通じて、児童・生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、目標をもち、自らから考えながら、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、よりよい社会を創っていくことができるようキャリア教育を推進します。

○枚方市教育振興基本計画に沿った章立て

○働き方改革関連マーク

働き方改革関連事項を示す。

○重点項目

○指示事項

根拠を明示。遂行を求め、進捗の確認を行うもの。

基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実

Ⅰ. 学校園運営体制について

学校園運営組織の確立

【指示事項】

- (1) 校長は、学校園の基本的な教育方針を明確に定め、学校園経営方針等を教職員に周知し共有するとともに、校務全般にわたってリーダーシップを発揮し、責任を明確にした校務処理体制を確立すること。
- (2) 企画運営委員会等を中心とした学校園運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組むこと。また、関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営すること。
- (3) 校長は、「教職員の評価・育成システム」を実施し、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、教職員の意欲・資質・能力の向上と学校園の活性化を図ること。

【指示事項の補足説明】

- ・校長・教頭は首席、指導教諭及び各主任（園長は主任教諭）を効果的に機能させ、人材育成を図るよう留意すること。
- ・学校事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の効率化を進めるよう留意すること。
- ・様々な分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等と教職員が協働し、「チーム学校」として、学校園がバランスの確立を図るよう留意すること。

【取組例】

- 日頃から交流会等対話の場を積極的に設け、教職員の心理的安全性の確保に努めるとともに、教職員が互いに学びあい育ちあい、同僚性を高めつつ、一体となって学校組織のマネジメントに参画する組織風土を醸成する。
- 校内の働き方改革推進チーム等で熟議の上、校長が積極的に校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組を推進し、機能的な学校運営を図る。

【支援事項】

- ・全教職員の参画意識を高め、組織として取組を推進することができるよう、市教育委員会等主催の研修に積極的に参加する。

○支援事項

学校の自律・自立につなげるための
教育委員会等からの支援事項

基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実

学習指導要領の趣旨を踏まえ、求められる資質・能力の育成に向けて、ICT を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進すると同時に、教科や日常生活の中の問いや、地域・社会の本物の課題に向き合い自ら考え対処する課題解決型学習（PBL：Project Based Learning）など、子ども主体の学習活動を推進していきます。

また9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小*等の円滑な接続を踏まえ、教職員の指導力や学校力の向上を図ります。そのうえで、教育活動全体を通じて、幼児・児童・生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、目標をもち、自ら考えながら、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、よりよい社会を創っていくことができるようキャリア教育を推進します。

*幼保こ小…幼：幼稚園、保：保育所（園）、こ：認定こども園、小：小学校

Ⅰ. 学校園運営体制について

Ⅰ. 学校園運営組織の確立



【指示事項】

- (1) 校園長は、学校園の基本的な教育方針を明確に定め、学校園経営方針等を教職員に周知し共有化するとともに、校務全般にわたってリーダーシップを発揮し、責任を明確にした校務処理体制を確立すること。¹
- (2) 企画運営委員会等を中心とした学校園運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組むこと。また、関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営すること。²
- (3) 校園長は、「教職員の評価・育成システム」を実施し、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、教職員の意欲・資質・能力の向上と学校園の活性化を図ること。³

【指示事項の補足説明】

- ・校長・教頭は首席、指導教諭及び各主任（園長は主任教諭）を効果的に機能させ、人材育成を図るよう留意すること。
- ・学校事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の適正化・効率化を進めるよう留意すること。
- ・次世代育成の観点から、枚方市特定事業主行動計画の趣旨を踏まえ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた支援、働き方の見直し等を図るよう留意すること。
- ・様々な分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等と教職員が協働し、「チーム学校」として、学校園がバナンスの確立を図るよう留意すること。
- ・校長は、年度当初に学校の教育目標や経営方針等の説明を行い、その周知を行うとともに、教職員へのシステムの説明（評価結果が給与（昇給・勤勉手当）へ反映されることを含む）を行うよう留意すること。

【取組例】

- 日頃から交流会等対話の場を積極的に設け、教職員の心理的安全性の確保に努めるとともに、教職員が互いに学びあい育ちあい、同僚性を高めつつ、一体となって学校園組織のマネジメントに参画する組織風土を醸成する。
- 校園内の働き方改革推進チーム等で熟議の上、校園長が積極的に校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組を推進し、機能的な学校園運営を図る。
- 市内においても模範となり得る実践活動や優れた提言、提案を行った教職員等のうち、特に顕著な業績をあげたものを、市教育委員会が行う優秀教職員表彰において積極的に推薦し、人材育成につなげる。

1 「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」（令和4年8月31日改正 文部科学省）

2 「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成12年1月21日 文部事務次官）

3 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「21.教職員の資質・能力の向上」p54

1-1. 地域・校種間連携の推進



【指示事項】

- (1) 学校評価について、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、自己評価について、幼稚園・中学校においては協議会形式で学校評議員及び保護者から、小学校においては学校運営協議会から提言や評価を受けること。¹
- (2) 学校評価結果を公表し、「地域とともにある学校園づくり」の視点からも、家庭や地域との相互理解を深めること。²
- (3) 校区の現状や課題に応じながら、小中一貫・学力向上推進コーディネーター、小中一貫・学力向上推進リーダーが中心となり、校区小中学校が連携した指導体制の確立に努めること。³
- (4) きめ細かな指導の充実と、小中学校を義務教育というまとまりとして捉え、「9年間の教育に責任を持つ」ということを教職員が意識した取組を推進すること。⁴

【指示事項の補足説明】

- ・学校評価結果については、教育活動等を自律的・継続的に改善を行うPDCAサイクルに基づいた学校園経営の推進に活かすこと。また、実施に当たっては、評価項目を見直したり、ICTを活用し効率化を図ったりするなど、その実効性を高めるよう留意すること。
- ・幼稚園・保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、支援学校等、異なる校種間において、指導方法の工夫・改善等についての教職員の連携を図るよう留意すること。

【取組例】

- 義務教育9年間を見通した学力向上の取組を学校経営の重点課題に位置づけ、教職員の合同研修や行事等での積極的な交流活動等を活性化し、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小*の円滑な接続を図る。
- 各学校園の教育計画（特に学校運営に係る経営方針及び重点目標）について、学校運営協議会での議論、あるいはPTA協議会との情報共有を行い、社会に開かれた教育課程の実現を図る。

¹ 学校教育法施行規則 第67条

² 学校教育法施行規則 第66条

³ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p74・75 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p72・73

⁴ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p74・75 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p72・73

2. 学習指導について

1. 主体的・対話的で深い学びの実現

【指示事項】

- (1) 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。¹

【指示事項の補足説明】

- ・市教育委員会が定めるめざすゴール（めざす学びの姿）である【子どもが主役の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実～教師主体の授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換～】に向け、授業改善を行うよう留意すること。

【支援事項】

- ・全教職員の参画意識を高め、組織として取組を推進することができるよう、市教育委員会等主催の研修を実施する。

1-1. 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

【指示事項】

- (1) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ること。²
- (2) 各教科の授業において、児童・生徒が1人1台端末・ICTを文房具として活用するよう授業改善を図ること。³

【指示事項の補足説明】

- ・単元指導計画等をもとに「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、問題発見・解決に挑む資質・能力を育成することに留意すること。
- ・「そろえる教育」から一人一人の「良さを伸ばす教育」への転換を図り、学びのスタイル（誰と学ぶ、何を学ぶ、どのように学ぶ）を子ども一人一人が自己決定できるよう留意すること。
- ・『枚方版 ICT 教育モデル』を活用しながら、各教科等の特質を生かしつつ、教科等横断的な視点をもって取り組むとともに、児童・生徒が1人1台端末やICTを活用して児童・生徒同士がやり取りする場面を設けるよう留意すること。また、ICT 機器の使用による健康との関わりについて留意すること。

¹ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p76 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p77

² 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日中央教育審議会）

³ 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日中央教育審議会）

- ・児童・生徒がデジタル社会における善き社会の担い手となるよう、情報リテラシーや情報モラル等について指導するとともに、ICT を用いて地域・社会に参加するための資質・能力を育成するなど、デジタル・シティズンシップ教育を推進するよう留意すること。
- ・AI ドリル等を活用して、児童・生徒が自身の成長やつまづきなど、自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう留意すること。
- ・家庭においても、児童・生徒が1人1台端末を日常的に活用し課題解決を行うなど、授業と家庭学習が一体となり充実するよう留意すること。

【取組例】

○1人1台端末やICTの効果的な活用を図るため、「GiGA スク!ひらかた」に掲載している「5C 育成をめざした授業改善の実践事例集 HI-PER (Hirakata ICT Practical Example Record)」や大阪府教育委員会制作の「大阪の児童生徒が1人1台端末を活用した実践事例紹介 WEB サイト」を参考にする。

1-2. 学習の基盤となる資質・能力の向上

【指示事項】

- (1) すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を学校全体で育成すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・言語能力の育成に当たっては、国語科を要としたすべての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行うとともに、基礎的・基本的な言葉等の知識・理解を深めるとともに、文章や表、グラフ等を読み取り、論理的に自分の考えを書くなどの言語活動を行うよう留意すること。
- ・情報活用能力の育成に当たっては、「大阪府情報活用能力ステップシート」や「枚方版 ICT 教育モデル」を活用しながら、小中学校9年間を見据えた体系的な指導に努めるよう留意すること。
- ・児童・生徒が学び方を身につけることができるよう、目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性を理解し、自らの情報活用を評価・改善する力をつけるための授業を展開するよう留意すること。
- ・1人1台端末とクラウドを効果的に活用しながら学びを深める際に必要となる ICT の基本的な操作を身につけられるよう、計画的な育成を図るよう留意すること。
- ・教職員及び児童・生徒が生成 AI を活用する場合には、「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関する暫定的なガイドライン」を踏まえるよう留意すること。

【取組例】

○言語能力を育成するため、学校図書館の有効活用に努め、読書活動を推進するとともに、府教育委員会が提供している学習教材(ことばのちから等)も積極的に活用する。

¹ 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p48 中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p49

1-2-1. 児童・生徒の英語力の適切な把握と指導

【指示事項】

- (1) 児童・生徒が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度を育み、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進すること。¹
- (2) 授業において「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するため、言語活動を充実させることにより、児童・生徒が実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を身に付けられるようにすること。²

【指示事項の補足説明】

- ・枚方市英語指導助手（JTE、NET）や英語の専門性を有する地域人材等と児童・生徒とが交流して、伝え合う体験や、異なる国の文化を知る体験を充実させるよう留意すること。
- ・教員が授業における学習到達目標を設定したり、児童・生徒が自身の英語でできるようになったことをふりかえったりする際に、CAN-DO リスト等を効果的に活用するよう留意すること。
- ・適切な場面でパフォーマンステストを実施し、多様な評価材料から複合的に評価できるように留意すること。
- ・小学校においては、外国語科及び外国語活動に係る校内研修を実施する等、学級担任に継続的に指導力を向上させるよう留意すること。
- ・中学校においては、話や文章等の内容を正確に捉え、概要や要点を把握し、自分の考えを書いたり、伝えたりする活動の充実を図るよう留意すること。
- ・中学校区で学習到達目標に基づいた一貫性のある指導や評価を行うとともに、学校間の交流や研修等を通して、小学校と中学校の英語教育の円滑な接続に留意すること。

【取組例】

○児童・生徒が学んだことを生かし、英語を学習することの意義を実感できる機会を創出するために、ネイティブスピーカーとのコミュニケーションを行う場を設定する。例えば、市が主催する『[MuChat Hirakata～言語を越えて～（旧：枚方英語村）](#)』やオンラインを活用した外国との交流活動等を積極的に利用する。

1-2-1-1. 外国語（英語）教育における効果的な学習ツールの活用

【指示事項】

- (1) 中学校において、英語科 CAN-DO リストの見直し及び改善を行い、教育計画に掲載すること。³
- (2) 生徒の4技能の到達度を定期的に測り、指導に生かすために、[4技能のレベルを客観的に測定するアプリによるレベルチェックテストについて](#)第2・3学年全生徒を対象に、年間2回は実施すること。⁴

¹ 小学校学習指導要領（平成29年告示）外国語 p153 中学校学習指導要領（平成29年告示）外国語 p144

² 小学校学習指導要領（平成29年告示）外国語 p153 中学校学習指導要領（平成29年告示）外国語 p144

³ 小学校学習指導要領（平成29年告示）外国語 p153 中学校学習指導要領（平成29年告示）外国語 p144

⁴ 小学校学習指導要領（平成29年告示）外国語 p153 中学校学習指導要領（平成29年告示）外国語 p144

1-2-2. 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

【指示事項】

- (1) 豊かな人生の実現や、災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図ること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・我が国や郷土に継承されている伝統・民俗芸能、文化財等に親しむ機会の充実を図るよう努めること。小学校においては、「わたしたちのまち枚方」を積極的に活用するとともに、学校園において、枚方市歌に愛着を感じるよう、様々な場面で親しむ機会を設けるよう留意すること。
- ・環境に関する身近な課題や自然とのふれあいを通して、SDGsに掲げられている「誰一人取り残さない」持続可能な社会の構築に向けた環境教育の推進に努めること。また、枚方市学校版環境マネジメントシステム「S-EMS」との関連を図るよう留意すること。

1-2-3. プログラミング学習の取組

【指示事項】

- (1) 情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施すること。²

【指示事項の補足説明】

- ・プログラミング教育を含めた情報教育について、校内研修等を実施することで、情報教育の理解を深めるとともに、推進を図るよう留意すること。

【取組例】

○プログラミング的思考を育むにあたっては、「小学校プログラミング教育の手引き（第三版）」、「中学校技術・家庭科（技術分野）におけるプログラミング教育実践事例集」、「大阪府情報活用能力ステップアップシート」「枚方版ICT教育モデル」、プログラミング教育教材等を活用する。

¹ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p46
中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p47

² 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p83
中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p51

1-3. カリキュラム・マネジメントの充実



【指示事項】

- (1) 学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成すること。¹
- (2) 地域の実情や学校の実態等を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に向けて教科等横断的な視点を持ちつつ、学年相互の関連を図りながら、教育内容等を組織的に組み立てること。また、「社会に開かれた教育課程」の観点から、教育課程の基本的な方針について、家庭や地域とも共有を図ること。²

【指示事項の補足説明】

・教育課程の実施においては、児童・生徒や各学校の実態に基づき、年間を見通した上で、行事の精選等をはじめ、今までの教育課程の改善を意識し、効果的な教育活動を行うよう留意すること。

・管理職はもちろん、一人一人がカリキュラム・マネジメントの充実に努める意識をもち、組織的に取り組むことができるよう留意すること。

・学校評価やアンケート等を活用し、学校の教育目標や教育課程等が児童・生徒、地域、学校の実態に応じたものになっているかを把握し、課題となる事項に対し、改善方針を立案し、実施することについて留意すること。

【取組例】

○カリキュラム・マネジメントの推進のために、「カリキュラム・マネジメントの手引き」（令和3年3月 大阪府教育庁）や独立行政法人教職員支援機構の動画教材「校内研修シリーズ」等を活用する。

1-3-1. スタートカリキュラム

【指示事項】

- (1) 小学校におけるスタートカリキュラムの編成・実施については、幼児教育と小学校教育の円滑なつながりを意識し、学習指導要領に基づいて各校で作成しているカリキュラムに応じて、入学当初に生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をして充実を図ること。³
- (2) 各小学校で実施しているスタートカリキュラムを見直し、教育計画に掲載すること。⁴

¹ 学校教育法施行規則 第4章 小学校 第2節 教育課程 第51条

² 小学校学習指導要領（平成29年告示）前文 中学校学習指導要領（平成29年告示）前文

³ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 生活編 p7

⁴ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 生活編 p57

1-3-2. 社会とつながる学習活動の推進

【指示事項】

- (1) 総合的な学習の時間をはじめとする探究的な学習活動においては、児童・生徒が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫して指導すること。¹
- (2) 答えが一つではない実践的な課題に対して、主体的に解決策を提案し実現する課題解決型学習により探究的な学びを充実させ、「実生活・実社会で生きて働く力」や「未来を切り拓く力」等を育成すること。²

【指示事項の補足説明】

- ・課題解決型学習（PBL）の実施については、枚方版 PBL「ヒラカタノタカラプロジェクト」を参考にするなど学習活動を工夫するよう留意すること。
- ・総合的な学習の時間については、目標及び内容を他教科等の目標および内容との違いに留意しながら定めるとともに、学校の教育目標と関連づけた全体計画及び年間指導計画を作成し、ねらいを十分に踏まえ、地域の教育資源を活用したり、身近な地域・社会の課題を取り扱ったりするなど、児童・生徒や地域の実態等に応じた特色ある教育活動を展開するよう留意すること。
- ・児童・生徒が、生活や社会における課題を見出し、自分たちにできることを多様な人々とつながりながら考え、行動する力を養うことができるよう、学習活動を工夫するよう留意すること。

【取組例】

- 枚方市における、出前授業など学校を応援している企業や市役所各課の学校支援の情報を一元的に公開している「学校応援団ポータルサイト [Hirakata EduAction](https://www.hirakata-eduaction.jp/)」を活用する。
- 他者と協働して解決案を考えるなど、課題解決型の学習を充実させるために、社会や地域の課題の解決に向けてアイデアを考え、企業等からアドバイスをもらう「アイデアミーティング」や企業等による出前授業、また、企業等からの課題提示を活用する。
- 児童に学びが社会とつながる実感や、探究したことを実際の生活に役立てる意識をもたせるために、すくすくウォッチにおける教科横断型問題「わくわく問題」を活用する。
- 探究的な学習活動については、児童・生徒や地域の実態等に応じた特色ある教育活動を展開するため、地域の教育資源を活用したり、身近な地域・社会の課題を取り扱ったりする。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「15.社会とつながる学習活動の推進」p41

² 枚方市長令和6年度市政運営方針、『ヒラカタノタカラプロジェクト』（令和7年4月1日 枚方市教育委員会）

1-4. 学習評価

【指示事項】

- (1) 学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童・生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実するよう指導すること。¹
- (2) 指導要録の評価・記入等については、明確な評価規準に基づき、公正かつ適切に行うこと。²

【指示事項の補足説明】

- ・評価規準や評価方法について、事前に校内で検討するなどして明確にし、児童・生徒や保護者に対し、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果について丁寧に説明したりするなど、評価に関する情報をより積極的に提供し、児童・生徒や保護者の理解を図ることに留意すること。
- ・通知表は、指導要録との整合性を図りながら、児童・生徒の学習意欲を向上させるものにするよう留意するとともに、児童・生徒の学習状況について保護者に伝えるものとして説明責任を果たし、児童・生徒や保護者の理解を図ることに留意すること。

1-5. 確かな学力を育成するための学校体制

【指示事項】

- (1) 確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づくことや育成したい資質・能力を焦点化するなどしながら、校内研究（研究内容）を設定し、学校の組織的な取組を一層進めること。³

【指示事項の補足説明】

- ・児童・生徒の学習の状況を詳細に把握、分析し、課題に正対した取組を組織的かつ計画的に進めるとともに、児童・生徒一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解し学習意欲を高めるため、「全国学力・学習状況調査」「小学生すくすくウォッチ」「中学生チャレンジテスト」等を活用することに留意すること。
- ・小学校においては、週に1回放課後に、授業づくりに特化した学年会を、中学校においては、時間割内に、授業づくりに特化した教科会を設定・実施するなど、各教科等の特質に応じた指導方法の充実・改善を図るよう留意すること。
- ・研究授業・研究協議会等について、各小中学校で年1回以上実施し、他校の教職員が参加できる体制を整えるなど、全市的な指導方法の工夫改善につながるような取組を進めるよう留意すること。
- ・授業研究の進捗や成果を発信するため、年間に1度以上、外部講師を招聘した公開授業を実施するよう留意すること。

¹ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p93 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 p91

² 学校教育法施行規則 第24条

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「2.学力向上の取組みの充実」p10

- ・「全国学力・学習状況調査」について、調査実施後速やかに児童・生徒に対して、正解の内容を提供し、課題のあった問題を授業で取り上げるなど、児童・生徒自身が振り返ることができるように留意すること。また、本調査結果の提供後、分析・検証の結果を踏まえ各校で作成する学力（資質・能力）向上に関する計画等に適切に反映させるなど、教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むことに留意すること。

【取組例】

○授業改善の推進のため、共通の観点を取り入れた授業参観シートを活用した相互授業参観やビデオ等を活用した授業研究などを行う。

2. 国旗・国歌

【指示事項】

- (1) 入学式・卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。なお、教職員は府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。¹
- (2) 国歌「君が代」の指導については、小学校学習指導要領において、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、児童の発達段階に則した指導計画を作成し、適切に取り扱うこと。²

¹ 大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例 第4条（平成23年6月13日）

² 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 音楽編 p119

3. キャリア教育・進路指導について

1. キャリア教育の在り方

【指示事項】

- (1) 9年間を見通して、児童・生徒が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けられるよう各学校でキャリア教育全体計画を立案し、指導・支援すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・キャリア教育はその定義を踏まえ、9年間を通してどのような力を育成するのか具体的に目標設定し、中学校区において共通理解を深めるよう留意すること。
- ・中学校区において作成したキャリア全体計画について、その検証・改善に努めるよう留意すること。
- ・キャリア教育については、義務教育9年間の教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させるよう留意すること。
- ・校種間の引継ぎにあたっては、キャリア・パスポートを有効に活用し、中学校区で子どもの変容を共有するよう留意すること。
- ・小学校においては、希望と安心をもって中学校に進学できるよう、小中学校が連携し、児童・生徒・保護者に中学校に関する情報を提供するよう留意すること。
- ・学校の状況や課題に応じ、主体性を育み、働くことの意義や目的を理解できるよう、職業についての探究的な学びや、実社会とのつながりを感じられる体験的な活動の実施を推進するよう留意すること。

2. 進路指導校内体制の確立・進路指導の在り方

【指示事項】

- (1) 校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては教務主任等を、中学校においては進路指導主事を中心とした校内進路指導体制を確立すること。²
- (2) 進路指導にあたっては、児童・生徒が主体的に進路選択・決定ができるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行うこと。また、高等学校等とも連携し、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進すること。³

¹ 小学校学習指導要領（平成29年告示）特別活動編 第3章 第2 学級活動の内容 p47

中学校学習指導要領（平成29年告示）特別活動編 第3章 第2 学級活動の内容 p44

² 「生徒指導・進路指導の改善等について（通知）」（平成28年 文部科学省） 1. 学校の組織的な生徒指導・進路指導体制と情報管理

「進路指導のための資料～キャリア教育の充実に向けて～第58集」（大阪府教育庁）

5進路指導の基本的な考え方p20～22

³ 「生徒指導・進路指導の改善等について（通知）」（平成28年 文部科学省） 2. 進路指導の在り方

(3) 調査書等進路指導に関する書類の作成やオンライン出願システムの利用に当たっては、組織的な体制の下、適切に行うこと。¹

【指示事項の補足説明】

- ・高等学校等の特色や公立高等学校入学者選抜制度の変更等について、生徒・保護者が十分理解し進路選択できるよう、資料・情報の収集と提供に留意すること。
- ・進路指導にあたっては、3年生のみならず1年生時から、進路ガイダンス機能を充実させるよう、キャリア教育の中で育まれてきた、一人一人の生徒の夢や目標等を丁寧に把握し、進路先や定期テストの平均点等、進学や就職に関する情報や資料を収集・提供するなど、生徒・保護者への適切にアドバイスするよう留意すること。
- ・生徒が、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、進学や就職に関するガイダンス機能の充実を図るよう留意すること。特に、高等学校等での中途退学を防止する観点から、高等学校等との連携を図るとともに進路未定者を出さない進路指導をめざすよう留意すること。
- ・「オンライン出願システム」による出願手続き等について、出願に係る説明動画及び説明資料等の確認を徹底し、実施すること。その際、役割分担等を明確にした学校体制を確立するとともに、電子データ等進路指導に係る情報について、適切に管理するよう留意すること。

【支援事項】

- ・調査書等進路指導に関する書類の作成の際は、府教育庁作成の「調査書記載内容チェックリスト」等を活用する。

2-1. 支援の必要な児童・生徒への進路指導

【指示事項】

- (1) 生徒が、経済的理由により、進学を断念することがないよう、奨学金制度や進路選択支援事業等について周知に努め、生徒及び保護者が活用できるよう適切に指導すること。²
- (2) 障害のある児童・生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒及び保護者に対して、「知的障がい生徒自立支援コース」「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」等の選択肢があることについて適切な説明や情報提供を行い進路支援に努めること。³

【指示事項の補足説明】

- ・経済的な支援を必要とする生徒・保護者に対して、奨学金制度の活用等についての、相談窓口である特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会 の周知について留意すること。

¹ 「進路指導のための資料～キャリア教育の充実に向けて～第58集」（大阪府教育庁）

5進路指導の基本的な考え方p20～22

進路指導のための資料～キャリア教育の充実に向けて～第58集」（大阪府教育庁）

8. 調査書等の書類作成に当たって p27～32

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「14. 自主性・自立性を育成するキャリア教育・進路指導の推進」p39～40

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「14. 自主性・自立性を育成するキャリア教育・進路指導の推進」p39・40

- ・障害のある生徒の進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、通常の学級の担任、進路指導主事、支援学級担任等が十分に連携し、学校全体で対応するよう留意すること。
- ・日本語指導を必要とする児童・生徒に対する、高等学校等への進路指導にあたっては、管理職、進路指導担当者等を中心に、中学校区において体制を整備し対応するよう留意すること。
- ・日本語指導を必要とする児童・生徒に対して「北河内多言語進路ガイダンス」への参加を積極的に勧めるよう留意すること。

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。一人一人の個性や価値観、多様化する人権課題を身近に感じ、考える機会をつくることですべての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にする心を養います。

また、子どもの健康に関する課題が多様化していることを踏まえ、健全な食生活の形成と健やかな体が育まれる環境づくりを推進します。

4. 道徳教育について

1. 学校の教育活動全体を通した道徳教育の推進

【指示事項】

- (1) 道徳科の授業においては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、児童・生徒の実態に即しながら指導を工夫すること。¹
- (2) 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成に際しては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し重点目標を定めた上で、各教科等における道徳教育に関わる指導内容及び時期を整理したものを別葉にして加え関連付けるなどして、年間を通して活用しやすいものとなるようにすること。²

【取組例】

- 家庭・地域と連携し、地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進する。
- 「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえ、学校教育活動全体で「『大切なこころ』を見つめ直して～『こころの再生』府民運動～」(平成26年3月・平成27年3月大阪府教育委員会)の活用等や、あいさつ運動や地域との交流活動等を行い、子どもたち一人一人の豊かな心を育む取組を実践する。

¹ 小学校学習指導要領(平成29年告示) 特別の教科 道徳 p162
中学校学習指導要領(平成29年告示) 特別の教科 道徳 p154

² 小学校学習指導要領(平成29年告示) 特別の教科 道徳 p167
中学校学習指導要領(平成29年告示) 特別の教科 道徳 p156

5. 人権教育について

1. 人権教育の推進

【指示事項】

- (1) 人権尊重の精神に立った学校園づくりを進め、すべての幼児・児童・生徒の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られること。¹
- (2) 本市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を推進すること。²

【指示事項の補足説明】

- ・学校園におけるハラスメントの根絶を図ること。市教育委員会の「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図るよう留意すること。
- ・人権侵害事象等が生じた際には、市教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて関係機関等と連携を図り、速やかに組織的に対応するよう留意すること。
- ・人権教育についての全体計画及び年間指導計画等の人権教育推進計画の作成・活用、見直しにあたっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意し、日常的に人権感覚の醸成に資する取組となるよう留意すること。
- ・人権及び人権課題に関する正しい理解を深め、様々な人権課題の解決をめざした教育を総合的に推進するよう留意すること。
- ・人権教育を学校及び幼稚園教育の中に正しく位置付け、校園長を中心とした課題別の校内体制を整備して、組織的な指導をするよう留意すること。
- ・ハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充実し、市教育委員会の「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図るよう留意すること。
- ・セクシャル・ハラスメントについては、未然防止及び早期発見のため、児童・生徒や教職員へのアンケートを実施し、積極的に実態を把握するよう留意すること。
- ・PTAの中に人権啓発委員会等を組織するよう働きかける等、家庭や地域との連携を深め、人権意識の高揚・啓発を積極的に推進するよう留意すること。
- ・児童・生徒会活動等の自主的な活動を支援し、すべての児童・生徒が自他共に認め合える人権感覚を日頃より醸成することで、いじめに向かわない集団づくりを推進するよう留意すること。

【支援事項】

- ・人権感覚を身につけるための研修や、人権教育の指導力の向上に向けた研究授業等の実施を組織的・計画的に進めるために、府教育委員会の「OSAKA 人権教育 ABC」等を提供する。
- ・幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、「人権教育教材集・資料CD」や「生命(いのち)の安全教育教材」、アニメ「めぐみ」等を提供する。

¹ 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕2. (2) (平成 20 年 3 月文部科学省)

² 枚方市人権教育基本方針

- ・暴力を伴わない人間関係の構築に向けた人権教育を推進するため、小中学校においては人権政策課の「DV予防教育プログラム」等を提供する。

1-1. 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

【指示事項】

- (1) 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障害についての理解を深める教育を系統的に実施すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・障害の有無に関わらず、すべての子どもが、日常的な関わりの中で、お互いについての理解を深め、一人一人を尊重し、違いを認め合う態度を育む集団づくりを、学校全体で進めるよう留意すること。

1-2. 子どもの見守り体制の確立

【指示事項】

- (1) 児童虐待の防止にあたっては、幼児・児童・生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、幼児・児童・生徒や保護者の状況把握と、未然防止、早期発見・早期対応に努めること。²

【指示事項の補足説明】

- ・虐待やヤングケアラーを発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターや市のまるっと子どもセンターへ速やかに通告または相談し、市教育委員会に報告するよう留意すること。
- ・関係機関への通告後も、児童虐待を受けた、または受けたと思われる幼児・児童・生徒が安心して学校園生活を送れるよう、学校園として組織的に対応するよう留意すること。また、専門家や福祉機関等の関係機関と継続的な連携を図るよう留意すること。
- ・要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして登録されている幼児・児童・生徒について、関係機関から見守りの記録等を求められた場合、書面にて提供するよう留意すること。
- ・不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合や、理由に関わらず、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供または通告をするよう留意すること。特に、一時保護を解除され、帰宅した幼児・児童・生徒については、ささいな変化も見逃さず、関係機関と日常的な連携を行うよう留意すること。
- ・児童虐待の未然防止と早期発見のために、虐待防止や虐待通告について、保護者や地域への啓発をするよう留意すること。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項p22

² 児童虐待の防止等に関する法律 第5条

1-3. ジェンダー平等教育の推進

【指示事項】

(1) 男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・学校園においては、性的マイノリティとされる幼児・児童・生徒についての理解を深め、個の状況に応じ、幼児・児童・生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した上で、幼児・児童・生徒が正しく理解できる教育に努めるよう留意すること。
- ・すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないようにするとともに、ジェンダー平等の観点から、学校園からの配付物や掲示物をはじめ、学校環境を日常的に点検するよう留意すること。

1-4. 在日外国人教育の推進と日本語指導の充実

【指示事項】

- (1) 幼児・児童・生徒の自尊意識を育み、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む教育を推進するとともに、本名を使用できる環境の醸成に努めること。²
- (2) 日本語指導を必要とする児童・生徒については、当該児童・生徒の状況を踏まえ、生活言語はもとより学習言語としての日本語習得が図られるよう努めること。³

【指示事項の補足説明】

- ・より効果的な日本語指導を行うために、「特別の教育課程」による日本語指導を実施できるよう、必要に応じて「個別の指導計画」を作成する等、留意すること。

1-5. 同和教育の推進

【指示事項】

- (1) 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、課題のある幼児・児童・生徒に対する人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、同和教育の早期解決に向けて、人権教育の一環として同和教育の推進に努めること。⁴

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」p22・23

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」p22

³ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）第2留意事項1

⁴ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」p22

1-6. 不適正な区域外(指定外)就学の防止・是正

【指示事項】

(1) 不適正な区域外(指定外)就学の防止・是正に積極的に努めること。¹

1-7. 平和教育の推進

【指示事項】

(1) 平和教育の指導にあたっては、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について児童・生徒に主体的に考えさせるよう努めること。さらに国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けられるよう、平和教育を推進すること。²

【支援事項】

- ・平和教育の推進のため、「平和教育基本方針」を踏まえるとともに、府が作成した事例集や大阪国際平和センター(ピースおおさか)等の施設の活用を推進する。
- ・体験的に平和教育の推進するため、3月1日の「枚方市平和の日」にちなんで「平和フォーラム」「平和の燈火(あかり)」等平和を考える事業を実施する。

¹ 学校教育法施行令第9条

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」
p23

6. 健康教育について

1. 体力づくりの取組の推進

【指示事項】

- (1) 児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析した上で、体力向上推進計画を作成し、教育計画に掲載すること。また、授業等の工夫・改善を行い、体力づくりを推進すること。¹

【指示事項の補足説明】

・策定した体力向上推進計画及び、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や「ICT 活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）」等の結果を基に、PDCA サイクルに基づく体力づくりをより一層進めるよう留意すること。

【取組例】

○学校全体で体育活動の活性化をめざすとともに、児童・生徒の運動習慣の確立のために、大阪府教育庁が作成した小学校教員向け動画教材や「体育の授業がかわる！簡単プログラム」「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」等の資料、「元気アッププロジェクト事業」を積極的に活用する。

2. 体育活動における事故防止対策等

【指示事項】

- (1) 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。²
- (2) 各活動場所については、体育活動に適した環境の整備を図るとともに、活動内容、幼児・児童・生徒の人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保すること。また、技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。³
- (3) 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特にゴールやテント等については、確実に固定すること。⁴
- (4) 幼児・児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう、徹底すること。⁵

¹ 「子どもの体力向上のための総合的な方策について（答申）」（平成14年9月30日 中央教育審議会）

² 「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」（平成24年7月 体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議）

³ 学校保健安全法施行規則 第28条

⁴ 学校保健安全法施行規則 第29条

⁵ 小学校学習指導要領（平成29年告示）保健体育 p139、中学校学習指導要領（平成29年告示）保健体育 p85

(5)「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じて行うとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。¹

¹ 中学校学習指導要領（平成29年告示）保健体育 p123

3. がん教育

【指示事項】

(1)がん教育については、各中学校において令和2年度から令和7年度までの間で、1回以上外部講師を活用しがん教育を実施すること。¹

【指示事項の補足説明】

・日本人の死亡原因として最も多いがんを取り上げ、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育を推進し、児童・生徒の理解を深めるよう留意すること。

4. 食育

【指示事項】

(1) 幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、指導の内容、方法、指標等を決定し、食に関する指導の全体計画を作成し、推進すること。また、全体計画を教育計画に掲載すること。²

(2) 学校教育自己診断等を活用して食育を評価し、食育の推進体制や指導内容の改善を図ること。³

【取組例】

○中学校においては、「枚方市中学校給食献立表」のコラムを通して、旬の食材や行事食について知ることで食に対する知識や理解を深めることにつなげる。

○枚方市学校給食コンテストを授業計画に位置付けるなど、児童・生徒の食に対する関心を高める取組を行う。

5. 食物アレルギー疾患の対応

【指示事項】

(1) 学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整えること。⁴

(2) 大阪府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や枚方市教育委員会が作成した「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き(令和5年度改訂版)」「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」に基づき、校長を責任者として関係者で組織するアレルギー対応委員会等を設置すること。⁵

(3) 各校の状況について十分検討したうえで、保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じた対応マニュアルを策定すること。⁶

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育の充実」p34

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育の充実」p33

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育の充実」p33

⁴ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育の充実」p33

⁵ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育の充実」p33

⁶ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育の充実」p33

(4) 食物アレルギーの既往症の無い幼児・児童・生徒の初発の事故が多く発生していることから、事故は、いつ、どこでも起きるものと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう留意し、毎年校内研修等を実施すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・学校にて、アレルギー疾患があり特別な対応が必要な児童・生徒については、年 1 回保護者から学校へ学校生活管理指導表を提出してもらい、それに基づいて面談を行った上で対応をするよう留意すること。
- ・事前に「学校生活管理指導表」等を活用し、保護者・学校・主治医が連携の上、緊急対応等の確認を行うよう留意すること。
- ・アレルギー症状が疑われる場合は、教職員が躊躇せずエピペンを使用し、救急搬送を行うこと。また、学校において事前に枚方寝屋川消防組合と情報共有を希望される児童・生徒については、「エピペン情報連絡票」を学校へ提出してもらい、学校支援課まで写しを 1 部、提出するよう留意すること。
- ・「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」を有効に活用し、アレルギー対応委員会等にて、安心して学校生活を送れるよう、保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じた食物アレルギー対応マニュアルを策定するよう留意すること。マニュアルは、すべての教職員が内容を把握し、日頃から学校全体で事故防止に努めるよう留意すること。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育の充実」p33

7. 特別活動・その他教育活動について

1. 特別活動の特質を踏まえた資質・能力の育成

【指示事項】

- (1) 特別活動においては、学校の実態や児童・生徒の発達段階等を考慮し、創意工夫するとともに、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、全体計画及び年間指導計画を作成すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・入学当初の学校生活への適応や進路選択等の指導にあたっては、適切な情報提供や説明等ガイダンス機能の充実を図り、小学校段階からキャリア教育の充実を図るよう留意すること。

1-1. 学級や学校の文化を創造する特別活動

【指示事項】

- (1) 学級活動等の指導においては、児童・生徒がよりよく行動できるよう、道徳教育の重点目標等を踏まえ、指導内容の重点化、内容の関連や統合等の工夫を図り、指導すること。²
- (2) 児童会活動・生徒会活動においては、児童・生徒が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図ること。³
- (3) 儀式的行事（学校行事）においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。また、入学式や卒業式などにおいては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すること。⁴
- (4) 学校園で動物を飼育する場合は、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨を踏まえ、獣医師との連携を図り、適切に管理すること。また、家畜伝染病予防法を受けて、学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び飼育衛生管理状況の年1回の定期報告を適切に実施すること。⁵

【指示事項の補足説明】

- ・学校行事においては、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感、連帯感を深め、学校生活の充実と発展に資するために、文化や芸術に親しんだりするような活動やボランティア活動、自然体験活動等、体験的な活動を行うよう留意すること。

¹ 小学校学習指導要領（平成29年告示）特別活動 p184

² 小学校学習指導要領（平成29年告示）特別活動 p181

³ 小学校学習指導要領解説 特別活動編（平成29年7月）p84

⁴ 小学校学習指導要領解説 特別活動編（平成29年7月）p120、121

⁵ 小学校学習指導要領解説 生活編（平成29年7月）p46
飼養衛生管理基準（農林水産省）

【取組例】

○学校で動物を飼育する場合は、日本初等理科教育研究会発行「学校における望ましい動物飼育のあり方」等を活用したり、獣医師と連携したりする等することが考えられる。

2. 中学校部活動

【指示事項】

(1) 中学校における部活動においては、「枚方市中学校部活動方針」に則り、適切な練習時間、休養日・休養期間を設定するとともに、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと。¹

【指示事項の補足説明】

- ・ 練習時間を長くとも平日2時間程度、週休日・長期休業中は3時間程度とし、週2日（平日1日・休日1日）の休養日を設定すること。また、長期休業中は連続5日以上のもったった休養期間を設けるよう留意すること。

【取組例】

○部活動の指導にあたっては、部活動指導協力者を活用することが考えられる。

¹ 枚方市中学校部活動方針（平成31年2月）

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

服務規律の確立を図り、保護者、市民の教育に対する信頼を高めると同時に、健康でやりがいを持って生き生きと勤務できるよう、業務量を適切に管理するとともに心理的安全性のある職場づくりを強化する等、学校の働き方改革を推進します。

また、学習指導要領の趣旨をふまえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や「カリキュラム・マネジメント」等の組織運営改善に係る教育課題に対応した研修のほか、ポータルサイトの活用促進などを通して、指導力の向上を図ります。

8. 教職員の服務について

1. 服務規律の徹底（職務上の義務）

【指示事項】

(1) 服務の宣誓¹

服務の宣誓内容を日頃から教職員に強く意識させ、日本国憲法、地方自治及び教育関連の法規法令の下、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行するよう指導すること。

(2) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務²

教職員への命令（出張・時間外勤務等）については、法規法令に従い、その意義等を教職員に十分に認識させ、適正な執行を行うこと。各種承認申請（勤務場所を離れて行う研修等）についても同様に、校長による承認手続きを行うとともに、適正に処理すること。

教職員の自家用自動車等による通勤は、認定条件を満たした場合に限ること。また、自動車通勤者の校内駐車については、原則禁止を徹底すること。

(3) 職務専念の義務³

条例・規則で定められた勤務時間を教職員に遵守させ、その職責遂行に努めさせること。その際、校長は勤務（内容・時間等）の適正な把握・管理を行うこと。

(4) その他⁴

万一、服務上の問題が発生した場合には、事実関係を的確に把握し、速やかに教職員課に報告すること。

教職員の不祥事防止の徹底を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」等を活用して、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を取り入れた校内研修等を実施すること。

【指示事項の補足説明】

- ・教職員が、勤務内外を問わず教育公務員として相応しい言動・服装等を常に意識する等、職場内の倫理観を確立するよう、留意すること。
- ・教育公務員として公教育を推進する立場にあることを教職員に自覚させ、教職員が常に自己研鑽に励む職場となるよう、留意すること。
- ・ハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であること、信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して懲戒処分対象に付されることがあること等をすべての教職員に認識させ、快適で働きやすい職場環境づくりを進めるよう、留意すること。また、防止に向けて、ハラスメント指針等の定期的な周知、教職員の研修の充実、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備を図るよう留意すること。

¹ 地方公務員法 第31条

² 地方公務員法 第32条

³ 地方公務員法 第35条

⁴ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「23.不祥事の防止」p57

【取組例】

- 教職員の不適切な言動が疑われる場合等には、即座に組織的な未然防止、早期対応へとつながるよう、普段から教職員とのコミュニケーションを大切にするとともに、心理的安全性が高く、管理職への報告が適切に行われるような組織体制の構築を図る。
- 服務に関する校内研修において、研修を教職員に担わせる等、教職員の当事者意識が高まる工夫を図る。
- ハラスメントの校内相談窓口を教職員に周知し、相談員には管理職以外の教職員を入れ、年齢や性別に偏りがないようにしたり、聴き取りをする際には相談者と同性の教職員が同席する等、相談者が相談しやすい環境をつくる。

2. 服務規律の徹底（身分上の義務等）

【指示事項】

（1）信用失墜行為の禁止¹

幼児・児童・生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為は、重大な人権侵害・性暴力であり、断じて許すことはできないとの認識の下、防止・根絶に向けて組織的に取り組むこと。

飲酒運転は、容認・黙認した者も含め、懲戒免職を含めた厳しい処分の対象となることを教職員に周知し、教育に携わる公務員としての自覚のもと、絶対に行わないよう指導を徹底すること。

教職員が交通用具の使用により、事故を起こすことのないよう指導すること。万一、事故を起こした場合は、適切な対応をとるよう指導すること。

公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例に基づき、保護者、利害関係者からの金品の贈答、接待は絶対に受けないよう教職員に指導すること。

（2）秘密を守る義務²

職務上知り得た情報等に対する守秘義務を教職員に遵守させること。また、個人情報漏洩には、生命・身体を脅かす危険性もあることを教職員に認識させた上で、情報技術革新を背景に改正された個人情報保護法や本市の情報公開条例の趣旨に基づいた教育情報の管理・保管・引き継ぎ等の校内体制確立に努めるとともに、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいた管理を行うこと。

（3）政治的行為の制限³

教職員が、選挙運動等の政治的行為の制限に違反することのないよう指導すること。

（4）争議行為等の禁止⁴

教職員が全体の奉仕者という身分をよく理解し、争議行為等を行わないよう指導すること。

（5）営利企業への従事等の制限⁵

兼職・兼業について、教職員に地方公務員法・教育公務員特例法の定めを遵守させること。

¹ 地方公務員法 第33条

² 地方公務員法 第34条

³ 地方公務員法 第36条

⁴ 地方公務員法 第37条

⁵ 地方公務員法 第38条

【指示事項の補足説明】

・自転車についても、飲酒運転等、道路交通法で違反とされる行為について、所属職員が法令を遵守するよう留意すること。

・教職員が児童・生徒と、電話、メール及びSNS等を利用して、指導に関係のない私的なやり取りを行うことのないよう留意すること。

・SNS等の利用については、不特定多数が視聴する可能性があることを踏まえ、教職員がその特性や危険性を理解し、教育公務員としての信頼を損なうことがないよう、教職員が責任と自覚を持って行動する職場となるよう、留意すること。

【取組例】

○痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等の不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知する等、未然防止を図る。

○幼児・児童・生徒 へわいせつな行為を行った場合、同意の有無、被害者が自校か他校の所属であるかを問わず、原則懲戒免職となること、たとえわいせつ行為に至らなくても、性的な言動等（わいせつな言動、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、不必要な身体的接触、つきまとい等）や SNS 等による私的なやりとりを行った場合は、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知する等、未然防止を図る。

○服務に関する校内研修において、教職員課提供の処分事例等を活用して自分事として考えさせる等、教職員の危機意識が高まる工夫を図る。

○情報通信機器による処理を行うに当たっては、校内で取扱規定を作成し、万全のセキュリティ対策を講じる。

9. 学校園における働き方改革について

1. 業務改善と意識改革の推進



【指示事項】

- (1) 学校園の経営方針等において、国通知や様々な取組事例等を参考にし、教職員の働き方に関する視点を盛り込み、管理職がその目標・方針に沿って学校園運営を行うこと。¹
- (2) 校園長は各学校園の実情を踏まえ、その権限と責任において、できることを直ちに行うという考えのもと、業務の在り方の見直しを進めること。²
- (3) 学校運営協議会等で各校における働き方改革の取組について議論する等、保護者、地域と共に考え、連携協働を進めること。³
- (4) 教員の学校部活動の指導等について、教員の負担が過度にならないように、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと。⁴

【指示事項の補足説明】

- ・教員が働きがいを感じ、誇りを持って生き生きと教壇に立つことは、学校教育の水準の維持・向上に資するため、全ての教職員に勤務時間を意識した働き方が浸透するよう、教職員一人一人の意識改革を図るよう、留意すること。
- ・部活動においては、教職員の勤務時間に合わせた練習時間の設定、週ごとの休養日の設定、長期休業中に連続した休養期間の設定等、生徒が家族と過ごしたり、家庭学習をしたり、地域の活動等に参加したりする機会を保障するよう、「枚方市中学校部活動方針」に基づいた適切な部活動運営を行うよう留意すること。

【支援事項】

- ・「笑顔の学校プロジェクト」を全市規模で取り組み、教員業務支援員の配置、研修会や交流会等、効果的な取組につながる情報提供及び学校の好事例を横展開するしくみ等により、学校の主体的な働き方改革の取組をサポートする。

【取組例】

- 管理職は、教職員間で働き方改革について話し合う場を校務分掌に位置づける等し、学校園内の業務の在り方の適正化を図る。

¹ 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和5年9月8日文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長）

² 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和5年9月8日文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長）

³ 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和5年9月8日文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長）

⁴ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「20.働き方改革」p51

○自校における働き方改革の取組について、ブログ等で情報発信する等し、保護者、地域の理解を得て共に進める。

2. 労働安全衛生体制の充実



【指示事項】

- (1) 各学校園の特色や状況を踏まえた上で、長時間勤務の縮減に向けた取組を進めること。¹
- (2) 出退勤システムを活用し、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に則り、時間外在校等時間が月 80 時間を超え、疲労の蓄積が見られる教職員には、産業医による面接指導の受診について指導すること。²
- (3) 校園長は、学校園現場の労働環境を整え、教職員の健康及び福祉の確保に努めること。教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には法令その他の規則等に基づき適切に行うことや、休憩時間を取得しやすい環境づくりを行うとともに、当該時間に取得できない場合には他の時間帯に与える等、安全配慮義務を果たすこと。³
- (4) ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」について教職員に周知し、ストレスチェックの受検勧奨に努めること。また、ストレスチェックの集団分析結果を活用し、各学校園のよりよい職場環境づくりに努めること。⁴
- (5) 笑顔の教職員・学校園づくりのため、枚方市教職員メンタルヘルス相談窓口の周知や、校内における相談体制の明確化等、専門家との連携やラインケアの充実に努めること。⁵

【指示事項の補足説明】

・教職員に時間外または休日勤務を命じる場合には、法令その他の規則等（教育職員にあっては給特法第7条に基づく業務量の適切な管理等に関する指針、事務職員等にあっては労働基準法第36条）に基づき、適切に行うよう留意すること。

- ¹ 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和5年9月8日文科科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長）
- ² 枚方市立学校園で働く教職員の長時間勤務者への医師による面接指導実施要領（令和2年4月枚方市教育委員会）
- ³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「20.働き方改革」p51
- ⁴ 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和5年9月8日文科科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長）
- ⁵ 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和5年9月8日文科科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長）

【取組例】

○教職員の健康の保持と労働安全衛生における意識を高めるため、校務分掌に衛生委員会の役割を果たす場を位置づける等、快適な職場環境形成を図る。

○校内の労働安全衛生活動の充実、意識改革を進めるために、ストレスチェックの集団分析結果の活用方法やメンタルヘルスケア等については臨床心理士、職場環境改善や衛生委員会については産業医、心身の健康保全般については保健師に訪問支援を依頼する等、専門家の助言を基に取組推進を図る。

10 教職員研修について

1. 教職員の育成

【指示事項】

- (1) 初任期教職員（1年目～3年目の教諭・講師等）の配置校には、初任期教職員指導コーディネーターを置き、初任者配置校のいずれかに拠点校指導コーディネーターを置くことで、初任期教職員の校内 OJT 推進組織のマネジメントを行うこと。校内組織としてメンターチームを組織し、定期的な会議を通じて、初任期教職員の育成を図るとともに、年間指導計画に基づく進捗状況を把握すること。¹
- (2) 初任者研修の校内研修は、年間を通し、校長の指示のもと、初任期教職員指導コーディネーターを中心に、組織的・計画的に実施すること。²
- (3) 10 年経験者研修の校内研修は、個々の教諭等の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭等としての資質の向上を図る目的を踏まえ、校長を中心に、組織的・計画的に実施すること。³
- (4) 指導が不適切と思われる教員に対し、その状況を的確に把握し、指導力向上を図るため指導・助言するとともに、適切な研修を受講させること。⁴
- (5) すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身に付けられるよう努めること。また、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。⁵

【指示事項の補足説明】

- ・初任期教職員の育成にあたっては、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整えること。併せて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・専門性を備えたミドルリーダーの育成に努めるよう留意すること。
- ・初任期教職員について、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行うとともに、指導主事、教育推進プランナー等による学校訪問での指導・助言を効果的に活用するよう留意すること。
- ・教職員の育成にあたっては、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や、人権意識の育成に努めるよう留意すること。また、経験年数や職務、専門的な知識・技能に応じた資質・能力の育成に向け、日常的なOJT等を活用するよう留意すること。

¹ 教育公務員特例法 第23条

² 教育公務員特例法 第23条

³ 教育公務員特例法 第24条

⁴ 教育公務員特例法 第25条

⁵ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項

「7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」p21 「21. 教職員の資質・能力の向上」p53

- ・教職経験6～10年目の教職員には、市教育委員会実施の研修等を踏まえ、後輩となる教職経験年数の少ない教職員の「メンター」や「ロールモデル」となれるような専門的な知識と指導技術を身に付けることができるよう留意すること。また、相互参観等を効果的に活用し、ミドルリーダーと教職経験年数の少ない教員の相互育成を図るよう留意すること。
- ・市教育委員会が示す「枚方市教職員等育成指標 キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力」「枚方市教職員等育成指標 キャリアステージに応じて幼稚園教員に求められる資質・能力」「枚方市教職員等育成指標 キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力」及び、府教育委員会が示す「OSAKA教職スタンダード」「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」等に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成に留意すること。
- ・児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」を参考に組織的・計画的な授業改善に留意すること。そのために、市教育委員会による、校内授業研究・研修への学校支援や専門研修等の内容を積極的かつ効果的に活用するなど、学校全体で、授業研究・研修の充実に留意すること。

【支援事項】

- ・計画的に教員の授業力育成・キャリアパスの可視化ができるよう、「授業の達人」へのロードマップを明示する。

【取組例】

- 教職員の人権意識を高める際には、教職経験年数の少ない教職員が教職経験の多い教職員等と連携するなど、人権教育の成果を継承できるよう工夫する。

2. 授業改善

【指示事項】

- (1) 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。¹

【指示事項の補足説明】

- ・児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」を参考に組織的・計画的な授業改善に留意すること。そのために、市教育委員会による、校内授業研究・研修への学校支援や専門研修等の内容を積極的かつ効果的に活用するなど、学校全体で、授業研究・研修の充実に留意すること。
- ・学習指導にあたっては、学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学びに向かう力・人間性等の涵養をはかる主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実のため、ICTを効果的に活用するなど、個に応じた指導の充実や指導体制の工夫及び、学習規律の確立について、学校全体で研究・研修の充実に努めるよう留意すること。

¹ 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p76
中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 p77

- ・学習指導要領の趣旨や内容等の十分な理解を図る研究・研修を実施し、その内容を校内での教科会や学年会等で周知・共有するとともに、教材研究や授業づくりに活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取組を、管理職の指導のもと、各主任が中心となり、組織的に進めるよう留意すること。

【支援事項】

- ・授業改善のための校内授業研究・研修及び公開授業・公開保育・研究協議会等を行う際は、スポットサポートとして、指導主事、教育推進プランナー等を講師として派遣する。

【取組例】

- 校園内研究・研修を実施する際は、授業改善等の指導のため、指導教諭及び授業の達人・授業マイスター等を活用することが考えられる。

3. 校園内研究・校園内研修

【指示事項】

- (1) 小・中学校の校内研究・校内研修は、各学校の課題や実態を踏まえ、学力向上推進担当者研修等の校内研修の内容を積極的に活用し、授業改善のための授業研究を中心に、組織的・計画的且つ、年間を通じて継続的に実施すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・校園内研究・研修を実施する際は、先進校や研究指定校園の研究成果を生かし、指導力の向上を目的とするよう留意すること。

4. 研修の受講

【指示事項】

- (1) 市教育委員会及び府教育庁が実施する研修について周知徹底し、教職員の資質・指導力を高めるため、積極的な受講の指導に努めること。²
- (2) 「研修等に関する記録」を活用して、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けることができるよう、校長は研修履歴を活用し対話に基づく受講奨励に努めること。³

【指示事項の補足説明】

- ・教職員が市教育委員会及び府教育庁実施の研修を受講する際は、教職員の研修受講状況を把握するとともに、研修の実施要項を確認させ、指示事項の補足説明や事前課題等に留意し、受講するよう留意すること。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「21.教職員の資質・能力の向上」p53

² 教育公務員特例法 第22条の4

³ 教育公務員特例法 第22条の6

・校外での研修を受講した教職員に、その内容を校園内研修等において実践・伝達させるなど、日常的なOJTを推進して、学校園全体の教育活動に還元するよう留意すること。

【取組例】

○市教育委員会及び府教育庁が実施する研修だけでなく、全国教員研修プラットフォーム「Plant」や教員生涯学習プラットフォーム「OZONE-EDU」の積極的かつ有効的な活用が考えられる。

基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

障害の有無にかかわらず、すべての児童・生徒が将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努め、その可能性を十分に引き出す効果的な指導・支援を行います。

また、保護者、支援学校等の関係機関と連携し、支援が必要なすべての幼児・児童・生徒について全教職員の共通理解のもと、学校園全体で支援教育の充実に取り組みます。

11. 支援教育について

1. 「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進

【指示事項】

- (1) 障害の有無にかかわらず、すべての児童・生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての児童・生徒がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努めること。¹
- (2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある幼児・児童・生徒及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図ること。²

【指示事項の補足説明】

- ・発達障害を含む障害のあるすべての幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実に図るとともに、児童・生徒一人一人の「適切な学びの場へ見直し・変更」を図り、自立に向けた効果的な指導・支援を行うよう留意すること。
- ・「ともに学び、ともに育つ」教育の実現をめざし、「基礎的環境整備の徹底」「合理的配慮等を含む適切な配慮の提供」、幼児・児童・生徒の特性に応じた指導・支援を行うよう留意すること。
- ・地域における共生社会の実現をめざし、校園内組織体制を整備して、すべての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進するよう留意すること。
- ・「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育を推進するよう留意すること。
- ・障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級や通級指導教室、支援学級という、連続性のある多様な学びの場の充実に図るとともに、個に応じた指導と集団における指導をバランスよく行い、障害のある児童・生徒の学びが充実するよう留意すること。

【取組例】

- すべての教職員が支援教育に関する理解を深め、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう障害のある児童・生徒の学びの充実のため、支援教育ポータルサイト「サポート・コンパス」を活用する。
- すべての児童・生徒「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実させるよう、計画作成や日々の指導までを一体でサポートし、支援教育の質的向上をトータルでサポートできる「LITALICO 教育ソフト」の計画作成ツール、教材、研修動画を積極的に活用する。
- 合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組むため、タブレット等のICT機器を有効活用する。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17

² 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第1章 第5条

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p18

1-1. 校内体制の充実

【指示事項】

(1) 障害のある幼児・児童・生徒の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・教室の中にある多様性を前提に、すべての教科等において個々の配慮を要する状況を把握した上で、困難さに対する指導の工夫の意図や方法を明確にした指導・支援となる基礎的環境整備の徹底を図るよう留意すること。
- ・合理的配慮の検討・決定にあたっては、幼児・児童・生徒の発達段階等を踏まえ、現在必要とされているものは何か、優先して提供する必要があるものは何か等について、学校園と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図るよう留意すること。
- ・支援教育に対する専門性を高め、障害のある幼児・児童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できる人材の育成を図るとともに、「手話でつむぐ住みよい街・枚方市手話言語条例」を踏まえ、手話への理解及びろう者への理解の促進に努めるよう留意すること。
- ・支援学校のセンター的機能に基づく相談・支援を積極的に活用して、校内支援体制の充実に努めるよう留意すること。

【取組例】

○どの学級にも多様な支援を必要とする児童・生徒が在籍していることを前提とした、校内支援委員会の役割を十分に果たせる校内体制を整える。

- 教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識の高揚に努めるとともに、障害の有無にかかわらず、支援教育の視点を踏まえた幼児・児童・生徒への理解を、すべての教職員に浸透するよう取組を進めるため、教職員研修等を活用する。
- 児童・生徒への丁寧なアセスメントを行い、より実態に応じた個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成に努めるため、教育支援ソフト等を活用する。
- 全ての教職員が支援教育に関する理解を深め、個別最適な学びの充実に努めるため、研修動画や教材例を用いる。
- 障害のある児童・生徒への理解を深め、全校的な支援体制を確立するため、障害のある幼児・児童・生徒に必要な支援は、すべての幼児・児童・生徒にとっても効果的な支援となる視点から、通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組む。

¹市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17.18

1-2. 交流及び共同学習の充実

【指示事項】

(1) 支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実、相互理解のさらなる推進に努めること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・交流及び共同学習の実施に当たっては、必要となる合理的配慮の検討、提供とあわせ、教育課程上の位置づけや児童・生徒の指導目標の明確化と適切な評価の実施、組織的な指導体制の構築等に留意すること。
- ・支援学校との交流及び共同学習について、より一層の充実を図るよう留意すること。

1-3. 障害のある児童・生徒の教育課程の充実

【指示事項】

- (1) 支援学級において実施する特別の教育課程には、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を編成すること。また、各保護者とも連携の上、各教科の目標や内容を下学年に替える等、当該児童・生徒の障害の状況に応じて適切な教育課程の編成に努めること。²
- (2) 支援学級における指導の内容及び指導時数については、当該児童・生徒の障害の状況に応じて一人一人の教育的ニーズに的確に応えるものとし、学校園と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図ること。³

【指示事項の補足説明】

- ・障害の状況に応じた適切な教育課程を計画的・系統的に編成し、計画に基づいて実施するよう留意すること。

【取組例】

- 特別の教育課程を編成する際には、児童・生徒の実態を的確に把握し、本人の実態に即すように、客観的根拠となる教育支援ソフト等を積極的に活用し、アセスメントを行うことが考えられる。
- 知的障害である児童・生徒に教育を行う際、障害の状況等を考慮し、各教科の目標や内容を下学年の目標や内容に替える、各教科を特別支援学校（知的障害）の各教科に替える等、当該児童・生徒の実態に応じた教育課程を編成し、きめ細やかな指導を工夫する必要がある。
- 特に必要がある時は、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて指導を行うことができる。
- 児童・生徒の資質・能力も育成に向けて、一人一人の特性や学習進度、学習達成度等に応じて、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供や設定を行う。

¹市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17

²市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17

³市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17

1-4. 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ

【指示事項】

(1) 支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童・生徒に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用に努めるよう留意すること。
- ・個別の教育支援計画を作成・活用する際、合理的配慮の内容を明記するなど、本人や保護者の参画のもと、校内で共有を図るとともに関係機関等との連携を促進するよう留意すること。また、効果的な活用のために、定期的に評価・点検・見直しを行い、内容の充実を図るよう留意すること。
- ・個別の指導計画を作成・活用する際、個別の教育支援計画との関連を図り、幼児・児童・生徒一人一人の障害の状況や心身の発達段階等に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細かな指導の工夫に努めるとともに、実施状況を適宜評価し、改善を図るよう留意すること。
- ・幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引継がれるよう、日頃から校種間における連携を深め、個別の教育支援計画の引継ぎが確実に行われるよう留意すること。

1-5. 通級指導教室の充実

【指示事項】

(1) 通級による指導については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努めるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室担当教員と通常の学級担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図ること。²

1-6. 保護者や関係機関との連携

【指示事項】

(1) 適切な支援を引き継いでいくことができるよう、幼稚園・保育所等、就学前施設及び医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障害の状況を把握し、就学前からの切れ目ない支援体制の構築に努めること。³

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p19

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p17・18

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p18

【指示事項の補足説明】

- ・障害のある幼児・児童・生徒の理解や適切な指導の推進のため、支援学校や関係機関との連携を図るよう留意すること。
- ・障害のある幼児・児童・生徒の進路について十分に情報提供し、進路を確保するよう留意すること。特に、障害のある生徒の進路については、高等学校や支援学校に加え、「高等学校における通級指導教室」「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分に伝わるよう、適切な説明や情報提供を行うよう留意すること。

1-7. 医療的ケア

【指示事項】

- (1) 医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒及び基礎疾患がある幼児・児童・生徒等、重症化リスクの高い幼児・児童・生徒に対しては、主治医、学校園医及び家庭との連絡をより一層進め、安全・安心に学校園生活を送れるように適切な対応に努めること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒への理解、緊急時の対応等について、研修等により理解を深めるよう留意すること。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「6.「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進」p19

基本方策5 幼児教育の充実

幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、自立心や協同性、道徳性などの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を実現するため、幼児一人一人の望ましい発達を育む創意工夫を生かした教育課程を編成し、より一層の幼児教育の充実をめざします。

また、幼児期（幼稚園・保育所（園）、認定こども園等）、児童期（小学校）の教育の円滑な接続・連携を図り、学びや発達の連続性を踏まえた取り組みを推進します。

12. 幼稚園教育について

1. 就学前教育の推進

【指示事項】

- (1) 幼稚園教育要領の趣旨や内容等を十分理解するとともに、その趣旨を踏まえ、創意工夫を生かした教育課程を編成すること。¹
- (2) 園内研修を計画的に実施し、教職員自らの資質向上や指導方法の工夫・改善を図るとともに、幼児教育の一層の充実を図ること。²
- (3) 幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保こ小連携担当者を中心に教員が連携し、合同研修会や授業参観等を実施するなどし、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の教育課程等を共有するなど相互理解を深め、校区で作成した 架け橋期のカリキュラム表を 活用しながら、小学校教育との円滑な接続を図ること。³
- (4) 私立幼稚園・保育所（園）、認定こども園、小中学校との連携や交流を積極的に推進し、特に小学校教育との一層の円滑な接続を図ること。⁴
- (5) 支援が必要な幼児や保護者に対して専門機関と連携しながら支援教育の充実を図ること。⁵

【指示事項の補足説明】

- ・幼児期の教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うよう留意すること。
- ・幼保こ小連携において、地域でめざす子ども像や育まれる資質・能力の共通理解等、異なる施設類型や校種間で教職員同士の交流活動の充実や連携体制の構築をさらに推進するよう留意すること。
- ・家庭や地域社会と十分に連携を図りながら、親と子の育ちの場としての園開放や幼児教育教室、また子育て相談等の取組を推進し、取組内容を広く発信していくよう留意すること。
- ・教育や保育についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう留意すること。

【取組例】

- ・障害のある幼児について、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援の充実を図るため、適切な合理的配慮を提供することに加え、巡回相談等を有効活用する。

¹ 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」(文部科学省)

² 幼稚園教育要領(平成29年告示)解説 p43

³ 幼稚園教育要領(平成29年告示)解説 p69

幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業委託要項(令和4年2月および令和5年2月文部科学省)

⁴ 小学校学習指導要領(平成29年告示)総則 p26

⁵ 小学校学習指導要領(平成29年告示)総則 p24

基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進

幼児・児童・生徒が未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成することをめざし、幼児・児童・生徒に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組みます。

また、幼児・児童・生徒が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みの構築やコミュニティ・スクール等、学校園運営に地域住民や保護者が参画する体制のさらなる充実を図ります。

13. 学校園・家庭・地域の連携について

1. 社会に開かれた教育課程

【指示事項】

- (1) 幼児・児童・生徒に必要な資質・能力とは何かを保護者や地域住民等と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組むこと。¹
- (2) 各学校園の教育計画（特に学校運営に係る経営方針及び重点目標）や学校園の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校ブログ等に掲載し、地域や保護者に対して、積極的に学校園の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図ること。²

【指示事項の補足説明】

- ・ 地域人材等の積極的な活用に努めながら、市学校園活性化推進校園事業等に取り組み、特色ある教育、特色ある学校園づくりを推進するよう留意すること。

【取組例】

- 保護者や地域の人が学校園における教育活動や様々な活動に参加してくれる環境づくりにつなげるために、学校支援ボランティアの仕組みを利用して、学校園独自の地域人材バンクの整備を行う。
- 地域の課題に取り組んでいる NPO 法人や企業等と連携し、体験を通じての学びにつなげるために、HIRAKATA EduAction～学校応援団ポータルサイト～及び¹「枚方市外部人材登録者集」の活用を図る。

1-1. 地域とともにある学校づくり

【指示事項】

- (1) 保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色のある教育活動を展開するため、学校運営協議会委員や学校評議員等に適切かつ多様な委員の人選や当事者意識を高める工夫を行い、学校運営協議会等既存組織の活性化に努め、「地域とともにある学校づくり」をより一層推進すること。³

¹ 小学校学習指導要領（平成29年告示）前文 p15 中学校学習指導要領（平成29年告示）前文 p17

² 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日中央教育審議会）

³ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日中央教育審議会）

(2) 保護者や地域住民等との信頼関係を築きながら、学校の組織としての在り方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校」としての機能を果たせるようにすること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった幼児・児童・生徒の安全確保の取組を推進するよう留意すること。
- ・「地域とともにある学校」の観点から、教育活動を地域・保護者に広く公開するため、例えば土曜参観を実施する等、適切な参観日を設定するよう留意すること。（土曜参観の実施については、学校裁量とする。）
- ・児童・生徒が地域行事に主体的に参加する仕組みを構築するよう留意すること。
- ・コミュニティ・スクール担当教職員が、学校運営協議会委員と教職員をつなぎ、地域と学校が協働した活動を推進するよう留意すること。
- ・中学校区単位の教育コミュニティづくりの推進組織である地域教育協議会（すこやかネット）には学校園が連携、協力するよう留意すること。
- ・PTAや地域諸団体の活動における、ペーパーレスな情報発信など、学校園が連携、推進するよう留意すること。
- ・各中学校区において、義務教育9年間を見通した「家庭学習の手引き」の作成・配付及び活用の啓発や「家庭への7つのお願い」の推進など、家庭教育の重要性について積極的に発信するよう留意すること。

【取組例】

- 小学校における学校運営協議会委員や幼稚園、中学校における学校評議員等、地域とともにある組織の活性化につなげるために、委員の意見を学校運営に反映させるにあたって、委員による教育活動・授業の参観や、教職員等との対話・意見交換の機会を設ける。
- 各家庭をはじめPTAや地域諸団体と連携を深める学校園体制づくりにつなげるために、教職員が、積極的にPTAや地域の諸活動に協力し、交流する。
- 学校園と保護者との連絡体制の充実につなげるために、ICT等を活用した双方向の連絡手段を活用する。
- 地域行事に主体的に参加する仕組みづくりにつなげるために、中学校においては、部活動休養日等を計画的に活用する。

¹ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日中央教育審議会）

基本方策7 学びのセーフティネットの構築

幼児・児童・生徒が安全で安心して学べる環境づくりに努めます。安全な学校園環境を保持するため、定期的な安全点検及び危機管理マニュアルの見直し等を行い、危機管理体制の確立を図ります。いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、学校園において誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。

また、不登校やひきこもり、児童虐待、幼児・児童・生徒の貧困等、支援を必要とする幼児・児童・生徒にかかわる様々な事象に対して、未然防止や早期対応ができるよう、情報の共有化を適切に進めるとともに、関係部署、関係機関、地域とともに総合的な取組を進めていきます。

14. 安全について

1. 学校園の安全確保に向けた組織体制の構築

【指示事項】

- (1) 安全な学校園環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努めること。¹
- (2) 学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を実施するなど、常にその改善に努めること。²

【指示事項の補足説明】

- ・学校安全活動について、学校安全の推進体制の整備の充実に努めるよう留意すること。
- ・学校安全計画については、必要に応じて見直し、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点を踏まえた具体的な実施計画とするよう留意すること。
- ・学校安全活動については、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にするよう留意すること。
- ・送迎バスにおける置き去り事象が生起していることを踏まえ、校外学習等でバス等を利用する際にも、安全管理の徹底に十分留意すること。

1-1. 危機管理体制の確立

【指示事項】

- (1) 実効性のある危機管理マニュアルとなるよう点検・見直しを行い、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底し、災害に備えた危機管理体制を確立すること。³

【指示事項の補足説明】

- ・事件や事故等発生の場合は、夜間・休日も含め適切な初期対応を行うとともに、速やかに報告するよう留意すること。
- ・不審者情報等の緊急情報を保護者にメールで配信するシステムを有効活用するよう留意すること。
- ・学校施設が第1次避難所・第2次避難所であることを踏まえ、幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認等に支障をきたすことのないよう、地域住民や枚方市の関係部局等と連携するよう留意すること。
- ・ハザードマップや近隣の避難場所などの情報を収集して、万一の場合の幼児・児童・生徒の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するよう留意すること。

¹ 学校保健安全法第28条
学校保健安全法施行規則 第28条 及び 第29条

² 学校保健安全法 第27条
市町村教育委員会に対する指導・助言事項「27. 防災教育の充実と安全・安心な教育環境の確保」p66,67

³ 学校保健安全法 第29条

- ・「避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化」対象の学校園においては、避難確保計画を作成し、防災情報の共有等の避難訓練を実施するなど、洪水や土砂災害時における安全確保に留意すること。

【支援事項】

- ・危機管理マニュアルの点検・見直しのため、文部科学省『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』等を提供する。

1-2. 安全教育の推進

【指示事項】

- (1) 幼児・児童・生徒の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図ること。¹
- (2) 各学校園の実情に応じた防犯教育及び防災教育の充実に努めること。²

【指示事項の補足説明】

- ・幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成に努めるよう留意すること。
- ・関係機関や地域と連携した実践的な訓練及び活動となるよう留意すること。

【取組例】

- 交通安全教育の取組を効果的に推進するため、幼児・児童・生徒が被害者にも加害者にもなることのないよう、交通安全教室や自転車交通安全教室等を活用する。
- 文部科学省「学校安全ポータルサイト」等を有効活用する。
- 小学校においては、「救急入門コースジュニア」を実施する。
中学校においては、「救急入門コース」「普通救命講習」を実施する。
- 効果的な取組とするため、9月の大阪府による「大阪 880 万人訓練」に合わせた防災教育を実施する。
- 幼児・児童・生徒が適切な行動がとれる指導とするため、文部科学省「Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動(例)」を活用する。
- 体験的な取組とするため、警察署による「誘拐防止教室」を実施する。
- 校区安全マップや児童一人一人の安全マップの作製等を実施する。
- 大阪北部地震を教訓に、6月18日を中心に、講話やデスカッションを行う。
- 6月の「子どもの安全確保推進月間」、6月8日「学校の安全確保・安全管理の日」、7月1日「国民安全の日」等に合わせ安全教育の取組をする。
- 警察署と連携した、児童・生徒参加型の防犯訓練を実施する。
- 地域と連携した実践的な訓練及び活動として、「防災キャンプ」事業に参加する。

¹ 第3次学校安全の推進に関する計画(令和4年3月25日 文部科学省)

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「27. 防災教育の充実と安全・安心な教育環境の確保」p67

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「27. 防災教育の充実と安全・安心な教育環境の確保」p67

1-3. 登下校の安全確保及び交通安全の推進

【指示事項】

(1) 保護者、地域、関係機関と連携しながら、登下校時の安全確保等、一層の交通安全の推進に努めること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・保護者に対し、家庭における安全意識の向上を積極的に呼びかけるなど、効果的な啓発を行うよう留意すること。
- ・登下校時の安全確保については、「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえ、保護者や地域、警察、枚方市の関係部局等と連携し、きめ細やかな対応を行うよう留意すること。
- ・小学校においては、通学路の点検を行うなど、集団登校時の安全指導に取り組むよう留意すること。
- ・保護者に対し、大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例で、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられていることを周知するとともに、PTA 等と連携するなど、すべての幼児・児童・生徒の保険加入を促進するよう留意すること。

¹ 学校保健安全法 第3条 及び 第30条

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「27. 防災教育の充実と安全・安心な教育環境の確保」p66

15. 生徒指導について

1. 校内生徒指導体制の確立

【指示事項】

- (1) 日ごろから子どもの状況を把握し、ささいな変化を組織として見逃さない体制をつくること。¹
- (2) 校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては生徒指導主担者が全校指導体制を構築する中心的役割を担うこと。中学校においては生徒指導主事が中心となり、問題等への組織的対応の要の役割を果たすこと。²

【指示事項の補足説明】

- ・生徒指導主担者においては、生徒指導業務を円滑に行えるよう、配置及び授業時間数等に配慮するよう留意すること。
- ・生徒指導主事においては、学校の生徒指導全般にわたる業務の企画・立案・処理に努め、管理職や関係諸機関との連絡調整を図るよう留意すること。
- ・いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、適切に記録し、組織的な対応を行うとともに、市教育委員会に報告するよう留意すること。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家と積極的に連携し、子どものアセスメントを深めるよう留意すること。
- ・事案等への対応においては、事実関係を正確に把握した上で、ケース会議を実施するなど方針を決定し、組織的な対応を行うよう留意すること。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家との協働による家庭・地域への働きかけや、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努めるよう留意すること。

【支援事項】

- ・校内生徒指導体制の強化を図るため、気持ちの視覚化においては、「ぼーち」を円滑に活用できる環境を整える。

【取組例】

- 1人1台端末を活用し、気持ちの視覚化等を通じ、日ごろからすべての児童・生徒に対しスクリーニングを実施することが考えられる。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p26

² 生徒指導提要p27、72

1-1. 組織的な取組の推進

【指示事項】

(1) 児童・生徒の自己指導能力を育成するため、すべての児童・生徒への発達支持的生徒指導を推進すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・発達支持的生徒指導を推進するにあたっては、生徒指導提要にある「生徒指導の実践上の視点」に留意し、授業や学校行事等、多様な教育活動を通して行うよう留意すること。
- ・枚方市小・中学校生徒指導連絡会等を活用するなど、9年間を見通して、小学校間・中学校間及び小中学校間において連携を図り、情報の共有と指導の充実に努めるよう留意すること。

【支援事項】

- ・早期の指導や被害の拡大防止等の対応のため、「レベルに応じた問題行動（非行）への対応チャート（枚方市版）」及び「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を提供する。
- ・校内研修を一層充実させ、教職員の幼児・児童・生徒理解と指導力の向上を図るため、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編・いじめ防止編）」等を提供する

1-2. 教育相談体制の充実

【指示事項】

(1) 心の教室相談員、スクールカウンセラー、地域の人材等を活用し、子どもへの教育相談体制を充実させること。²

【指示事項の補足説明】

- ・教育相談はスクールカウンセラーなどの専門家だけでなく、コーディネートをはじめ校内組織で行うよう留意すること。
- ・SNS や電話等で相談できる相談窓口を周知するなどし、児童・生徒の援助希求能力を高める為の一助とするよう留意すること。また、教職員が児童・生徒の SOS を受け止める能力を高める取組を実施するよう留意すること。

【支援事項】

- ・児童・生徒の教育相談体制を推進するため、「ぼーち」を活用する。
- ・相談窓口の設置体制を整備するため、「子どもの笑顔守るコール」等を活用する。

¹ 生徒指導提要p20

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p26

² 生徒指導提要p80

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p26、「10. 子どもたちの生命・身体を守る体制づくり」p29、「17. 子どもたちの安全・安心を支えるための多職種連携」p45

- ・教育相談体制の充実のため、教育文化センターにおける教育相談事業を活用する。
- ・児童・生徒の援助希求能力を高める取組や教職員が児童・生徒の SOS を受け止める取組を実施するにあたっては、スクールカウンセラーを活用する。

2. 不登校児童・生徒への支援

【指示事項】

- (1) 不登校児童・生徒への対応にあたっては、不登校未然防止の観点から、日頃より学校・家庭・地域等が連携することの意義について広く周知するため、学校における不登校児童・生徒への対応方針を学校ブログに掲載するなどし、すべての児童・生徒が安心して過ごせるよう、魅力ある学校づくりを推進すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・不登校児童・生徒への対応方針については、「5つのレベルに応じた不登校対応例」を参考にするよう留意すること。
- ・欠席しがちになる等の兆候を把握した場合は、機を逸することなく適切な対応を図るよう留意すること。
- ・不登校児童・生徒への対応にあたっては、児童・生徒のアセスメントを丁寧に行い、教育機会の確保を図るよう留意すること。また、児童・生徒のアセスメントにあたっては、校内ケース会議等において養護教諭や支援教育コーディネーターなど多角的な視点から児童・生徒の状況を十分に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる支援体制を整えるよう留意すること。
- ・不登校が長期化している児童・生徒については状況把握に努め、定期的な安全確認を行うよう留意すること。
- ・欠席が長期化する場合は、定期的に安全確認するとともに、虐待が疑われる場合は速やかに通告し、関係機関と連携を図るよう留意すること。
- ・要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして登録されている児童・生徒については、理由に関わらず、休業日を除き、引き続き7日欠席した場合は、速やかに関係機関に情報提供または通告を行うよう留意すること。
- ・児童・生徒を対象にスクリーニングを実施する等、児童・生徒の些細な変化を教職員で共有できるよう取組を進めるとともに、不登校または不登校の兆しのある児童・生徒に対し、機を逃さず家庭訪問を行ったり、ICT機器を活用するなど、児童・生徒とつながるよう、きめ細やかで適切な対応を図るよう留意すること。
- ・魅力ある学校づくりの推進にあたっては、「分かりやすい授業の工夫」など日々の授業や特別活動に着目した取組を進めるよう留意すること。

¹ 教育大綱

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(平成元年10月25日 文部科学省)

「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～(通知)」(令和4年6月10日 文部科学省)

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(通知)」(令和5年3月31日 文部科学省)

「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等について(通知)」(令和5年10月17日 文部科学省)

- ・欠席の期間が長くなるにつれて、学校を休む理由が変わる可能性があることから、早期支援を行うよう留意すること。
- ・不登校児童・生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があることに留意すること。
- ・個々の不登校の状態等に応じて、教育支援センターやフリースクール等の民間団体等と連携しながら、児童・生徒にあった支援につなげること。また、これらの機関や自宅等での学習の評価を適切に行うこと。その際、在籍する学校の教育課程上、適切と判断できる学習内容とすることや、保護者との十分な協力関係を保つこと、不登校児童・生徒本人との関わりを継続することを指導すること。

【支援事項】

- ・『学校不登校対応方針』のほか、『子どもの居場所サポートガイド～不登校支援ガイド～』、『不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン』『不登校児童・生徒の「指導要録上出席扱い」に係るガイドライン』、『5つのレベルに応じた不登校対応例』を提供する。
- ・教育支援ルーム指導員の全校配置、教育支援センターからの情報発信や交流会の実施により、各校の校内教育支援ルームの充実をサポートする。

2-1. 家庭・関係機関との連携

【指示事項】

- (1) 1学期中のできるだけ早くに、家庭と繋がる取組を各学校の実態・実情に即して実施すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・家庭と繋がる取組については、家庭訪問や1人1台端末等のICTを活用し、保護者と対面で面談するなど信頼関係の構築に努めるとともに、家庭訪問をしない場合、児童・生徒の住所を確認し、校区の状況把握として、実際に校区をめぐると留意すること。
- ・日頃から各家庭をはじめ、PTAや地域諸団体との双方向の情報交流を行うよう留意すること。

【取組例】

- 少年非行等の防止のため、少年サポートセンター等が実施する「非行防止教室」を開催することが考えられる。

3. 体罰根絶の取組

【指示事項】

- (1) 体罰の根絶については、正しい幼児・児童・生徒理解と信頼関係に基づく指導を行うこと。²

【指示事項の補足説明】

- ・教職員による体罰が疑われるような指導については、速やかに市教育委員会に報告するよう留意すること。
- ・体罰を許さない指導体制を確立し、子どもを真に大切にせる教育活動を展開するよう留意すること。

【支援事項】

- ・教職員全体の共通認識を深めるよう「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」等を積極的に活用する。

¹ 生徒指導提要p31、107

² 生徒指導提要p103

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「24. 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み」p59

4. 携帯電話等への対応

【指示事項】

- (1) 携帯電話等の取り扱いについては、その有用性・危険性を理解させるとともに、自ら対処できる力を育成すること。¹
- (2) ネット上の犯罪から児童・生徒を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関等と連携し対応すること。²

【指示事項の補足説明】

- ・学校での携帯電話等の取り扱いについては、「枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」に基づき、教育活動に支障が出ないように留意すること。
- ・携帯電話等でのSNSや無料通話アプリ等を介したネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発するよう留意すること。

5. 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実

【指示事項】

- (1) 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。³

【取組例】

- 学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させ、決して使用することのないよう指導することが考えられる。

6. 校則について

【指示事項】

- (1) 校則の内容は児童・生徒の人権に配慮した内容となっているか等を確認・見直しをすること。⁴

【指示事項の補足説明】

- ・児童・生徒の実情や社会の状況を踏まえ、内容検討に児童・生徒を参画させるなど適切に見直すよう留意すること。

¹ 生徒指導提要p240

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p28

² 生徒指導提要p240

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p28

³ 生徒指導提要p167

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「12. 健康教育・安全教育の充実」p34

⁴ 生徒指導提要p101

16. いじめについて

1. いじめの未然防止

【指示事項】

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校ブログ等を活用することで、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・早期解消に努めること。また、毎年度、「学校いじめ防止基本方針」が実効性の高いものとなっているか見直しを図ること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・感染症の感染者や障害のある児童・生徒、外国にルーツのある児童・生徒、性的マイノリティ等に係る児童・生徒等に対して、いじめが行われることがないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう留意すること。
- ・児童・生徒会活動等の自主的な活動を支援し、すべての児童・生徒が自他共に認め合える人権感覚を日頃より醸成することで、いじめに向かわない集団づくりを推進するよう留意すること。
- ・いじめ（インターネット・SNS を含む）については、研修等により教職員が正しい理解を深め、年度当初に児童・生徒や保護者に説明するとともに、啓発に努めるよう留意すること。

2. いじめの早期発見

【指示事項】

- (1) 生起したいじめに対しては、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め解決を図ること。²

【指示事項の補足説明】

- ・児童・生徒の生命身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、枚方警察署または交野警察署に通報し、援助を求めるとともに、直ちに市教育委員会に報告するよう留意すること。
- ・いじめを早期に発見し、積極的に認知するために、アンケート調査を学期に1回以上実施し、個人面談等による実態把握に努めるよう留意すること。
- ・児童・生徒から事情を聴き取るときは、いじめの事実の有無を確認し、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるよう留意すること。

¹ 教育大綱

市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p27

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「9. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進」p27

- ・児童・生徒や保護者に対して、学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動が認識されるような取組を積極的に行うよう留意すること。

3. いじめの対応

【指示事項】

- (1) 児童・生徒及びその保護者からいじめについて相談があった場合は、真摯に向き合い児童・生徒及びその保護者に寄り添い、傾聴すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・学校に設置の学校いじめ防止対策委員会が実効的な機能を果たすために、教職員間での情報共有が可能になるように、アセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の「可視化（見える化）」を図るよう留意すること。

¹ 「いじめ防止基本方針の策定について（通知）」（平成25年10月11日 文部科学省）

基本方策8 学びを支える教育環境の充実

学校園施設の更新や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境の整備を推進します。特に、市教育委員会と学校とが、一体となって学校運営を進めていくため、ICT等を活用したより効率的な情報共有や連絡体制の確立をめざします。

17. 教育環境の活用について

1. 教育環境

【指示事項】

- (1) ICTを学校園運営等に効果的に活用できるよう客観的数値をもとに取組を進めること。¹
- (2) 様々な理由で学校に登校できない児童・生徒の学びを止めないために、ICTを効果的に活用した取り組みを積極的に行うこと。²
- (3) 1人1台端末の活用にあたっては、「いつでも・どこでも・つながる」セルラー通信の利点を十分に活用し、屋外（運動場や校庭等）や校外学習等で、児童・生徒がクラウドを活用して他者参照や共同編集により、深い学びにつながる取組を行うこと。
- (4) ICTを使用して、個人情報や情報資産を適切に取り扱うにあたっては、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿った情報リテラシーを身に付け、活用すること。³

【指示事項の補足説明】

- ・学校園施設の日常的な管理を行うとともに、幼児・児童・生徒の「自分たちの学校園を大切に使おう」という気持ちを育てることに留意すること。
- ・学校園施設の維持改善や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境の整備を進め、令和2年3月に策定した「枚方市学校整備計画」に基づき、計画的に整備が進む学校園施設を日常保全により健全に維持するよう留意すること。
- ・ICTの活用にあたっては、全国学力・学習状況調査質問紙をはじめ、教育の情報化に関連する各種調査等の自校の数値をもとに、改善を図るよう留意すること。
- ・授業や家庭学習において、セルラー通信の利点を十分に活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一層の充実を実現するため、児童・生徒が1人1台端末を文房具として積極的に活用したり、校務にICTを積極的に活用したりするなど、教育の情報化を推進するよう留意すること。
- ・個人情報を取得する際は、その必要性、妥当性及び取得方法を十分に検討し、利用目的の通知等について適切に行うこと。また、情報セキュリティや個人情報の取り扱いに留意すること。
- ・ICTを活用したより効率的な情報共有や連絡体制の確立をめざし、教職員が児童・生徒と向き合う時間をより多く確保できるよう、校務負担の軽減と効果的・効率的な学校運営に取り組むように留意すること。

¹ 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）

枚方市立学校情報セキュリティポリシー

学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル

² 令和3年2月19日通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」

³ 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和6年1月）

・様々な理由で学校に登校できない児童・生徒に対して、「つながり続ける」、「学びを止めない」という観点で、児童・生徒や保護者としてしっかりと対話した上で、1人1台端末等を効果的に活用して必要な支援を行うよう留意すること。その際、双方向オンラインによる健康観察や学習状況の確認を行い、児童・生徒が安心して学びに向かい、自ら学べる力を養うよう留意すること。

2. 学校園施設、設備の維持管理

【指示事項】

(1) 学校園施設については、適切に管理、使用すること。¹

【指示事項の補足説明】

- ・学校園施設の維持保全及び、トイレのドライ化、ユニバーサル化などの計画的な整備が進められるが、日常の維持管理についても、施設の機能や性能を良好な状態に維持すべく適切に行い、幼児・児童・生徒の「大切にしよう」という気持ちを育てるように留意すること。
- ・施設の状況を日常的に点検し、異常箇所や危険箇所等の早期発見に努め、工事や修繕を要する状況であれば、必要に応じて工事の要望等を行うことに留意すること。
- ・校舎及び園舎屋上については、落葉などによる排水溝の堆積が雨水の排水に支障を及ぼし雨漏り発生の一要因となる。適切な維持管理により施工による防水効果が維持されるため、定期的な点検及び清掃を行うよう留意すること。
- ・空調設備については、空調の日常使用において必要以上に長時間使用しないことに留意すること。また、空調利用時に換気をするため設備への負荷が大きくなるため、換気設備を設置している教室等においては、主に換気設備を利用し、窓を開放する自然換気は必要最小限とするなど留意すること。必要に応じて工事の要望等を行うことに留意すること。

・教室の運用にあたっては、「教室の活用基準」の主旨を踏まえて対応を行うよう留意すること。

3. 校内体制の確立



【指示事項】

(1) ICTを活用することで、通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的な学校運営等に向けての見直しや、教職員の働き方改革への取組を推進すること。²

¹ 学校保健安全法施行規則 第28条、29条

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項「20, 働き方改革」p. 51

4. ICT機器の管理・運用

【指示事項】

(1) ICT 機器の管理、運用については、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿って適切に行うこと。¹

【指示事項の補足説明】

・ICT 機器の管理、運用について、校内情報セキュリティ責任者の責任の下、校内情報セキュリティ管理者や校内情報セキュリティ担当者などが中心となり、ICT支援員と協力して組織的に進めるよう留意すること。

¹ 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）
枚方市立学校情報セキュリティポリシー
学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル

基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実

読書が果たす重要な役割を踏まえ、公立図書館との連携や学校司書の専門性を生かすなど、学校図書館機能の充実を図ることにより、児童・生徒の読書活動を推進します。

また、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことや読書活動の推進により、児童・生徒の発達段階に応じた言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力といった学習の基盤となる資質・能力を育成します。

18. 学校図書館機能の充実について

1. 学校図書館運営方針および年間計画策定

【指示事項】

- (1) 豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって、言語能力や情報活用能力等を育成するため、各学校において学校図書館運営方針及び年間計画を策定すること。¹
- (2) 策定した学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科等横断的・探究的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組むこと。²

【指示事項の補足説明】

- ・児童・生徒の情報活用能力の向上、読書習慣の確立をめざし、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能の向上及び充実を図るよう留意すること。
- ・学校図書館を活用した学習を進める際には、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を参考に、小中学校9年間を見据えた体系的な指導に努めるよう留意すること。

【取組例】

- 学校図書館運営方針及び年間計画に基づき、各教科等の学習において活用しやすい学校図書館の環境を整える。また、授業で役立つ資料の提供を積極的に行うとともに、児童・生徒の作品等を展示する。また、公立図書館と連携を図り、団体貸出等のサービスも積極的に活用する。
- 学校図書館を活用した学習については、「学校図書館を充実・活用するためのモデル校」の実践事例等も参考にする。

¹ 「学校図書館の整備充実について(通知)」(平成28年11月29日 文部科学省)

別添1「学校図書館ガイドライン」(2)学校図書館の運営 (4)学校図書館に携わる教職員等

² 市町村教育委員会に対する指導・助言事項

「3. 確かな学力をはぐくむ読書活動の充実」p12 「8. 感性を豊かにする読書活動の推進」p24

2. 読書活動推進と環境整備

【指示事項】

- (1) 児童・生徒が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるように読書に対する興味・関心を高める工夫を行うこと。¹
- (2) 各学年の学習計画や児童・生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校全体で学校図書館の環境整備を行うこと。²
- (3) 文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて児童・生徒が選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫をすること。また、新聞については、小学校 2 紙、中学校 3 紙分の整備を行うこと。³

【指示事項の補足説明】

- ・枚方市立図書館と連携しながら「第 4 次枚方市子ども読書活動推進計画」を踏まえた取組を推進するよう留意すること。
- ・学校図書館の蔵書については、学校図書館システムの蔵書データベースを使い、適切な蔵書管理に努めるよう留意すること。

【取組例】

- 「えほんのひろば」を開催する等、枚方市立図書館やボランティアとの連携を促進するとともに、府立中央図書館ホームページの「学校支援のページ」を活用して、学校での読書環境づくりを推進する。
- 朝の読書タイムや並行読書、ブックトークやビブリオバトル等を通じて、読書への興味・関心を高める工夫をするとともに、児童・生徒が本を読みたくなるような読書環境を計画的に整備し、配架の仕方や読書スペースの工夫をする。また、学校図書館以外にも、教室や廊下等に本を配置するなど、児童・生徒が本に触れる機会を増やす。
- ICT を活用した多様な読書活動として、「ひらかた電子図書館」の利用を促進する。

¹ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項

「3. 確かな学力をはぐくむ読書活動の充実」p12 「8. 感性を豊かにする読書活動の推進」p24

² 「学校図書館の整備充実について(通知)」(平成 28 年 11 月 29 日 文部科学省)

別添 1 「学校図書館ガイドライン」(3) 学校図書館の利活用 (5) 学校図書館における図書館資料

³ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項

「3. 確かな学力をはぐくむ読書活動の充実」p12 「8. 感性を豊かにする読書活動の推進」p24

「第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」(令和 4 年 1 月 24 日 文部科学省)

基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

幼児・児童・生徒が、生涯にわたって人生を豊かにする多様な学習機会を提供していくために、地域等との連携により社会と関わる機会や文化・スポーツなどの体験活動を充実させることをめざします。また、すべての児童を対象とした放課後の安全な居場所づくりをおこなうとともに、放課後の時間を通じて、児童が自主性や社会性、創造性といった生きる力を育み、可能性を広げる取組に対し理解し、連携、協力を図ります。

19. 社会教育と学校教育の連携について

1. 文化・芸術・スポーツ等の体験活動の充実

【指示事項】

- (1) 土曜日等に児童の文化・スポーツなどの体験活動に取り組まれる「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体への協力を図ること。¹
- (2) 学校園施設の開放については、積極的に推進すること。²

【取組例】

- 直接体験の機会を確保するため、枚方市野外活動センターや旧田中家鋳物民俗資料館等の施設を有効活用することが考えられる。
- 児童・生徒の郷土への歴史の理解を深めるため、特別史跡百済寺跡等の市内の貴重な歴史文化遺産等を生かすことが考えられる。
- 地域や事業者等の協力を得ながら、ボランティア活動や職業体験等の社会体験を積極的に取り入れ、その実践的態度を育成することが考えられる。

¹ 社会教育法第5条第13号

² 「放課後放課後児童対策パッケージについて(通知)」(令和5年12月25日 こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長)

20. 児童の放課後対策について

1. 放課後の安全な居場所づくりと保護者が安心して就労できる環境の整備

【指示事項】

- (1) 放課後の時間を通じて、児童が自主性や社会性、創造性といった生きる力を育み、可能性を広げるための取組を推進すること。¹
- (2) 留守家庭児童会室をはじめとする放課後事業と連携し、児童の居場所を確保については、「教室の活用基準」の主旨を踏まえ対応すること。²
- (3) 児童の健全育成や安全確保の観点から、情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制を構築すること。³
- (4) 総合型放課後事業は児童の非認知能力の育成に資する事業であり、学校教職員は、本取組の趣旨等を理解し、連携・協力すること。⁴
- (5) 児童の見守り機能を強化すること。⁵

【指示事項の補足説明】

- ・総合型放課後事業は、教育委員会が主体となって運営する事業であるが、活動場所の確保や児童の安全管理の上では、学校の理解と留守家庭児童会室との連携・協力は不可欠であることから、よりよい関係づくりを心がけ、しっかり連携を行うよう配慮すること。
- ・児童の様子の変化など気付いたことや気になることは留守家庭児童会室と適宜情報交換を行い、児童の環境の変化を見逃さないよう配慮すること。
- ・児童の非認知能力（「人と関わるチカラ」・「気持ちをコントロールするチカラ」・「目標に向かってがんばるチカラ」）の育成を目指し、協力体制の維持に留意すること。

¹ 児童福祉法 第1条、第2条、第3条、第6条、第21条、第34条、第56条 社会教育法第5条第13号
こども基本法 第3条、子どもの貧困対策の推進に関する法律 第2条、第3条 子ども・子育て支援法第59条
枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
「放課後放課後児童対策パッケージについて（通知）」（令和5年12月25日 こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）

² 「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について（通知）」（令和5年8月31日
こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）

³ 「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について（通知）」（令和5年8月31日
こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）

⁴ 児童福祉法 第1条、第2条、第3条、第6条、第21条、第34条、第56条
こども基本法 第3条、子ども、子どもの貧困対策の推進に関する法律 第2条、第3条
子ども・子育て支援法第59条、社会教育法第5条第13号 放課後児童クラブ運営指針
枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

⁵ 枚方市子どもを守る条例、枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

・活動場所の拡大として、学校施設の有効活用を図り、図書室や体育館等の利用など積極的に行うよう留意すること。

【取組例】

- 総合型放課後事業の実施を促進するため、余裕教室の活用を進めるとともに、特別教室や体育館、校庭等のスペースを、放課後等の時間帯や長期休業等の期間に活用できるよう利用調整を行うとともに、児童の様子や下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時に対応できるよう迅速な情報交換・共有を行う。
- 児童の様子の変化や気になることを学校と総合型放課後事業実施者が適宜情報共有を行い、いじめや虐待に関する早期発見と重大事態防止につなげる。
- 児童が放課後に安全で安心して過ごせる居場所ができることで、これまで学校が対応せざるを得なかった学校外で起こった児童の対応等が軽減され、教員が研修や授業の準備等に集中することができるなど、教員のゆとりにつなげる。

各種の参考資料

基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実

- ・「進路指導のための資料」(毎年度)
- ・「進路選択に向けて」(多言語版、毎年度)文部科学省
- ・大阪府公立高等学校支援学校検索ナビ「咲くナビ」
- ・「BASE in OSAKA」(令和6年4月予定)
- ・「奨学金等指導資料」(令和6年4月更新予定)
- ・「大阪府の高等学校等の授業料無償化制度について」(令和5年9月)
- ・「大阪版CAN-DOリスト」(令和5年3月)
- ・「STEPS in OSAKA」(令和5年3月)
- ・「英語教育・日本人の対外発信力の改善に向けて(アクションプラン)」(令和4年8月)文部科学省
- ・「自立活動ハンドブック(中学校版)」(令和4年3月)
- ・「学習者用デジタル教科書実践事例集」(令和4年3月)文部科学省(解説動画あり)
- ・「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(中学校編)」(令和4年3月)
文部科学省
- ・「大阪の児童生徒が1人1台端末を活用した実践事例紹介WEBサイト」(令和4年2月)
- ・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(令和4年1月)文部科学省
- ・「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」
(令和3年3月)文部科学省
- ・「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」
(令和3年3月)文部科学省
- ・「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(小学校編)」(令和3年3月)
文部科学省
- ・「教職員の評価・育成システム 手引き」(令和3年3月改定)
- ・「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和3年2月)
文部科学省
- ・「『令和の日本型教育』の構築を目指して」(令和3年1月)文部科学省
- ・「大阪の児童生徒が1人1台タブレットPC 端末等を活用した実践事例」(令和3年～)
- ・「各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料」(令和2年9月)文部科学省
- ・「外国語の指導におけるICTの活用について」(令和2年9月)(解説動画あり)文部科学省
- ・「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」(令和2年9月)
- ・「GIGAスクール構想の実現へ(リーフレット)」(令和2年7月)文部科学省
- ・「教育の情報化に関する手引(追補版)」(令和2年6月)文部科学省
- ・「高等学校等卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取扱いの変更について」
(令和2年3月)文部科学省
- ・「授業アンケートの手引き ～『教職員の評価・育成システム』で活用するために～」(令和2年3月)
- ・「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(令和2年3月)文部科学省
- ・「小学校プログラミング教育の手引(第三版)」(令和2年2月)文部科学省
- ・「小学校における『プログラミング教育』」(令和2年1月)

- ・「大阪府版キャリア・パスポート」(令和2年1月)
- ・「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア教育の充実に向けてーキャリア・パスポートの活用ー」(令和2年1月)
- ・「中学校外国語教材『Bridge』」(令和2年1月)文部科学省
- ・「スピーキング力向上ツール」(令和元年12月、平成31年1月)
- ・「学習評価の在り方ハンドブック」(令和元年6月)文部科学省
- ・「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年6月)
- ・「小学校プログラミング教育に関する研修教材」(平成31年3月)文部科学省
- ・「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(平成31年3月)文部科学省
- ・「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育を充実させるために」(平成31年3月)
- ・「小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き」(平成31年2月)
- ・「中学校英語定着確認プリント」(平成31年1月、平成30年10月)
- ・「学校における進路指導について(通知)」(平成30年5月)
- ・「英語によるコミュニケーション力の土台となる力を育む」(平成30年2月)
- ・「We Can!」「Let's Try!」(平成30年2月)文部科学省
- ・「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説(総則編・各教科等編)」(平成29年3月・7月)文部科学省
- ・「学校図書館ガイドライン」(平成28年11月)文部科学省
- ・「学校評価ガイドライン」[平成28年改訂](平成28年3月)文部科学省
- ・「大阪府公立小学校英語学習6カ年プログラム・DREAM」(平成27年12月)
- ・「スタートカリキュラムスタートブック」(平成27年1月)文部科学省
- ・「英語を使うなにわっ子」育成プログラム(平成25年8月)
- ・「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」(平成23年6月)
- ・「多言語による学校生活サポート情報」(平成13年3月～)
- ・「ヒラカタノタカラ プロジェクト」(令和7年4月)

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

○人権3法

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(令和3年6月一部改正)
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年6月)
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月)

○府人権関係3条例

- ・「大阪府人権尊重の社会づくり条例」(令和元年10月一部改正)
- ・「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」(令和元年10月)
- ・「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」(令和元年11月)
- ・「大阪府教育センター 人権教育研修動画シリーズ」(令和6年3月～)
- ・「教職員人権研修ハンドブック」(令和6年3月改訂予定)

- ・大阪府人権白書「ゆまにてなにわ(解説編) ver. 38」(令和6年3月発行予定)
- ・「**学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き(令和5年度改訂版)**」(令和5年11月)枚方市教育委員会
- ・「小学生すくすくウォッチわくわく問題指導参考資料『シンキングツール』を用いた論理的に読み取り整理する方法について」(令和5年10月)
- ・「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」(令和5年10月一部改正、令和6年4月一部改正予定)
- ・「小学生すくすくウォッチわくわく指導参考資料及び解答類型」(令和5年7月)
- ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年6月施行)
- ・「こども基本法」(令和5年4月施行)
- ・「在日外国人教育のための資料集 違いを認め合い 共に生きるために 増補版(DVD)」(令和5年3月)大阪府教育委員会
- ・「教職員のための差別事象対応ワークシート」(令和5年3月)
- ・「大阪府在日外国人施策に関する指針」(令和5年3月改正)
- ・令和5年度 がん教育に係る外部講師派遣について(令和5年2月)
- ・「大阪府人権教育推進計画」(令和4年9月改定)
- ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和4年4月)文部科学省
- ・「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について』～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～」(令和4年4月改訂)
- ・「学校・地域・家庭の協働による地域共生社会の実現をめざして社協ができる福祉教育実践」(令和4年3月)大阪府社会福祉協議会
- ・「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]補足資料」(令和4年3月改訂)文部科学省
- ・「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」(令和4年3月)
- ・リーフレット「こころleaf(リーフ)01」(令和4年3月)
- ・「**学校における食物アレルギー対応ガイドライン《令和3年度改訂》**」(令和4年3月)
大阪府教育委員会・大阪府医師会
- ・「大阪府人権施策推進基本方針」(令和3年12月改正)
- ・「ジェンダー平等教育啓発教材男女共同参画について考えよう」(令和3年10月)(府民文化部)
- ・ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み(令和3年9月)文部科学省
- ・「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み」(令和3年7月)大阪府教育委員会
- ・「生命(いのち)の安全教育教材」(令和3年4月)文部科学省
- ・「大阪府障がい者差別解消ガイドライン(第3版)」(令和3年3月)
- ・「第5次大阪府障がい者計画(後期計画)」(令和3年3月)
- ・「『ほんま、おおきに!! ひろげようこころの輪』障がい理解ハンドブック」(令和3年3月)大阪府福祉部
- ・「教職員による人権侵害事象の防止徹底のために」(令和2年9月)
- ・「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」(令和2年9月)

- ・「性の多様性の理解を進めるために」(令和2年4月)大阪府教育委員会
- ・「ヘイトスピーチの問題を考えるためにー 研修用参考資料ー」(令和2年4月改訂)
- ・「保健主事のための実務ハンドブック令和2年度改訂」 令和2年3 月文部科学省
- ・「**学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》**」(令和2年3月)日本学校保健会
- ・「アニメ『めぐみ』の短縮版の作成について」(令和2年1月)政府・拉致問題対策本部(アニメ・「めぐみ」(平成20年3月)政府・拉致問題対策本部)
- ・「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」(令和元年12月)大阪府教育委員会
- ・「学校・教育委員会等向け児童虐待対応の手引き」(令和元年5月)文部科学省
- ・「枚方市児童虐待防止ハンドブック」(平成31年3月改訂)枚方市児童虐待問題連絡会議
- ・「食に関する指導の手引ー第二次改訂版ー」(平成31年3月)文部科学省
- ・「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成31年2月)内閣府、文部科学省、厚生労働省
- ・「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月)内閣府、文部科学省、厚生労働省
- ・『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について(平成30年7月)文部科学省
- ・「『特別の教科道徳』実践事例集」(平成30年2月)
- ・「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」(平成29年11月)大阪府教育委員会
- ・「人権教育実践事例集」(平成29年6月)大阪府教育委員会
- ・「学校における人権教育推進のための資料集」(平成29年4月改訂)大阪府教育委員会
- ・「人権教育教材集・資料CD」(平成28年11月)大阪府教育委員会
- ・「人権教育教材集・資料・教員用手引き」(平成28年11月)大阪府教育委員会
- ・「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(平成28年4月)文部科学省
- ・「ようこそOSAKAへ 日本語指導実践事例集」(平成28年3月)大阪府教育委員会
- ・「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」(平成27年7月)文部科学省
- ・「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月)文部科学省
- ・「**アレルギー疾患対応資料の配布について**」(平成27年3月)大阪府教育委員会
- ・「**学校給食における食物アレルギー対応指針**」(平成27年3月)文部科学省
- ・人権教育リーフレット6「食物アレルギーのある子どもへの配慮」(平成27年3月)
- ・「学校における人権教育の推進のためにー『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集ー」(平成26年7月)大阪府教育委員会
- ・人権教育リーフレットシリーズ(平成26年3月)大阪府教育委員会
- ・「**今後の学校給食における食物アレルギー対応について**」(平成26 年3月)文部科学省
- ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」(平成26年1月)文部科学省
- ・「障害者基本法」(平成25年6月改正)内閣府
- ・「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくためにー本名指導の手引き(資料編)ー」(平成25年4月)一部修正大阪府教育委員会

- ・「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」(平成23年3月改訂)大阪府教育委員会
- ・「ようこそOSAKAへ 日本語支援アイデア集」(平成23年3月)大阪府教育委員会
- ・「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」(平成22年3月)大阪府教育委員会
- ・「精神障がいについての理解を深めるために」(平成20年5月改訂)大阪府教育委員会
- ・「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(平成20年3月)文部科学省
- ・「学校における望ましい動物飼育のあり方」(平成18年6月改訂)日本初等理科教育研究会
- ・「人権基礎教育指導事例集」(平成16年3月)大阪府教育委員会
- ・「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」(平成15年7月)大阪府教育委員会
- ・「教職員による児童・生徒に対するセクシャル・ハラスメントを防止するためにQA集」(平成15年)大阪府教育委員会

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

- ・「教科書採択における公正確保の徹底等について」(毎年)
- ・「ミドルリーダー育成プログラム」(毎年度)
- ・「府立学校教員の働き方改革」(随時更新)
- ・「教職員人権研修ハンドブック」(令和6年3月改訂予定)
- ・「初任者等育成プログラム」(令和6年3月改訂予定)
- ・「大阪府教員等研修計画」(令和6年3月改訂予定)
- ・「教職員の綱紀の保持について(通知)」(令和5年7月)大阪府教育委員会
- ・「教員の資質向上をめざして『指導が不適切である』教員への支援及び指導の手引き」(令和5年10月改訂)
- ・「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」(令和5年8月)
- ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和5年7月改正)
- ・「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」(令和4年4月1日改正)枚方市教育委員会
- ・「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」(令和4年4月1日改正)枚方市教育委員会
- ・「枚方市立学校園におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」(令和4年4月1日改正)枚方市教育委員会
- ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(令和4年3月)文部科学省
- ・「交通用具の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」(令和4年3月改正)
- ・「令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」(令和4年3月)文部科学省
- ・「三六協定締結の手引き(府立学校版)」(令和4年3月改定)
- ・「児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止について(通知)」(令和4年1月)
- ・「通勤手当不正受給防止の徹底について」(令和3年8月)
- ・「大阪府教育委員会綱紀保持指針」(令和3年3月改正)
- ・「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」(令和3年3月改訂)
- ・「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」(令和3年2月改訂)厚生労働省
- ・「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について(通知)」(令和2年12月)

- ・「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通知）」（令和2年12月）
- ・「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理及び『休日のまとめ取り』のための1年単位の変形労働時間制等における不適切な運用に関する相談窓口について」（令和2年10月）文部科学省
- ・「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月）スポーツ庁
- ・「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の改正等について（通知）（令和2年7月）文部科学省
- ・「枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和2年4月1日）
- ・「在校等時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」（令和2年3月）
- ・「勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」（令和2年3月改正）
- ・「不祥事予防に向けて自己点検〈チェックリスト・例（改訂版）〉」（令和2年3月改訂）
- ・「メンタリング・ハンドブック」（令和2年3月改訂）
- ・「不祥事防止に向けたワークシート集」（令和2年2月）
- ・「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」（令和元年6月）文部科学省
- ・「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（第3版）～教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて～」（平成31年4月）文部科学省
- ・「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について」（平成31年4月改正）
- ・「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成31年3月）文部科学省
- ・「営利企業等の従事制限の許可に関する取扱いについて」（平成28年3月改正）
- ・「通勤認定の取扱いについて」（平成27年3月）
- ・「大阪府教育委員会服務指導指針」（平成24年11月改正）
- ・「次世代を担う教員の育成のために」（平成18年7月）
- ・「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例・同規則」（平成7年3月）
- ・「労働安全衛生規則」（昭和47年9月労働省令第32号）
- ・「労働安全衛生法」（昭和47年6月）
- ・「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号）

基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

- ・「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（令和4年4月）文部科学省
- ・「自立活動ハンドブック（中学校版）」（令和4年3月）
- ・「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」（令和4年3月）
- ・「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月）文部科学省
- ・「自立活動ハンドブック（小学校版）」（令和3年3月）
- ・「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり」（平成31年3月）
- ・「発達障がいについて保護者の理解を促進するために」（平成30年3月改訂）
- ・「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」（平成30年2月）文部科学省

- ・「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成29年3月）
文部科学省
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月）
- ・「障がいのある子どものより良い就学に向けて＜市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック＞」（平成26年3月）
- ・「学校教育法施行令の一部改正について」（平成25年9月）
- ・「障害者基本法」第16条（平成25年6月改正）
- ・「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」（平成25年3月改訂）
- ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
（平成24年7月）中央教育審議会初等中等教育分科会
- ・「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）

基本方策5 幼児教育の充実

- ・「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」（令和5年2月）中央教育審議会
- ・「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会－審議経過報告－」（令和4年3月）中央教育審議会
- ・「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（令和4年3月）中央教育審議会
- ・「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）」（令和4年3月）中央教育審議会
- ・「幼児教育研修体系」（令和4年3月）
- ・「幼児教育推進指針」（平成31年4月改訂）
- ・「幼児理解に基づいた評価」（平成31年3月）文部科学省
- ・「スタートカリキュラム学びの接続モデルリーフレット」（平成30年3月）
- ・「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム」（平成30年3月）文部科学省・国立教育政策研究所・教育課程研究センター
- ・「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」（平成29年3月）
文部科学省・内閣府・厚生労働省
- ・「スタートカリキュラムスタートブック」（平成27年1月）文部科学省

基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進

- ・「教育コミュニティづくり情報ページ」（随時更新）
- ・「おおさか元気広場（放課後子ども教室）企業・団体による活動プログラム一覧（令和6年4月改定版）」
（令和6年4月予定）
- ・「社会教育法」（令和4年6月改正）
- ・「コミュニティ・スクールのつくり方『学校運営協議会』設置の手引き（令和元年改訂版）」（令和2年10月）
文部科学省
- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5（令和元年6月改正）
- ・「わたしのまちの教育コミュニティ」（平成31年2月）

基本方策7 学びのセーフティネットの構築

- ・「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（追加資料）」（毎年度）
- ・「ヤングケアラーの支援に向けて」（令和5年10月）

- ・「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について」(令和5年7月)文部科学省
- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」(令和5年3月)文部科学省
- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月)文部科学省
- ・「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について」(令和5年3月)
- ・「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」(令和5年2月)文部科学省
- ・「生徒指導提要」(令和4年12月)文部科学省
- ・「子どものバス送迎・安全徹底マニュアル」(令和4年7月)
- ・自転車等の安全利用促進に向けた警察との更なる連携強化について(依頼)(令和4年7月)
- ・「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」(令和4年6月)不登校に関する調査研究協力者会議
- ・「子どもの安全確保推進月間の周知及び広報啓発ポスターの送付について」(令和4年5月)
- ・人権教育リーフレット「情報化社会における子どもの人権」(令和4年3月)
- ・「ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み」(令和3年9月)
- ・「学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について」(令和3年6月)
- ・「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について(令和3年6月)
- ・「学校における防災教育の手引き(改訂2版補訂版)」(令和元年6月改訂、令和3年3月補訂)
- ・「子どもたちの社会的な自立のために～不登校児童生徒への支援と取組み～」(令和2年4月)
- ・「子どもを守る被害者救済システム」(令和元年12月改定)
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月)文部科学省
- ・「いじめ対応セルフチェックシート(府内小中学校等におけるいじめ対応について)」(令和元年6月)
- ・「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成31年3月)文部科学省
- ・「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」(平成31年3月)
- ・「『登下校防犯プラン』について」(平成30年7月)
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」(平成30年2月)文部科学省
- ・「小学校におけるチーム支援SSW活用事例～小学校指導体制支援推進事業の取組みより～」(平成30年2月)
- ・「不登校児童生徒への支援実践事例集～児童生徒に寄り添った支援のために～」(平成29年8月)
- ・「学校における人権教育推進のための資料集」(平成29年4月改訂)
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改定)文部科学省
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月)文部科学省
- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(平成29年3月)文部科学省
- ・「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行について(平成28年3月)
- ・学校保健安全法(平成27年6月改正)
- ・人権教育リーフレットI「いじめ対応のポイント」8「いじめの対応②」(平成26年3月)
- ・「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(平成26年2月)
- ・「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月)
- ・「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」(平成25年8月)

- ・「『大阪府津波浸水想定』の設定について」（平成25年8月）
- ・「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」（平成25年3月）文部科学省
- ・「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」（平成24年12月）
- ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成24年10月）
- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月）文部科学省
- ・「地域ぐるみの学校安全体制整備事例集」（平成23年3月）文部科学省
- ・「いじめ対応プログラム指導案集」（平成23年）
- ・「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（平成21年3月）
- ・「いじめ対応プログラム実践事例集」（平成20年7月）
- ・「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」（平成19年11月）文部科学省
- ・「いじめ対応プログラムⅡ」（平成19年8月）
- ・「いじめ対応プログラムⅠ」（平成19年6月）
- ・「不登校未然防止ー活用ヒント集50ー」（平成19年5月）
- ・「こどもエンパワメント支援指導事例集」（平成19年3月）
- ・「いじめ防止指針」（平成18年3月）
- ・「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成17年12月）
- ・「不登校の未然防止に向けて～複数の目で見守るシステム～」（平成17年8月）
- ・「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」（平成17年3月）
- ・「子どもの安全確保に関する取組事例集『があと』」（平成16年3月）
- ・「学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー」（平成16年1月）文部科学省
- ・「学校の安全管理に関する取組事例集」（平成15年6月）文部科学省
- ・安全教育教材ビデオ「きけんいろいろたまむしハカセの安全教室」（平成15年3月）
- ・「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」（平成14年10月）
- ・「学校における児童生徒等の安全を確保するために」（平成13年7月）

基本方策8 学びを支える教育環境の充実

- ・「学校における働き方改革の取組みについて（通知・別紙）」（令和5年2月）
- ・「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」（令和3年3月）
文部科学省
- ・「GIGAスクール構想の実現へ（リーフレット）」（令和2年7月）文部科学省
- ・「教育の情報化に関する手引（追補版）」（令和2年6月）文部科学省
- ・「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）地震による落下物や転倒物から子供たちを守るためにー耐震点検の実施ー」（平成27年3月改訂版）文部科学省
- ・「枚方市施設自主点検マニュアル」（平成25年4月）枚方市 公共施設部 施設整備室

基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実

- ・「学校図書館を活用した授業実践例」（令和7年3月予定）
- ・「大阪府情報活用能力ステップシート」（令和6年3月）
- ・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（令和4年1月）文部科学省
- ・「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」（令和3年3月）

- ・「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」(令和3年3月)
- ・「第4次枚方市子ども読書活動推進計画」(令和4年3月)
- ・学校図書館ガイドライン(平成28年11月)文部科学省
- ・学校図書館法(平成26年6月改正)
- ・「学校図書館司書教諭の発令について」(平成15年1月)文部科学省
- ・学校図書館図書標準(平成5年3月)文部科学省

基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

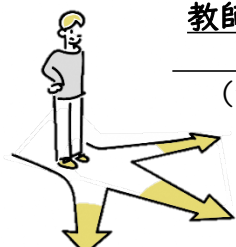
- ・「放課後放課後児童対策パッケージについて(通知)」(令和5年12月25日 こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長)
- ・こども未来戦略(加速化プラン)(令和5年12月22日子ども家庭庁)
- ・「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について(通知)」(令和5年8月31日 こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長)
- ・児童の放課後を豊かにする基本計画(令和2年3月枚方市教育委員会)
- ・新・放課後子ども総合プラン(平成30年9月14日文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長)
- ・放課後児童クラブ運営指針(平成27年4月1日厚生労働省)
- ・枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月12日)

【求められる資質・能力 《教師としての力量UP!のための学びの場》】

教師には、さまざまなキャリアステージがあります。

経験等に合わせ、自身のめざすキャリアをイメージしながら、自己研鑽にはげみましょう！

(★教育公務員特例法第21条:教育公務員はその職責を遂行するために、絶えず**研修と修養**に努めなければならない。)



授業力・指導力

学級経営・学年経営力

子ども理解・集団づくりの力

教育公務員としての規範意識

児童生徒、保護者、地域との信頼関係の構築

初任期教職員研修

- ・小中学校初任者
- ・新規採用幼稚園教員
- ・新規採用養護教諭
- ・新規採用栄養教諭
- ・新規採用学校事務職員
- ・新規採用教諭
- ・1年目講師
- ・市費任期付講師
- ・2～5年目教諭
- ・初任期就学前児童施設職員
- ・学校事務職員基礎

授業力・学級経営力UP!

法定研修を中心に、資質・能力の育成を系統的・継続的に図る研修を充実させ、教職員としての力量UPへ!!

中堅教諭等資質向上研修

- ・6～9年目教諭
- ・10年目経験者研修

中堅事務研修

- ・学校事務職員ミドルリーダー

学年リーダーとしての資質UP!

リーダー研修

- ・学校マネジメントリーダー
- ・就学前児童施設職員リーダー
- ・学校事務職員リーダー

学年全体のとりまとめ(教務主任等)としての資質UP!

枚方市における研修

国・府等における研修

他市での教諭等経験を経て視野を広げ、枚方市に戻ってからはミドルリーダーとしての活躍をめざします!

トライシステム

- ・市内小学校⇄中学校2年間の人事交流

チャレンジ人事交流

- ・北河内地区内2年間の人事交流

ネクストチャレンジ人事交流

- ・大阪府内3年間の人事交流



異校種・他市での勤務

人事交流

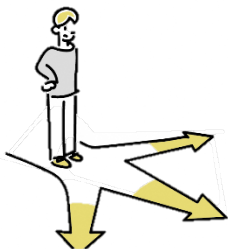
教諭



児童の教育をつかさどる

さまざまな
キャリアステージへ...
※次ページ参照

【キャリアパス 《教諭～》】



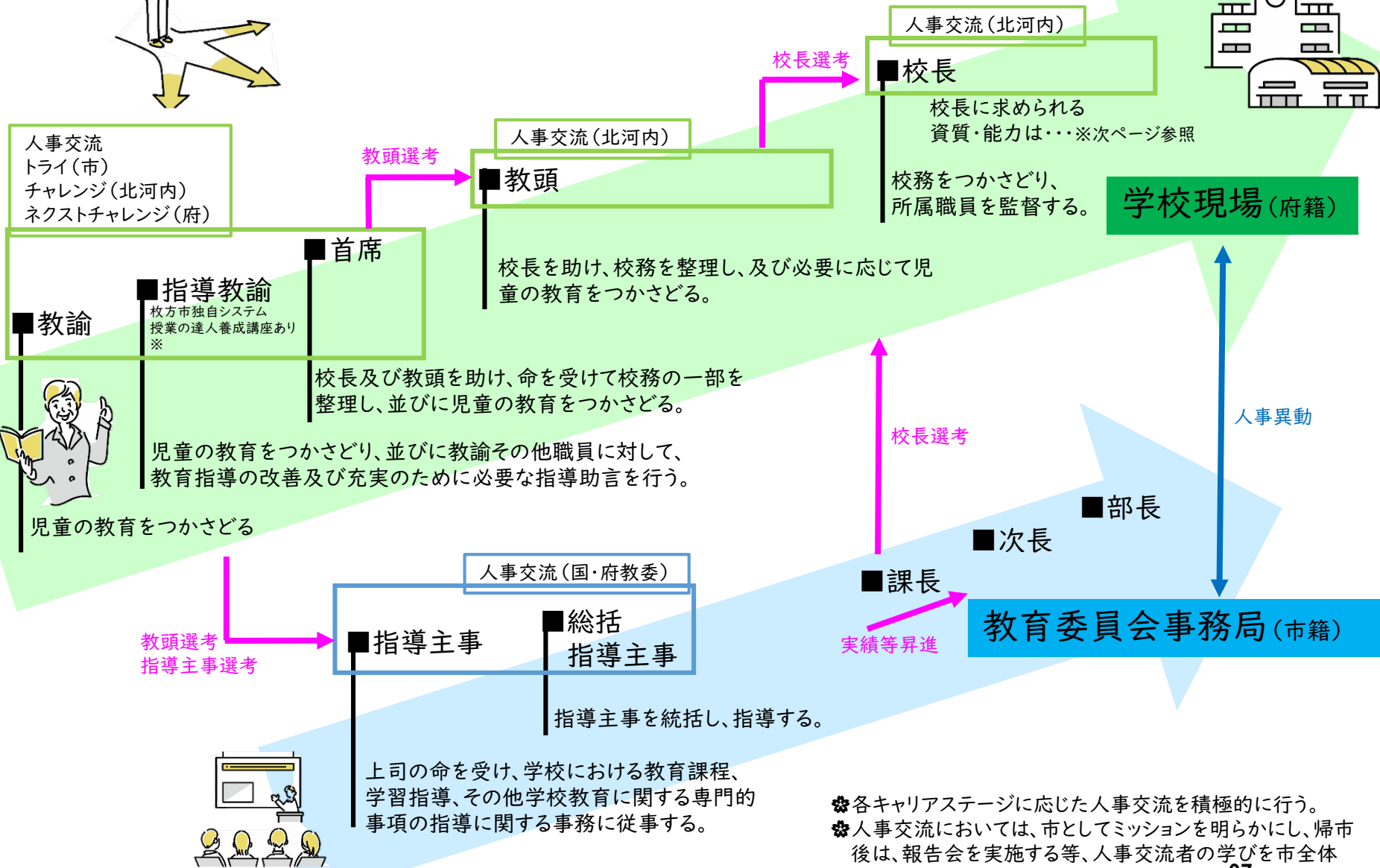
※今後の管理職に求めるもの※

市内教諭経験のみ＜市外教諭・在外教諭経験等有り

通常の学級担任のみの実績

支援学級担任のみの実績

＜通常の学級担任＆支援学級担任両方で実績あり



※各キャリアステージに応じた人事交流を積極的に行う。

※人事交流においては、市としてミッションを明らかにし、帰市後は、報告会を実施する等、人事交流者の学びを市全体のものに広げる予定。そのため、人事交流者は、意欲高く、発信力のある人物を積極的に推薦する。

【求められる資質・能力 《校長》】

校長

校務をつかさどり、
所属職員を監督する。

学校現場（府籍）

学校組織のリーダーとして、教員の人材育成について、大きな責任と役割を担う。
教員の自律的な成長を促すべき存在。

学校経営方針の提示

学校外とのコミュニケーション

組織づくり



これらの基本的な役割を果たす上で
求められるものは・・・

経営的視点

課題を明確にし、解決への方策を策定し、PDCAサイクルにより実行する力

組織管理・運営

教職員や教職員集団の強みと弱みを把握し、学校教育目標を実現できる組織に育成する力

渉外

適切な情報発信や他校種や地域等との交流や連携を企画実施できる力

人事管理・ 人材育成

模範となる規範意識を身に付け、教職員育成のための指導力や適正な評価をする力

危機・安全管理

リスクマネジメントについての知識と技能を身に付け、学校の安全確保に向けた体制整備と方針を示す力

学校事務・財務

学校予算や徴収金等の適正な執行についての知識を有し、点検を行える力

■ 決断力・交渉力・危機管理等のマネジメント能力

■ 様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有する（アセスメント）力

■ 学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していく（ファシリテーション）力

✿ 校長としての資質能力を高めるため、校長自ら率先して学び続けることが大切です。

枚方市教員等育成指標（キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力）

	I 初任期（１～５年） 教員としての基礎力、学校組織の一員としての自覚を高める時期	II ミドルリーダー期（６～１０年） 実践的指導力を向上させ、視野の拡大を図る時期	III リーダー期（１１～２０年） 助言者としての力量やマネジメント力の向上を図る時期	IV キャリアの成熟期（２１年～） 学校内外の連携を推進し、学校経営に参画する時期
教育への情熱と教職員としての基礎的素養 ①〔人権尊重の精神〕 ②〔危機管理能力〕 ③〔学び続ける力〕	①人権尊重に基づいた子ども理解ができ、指導することができる ②学級等の安全管理ができる ③優れた取組に学ぶ姿勢を持つ	①学校の人権教育推進のために行動できる ②学校安全のために組織的な行動ができる ③幅広い専門性を高め、キャリアプランを立てる	①学校の人権教育及び地域啓発を企画・推進し、教職員に助言できる ②学校における危機管理体制を点検し、改善できる ③様々な分野において最新の情報を収集するとともに、実践を発信する	①人権尊重を基盤とした学校づくりに参画できる ②学校・家庭・地域・関係諸機関と連携した危機管理体制を確立できる ③学校教育目標達成の視点から様々な情報を収集し、発信する
社会人としての基礎的素養 ④〔課題解決能力〕 ⑤〔法令遵守の態度〕 ⑥〔事務能力〕	④子どもの課題を把握し、解決に向けて行動できる ⑤教育公務員として法令を遵守する ⑥計画的かつ正確に事務処理できる	④学年の課題を把握し、解決に向けて行動できる ⑤法令への深い理解を持つ ⑥効率的に事務処理できる	④学校の課題を把握し、解決に向けて行動できる ⑤法令遵守の精神を教職員に助言する ⑥他の教職員と協力し、効率的に事務処理できる	④大局的に物事をとらえ、学校内外の教育課題を把握し対応案を示すことができる ⑤法令遵守の精神を全ての職員が持ち続けることができるよう、組織的な取組を推進することができる ⑥作成した書類等について点検できる
組織の一員としての行動力・企画力・調整力 ⑦〔協働して取り組むことができる力〕 ⑧〔ネットワークを構築する力〕 ⑨〔マネジメントする力〕	⑦組織の一員としての自覚を持って行動する ⑧課題を解決するために様々な人に報告・連絡・相談することができる ⑨学級経営等を行うことができる	⑦学年、分掌等の要となり、教職員のチーム力を高めることができる ⑧様々な人と関わり、課題を解決するためのネットワークを構築できる ⑨学校教育目標に基づき、学年経営や手本となる学級経営等を行うことができる	⑦一人ひとりの教職員の特性を活かし、協働的な組織力を高めることができる ⑧必要に応じて関係機関と連携し、組織力的なネットワークを構築できる ⑨学校教育目標に基づき、学校全体の計画を作成、実行できる	⑦学校・家庭・地域・関係諸機関と協働し、学校力を高めることができる ⑧学校内外のネットワーク構築のコーディネートができる ⑨中・長期的な学校経営の方向性を提案し、学校経営に参画することができる
子どもの力を伸ばす授業力・教科の指導力 ⑩〔授業を構想する力〕 ⑪〔授業を展開する力〕 ⑫〔授業を評価する力〕	⑩子ども主体の授業設計ができ、学習指導案に示すことができる ⑪基本的な授業スキルを実践に活かすことができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた視点で自分の授業を客観的に振り返る	⑩教材を深く理解し、子どもの実態に応じて創意工夫した授業設計ができる ⑪子どもの実態に応じた柔軟な授業展開ができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた授業評価を授業改善に活かしている	⑩授業の構想について他の教員に助言することができる ⑪授業展開について他の教員に助言することができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた授業評価力を身につけている	⑩研究体制を整え、授業設計について組織的な取組を進めることができる ⑪個々の教員の特性を把握し、授業改善に向けた適切な助言ができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた授業改善を推進する体制を構築する
子どもの自尊意識を高め、集団づくりなどを指導する力 ⑬〔子どもを理解し一人ひとりを指導する力〕 ⑭〔支援教育に対する理解と実践力〕 ⑮〔集団づくりを指導できる力〕 ⑯〔子どもをエンパワーできる指導力〕	⑬個に応じた指導・支援ができる ⑭合理的配慮等、支援教育に関する基礎的な知識を身につけ、子どもへの指導・支援に活かすことができる ⑮学校の生徒指導方針を理解し、迅速な報告・連絡・相談を行うことができる ⑯子ども一人ひとりに居場所があるような相互に違いを認め合う集団づくりができる	⑬子どもどうしのコミュニケーションを促進できる ⑭子どもの発達の段階や特性に応じた指導・支援の方法について、他の教職員に助言できる ⑮生徒指導等で組織的な対応の中心となる ⑯子どもの一人ひとりの自立を促し、相互に違いを認め、高めあう集団づくりができる	⑬子ども対応のロールモデルとなり、他の教職員に適切な助言できる ⑭支援教育の観点や配慮を要する子どもに対する指導内容や支援方法について精通し、他の教職員に助言できる ⑮組織的な生徒指導体制を機能させる ⑯子どもの自立のために、家庭や地域、関係機関と協働することができる	⑬多様な場面、多角的な視野からの子ども理解について他の教職員に助言できる ⑭支援教育の理解や配慮を要する子どもに対する指導・支援について、組織的な取組を推進することができる ⑮学校・家庭・地域・関係諸機関と連携した生徒指導体制を確立できる ⑯学校教育目標やめざす子ども像を発信しその実現に向けた組織的な取組ができる

※各キャリアステージにおける経験年数はあくまでも目安です。個々の特性や学校園の状況に応じて、柔軟に捉えることが大切です。

枚方市の教育をめぐる今日的な課題

- ▶ 児童生徒の指導上の様々な課題（不登校・いじめ・支援教育） ▶ 質の高い教師の確保のための環境整備 ▶ 情報化の加速度的な進展と学校における変化

教育振興基本計画（2040年以降の社会を見据えた教育政策の基本方針）

- ▶ 持続的な社会の創り手の育成 ▶ 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（令和3年中教審答申）

- ▶ 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現

枚方市における学力（資質・能力）向上ビジョン（めざす学びの姿）

子どもが主役の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
～教師主体の授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換～

重視したい学びの姿 ～「子どもが主役の学習活動」をすべての学校で～

授業づくりの基本的な視点

【学習過程の視点】

- ▶ 学習指導要領の理解
- ▶ つけたい力を明確にした逆向き設計の単元指導計画
- ▶ 思考を促す質の高い課題設定
- ▶ 振り返りの充実（メタ認知）

【大切にしたい力(5C)】

- ▶ チャレンジ
- ▶ コミュニケーション
- ▶ コラボレーション
- ▶ クリエイティビティ
- ▶ クリティカルシンキング

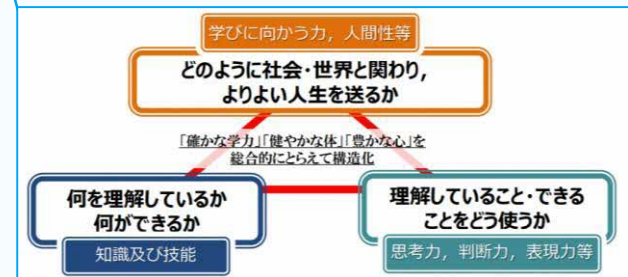
個別最適な学びと協働的な学びの往還

「そろえる教育」から
一人一人の「良さを徹底的に伸ばす教育」へ
誰一人取り残されない
すべての子どもの学習権を保障する

【学習方略の工夫】（例示）

- ▶ 自立学習・自己調整学習（自己決定できる学び）
学びのスタイル（過程・形態・方法・相手・場所・進度・協働する時など）を子ども一人一人が自己決定
- ▶ 課題解決型学習（PBL）の推進
教科や日常生活の中の問いや、地域・社会の本物の課題に対して、その問いの解決や課題の実現までを見据えた活動を通じて、「実生活・実社会で生きて働く力」「未来を切り拓く力」を身に付ける探究的な学び
- ▶ 家庭学習（宿題）の個別最適化

生涯学習社会を生き抜く自立した学習者の育成 よりよい社会と幸福な人生の創り手



学びの土台となる安心とゆるやかな協働性

授業を「生徒指導の4つの視点（自己存在感の感受・共感的な人間関係の育成・自己決定の場の提供・安全・安心な風土の醸成）」で捉えなおす

安心して自分の考えを表現できる心理的安全性の高い学校づくり（発達支持的生徒指導）

特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化する合理的配慮



今日的な課題

【同調圧力】



【子どもの多様化】



【置き去りになっている子どもたち】



【不登校の増加】



観の転換～子どもの学びと教師の学びは相似形～

【子ども観】

- ▶ 子どもは一人一人違う（認知スタイルは人それぞれ）
- ▶ 子どもはそもそも有能な学び手
- ▶ 子どもは適切な環境と出会えば、自ら進んで学ぶ

【研修観】

- ▶ 豊かな気づきの醸成（対話型研修）

【授業観（教師像）】

- ▶ 見守る・待つ・支える姿勢（伴走者） ▶ 子どもの学びと相似形をめざす
- ▶ 子どもの学びをつなぐファシリテーター
- ▶ 学習環境整備と足場架け ▶ 公正で個別最適な支援
- ▶ 教科の本質と子ども理解に裏打ちされた見取り／価値付け

ヒラカタノタカラ

PROJECT BASED LEARNING

プロジェクト

枚方版PBLの定義

課題 教科や日常生活の中の問いや、地域・社会の本物の課題に対して、

解決 その問いの解決や課題の実現までを見据えた活動を通じて、

学習 「実生活・実社会で生きて働く力」「未来を切り拓く力」を身に付ける探究的な学び



関わる全ての人たちが
ワクワクする学び
にしよう！



学校を起点に
広がる、つながる学び
を大切にしよう！



“何をするか”よりも
“何のためにするか”を
大切にしよう！



試行錯誤に
時間がかかるのは
当たり前！



各教科・各領域の学び
が相互に生かされる
学びにしよう！

じぶんでえらばう！
じぶんのいばしょ！

おうち、公園、児童会室、
オープンスクエア…
いろんないばしょがあるけれど、
あなたが「ここにいたい！」
と思えることが
いちばんたいせつ。



子どもの権利
ってなあに？

権利とは、
たいせつにされなければ
ならないこと。
あそび、まなぶ、たのび、いきる…
みんな、うまれたときから
権利をもっているんだよ！

差別がないこと。
じぶんらしく、しあわせにすごせること。
あんぜん・あんしんに、成長できること。
きもちや意見をいえること。
そんなあたりまえのことをたいせつにできるように、
大人もまなびつづけます。

いじめのこと、
そうだんできる？

いやなことをされたときもだちが泣いていた。
そんなとき、たよれる大人が
すぐそばにいたらいいな。



みんなちがって
みんないい！

背がたかい人、
にほんごが話せない人、
勉強がきらいな人、
からだやこころに
だれかの手助けがほしい人…
だれでもいっしょに
たのしめたらいいな。



みんなちがってみんないい

児童の放課後を豊かにする
行動計画 ～わかりやすい版～

小学生のみんなが、放課後や休みの日に
やりたい！あそびたい！まなびたい！
と思えるいばしょをつくるための計画です。

いろんなこと、
やってみたい！

むしとり、工作、スポーツ、おしごと体験…
地域の人といっしょに
みんなの「やってみたい！」を
たくさんかなえたい！

いろんな人とであえたり
好きなことがあったり
ゆくゆくはいいかい！



みんなの意見を
だしあって、
たのしい放課後をつくろう！

みんなであのしくすごすには、
きもちや意見をいったり、
ゆずりあうこともたいせつ。
大人はみんなの声をたくさんきくから、
みんなのいばしょをどんどん変えていこう！

なんでおしごと
1日3秒って
きまつているの？
もっと
つかいたいよ！



みんなにとて、いちばんよい方法
は、なにかを、みんながいろいろ
なまりをつくること！

令和7年度「学校園の管理運営に関する指針」新旧対照

表【基本方策1】確かな学力と自立を育む教育の充実

ページ	令和6年度版	令和7年度版
10	「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進すると同時に、カリキュラム・マネジメントの充実を図ります。 1. 学校園運営組織の確立 【指示事項】 (1) 校園長は、学校園の基本的な教育方針を明確に定め、学校園経営方針等を教職員に周知し共有化するとともに、	「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進すると同時に、教科や日常生活の中の問いや、地域・社会の本物の課題に向き合い自ら考え対処する課題解決型学習(PBL: Project Based Learning)など、子ども主体の学習活動を推進していきます。 (1) 校園長は、学校園の明確な基本的教育方針のもと、学校園経営方針等を教職員に周知し共有化するとともに、
11	【指示事項の補足説明】 ・学校事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の効率化を進めるよう留意すること。	・学校事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の適正化・効率化を進めるよう留意すること。 ・次世代育成の観点から、枚方市特定事業主行動計画の趣旨を踏まえ、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた支援、働き方の見直し等を図るよう留意すること。
12	1-1 地域・校種間連携の推進 【指示事項】 (1) 学校評価について、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、自己評価について、協議会形式で学校評議員及び保護者、小学校においては学校運営協議会から提言や評価を受けること。	(1) 学校評価について、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、自己評価について、幼稚園・中学校においては協議会形式で学校評議員及び保護者から、小学校においては学校運営協議会から提言や評価を受けること。

13	1. 主体的・対話的で深い学びの実現 【指示事項の補足説明】 ・市教育委員会が定めるめざすゴール（めざす学びの姿）である【子どもが主役の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現～教師主体の一斉授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換～】に向け、授業改善を行うこと。 1-1. 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現 【指示事項の補足説明】 ・単元指導計画等をもとに「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図り、問題発見・解決に挑む資質・能力を育成することに留意すること。	・市教育委員会が定めるめざすゴール（めざす学びの姿）である【子どもが主役の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実～教師主体の授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換～】に向け、授業改善を行うよう留意すること。 1-1. 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実 ・単元指導計画等をもとに「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、問題発見・解決に挑む資質・能力を育成することに留意すること。 【新規追加】 ・「そろえる教育」から一人一人の「良さを伸ばす教育」への転換を図り、学びのスタイル（誰と学ぶ、何を学ぶ、どのように学ぶ）を子ども一人一人が自己決定できるよう留意すること。
13	・情報活用能力の育成に当たっては、「枚方版 ICT 教育モデル」を活用しながら、各教科等の特質を生かしつつ、教科等横断的な視点をもって取り組むとともに、児童・生徒が1人1台端末やICTを活用して児童・生徒同士がやり取りする場面を設けるよう留意すること。	・「枚方版 ICT 教育モデル」を活用しながら、各教科等の特質を生かしつつ、教科等横断的な視点をもって取り組むとともに、児童・生徒が1人1台端末やICTを活用して児童・生徒同士がやり取りする場面を設けるよう留意すること。また、ICT 機器の使用による健康との関わりについて留意すること。
14	・児童・生徒がデジタル社会における善き社会の担い手となるよう、ICT を用いて地域・社会に参加するための資質・能力を育成するなど、デジタル・シティズンシップ教育を推進するよう留意すること。	・児童・生徒がデジタル社会における善き社会の担い手となるよう、情報リテラシーや情報モラル等について指導するとともに、ICT を用いて地域・社会に参加するための資質・能力を育成するなど、デジタル・シティズンシップ教育を推進するよう留意すること。

14	・生成 AI の活用を検討する場合には、「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」を踏まえること。 【取組例】 ○1人1台端末やICTの効果的な活用を図るため、「GiGA スク!ひらかた」に掲載している「1人1台の端末を効果的に活用した授業改善・業務改善の実践事例のアーカイブ HI-PER (Hirakata ICT Practical Example Record)」や大阪府教育委員会制作の「大阪の児童生徒が1人1台端末を活用した実践事例紹介 WEB サイト」「大阪府情報活用能力ステップシート」を参考にする。 1-2 学習の基盤となる資質・能力の向上 【指示事項の補足説明】 ・目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性を理解し、自らの情報活用を評価・改善する力をつけるための授業を展開するよう留意すること。	・教職員及び児童・生徒が生成 AI を活用する場合には、「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関する暫定的なガイドライン」を踏まえるよう留意すること。 1-2に移動 1人1台端末やICTの効果的な活用を図るため、「GiGA スク!ひらかた」に掲載している「5C 育成をめざした授業改善の実践事例集 HI-PER (Hirakata ICT Practical Example Record)」や大阪府教育委員会制作の「大阪の児童生徒が1人1台端末を活用した実践事例紹介 WEB サイト」を参考にする。 ・児童・生徒が学び方を身につけることができるよう、目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性を理解し、自らの情報活用を評価・改善する力をつけるための授業を展開するよう留意すること。 【新規追加】 ・情報活用能力の育成に当たっては、「大阪府情報活用能力ステップシート」や『枚方版 ICT 教育モデル』を活用しながら、小中学校9年間を見据えた体系的な指導に努めるよう留意すること。 ・1人1台端末とクラウドを効果的に活用しながら学びを深める際に必要となる ICT の基本的な操作を身につけられるよう、計画的な育成を図るよう留意すること。 ・教職員及び児童・生徒が生成 AI を活用する場合には、「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」を踏まえるよう留意すること。 1-1 より移動
-----------	---	--

15	1-2-1. 児童・生徒の英語力の適切な把握と指導 【取組例】 ○児童・生徒が学んだことを生かし、英語を学習することの意義を実感できる機会を創出するために、ネイティブスピーカーとのコミュニケーションを行う場を設定する。例えば、市が主催する枚方英語村など、オンラインを活用した外国との交流活動を積極的に利用する。 1-2-1-1. 外国語（英語）教育における効果的な学習ツールの活用 【指示事項】 (2) 生徒の4技能の到達度を定期的に測り、指導に生かすために、English 4skillsのレベルチェックテスト「聞く」「読む」「話す」「書く」について第2・3学年全生徒を対象に、年間2回は実施すること。	○児童・生徒が学んだことを生かし、英語を学習することの意義を実感できる機会を創出するために、ネイティブスピーカーとのコミュニケーションを行う場を設定する。例えば、市が主催する『MuChat Hirakata ～言語を越えて～（旧：枚方英語村）』やオンラインを活用した外国との交流活動等を積極的に利用する。 (2) 生徒の4技能の到達度を定期的に測り、指導に生かすために、4技能のレベルを客観的に測定するアプリによるレベルチェックテストについて第2・3学年全生徒を対象に、年間2回は実施すること。
17	1-3.カリキュラム・マネジメントの充実 【指示事項の補足説明】	【新規追加】 ・管理職はもちろん、一人一人がカリキュラム・マネジメントの充実に努める意識をもち、組織的に取り組むことができるよう留意すること。
18	1-3-2. 社会とつながる学習活動の推進 【指示事項】 (2) 実生活・実社会のリアルな課題を探究的に解決する課題解決型学習（PBL:Project Based Learning）を充実させ、問題発見・解決能力等を育成すること。	(2) 答えが一つではない実践的な課題に対して、主体的に解決策を提案し実現する課題解決型学習（PBL:Project Based Learning）により探究的な学びを充実させ、「実生活・実社会で生きて働く力」や「未来を切り拓く力」等を育成すること。

	【指示事項の補足説明】 【取組例】 ○枚方市における、出前授業など学校を応援している企業や市役所各課の学校支援の情報を一元的に公開している「学校応援団ポータルサイト」を活用する。	【新規追加】 ・課題解決型学習（PBL）の実施については、枚方版PBL「ヒラカタノタカラプロジェクト」を参考にするなど学習活動を工夫するよう留意すること。 【取組例】 ○枚方市における、出前授業など学校を応援している企業や市役所各課の学校支援の情報を一元的に公開している「学校応援団ポータルサイト Hirakata EduAction」を活用する。
19	1-5. 確かな学力を育成するための学校体制 【指示事項】 (1) 確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づく校内研究(研究内容)を設定し、学校の組織的な取組を一層進めること。 【指示事項の補足説明】	(1) 確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づくことや育成したい資質・能力を焦点化するなどしながら、校内研究(研究内容)を設定し、学校の組織的な取組を一層進めること。 【新規追加】 ・授業研究の進捗や成果を発信するため、年間に1度以上、外部講師を招聘した公開授業を実施するよう留意すること。
20	・「全国学力・学習状況調査」について、調査実施後速やかに児童・生徒に対して、正解の内容を提供し、課題のあった問題を授業で取り上げるなど、児童・生徒自身が振り返ることができるように留意すること。また、本調査結果の提供後、分析・検証の結果を踏まえ「学力向上プラン」等に適切に反映させるなど、教育指導等の改善に向けて計画的に取組むことに留意すること。	・「全国学力・学習状況調査」について、調査実施後速やかに児童・生徒に対して、正解の内容を提供し、課題のあった問題を授業で取り上げるなど、児童・生徒自身が振り返ることができるように留意すること。また、本調査結果の提供後、分析・検証の結果を踏まえ各校で作成する学力(資質・能力)向上に関する計画等に適切に反映させるなど、教育指導等の改善に向けて計画的に取組むことに留意すること。

21	3. キャリア教育・進路指導について 1. キャリア教育の在り方 【指示事項】 (1) 9年間を見通して、児童・生徒が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けられるよう指導・支援すること。 【支援事項】 ・学校の状況や課題に応じ、主体性を育み、働くことの意義や目的を理解できるよう、職場体験の取組の実施や、府主催「わくわく・ときどき SDGsジュニアプロジェクト」を有効に活用する。	(1) 9年間を見通して、児童・生徒が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けられるよう各学校でキャリア教育全体計画を立案し、指導・支援すること。 ・学校の状況や課題に応じ、主体性を育み、働くことの意義や目的を理解できるよう、職業についての探究的な学びや、実社会とのつながりを感じられる体験的な活動の実施を推進すること。
22	2. 進路指導校内体制の確立・進路指導の在り方 【指示事項】 (2) 進路指導にあたっては、主体的に進路選択・決定ができるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行うこと。また、高等学校等とも連携し、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進すること。 (3) 調査書等進路指導に関する書類の作成に当たっては、組織的な体制の下、適切に行うこと。 【指示事項の補足説明】 ・生徒が、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、進学や就職に関するガイダンス機能の充実を図るよう留意すること。特に、高等学校等での中途退学を防止する観点から、高等学校等との連携を図るとともに進路未定者の減少に向けた取組を進めるよう留意すること。	(2) 進路指導にあたっては、児童・生徒が主体的に進路選択・決定ができるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行うこと。また、高等学校等とも連携し、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進すること。 (3) 調査書等進路指導に関する書類の作成や、オンライン出願システムの利用に当たっては、組織的な体制の下、適切に行うこと。 ・生徒が、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、進学や就職に関するガイダンス機能の充実を図るよう留意すること。特に、高等学校等での中途退学を防止する観点から、高等学校等との連携を図るとともに進路未定者を出さない進路指導をめざすよう留意すること。

22	2-1.支援の必要な児童・生徒への進路指導 【指示事項】 (2) 障害のある児童・生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒及び保護者に対して、「知的障がい生徒自立支援コース」「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」等の選択肢があることを適切な説明や情報提供を行い進路支援に努めること。 【指示事項の補足説明】 ・障害のある生徒の進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、進路指導主事と支援学級担任等が十分に連携し、学校全体で対応するよう留意すること。	【新規追加】 「オンライン出願システム」による出願手続き等について、出願に係る説明動画及び説明資料等の確認を徹底し、実施すること。その際、役割分担等を明確にした学校体制を確立するとともに、電子データ等進路指導に係る情報について、適切に管理するよう留意すること。 【指示事項】 (2) 障害のある児童・生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒及び保護者に対して、「知的障がい生徒自立支援コース」「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」等の選択肢があることについて適切な説明や情報提供を行い進路支援に努めること。 【新規追加】 ・経済的な支援を必要とする生徒・保護者に対して、奨学金制度の活用等についての、相談窓口である特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会 の周知について留意すること。 ・障害のある生徒の進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、通常の学級の担任、進路指導主事、支援学級担任等が十分に連携し、学校全体で対応するよう留意すること。
----	---	--

【基本方策2】豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

ページ	令和6年度版	令和7年度版
24	また、健全な身体の育成に必要な生活習慣の確立をめざし、健康教育の充実を図ります。	また、 子どもの健康に関する課題が多様化していることを踏まえ、健全な食生活の形成と健やかな体が育まれる環境づくりを推進します。
26	【指示事項の補足説明】	【新規追加】 ・児童・生徒会活動等の自主的な活動を支援し、すべての児童・生徒が自他共に認め合える人権感覚を日頃より醸成することで、いじめに向かわない集団づくりを推進するよう留意すること。

【基本方策3】教職員の資質と指導力の向上

ページ	令和6年度版	令和7年度版
36	服務規律の確立を図り、保護者、市民の教育に対する信頼を高めると同時に、教職員の働き方を見直し、教職員が心身ともに健康でやりがいを持って勤務することで教育の質の維持・向上を図ります。 また、学習指導要領の趣旨をふまえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や「カリキュラム・マネジメント」等の組織運営改善に係る教育課題に対応した研修を通して、教育的愛情にあふれ、高い意欲と優れた指導力を有する教職員の育成をめざします。	服務規律の確立を図り、保護者、市民の教育に対する信頼を高めると同時に、健康でやりがいを持って生き生きと勤務できるよう、業務量を適切に管理するとともに心理的安全性のある職場づくりを強化する等、学校の働き方改革を推進します。 また、学習指導要領の趣旨をふまえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や「カリキュラム・マネジメント」等の組織運営改善に係る教育課題に対応した研修のほか、ポータルサイトの活用促進などを通して、指導力の向上を図ります。
37	8. 教職員の服務について 1. 服務規律の徹底（職務上の義務） 【指示事項の補足説明】 ハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であること、信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して懲戒処分対象に付されることがあること等をすべての教職員に認識させ、快適で働きやすい職場環境づくりを進めるよう、留意すること。また、防止に向けて、教職員の研修の充実、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備を図ること。 2. 服務規律の徹底（身分上の義務等） 【指示事項】 （1）信用失墜行為の禁止 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為は、重大な人権侵害・性暴力であり、断じて許すことはできないとの認識の下、防止・根絶に向けて組織的に取り組むこと。	ハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であること、信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して懲戒処分対象に付されることがあること等をすべての教職員に認識させ、快適で働きやすい職場環境づくりを進めるよう、留意すること。また、防止に向けて、ハラスメント指針等の定期的な周知、教職員の研修の充実、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備を図るよう留意すること。
39	【指示事項の補足説明】	【新規追加】 ・自転車についても、飲酒運転等、道路交通法で違反とされる行為について、所属職員が法令を遵守するよう留意すること。

39	・教職員が児童・生徒と、電話、メール及びSNS等を利用して、指導に関係のない私的なやり取りを行うことのないよう指導すること。 【取組例】 ○痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等の不祥事を発生させた教職員に対しては、厳しい処分が行われる旨を周知する等、未然防止を図る。 ○幼児・児童・生徒に対する体罰、性的な言動等（わいせつな言動、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等）の不祥事を発生させた教職員に対しては、厳しい処分が行われる旨を周知する等、未然防止を図る。	・教職員が児童・生徒と、電話、メール及びSNS等を利用して、指導に関係のない私的なやり取りを行うことのないよう留意すること。 ○痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等の不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知する等、未然防止を図る。 ○幼児・児童・生徒へわいせつな行為を行った場合、同意の有無、被害者が自校か他校の所属であるかを問わず、原則懲戒免職となること、たとえわいせつ行為に至らなくても、性的な言動等（わいせつな言動、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、不必要な身体的接触、つきまとい等）やSNS等による私的なやりとりを行った場合は、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知する等、未然防止を図る。
41	2. 労働安全衛生体制の充実 【指示事項の補足説明】	【新規追加】 ・教職員に時間外または休日勤務を命じる場合には、法令その他の規則等（教育職員にあっては給特法第7条に基づく業務量の適切な管理等に関する指針、事務職員等にあっては労働基準法第36条）に基づき、適切に行うこと。
42	【取組例】	【新規追加】 ○校内の労働安全衛生活動の充実、意識改革を進めるために、ストレスチェックの集団分析結果の活用方法やメンタルヘルスケア等については臨床心理士、職場環境改善や衛生委員会については産業医、心身の健康保持全般については保健師に訪問支援を依頼する等、専門家の助言を基に取組推進を図る。

ページ	令和6年度版	令和7年度版
43	10 教職員研修について 1. 教職員の育成 【指示事項】 (1) 教職員経験1年目～3年目(教諭・講師等)の配置校には、初任期教職員指導コーディネーターを置き、初任者配置校のいずれかに拠点校指導コーディネーターを置くことで、初任者等経験年数の少ない教職員(初任期教職員)の校内OJT推進組織のマネジメントを行うこと。校内組織としてメンターチームを組織し、定期的な会議を通じて、年間指導計画に基づく進捗状況を把握し、初任期教職員の育成を図ること。 (2) 初任者研修の校内研修は、年間を通し、校長の指示のもと、指導教員を中心に、組織的・計画的に実施すること。 【指示事項の補足説明】 ・初任者をはじめ、経験年数の少ない教職員の育成にあたっては、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整えること。併せて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・専門性を備えたミドルリーダーの育成に努めるよう留意すること。 ・校内組織としてメンターチームを組織し、定期的な会議を通じて、年間指導計画に基づく進捗状況を把握し、初任期教職員の育成を図るよう留意すること。 ・教職員の育成にあたっては、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や、人権意識の育成に努めるよう留意すること。また、経験年数や職務、専門的な知識・技能に応じた資質・能力の育成に向け、日常的なOJT等を活用するよう留意すること。	(1) 初任期教職員(1～3年目の教諭・講師等)の配置校には、初任期教職員指導コーディネーターを置き、初任者配置校のいずれかに拠点校指導コーディネーターを置くことで、初任期教職員の校内OJT推進組織のマネジメントを行うこと。校内組織としてメンターチームを組織し、定期的な会議を通じて、初任期教職員の育成を図るとともに、年間指導計画に基づく進捗状況を把握すること。 (2) 初任者研修の校内研修は、年間を通し、校長の指示のもと、初任期教職員指導コーディネーターを中心に、組織的・計画的に実施すること。 ・初任期教職員の育成にあたっては、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整えること。併せて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・専門性を備えたミドルリーダーの育成に努めるよう留意すること。 (指示事項と重複するため削除) ・教職員の育成にあたっては、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や、人権意識の育成に努めるよう留意すること。また、経験年数や職務、専門的な知識・技能に応じた資質・能力の育成に向け、日常的なOJT等を活用するよう留意すること。 ↑ ↓(順番を入替)

	・教職経験年数の少ない教員（教職経験2～5年目の初任期教員）も含め、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行うとともに、指導主事、教育推進プランナー等による学校訪問での指導・助言を効果的に活用するよう留意すること。	・初任期教職員について、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行うとともに、指導主事、教育推進プランナー等による学校訪問での指導・助言を効果的に活用するよう留意すること。
44	・教職経験6～10年目の教職員には、市教育委員会実施の研修等を踏まえ、後輩となる教職経験年数の少ない教職員の「メンター」や「ロールモデル」となれるような専門的な知識と指導技術を身に付けることができるよう留意すること。また、中堅教諭等資質向上研修で実施する「校内モデル授業」等を効果的に活用し、ミドルリーダーと教職経験年数の少ない教員の相互育成を図るよう留意すること。 【指示事項の補足説明】 ・市教育委員会が示す「キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力」「キャリアステージに応じて幼稚園教員に求められる資質・能力」「キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力」及び、府教育委員会が示す「OSAKA教職スタンダード」「OSAKA小・中学校学校事務職員スタンダード」等に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成に留意すること。 【支援事項】	・教職経験6～10年目の教職員には、市教育委員会実施の研修等を踏まえ、後輩となる教職経験年数の少ない教職員の「メンター」や「ロールモデル」となれるような専門的な知識と指導技術を身に付けることができるよう留意すること。また、相互参観等を効果的に活用し、ミドルリーダーと教職経験年数の少ない教員の相互育成を図るよう留意すること。 【指示事項の補足説明】 ・市教育委員会が示す「枚方市教職員等育成指標 キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力」「枚方市教職員等育成指標 キャリアステージに応じて幼稚園教員に求められる資質・能力」「枚方市教職員等育成指標 キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力」及び、府教育委員会が示す「OSAKA教職スタンダード」「OSAKA小・中学校学校事務職員スタンダード」等に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成に留意すること。
45	・授業改善のための校内授業研究・研修及び公開授業・公開保育・研究協議会等を行う際は、学校園支援プログラムとして、指導主事、教育推進プランナー等を講師として派遣する。 ・希望した学校に、その学校が研究したいテーマに合わせ指導主事を派遣し、学校の研究を支援する、研究指定校制度（サポートプログラム）を設ける。	・授業改善のための校内授業研究・研修及び公開授業・公開保育・研究協議会等を行う際は、スポットサポートとして、指導主事、教育推進プランナー等を講師として派遣する。 （削除）

46	・教育研修課が指定するテーマについて、一緒に研究したい教職員を募集し研究する「授業をカエル LABO」を設ける。研究した内容は「Google Chat」での発信等をとおして、公開予定。 4. 研修の受講 【取組例】 ○市教育委員会及び府教育庁が実施する研修だけでなく、OKUTEP の積極的かつ有効的な活用が考えられる。	(削除) ○市教育委員会及び府教育庁が実施する研修だけでなく、全国教員研修プラットフォーム「Plant」や教員生涯学習プラットフォーム「OZONE-EDU」の積極的かつ有効的な活用が考えられる。
----	--	---

【基本方策4】「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

ページ	令和6年度版	令和7年度版
49	1-1.校内体制の充実	1-1.校内体制の充実
	【取組例】	【取組例】 【新規追加】 ○どの学級にも多様な支援を必要とする児童・生徒が在籍していることを前提とした、校内支援委員会の役割を十分に果たせる校内体制を整える。
50	1-3 障害のある児童・生徒の教育課程の充実	【新規追加】 【取組例】 ○特別の教育課程を編成する際には、児童・生徒の実態を的確に把握し、本人の実態に即すように、客観的根拠となる教育支援ソフト等を積極的に活用し、アセスメントを行うことが考えられる。 ○知的障害である児童・生徒に教育を行う際、障害の状況等を考慮し、各教科の目標や内容を下学年の目標や内容に替える、各教科を特別支援学校（知的障害）の各教科に替える等、当該児童・生徒の実態に応じた教育課程を編成し、きめ細やかな指導を工夫する必要があるが重要となる。 ○特に必要がある時は、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて指導を行うことができる。 ○児童・生徒の資質・能力も育成に向けて、一人一人の特性や学習進度、学習達成度等に応じて、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供や設定を行う。

【基本方策5】幼児教育の充実

ページ	令和6年度版	令和7年度版
53	また、 私立 幼稚園・保育所（園）、認定こども園、 小中学校との連携や交流を積極的に推進し、特に小学校教育との一層の円滑な接続を図ります。	また、 幼児期（幼稚園・保育所（園）、認定こども園等）、児童期（小学校）の教育の円滑な接続・連携を図り、学びや発達の連続性を踏まえた取り組みを推進します。
54	1. 就学前教育の推進 【指示事項】 （3）幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保こ小連携担当者を中心に教員が連携し、合同研修会や授業参観等を実施するなどし、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の教育課程等を共有するなど相互理解を深め、架け橋期のカリキュラム表作成に向け、小学校教育との円滑な接続を図ること。	1. 就学前教育の推進 【指示事項】 （3）幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保こ小連携担当者を中心に教員が連携し、合同研修会や授業参観等を実施するなどし、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の教育課程等を共有するなど相互理解を深め、校区で作成した架け橋期のカリキュラム表を活用しながら、小学校教育との円滑な接続を図ること。

【基本方策6】社会に開かれた学校づくりの推進

ページ	令和6年度版	令和7年度版
55	また、幼児・児童・生徒が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みやコミュニティ・スクール等、学校園運営に地域住民や保護者が参画する体制のさらなる充実を図ります。	また、幼児・児童・生徒が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みの構築やコミュニティ・スクール等、学校園運営に地域住民や保護者が参画する体制のさらなる充実を図ります。
57	【取組例】 ○学校園と保護者との連絡体制の充実につなげるために、ミルメールの効果的な利用や ICT 等を活用した双方向の連絡手段を活用する。	【取組例】 ○学校園と保護者との連絡体制の充実につなげるために、ICT 等を活用した双方向の連絡手段を活用する。

【基本方策7】学びのセーフティネットの構築

ページ	令和6年度版	令和7年度版
58	幼児・児童・生徒が安全で安心して学べる 体制の構築 に努めます。	幼児・児童・生徒が安全で安心して学べる 環境づくりに 努めます。
60	1-2.安全教育の推進 【取組例】 ○小学校においては、「 PUSH～いのちの授業 」を実施する。	○小学校においては、「 救急入門コースジュニア 」を実施する。 中学校においては、「救急入門コース」「普通救命講習」を実施する。
61	1-3 登下校の安全確保及び交通安全の推進 【指示事項】 (1) 保護者、地域、関係機関と連携しながら、登下校時の、一層の安全確保に努めること。	(1) 保護者、地域、関係機関と連携しながら、登下校時の 安全確保等 、一層の 交通安全の推進 に努めること。
62	15. 生徒指導について 1. 校内生徒指導体制の確立 【指示事項の補足説明】	・いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、適切に記録し、組織的な対応を行うとともに、市教育委員会に報告するよう留意すること。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家と積極的に連携し、子どものアセスメントを深めるよう留意すること。 ・事案等への対応においては、事実関係を正確に把握した上で、ケース会議を実施するなど方針を決定し組織的な対応を行うよう留意すること。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家との協働による家庭・地域への働きかけ、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努めるよう留意すること。
	1-1. 組織的な取組の推進 【指示事項の補足説明】 ・いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、適切に記録し、組織的な対応を行うとともに、	※1-1. 組織的な取組の推進から移動

	市教育委員会に報告するよう留意すること。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家と積極的に連携し、子どものアセスメントを深めるよう留意すること。 ・事案等への対応においては、事実関係を正確に把握した上で、ケース会議を実施するなど方針を決定し組織的な対応を行うよう留意すること。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家との協働による家庭・地域への働きかけ、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努めるよう留意すること。 ※1. 校内生徒指導体制の確立へ移動 【指示事項の補足説明】 ・発達支持的生徒指導を推進するにあたっては、生徒指導提要にある「生徒指導の実践上の視点」に留意し、多様な教育活動を通して行うよう留意すること。	
63	1-2. 教育相談体制の充実 【指示事項の補足説明】 ・SNS や電話等で相談できる相談窓口を周知し、児童・生徒の援助希求能力を高める為の一助とするよう留意すること。	・発達支持的生徒指導を推進するにあたっては、生徒指導提要にある「生徒指導の実践上の視点」に留意し、授業や学校行事等、多様な教育活動を通して行うよう留意すること。
64	【支援事項】	・SNS や電話等で相談できる相談窓口を周知するなどし、児童・生徒の援助希求能力を高める為の一助とするよう留意すること。また、教職員が児童・生徒の SOS を受け止める能力を高める取組を実施すること。 【新規追加】 ・児童・生徒の援助希求能力を高める取組や教職員が児童・生徒の SOS を受け止める取組を実施するにあたっては、スクールカウンセラーを活用する。

65	2.不登校児童・生徒への支援 【指示事項の補足】 ・不登校児童・生徒への対応にあたっては、児童・生徒のアセスメントを丁寧に行い、教育機会の確保を図るよう留意すること。 ・児童・生徒のアセスメントにあたっては、校内ケース会議等において児童・生徒の状況を十分に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる支援体制を整えるよう留意すること。 【支援事項】	・不登校児童・生徒への対応にあたっては、児童・生徒のアセスメントを丁寧に行い、教育機会の確保を図るよう留意すること。また、児童・生徒のアセスメントにあたっては、校内ケース会議等において養護教諭や支援教育コーディネーターなど多角的な視点から児童・生徒の状況を十分に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる支援体制を整えるよう留意すること。 上記項目へ移したため削除 【新規追加】 ・個々の不登校の状態等に応じて、教育支援センターやフリースクール等の民間団体等と連携しながら、児童・生徒にあった支援につなげること。また、これらの機関や自宅等での学習の評価を適切に行うこと。その際、在籍する学校の教育課程上、適切と判断できる学習内容とすることや、保護者との十分な協力関係を保つこと、不登校児童・生徒本人との関わりを継続することを指導すること。 【新規追加】 ・教育支援ルーム指導員の全校配置、教育支援センターからの情報発信や交流会の実施により、各校の校内教育支援ルームの充実をサポートする。
----	---	---

67	16. いじめについて 1. いじめの未然防止 【指示事項の補足説明】 ・インターネット・SNSを介したいじめについては、児童・生徒の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付けるとともに、研修等により教職員が正しい理解を深め、保護者への啓発にも留意すること。	・いじめ（インターネット・SNSを含む）については、研修等により教職員が正しい理解を深め、年度当初に児童・生徒や保護者に説明するとともに、啓発に努めること。
----	--	---

【基本方策8】学びを支える教育環境の充実

ページ	令和6年度版	令和7年度版
69	学校園施設の維持改善や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境の整備を推進する。	学校園施設の更新や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境の整備を推進します。
70	17. 教育環境の活用について 1. 教育環境 【指示事項】 (2) 様々な理由で学校に登校できない児童・生徒に対して、ICT を効果的に活用した取り組みを行うこと。 (3) ICTを取り扱うにあたり、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿った情報リテラシーを身に付け、活用すること。 【指示事項の補足説明】 授業や家庭学習において、個別最適・協働的な学びの一層の充実を実現するため、児童・生徒が1人1台端末を文房具として積極的に活用したり、校務にICTを積極的に活用したりするなど、教育の情報化を推進するよう留意すること。その際、情報セキュリティや個人情報の取り扱いに留意すること。 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年3月)	【指示事項】 (2) 様々な理由で学校に登校できない児童・生徒の学びを止めないために、ICT を効果的に活用した取り組みを積極的に行うこと。 【新規追加】 (3) 1人1台端末の活用にあたっては、「いつでも・どこでも・つながる」セルラー通信の利点を十分に活用し、屋外(運動場や校庭等)や校外学習等で、児童・生徒がクラウドを活用して他者参照や共同編集により、深い学びにつながる取り組みを行うこと。 (4) ICTを使用して、個人情報や情報資産を適切に取り扱うにあたっては、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿った情報リテラシーを身に付けること。 【指示事項の補足説明】 授業や家庭学習において、セルラー通信の利点を十分に活用しながら、個別最適・協働的な学びの一層の充実を実現するため、児童・生徒が1人1台端末を文房具として積極的に活用したり、校務にICTを積極的に活用したりするなど、教育の情報化を推進するよう留意すること。個人情報を取得する際は、その必要性、妥当性及び取得方法を十分に検討し、利用目的の通知等について適切に行うこと。また、情報セキュリティや個人情報の取り扱いに留意すること。 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和6年1月)

71	2. 学校園施設、設備の維持管理 【指示事項の補足説明】	2. 学校園施設、設備の維持管理 【新規追加】 【指示事項の補足説明】 ・教室の運用にあたっては、「教室の活用基準」の主旨を踏まえて対応を行うこと。
72	4. ICT 機器の管理・運用 【指示事項の補足説明】 ・ICT 機器の管理、運用について、校内情報セキュリティ責任者の管理の下、ICT環境整備担当者やICT支援員などと協力して組織的に進めるよう留意すること。	4. ICT 機器の管理・運用 【指示事項の補足説明】 ・ICT 機器の管理、運用について、校内情報セキュリティ責任者の責任の下、校内情報セキュリティ管理者や校内情報セキュリティ担当者などが中心となり、ICT 支援員と協力して組織的に進めるよう留意すること。

【基本方策9】生涯学習の推進と図書館の充実

ページ	令和6年度版	令和7年度版
74	【指示事項の補足説明】 【取組例】	【指示事項の補足説明】 【新規追加】 ・ 学校図書館を活用した学習を進める際には、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を参考に、小中学校9年間を見据えた体系的な指導に努めること。 【取組例】 【新規追加】 ○学校図書館を活用した学習については、「学校図書館を充実・活用するためのモデル校」の実践事例等も参考にする。

【基本方策10】文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

ページ	令和6年度版	令和7年度版
78	1. 放課後の安全な居場所づくりと保護者が安心して就労できる環境の整備 【指示事項の補足説明】	【新規追加】 ・児童の居場所の確保については、「教室の活用基準」を踏まえた学校施設の有効活用を図るとともに、図書室や体育館等の利用についても積極的に行うこと。

令和 7 年（2025年）第 3 回 枚方市教育委員会 定 例 会 議 案 書

（追 加）

案 件 名		
	報告第79号	委任を受けて執行した事項の報告について （１）生徒指導について④
	報告第80号	委任を受けて執行した事項の報告について （１）生徒指導について⑤
	報告第81号	委任を受けて執行した事項の報告について （１）生徒指導について⑥
	報告第82号	委任を受けて執行した事項の報告について （１）生徒指導について⑦
	報告第83号	委任を受けて執行した事項の報告について （１）生徒指導について⑧

○開催日時 令和 7 年（2025年）3 月24日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

教育委員会の活動状況（令和7年2月5日～3月18日分）

日程		会議・行事等	場所	出席者
2月6日	木	教頭会	輝きプラザきらら	谷元教育長
2月7日	金	令和7年第2回教育委員会定例会・協議会	輝きプラザきらら	谷元教育長 近藤・中西・大中教育委員
2月13日	木	架け橋プログラムに係る管理職研修	輝きプラザきらら	谷元教育長
2月14日	金	人権擁護委員との面談	輝きプラザきらら	谷元教育長
2月14日	金	第62回枚方市学校保健研究大会	輝きプラザきらら	谷元教育長
2月15日	土	MuChat Hirakata（旧:枚方英語村）	関西外国語大学中宮キャンパス	近藤教育委員
2月17日	月	教育子育て委員協議会	枚方市役所	谷元教育長
2月18日	火	教育政策会議	輝きプラザきらら	谷元教育長 近藤・中西・大中教育委員
2月18日	火	令和6年度市町村教育委員会教育長会議	ホテルアウィーナ大阪	谷元教育長
2月19日	水	園長会	輝きプラザきらら	谷元教育長
2月20日	木	全員協議会	枚方市役所	谷元教育長
2月21日	金	北河内地区教育委員会員研修会の決算報告	輝きプラザきらら	谷元教育長
2月25日	火	3月定例月議会（本会議）	枚方市役所	谷元教育長

日程		会議・行事等	場所	出席者
2月25日	火	初任者研修閉講式	輝きプラザきらら	谷元教育長
2月26日	水	公開授業（禁野小学校外国語直山教授による提案授業）	禁野小学校	谷元教育長
2月26日	水	ひらかた平和フォーラム	枚方市総合文化芸術センター関 西医大大ホール	谷元教育長
2月27日	木	校長会	輝きプラザきらら	谷元教育長
2月27日	木	教育委員会等表彰状贈呈式	輝きプラザきらら	谷元教育長 近藤・中西・大中教育委員
2月28日	金	10年目研修閉講式	輝きプラザきらら	谷元教育長
3月1日	土	MuChat Hirakata（旧:枚方英語村）	関西外国語大学中宮キャンパス	谷元教育長 中西・大中教育委員
3月1日	土	平和の燈火	ニッペパーク岡東中央	谷元教育長
3月4日	火	3月定例月議会（代表質問）	枚方市役所	谷元教育長
3月5日	水	3月定例月議会（代表質問）	枚方市役所	谷元教育長
3月6日	木	3月定例月議会（本会議）	枚方市役所	谷元教育長
3月10日	月	教育政策会議	輝きプラザきらら	谷元教育長 近藤・中西・大中教育委員
3月10日	月	教育委員会等表彰状贈呈式	輝きプラザきらら	谷元教育長 近藤・中西・大中教育委員

日程		会議・行事等	場所	出席者
3月11日	火	市民文化賞贈呈式	枚方市役所	谷元教育長
3月12日	水	予算特別委員会	枚方市役所	谷元教育長
3月13日	木	予算特別委員会	枚方市役所	谷元教育長
3月14日	金	中学校卒業式	枚方市立中学校	谷元教育長 近藤・中西・大中教育委員
3月17日	月	予算特別委員会	枚方市役所	谷元教育長
3月18日	火	小学校卒業式	枚方市立小学校	谷元教育長 近藤教育委員
3月18日	火	感謝状贈呈式（株式会社グランツ）	枚方市役所	谷元教育長

令和 7 年第 3 回 枚方市教育委員会定例会 会議録			
開会	令和 7 年 3 月 24 日午前 10 時 00 分	閉会	令和 7 年 3 月 24 日午前 11 時 44 分
休憩	11 時 00 分～11 時 18 分		
日程	議案番号	案 件	結果
1	報告第 69 号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）の意思決定について	承認
2	報告第 70 号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（枚方市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について）の	承認
3	報告第 71 号	臨時代理事項の報告について (1) 教育委員会表彰の実施について	承認
4	報告第 72 号	臨時代理事項の報告について (1) 令和 7 年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則の制定について	承認
5	報告第 73 号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について	承認
6	報告第 78 号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について	聴取
7	議案第 23 号	枚方市学校整備計画（第 2 期実施計画）の策定について	可決
8	議案第 24 号	枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画の策定について	可決
9	議案第 25 号	令和 7 年度学校園の管理運営に関する指針の策定について	可決
10	報告第 74 号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について（令和 5 年 4 月 25 日報告分）	聴取
11	報告第 75 号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について①	聴取
12	報告第 76 号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について②	聴取
13	報告第 77 号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について③	聴取

14	報告第79号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について④			聴取
15	報告第80号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について⑤			聴取
16	報告第81号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について⑥			聴取
17	報告第82号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について⑦			聴取
18	報告第83号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について⑧			聴取
構成員	教 育 長	谷 元 紀之	構成員	教 育 委 員	中西 悠子
	教 育 委 員	近藤 孝		教 育 委 員	大中 智恵
説明員	理 事	乾 口 里美	説明員	都市整備部副参事 (施設整備担当)	津熊 聖博
	副 教 育 長	岩谷 誠		学校教育部副参事 (学校総合支援担当)	中野 雅央
	総 合 教 育 部 長	今市 将和		公立保育幼稚園課長	中道 直岐
	学 校 教 育 部 長	新保 喜和		施 設 計 画 課 長	森 清太郎
	子ども未来部長	田中 哲夫		教 育 政 策 課 長	笠井 二郎
	都 市 整 備 部 長	中村 克俊		放課後子ども課長	交久瀬 有里
	総合教育部次長	大西 佳則		児 童 生 徒 課 長	倉田 仁司
	学校教育部次長	河田 典子		教 育 研 修 課 長	永山 宜佑
	学校教育部次長	井手内 太吾		学 校 支 援 課 主 幹 (教育支援専門官)	木村 聡
	子ども未来部次長	松下 秀人	記 録	教 育 政 策 課 課 長 代 理	高松 健大
	都市整備部次長	新田 一嘉	傍聴の人数		1人

- 谷元教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。今市総合教育部長。
- 今市総合教育部長 委員の出席状況について報告します。本日の会議は、全員出席でございます。以上、報告を終わります。
- 谷元教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第3回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。続いて、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において中西委員を指名いたします。

なお、本日は追加議案として、報告第79号から報告第83号「生徒指導について④～⑧」が提出されており、日程14から18として追加したいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは日程に入る前に、教育委員会の活動状況について報告します。前回、定例会で報告した以降の委員の活動状況については、お手元の資料のとおりです。

今回は、大中委員から3月1日のMuChata Hirakataについてご報告いただきます。それでは、大中委員、よろしくお願いいたします。

- 大中委員 3月1日関西外国語大学中宮キャンパスで開催されたMuChata Hirakataを視察しました。

昨年の枚方英語村から名称を変更し、「mutual understanding（相互理解）」をテーマに「chat（おしゃべり）」を通して楽しく学ぶイベントとして実施されました。2月15日に続いて、今年2回目の開催で小学3年生から中学2年生まで約50名が参加しました。当日は留学生と外大生、約20名のご協力がありました。自己紹介やゲームで緊張をほぐした後、小中学生と留学生が協力してミッションを達成するウォークラリーに挑戦しました。子どもたちがキャンパス内に8か所設置されたクイズや写真撮影のミッションを懸命にこなしながら、英語で会話しつつ、楽しく活動する姿が印象的でした。エアライン演習室は本物の飛行機内を再現した空間で、記念撮影を楽しむ場面もありました。クイズは、関西外大には9月と12月に留学生が来ますという問題の正誤を答えるもので、子どもたちにも答えが分からなかったようですが、サポート役の外大生から留学生に英語で聞いてみようかと促され、どんなふうに聞いたらいいか教えてもらい、英語で質問できていました。また大教室では、関西弁を英語で教えるというユニークなミッションがあり、小学生たちは「さいなら」、「ほんま」、「なんぼ」といった関西弁を留学生に教えるのに大苦戦でした。どんな場面でその関西弁を使うのかシチュエーションをサポート大学生がうまく作ってくれ、留学生との交流がショートコントのような形で盛り上がっていました。そのほか、人文字や異文化理解のミッションもあり、子どもたちは広いキャンパスを元気に動き回っていました。このイベントの素晴らしいところは、必ずしも英語が得意でなくても楽しめる点です。外大生から分からない表現を教わったり、励ましてもらったりといった優しいサポートを受けながら、子どもたちは実際に英語で話し、留学生とのコミュニケーションを楽しんでいました。日本人の英語能力は、国際的に見て低いものであるということは様々なランキングでも知られています。日本では2022年より小学校3年生から英語教育が始まっており、今後は、学習時間の増加に伴って、英語能力の改善がなされると予想されます。しかし、英語が話せなくても困らないという生活環境にある子どもが大多数である中、そのモチベー

ションを高めるには何より実際に話してコミュニケーションがとれたという経験が大切ではないかと思います。MuChata Hirakataはその点に非常に効果的な取り組みだと感じました。今後も継続的に開催され、多くの児童・生徒が経験を積んでくださることを期待しております。以上です。

○谷元教育長 ありがとうございます。教育委員会の活動報告については以上です。

それでは日程1、報告第69号、「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）の意思決定について」を議題とします。

説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第69号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。議案書5ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

6ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」にございます、臨時代理第36号でございます。

議案書7ページをご覧ください。臨時代理第36号、「議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）の意思決定について」ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和7年2月17日付けで教育長が臨時代理したものでございます。「1. 臨時代理の内容」でございますが、本市の教育職給料表につきましては、大阪府の教育職給料表に準じた取り扱いとしていますが、令和6年12月20日に大阪府の教育職給料表が改定されました。これに伴いまして、枚方市職員給与条例等の一部改正につきましても所要の改正を行うものでございます。

8ページをご覧ください。改正内容につきましては「枚方市職員給与条例の一部改正」として、別表第5を9ページから11ページのように改めます。

12ページをご覧ください。次に「枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正」として、別表第4を、13ページから15ページのように改めます。

議案書16ページをご覧ください。附則といたしまして、第1項におきまして「この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中、枚方市職員給与条例別表第5の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。」とし、第2項におきまして「第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例、以下「新給与条例」と申し上げます。別表第5の規定は、令和6年4月1日から適用する。この場合において、同条の規定による改正前の枚方市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は前項ただし書に規定する規定の施行の日以後最初の給料の支給の日に支給する。」としています。

以上、簡単ではございますが臨時代理第36号の説明とさせていただきます。

報告第69号「臨時代理事項の報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

これから報告第 69 号を裁決します。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程 2、報告第 70 号「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（枚方市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について）の意思決定について」を議題とします。説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第 70 号、「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書 17 ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書 18 ページをご覧ください。ご報告いたしますのはページ中ほどの臨時代理第 37 号でございます。

議案書 19 ページをご覧ください。臨時代理第 37 号「議会の議決事項（枚方市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について）の意思決定について」ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 7 年 2 月 21 日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

「1. 臨時代理事項の内容」でございますが、いじめ防止対策推進法に基づく組織を同一条例に集約し、各組織がそれぞれの役割の下、連携強化を図り、総合的かつ一体的に対策を実行していくことを目的として「いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」を制定するものでございます。

20 ページをご覧ください。枚方市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例につきまして、本条例は目次にありますとおり、第 1 章に「総則」、第 2 章に「枚方市いじめ問題対策連絡協議会の設置等」、第 3 章に「附属機関の設置等」としまして、「枚方市学校いじめ対策審議会」、「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」、「枚方市いじめ問題再調査委員会」に関する規定を第 1 節から第 3 節に規定し、第 4 章に「雑則」、最後に「附則」という構成になっております。

まず、第 1 章に、総則としまして「いじめ防止対策推進法」等に基づき、同法に規定される組織を本市に設置するにあたり運営等に関する事項を規定する条例であることをうたっています。

第 2 章は、市長公室、人権政策課を事務局とする「いじめ問題対策連絡協議会」の設置に関する事項を規定しております。

次に、第 3 章に「附属機関の設置等」としまして、第 1 節に「枚方市学校いじめ対策審議会」について規定しております。同審議会につきましては、教育委員会の附属機関として、現在「枚方市附属機関条例」に規定し、運用をしております。今回、いじめ問題対策連絡協議会等設置条例に組み入れることで、同審議会の組織や運用について変更点などはございません。

21 ページをご覧ください。第 3 章、第 2 節の「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」の規定について説明いたします。現在、本調査委員会は「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例」

の規定により、教育委員会の附属機関として設置、運営しています。今回の条例制定では、第 12 条において、委員定数を 5 人以内に見直し、あわせまして調査事案ごとに合議体を形成して調査にあたるものとなりました。これにより複数の事案を並行してそれぞれの合議体で調査することが可能となります。

22 ページをご覧ください。第 3 節には、先ほど触れましたとおり市長の附属機関であります「枚方市いじめ問題再調査委員会」に関して規定しております。

続きまして、第 4 章に「雑則」としまして、内容につきましては記載のとおりでございます。

最後に「附則」におきまして、施行日は令和 7 年 4 月 1 日とします。また、現行の「枚方市附属機関条例」の改正、及び「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例」の廃止について規定いたしました。

以上、簡単な説明でございますが、臨時代理第 37 号の説明とさせていただきます。

報告第 70 号「臨時代理事項報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

これから報告第 70 号を採決します。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程 3、報告第 71 号「臨時代理事項の報告について（1）教育委員会表彰の実施について」を議題とします。説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第 71 号「臨時代理事項の報告について」ご説明いたします。

議案書 24 ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書 25 ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、ページ中ほどの臨時代理第 38 号でございます。

26 ページをご覧ください。臨時代理第 38 号「教育委員会表彰の実施について」ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 7 年 2 月 26 日付けで、教育長が臨時代理したものでございます。

表彰の内容でございますが、議案書 27 ページをご覧ください。教育委員会が行う表彰につきましては、令和 5 年 10 月に「枚方市教育委員会表彰規程」の全部改正を行うとともに、新たに「要領」を制定し教育長表彰の制度を設けるなど、児童・生徒などの優れた業績や模範的な行動などについて、教育委員会として積極的に表彰していくこととしたところでございます。今回は、令和 6 年度に市民スポーツ賞、若しくは市民文化賞を受賞し、または国際的、若しくは全国的な規模及び水準において行われた競技会、コンクール等において優勝を果たされた児童・生徒また

は団体に対し教育委員会表彰を実施したものでございます。

それでは、表彰対象者について、表の記載に従いお名前と在籍校等をご紹介させていただきます。

津田中学校3年の高田美雨さん、さだ中学校2年の鈴木美里さん、第二中学校1年の久保田蓮斗さん、桜丘小学校5年の浅田明希さん、長尾西中学校3年の杉下華子さん、東香里中学校3年の石上勇斗さん、枚方小学校4年の松井統子さん、伊加賀小学校2年の大番樹愛さん、そして、関西創価小学校で8名の児童・生徒と1つの団体となっております。

いずれの表彰対象者も、各分野における国際的または全国的な大会での優勝という抜群の成績を残されております。なお、以上の表彰対象者に対する表彰状につきましては贈呈式において既に贈呈済みでございます。

以上、簡単ではございますが臨時代理第38号のご説明とさせていただきます。

報告第71号「臨時代理事項報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

これから報告第71号を採決します。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程4、報告第72号「臨時代理事項の報告について（1）令和7年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則の制定について」を議題とします。説明を求めます。田中子ども未来部長。

○田中子ども未来部長 ただいま上程いただきました報告第72号、臨時代理事項の報告についてご説明申し上げます。

議案書28ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

29ページをご覧ください。ご報告いたしますのはページ中ほどの臨時代理第39号でございます。

30ページをご覧ください。令和7年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則の制定についてでございますが、本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和7年3月10日付けで教育長が臨時代理をしたものでございます。本規則の制定は、令和7年4月からの公立幼稚園への入園申込みにおいて、枚方市立香里幼稚園及びさだ幼稚園で待機となる児童が発生していることから、令和7年度に限り、当該幼稚園の3歳児の定員を変更するものでございます。

32ページをご覧ください。制定内容といたしましては規則本文にございますとおり「枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則別表の規定にかかわらず、令和7年度に限り、次の表の左欄に掲げる幼稚園の3歳児の定員は、それぞれ同表の右欄に定める人数とする。」とし、枚方市立香

里幼稚園の3歳児の定員を25人から26人に変更するとともに、さだ幼稚園の3歳児の定員につきましても26人とするものでございます。最後に附則でございますが、本規則は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、報告第72号「臨時代理事項の報告について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

これから報告第72号を採決します。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程5、報告第73号「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について」を議題とします。説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第73号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書の33ページをご覧ください。報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務としまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

34ページをご覧ください。報告はページ中段に記載の「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書35ページをご覧ください。臨時代理第40号、「議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について」説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和7年3月10日付けで教育長が臨時代理したものでございます。「1. 臨時代理の内容」といたしましては、令和7年度から中学校教科書を改訂することから、教員等の教科書及び指導書を購入するものであります。

当該書籍の購入については、購入総額が2,000万円を超えることから、市議会の議決を要する契約議案となり、市議会において可決された後に本契約を締結し当該書籍を取得するものであります。

それでは、財産取得の内容を説明します。議案書36ページをご覧ください。まず「1. 取得物件」につきましては、枚方市立中学校教科書及び指導書でございまして、教科書3,480冊、指導書748冊、デジタル指導書506ライセンスであります。この教科書・指導書の取得につきましては、取り扱える書店が受持ち学校を含めて決められていることから、3つの書店とそれぞれ契約することにより取得することとなります。したがって、その1としまして、教科書2,190冊、指導書476冊、デジタル指導書322ライセンス。その2としまして、教科書783冊、指導書170冊、デジタル指導書115ライセンス、その3としまして、教科書507冊、指導書102冊、デジタル指導書69ライセンスを、それぞれの書店から取得するものでございます。

次に「2. 契約先」につきましては、その1としまして、枚方市岡本町6番1-103号株式会

社 野村呼文堂、代表取締役 野村宜孝。その2としまして、枚方市星丘2丁目3番25号アイアイ書店、周防太嘉子。その3としまして、交野市倉治6丁目10番18号岡澤商店、加地順子でございます。

次に「3. 取得金額」につきましては、総額は4,062万2,469円であり、内訳としまして、その1が、2,583万6,586円、その2が、922万7,575円、その3が、555万8,307円でございます。

次に「4. 用途」及び「5. 目的」につきましては、学習指導要領にのっとった教育課程を円滑に実施するために、枚方市立中学校における授業実施及び教材研究等に使用するものでございます。

次に「6. 契約条項その他」につきましては記載のとおりでございます。

38ページ及び39ページに参考資料といたしまして、書店ごとの施設別取得物件一覧を添付しておりますので、ご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第40号の説明とさせていただきます。

報告第73号につきまして、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

これから報告第73号を採決します。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程6、報告第78号「委任を受けて執行した事項の報告について(1)令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」を議題とします。説明を求めます。

新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第78号「委任を受けて執行した事項の報告について」ご説明いたします。議案書40ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第4条第2号の規定により教育委員会に報告するものでございます。

41ページをご覧ください。1. 報告事項は、「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果」について、2. 内容につきましては、別紙1でご説明いたします。

別紙1の3ページをご覧ください。昨年度に比べますと、国・府平均を越えている種目は増えています。太い枠で囲っている種目は全国平均を越えているものでございます。小学校では、50m走では男女ともに、上体起こしでは男子において全国平均を上回っています。

中学校では、50m走では男女ともに、ハンドボール投げでは男子において全国平均以上の結果となっています。

また、小学校では全8種目のうち男子は4種目、女子は3種目で、中学校では全9種目のうち、男子は6種目、女子は4種目で、それぞれ大阪府平均を上回っております。

4ページをご覧ください。国平均には届いていないものの、令和6年度にかけて大きく数値の上昇が見られた種目の経年比較です。特に反復横跳びについて、小中学校、男子女子ともに大きく記録が伸びております。

5ページをご覧ください。小学校での取り組みの好事例を掲載しています。開成小学校では、

運動機会を増やすため、子どもが運動したくなる環境を整備したり、イベントを企画したりしております。五常小学校では、授業最初の5分間を充実させ、前年度に課題のあった領域の運動に1年間取り組めるようにしています。桜丘小学校では、家庭や地域の方にも子どもたちの運動能力について見てもらう機会を持っているなど各学校に工夫が見られます。

6ページをご覧ください。こちらは、7ページ、8ページで示しているクロス集計表の見方です。

7ページをご覧ください。質問紙と運動能力の相関関係を調べたものがございます。「体育の授業が楽しい」と感じているほど体力合計点の平均が高くなっています。

8ページをご覧ください。上の表は、体育・保健体育の授業を楽しいと答えた児童・生徒が、どんなときに楽しいと感じるかを示しています。下の表は、体育・保健体育の授業をあまり楽しくないと答えた人が、どんなときに楽しいと感じるかを示しています。「色々な種目を体験する」や「記録への挑戦」については、運動が好きと答えた人へのみ肯定的回答が見られますが、「できなかったことができるようになる」や、「友だちと交流・協力できること」については運動の好き嫌いにかかわらず高い数値が出ております。

9ページをご覧ください。運動習慣調査の結果分析です。上の表では、枚方市の体育の授業におけるタブレットの活用率の高さが表れています。下の表では、保健の授業で学習したことに気を付けながら生活できていると答えた児童・生徒が全国平均程度であることが示されております。

10ページをご覧ください。令和6年度から体力向上推進研究校となった開成小学校の取り組みを紹介しております。ICTを活用して対話や振り返りをするを重点項目の一つとして取り組んでおります。体力テストを全校挙げて行うなど、着実に運動機会が増えております。

次ページ以降に、資料を添付しています。今後の予定といたしまして、別紙1「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果」を枚方市ホームページに掲載する予定でございます。以上、報告第78号「委任を受けて執行した事項の報告について」の説明とさせていただきます。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。中西委員。

○中西委員 50m走の記録が国平均を小学5年も中学2年も超えているなど、一定枚方市の子どもたちの特長が表れているのではないかと思います。体育・保健体育の授業におけるICTの活用率の高さについても、走り方、跳び箱の跳び方、マット運動のコツの動画を視聴する、自分の演技を撮影して振り返るなど効果的な活用が進んでいます。また、体育の授業で使ったタブレットを家に持って帰って、自分の演技動画を家族に見せて家での話題の一つにしているという話も聞いています。こうした成果がある一方で、運動が苦手な児童・生徒や、運動習慣の少ない児童・生徒へはどのような働きかけが行われていますか、お伺いします。

○谷元教育長 井手内学校教育部長。

○井手内学校教育部長 7ページにあるように一定数、体育の授業に対して楽しくないと感じている児童・生徒がおり、年齢と共に増加傾向にあるという点につきまして課題として捉えています。

一方、8ページの質問紙調査からは、運動が好きかどうかの質問に対し否定的である児童・生徒であっても「できなかったことができるようになる授業」や「ICTを活用しながら友だちと

交流し合える授業」は楽しいと感じていることが分かります。以上のことから、できなかったことができるようになるような授業づくり、ＩＣＴを活用しながら友達と交流し合える授業づくりが大切であると捉えています。このような授業づくりを推進するため、小学校と中学校の教員が一堂に会し、これらの授業づくりや体力向上に関する取り組みを小中学校間で共有したり、指導法や安全安心の授業づくりについて共に考えたりする機会を設けています。

また、教育研修課と課を越えた連携を行いながら、運動が苦手な児童・生徒や運動習慣の少ない児童・生徒でも思わず取り組んでみたいと思えるようなショート動画や遊びの中で取り組めるような運動動画の配信など様々な形で取り組みを進めています。

○谷元教育長 中西委員。

○中西委員 運動能力や運動感覚については、小学校低学年の頃からの経験が非常に大切です。この時期に多様な動きを経験させてもらえることで、生涯にわたっての運動能力の基礎が育まれます。そういった視点からも、体育に関する研修を小中学校合同で行い、先生方の得意分野を交流し合うことで授業改善を図り、体を動かすことが好きな児童・生徒が増えてほしいと思います。引き続き、取り組みの推進をよろしくをお願いします。

○谷元教育長 他に質疑はございませんか。これをもって質疑を終結します。以上をもって、報告第 78 号の聴取を終結します。

続きまして、日程 7、議案第 23 号「枚方市学校整備計画（第 2 期実施計画）の策定について」を議題とします。説明を求めます。中村都市整備部長。

○中村都市整備部長 ただいま上程いただきました議案第 23 号「枚方市学校整備計画第 2 期実施計画の策定について」、提案理由をご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の 42 ページをご覧ください。本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。「1. 内容」につきまして、別紙にてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、右上別紙 2 と記載の資料をご覧ください。まず、右下のページ番号 3 ページから 8 ページの「第 1 章枚方市学校整備計画の基本的な考え方」をご覧ください。本章では、学校整備計画の目的や位置づけ、基本的な考え方に基づく整備方針や整備計画の推進体制などを記載しております。

次に、右下記載の 4 ページをご覧ください。「1-1 計画の目的」では、学校施設の整備につきましては、中長期的な視点から財政負担の軽減を考慮し、時代のニーズに適した教育環境の質的向上等の観点を合わせた効果的・効率的な施設整備を図るため、令和 2 年 3 月に「枚方市学校整備計画」を策定し、学校施設の総合的かつ計画的な整備や保全の推進に向け、取り組みを進めているところでございます。

「1-2 計画の位置づけ」では、整備計画が第 5 次枚方市総合計画における基本目標及び教育委員会における教育目標の達成に向けた取り組みの方向である「教育施設の整備」「学習環境の充実」に対する施策の計画として位置づけております。

5 ページをご覧ください。「1-3 計画の期間等」の(4)整備計画の実施期間では、学校整備計画自体は、令和 2 年度から令和 36 年度までの 35 年間としており、そのうち実施計画の期間は

5年間ごととし、次期実施計画を策定する際には、検証・見直しを行うこととしております。令和7年度からの第2期実施計画はこれに基づき策定するものです。

6ページをご覧ください。「1－4基本的な考え方」としましては、整備計画では3つの基本方針に基づき、効果的・効率的な施設整備を図ることとしています。このうち「方針1の長寿命化の推進」では、小中学校の校舎は建築後80年で改築することを基本とし、改築時期を迎えるまでは適切なサイクルで長寿命化改修を行うこととしております。

次に右下ページ、9ページから13ページには「第2章第1期実施計画の検証」をお示ししております。この章では、令和2年度からの5年間で取り組んだ内容等を記載しております。

10ページをご覧ください。「2－1第1期実施計画の主な取り組み」では、令和2年度に香里小学校の長寿命化改修工事をはじめ、令和5年度末には全小中学校のトイレの洋式化整備が完了し、現在は、禁野小学校の新校舎整備事業を進めております。また、整備計画外の取り組みといたしましては、「学校施設のエレベーター整備等に関する方針」に基づく整備や体育館への空調設備の整備などの取り組みを進めてまいりました。

12ページをご覧ください。(4)実績効果につきましては、①照明設備のLED化率がグラフでもお示ししておりますように約64%まで向上したことや、②校舎トイレの洋式化が完了しております。

13ページをご覧ください。「2－3新たな課題」では、次期計画で取り組むべき4つの主な課題をお示ししています。内容につきましては、次ページにてご説明させていただきます。

右下ページ番号14ページから28ページには、「第3章第2期実施計画」をお示ししています。本章では、第1期の検証を踏まえて、令和7年度からの5年間で取り組む内容を記載しております。

次に、15ページをご覧ください。「3－1新たな課題への対応」として、先ほど次期計画で取り組むべき課題としてお示しさせていただきました4点を挙げております。

まず(1)脱炭素化の推進につきまして、教室空調の更新及び照明設備のLED化による学校施設のZEB化、また、禁野小学校新校舎整備では、照明や空調などの高効率設備に併せて屋根や外壁の高断熱化によりZEB Readyの達成をめざしております。

16ページをご覧ください。(2)バリアフリー化につきましては、学校エレベーター等の計画的な整備、(3)多様な学習環境への対応では、個別最適な学びや協働的な学びにふさわしい学習環境や教室の確保について記載のほうをしております。(4)事業財源の確保では、各省庁の国庫補助金や有利な起債を積極的に活用し、財政負担の抑制を図ってまいります。

17ページをご覧ください。「3－3概算事業費」といたしまして、学校整備計画にかかる費用や、禁野小学校の新校舎整備、教室空調の更新など今後5年間にかかる事業費を記載しています。(1)学校整備計画では、施設の長寿命化を図るため、これまで実施してきました屋上防水や各種設備の改修、脱炭素化に向けた照明設備のLED化や、要配慮児童生徒が在籍する学校へのエレベーター整備などにかかる5年間の総額といたしまして137億5,000万と見込んでおります。

18ページをご覧ください。(5)小中学校主要事業の見直しには、参考といたしまして(1)

学校整備計画から（４）そのほか工事等までの事業費合計額及び内訳をお示ししております。令和７年度から９年度にかけては、大型事業がピークを迎えることから、学校整備計画事業費の調整等により全体事業費の抑制を図ることとしております。

次に 19 ページから 27 ページには、計画期間内における各小中学校の年度ごとの改修内容をそれぞれお示しのほうをしております。

最後 28 ページをご覧ください。「３－４その他の改修計画等」といたしまして、校舎や体育館以外の留守家庭児童会室や給食調理場、プールなどについても、各施設の個別計画や対応方針との整合や連携を図りながら、効率的、効果的に施設整備を進めてまいります。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第 23 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。討論なしと認めます。

これから議案第 23 号を採決します。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程 8、議案第 24 号「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画の策定について」を議題とします。説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第 24 号「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画の策定について」提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 43 ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

議案書の 44 ページをご覧ください。１．内容につきましては別紙 3 のとおりでございますが、本行動計画は、子どもが心身ともに豊かに成長するために必要な時間・空間・仲間を確保し、安全な小学校を拠点に豊かな放課後を創出することを基本理念とし、国の児童の放課後対策の考え方や「こどもの居場所づくりに関する指針」等を踏まえ、「総合型放課後事業によるすべての児童の居場所づくりの推進」と「総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備」を２つの柱に掲げ、放課後の課題解決に向けた具体的な施策や目標を示すものでございます。

今後、本計画に基づき、放課後児童対策の取り組みを進めてまいります。特に子どもの居場所づくりについては、子どもの視点に立ち、子どもの意見を聴きながら、共に居場所づくりを進めていくことを重視して取り組みを進めてまいります。また、放課後児童対策を計画的に推進するため、庁内委員会や外部審議会などの評価会議体制において、計画に掲げる具体的方策や目標の達成状況等の検証・評価を行いながら将来にわたって子どもにとってより良い居場所となるよう総合型放課後事業の在り方について議論を進めてまいります。

次に、２．参考資料「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画（わかりやすい版）」につきましては、子どもたちと共に居場所づくりを進めていく観点から、子どもたちにも関心を持ってもらえるよう、子どもの権利など計画の趣旨を分かりやすく作成したものです。なお、本行動計

画策定後は、市議会議員や教育委員の皆様に配布するとともに、市ホームページ等を通じて、広く市民に周知を図る予定でございます。

また、わかりやすい版につきましては、児童会室に掲示するなど子どもたちの目に触れやすいよう工夫してまいります。以上、簡単な説明ではございますが、議案第 24 号「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画の策定について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。近藤委員。

○近藤委員 ただいま、事務局から説明いただきましたけれども、子どもが心身ともに豊かに成長するために必要な時間・空間・仲間を確保し、豊かな放課後を創出することを基本理念として、「すべての児童の居場所づくりの推進」と「子育てしやすい環境の整備」を2つの柱に掲げていただき、放課後事業の課題解決に向けた具体的な施策を進めていかれるとのことでした。その間、計画策定に1年を要し様々な議論を重ねていただきました。少子化や核家族の進行、地域のつながりの希薄化が進む中で、放課後に安心して過ごせる「居場所」の確保はこれまで以上に重要性を増しております。放課後の時間は単なる「預かり」の場ではなく、友人との交流や創造的な活動を通じ、多様な経験を積みながら自己を育む機会の提供が求められております。

一方で、アンケート調査等からも明らかになったように、「小1の壁」の問題は依然として深刻です。留守家庭児童会室の利用時間や施設の制約により、仕事と家庭の両立が困難となる家庭も多く、この課題は家庭生活のみならず、社会全体にも大きく影響を及ぼしております。こうした背景のもと、令和5年度より全小学校で総合型放課後事業が開始されました。事業開始から3年目を迎えようとする中で、今回の計画策定の調査においても、運営上の課題や改善の余地が明らかになりました。今後、どのような具体的な施策を講じ、事業を充実させていくのか、また、令和7年度に実施予定の主な施策についてお聞かせください。

○谷元教育長 交久瀬放課後子ども課長。

○交久瀬放課後子ども課長 今回の計画においては、これまでの取り組みをさらに発展させるための具体的な方向性を示しております。特に「すべての子どもに居場所を」ということを大事にしながら、子どもの居場所は、単なる空間ではなく、成長を支える重要な基盤であると認識し、子どもたちの意見を尊重しながら、より充実した放課後環境の整備を進めます。また、保護者の安心を支え、「小1の壁」の克服に向けた施策を推進し、子育てしやすい環境の整備を進めます。

令和7年度は、放課後環境のさらなる向上をめざし、施設整備や支援の拡充に取り組みます。まず、留守家庭児童会室の施設改善として、和式トイレの洋式化や、男女別トイレの設置に取り組むほか、老朽化対策として学校施設の活用を基本に児童数や今後の利用児童数の推移等を見据えた老朽化対策計画の検討を進め、場合によっては専用棟の建て替えも含めた個別の計画を策定します。次に、土曜日の留守家庭児童会室の開室日の拡充について試行を実施し、希望する児童を対象に開室することで、保護者の就労支援を図り、利用実態を検証の上、今後の方向性を検討します。また、長期休業期の昼食提供の拡充として試行の成果を生かし、弁当事業者の拡大を図りながら全校実施に向けた準備を進めてまいります。

○谷元教育長 近藤委員。

○近藤委員 それでは意見を述べさせていただきます。

これまで、この事業につきましては、改善を進めながら、より良い事業としていただきたいをお願いしてまいりました。特に、子どもたちの意見を尊重しながら一人ひとりが安心して過ごせる場を提供し、保護者の負担軽減や「小1の壁」の克服に向けた施策を推進していくという視点は大変重要だと思っております。今回、子どもたちにも居場所づくりに関心を持ってもらうため、計画の趣旨を分かりやすくまとめ、見やすいデザインで作成していただいたわかりやすい版も資料で添付していただきました。可視化して伝えるというのは大変重要であり、子どもたちにも分かりやすくとても良い取り組みと考えます。

令和7年度も、放課後環境のさらなる向上をめざし、施設整備や支援の拡充に取り組んでいただけるようですが、特に施設整備や老朽化対策につきましては、早急な対応が求められるところです。老朽化対策につきましては、学校施設の活用を基本に進めるとのことですが、教室の活用が多岐にわたっている中では、教育委員会事務局で作成した、学校教室を効果的に活用するための考え方をまとめた「教室の活用基準」を踏まえ、学校にも理解を求めた上で、調整して有効活用を図っていただきたいと考えます。施設の環境改善は安全性の確保にも関わる問題でございます。児童の快適な環境を整えるためにも、計画の具体化と早期実施をお願い申し上げます。引き続き具体的進捗状況を示しながら、より良い放課後環境の整備に努めていただくよう重ねてよろしくお願いいたします。

○谷元教育長 ほかに質疑はございませんか。これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。討論はございませんか。討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程9、議案第25号「令和7年度学校園の管理運営に関する指針の策定について」を議題とします。説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま、上程いただきました議案第25号「令和7年度学校園の管理運営に関する指針の策定について」ご説明いたします。

45 ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

1. 内容につきましては別紙4でご説明いたします。この「指針」は、文部科学省の「学習指導要領」等、国の動向や大阪府教育委員会が作成しました「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」等の内容を踏まえ、市立学校園に対する指導・助言の基本方針として示しているものです。

それでは、（別紙4）「学校園の管理運営に関する指針」の右下に記載しているページ番号でご説明をいたします。

2 ページをご覧ください。構成は目次のとおり、枚方市教育振興基本計画の10の基本方策に基づいて取り組みを系統的に整理し、令和7年度を見据え一部内容の変更・追加をしております。基本方策ごとの変更は追記事項について説明させていただきます。なお、文言修正等の変更につ

いては控えさせていただきます。

15 ページからの基本方策 1 をご覧ください。各基本方策のリード文につきましては 1 月に見直しが行われた教育振興基本計画に基づき各内容を見直しました。各方策の内容を焦点化したものとなっています。

18 ページをご覧ください。「1-1. 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実」の【指示事項の補足説明】の中に、掲示ポスターや、授業の基本的な考え方など一人ひとりの「良さを伸ばす教育」への転換、また学びのスタイルの自己決定について明記いたしました。

19 ページをご覧ください。「1-2. 学習の基盤となる資質・能力の向上」において、大阪府からの指導・助言において、新たに追加された内容の中で、枚方市として 1 人 1 台端末や枚方版 ICT 教育モデルの更新に合わせて重要とされるものについて追記しています。

22 ページをご覧ください。「1-3. カリキュラム・マネジメントの充実」の【指示事項の補足説明】において、教科等横断的な視点で資質・能力の育成を図る必要があることから、「一人ひとりがカリキュラム・マネジメントの充実に向けて意識をもつ」こと、その上で「組織的に取り組む」という趣旨を加えました。

23 ページをご覧ください。「1-3-2. 社会とつながる学習活動の推進」の指示事項の中に、PBL により、育成したい力である「実生活・実社会で生きて働く力」や「未来を切り拓く力」等をと記載し、その【指示事項の補足説明】の中に、「ヒラカタノタカラプロジェクト」を参考にするなどして、PBL を推進する旨の記載を加えました。

24 ページをご覧ください。「1-5. 確かな学力を育成するための学校体制」において【指示事項の補足説明】の中に、令和 6 年度 4 月の校長会の指示事項「授業研究の進捗や成果を発信するため、年間に 1 度以上、外部講師を招聘した公開授業を実施すること。」を踏まえ、指針にも明記しました。

29 ページからの基本方策 2 については、特に説明を要する変更事項はございません。

41 ページからの基本方策 3 について、43 ページから 44 ページをご覧ください。「2. 服務規律の徹底（身分上の義務等）」の指示事項の補足説明におきまして、道路交通法が改正されたことに伴って当該法令違反が懲戒処分対象となり得るため、改めて職員への周知徹底が必要であることから追記しました。また、「取り組み例」に幼児・児童・生徒へわいせつな行為を行った場合、同意の有無、被害者が自校か他校の所属であるかを問わず、原則懲戒免職となることや、SNS 等による私的なやりとりを行った場合も厳しい処分が行われる旨など、本市懲戒処分事例を踏まえて改めて強調すべき事項と判断したため追記しております。

46 ページをご覧ください。「2. 労働安全衛生体制の充実」の指示事項の補足説明を令和 6 年度から 36 協定の締結について全校で実施されていることから追記しております。

47 ページをご覧ください。「取り組み例」には「笑顔の学校プロジェクト」の次年度の重点と捉えている労働安全衛生活動の充実について、専門家の効果的な活用を図る旨の周知を図るために追記をしています。

52 ページからの基本方策 4 について、55 ページをご覧ください。「1-3. 障害のある児童・生徒の教育課程の充実」において「取り組み例」を追記しました。学校訪問やヒアリングの

際、子どもたちのアセスメントや、子どもたちの困り感を把握する手だてに困っているという声
がうかがえることから改めて支援策として明記したものでございます。

58 ページからの基本方策 5 及び 60 ページからの基本方策 6 については、特に説明を要する変
更事項はございません。

また、63 ページからの基本方策 7 につきましても、簡単な文言修正や記載場所の変更はあり
ますが、特に説明を要する変更事項はございません。

74 ページからの基本方策 8 につきまして 75 ページをご覧ください。「1. 教育環境」の指示
事項の補足説明に、教育 D X の進展において個人情報の適正な管理・保管等のより適正な取り扱
いが求められることについて追記いたしました。

続いて 76 ページをご覧ください。令和 6 年 10 月に各校へ周知したとおり、学校教室を効果的
に活用するための考え方をまとめた「小学校における教室の活用基準」「中学校における教室の
活用基準」を策定したことにより一文を追記いたしました。

78 ページからの基本方策 9 について、79 ページをご覧ください。「1. 学校図書館運営方針
および年間計画策定」の【指示事項の補足説明】に情報活用能力の育成に向けて、小中学校 9 年
間を見据えた体系的な指導をめざすよう、「大阪府情報活用能力ステップシート」の活用等に関
する文言を追加しております。

81 ページからの基本方策 10 について、83 ページをご覧ください。「1. 放課後の安全な居場
所づくりと保護者が安心して就労できる環境の整備」において基本方策 8 の説明の際にも申し上げ
ましたが、学校教室を効果的に活用するための考え方をまとめた「小学校における教室の活用
基準」等を策定したことにより追記を行いました。また、84 ページの留意事項として活動場所
の拡大として、図書室や体育館等の利用などを明記しております。

以上、議案第 25 号「令和 7 年度学校園の管理運営に関する指針の策定について」の説明とさ
せていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。討論なしと認めます。

これから議案第 25 号を採決します。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程 10、報告第 74 号、「委員会の会議に付した事項の報告について（1）生徒
指導について（令和 5 年 4 月 25 日報告分）」を議題とします。

なお、本件から日程 18、報告第 83 号「委任を受けて執行した事項の報告（1）生徒指導につ
いて⑧」までは、枚方市情報公開条例第 5 条第 1 号に該当する非公開情報が含まれておりますの
で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき、会議を公開しな
いこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。

それでは、日程 10、報告第 74 号から日程 18、報告第 83 号までについては非公開といたします。ここで、定例会は休憩とします。休憩中の時間を使って、教育委員会協議会を開催します。

(休 憩)

○谷元教育長 ただいまから、定例会を再開します。

それでは、日程 10、報告第 74 号、「委員会の会議に付した事項の報告について（１）生徒指導について（令和 5 年 4 月 25 日報告分）」を議題とします。

（ここから非公開部分）

（ここまで非公開部分）

ただいまから、定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件はすべて議了しました。

これをもって、令和 7 年第 3 回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

署名欄

(教育長職務代理者) 谷元 紀之

(教育委員) 中西 悠子
